

要なる理由と爲すものなり。ドイツ帝は又ロシアをして東洋に向はしめ、之を東洋に定着せしむることが、ドイツの利益なるを説けることあり。上述の覺書に依れば、ドイツ帝が別に、ロシアが甲鐵艦の數多き強勢なる艦隊を東亞に於て有することを以て、ドイツのロシアと行動を共にすることを望まじきものとするの理由として擧げたるは、一はドイツ人の強力を尊重する思想の反映なりと言ひ得べきも、一は當時の日本に對する干渉には、強勢なる實力を拵みて之に臨むことを以て、成效の要件と思惟せるが爲めならざるべからず。要するにドイツの干渉参加を重要な理由は、ロシアの勢力を東亞の方面に向はしめ、ロシアの手を東亞に縛り付くることに依り、ヨーロッパに於けるロシア、フランスの壓力、特にロシアの壓力がドイツに加はるを防がんとし、且つドイツのロシアと行動を共にすることに依り、ロシア、フランス同盟の作用を中和せしめ、以てロシアのみならず、フランスをも、ヨーロッパに於て平穩の態度を執らざるを得ざらしめんとするに在りたるを察するを得べきなり。當初ドイツは聯合的行動参加を計るにつき、支那に於ける新領土の獲得に重きを置けるもの如きも、干渉の實行の際に於ては、寧ろヨーロッパに於けるドイツの利益に重きを置けること、上述する所に依り明かなるべし。

第三節 ドイツの干渉の當初に於ける強硬的態度

四月八日の頃、ロシアは干渉を計畫し、ドイツも之と行動を共にせんとせり。同日附のドイツ外務大臣よりロシア駐劄ドイツ代理大使チルシュキーに與へたる電報中に於て、同日ロシアの代理大使が、其本國政府の訓令に依り、旅順口の併合は清國と日本との間の良好關係を結ぶに對する永久的の障害にして、東亞に於ける平和の不斷の脅威たること、諸強國（ドイツ帝はドイツ代理大使に宛つる電報案の端に記入して、「結局に於てイギリスが参加せずとするも」と記せり）の意見たる旨を、友誼

的の形式を以て日本に通告すべきことを、ドイツ政府に向て提議せるを報じ、且つドイツ帝の裁可を経て、ドイツ政府が東京駐劄のドイツ代表者に訓令し、上述の聲明をロシアの代表者と同時に日本政府に對して行はしめんとする旨を報じたり。ドイツ外務大臣は此趣をロシア外務大臣ロバノフに告ぐべき旨、代理大使に命ぜり。

四月十七日に至り、ドイツはロシアより正式に、先づ友誼的形式を以て、日本に對して、遼東半島の確定的領有を拋棄することを勧告するの計畫に加はるを求められたり。而して日本が友誼的の勧告に従はざる際に於ては、ロシアはロシア、ドイツ、フランス三國の聯合的作戰動作を海上に於て日本に加ふるの覺悟を有することを明言せり。

ドイツ外務大臣は四月十七日附の電報を以て、東京駐劄のドイツ公使グットシュミットに訓令して、ロシア政府の日本政府に對して行はんとする勧告と同様の勧告を日本政府に對して行ふべきを命ぜり。ロシア政府の勧告の趣意とする所は、日本の遼東半島の領有は清國の首都に對する不斷の脅威にして、且つ朝鮮の獨立を有名無實ならしめ、從て極東の平和の永久的の障害となると爲し、半島の確定的領有を拋棄することを勧告せんとするに在り。ドイツ政府は東京駐劄のドイツ公使に命ずるにロシア及びフランスの代表者が同様な勧告の宣言を行ふの權限を與へられたる場合に於て、之と共に日本政府に對して上述の趣意の宣言を爲すべきことを以てしたり。是の第一訓電は外務大臣の名を以て發せられたる所なるが、之が起草に當れるは外務省参事官クレメットなりとす。然るに第一の訓電と同じく外務大臣の名に依り、外務省のホルスタインの起草せる同日附の第二の訓電が、グットシュミットに對して、前電を補充し、公使の陳述の準繩たらしめとして發せられたり。ホルスタインの起草に依る第二の訓電の内容と、干渉の宣言の際のグットシュミットの態度とは、干渉に關して、ドイツが主動者たるの疑を惹き起さしむるに至れり。

ホルスタイン起草の第二の訓電に於て、明治二十七年（一八九四年）十月七日イギリスの提議せる日清間の紛争に關する聯合

的調停は、ドイツが日本に對する友誼の上より之を拒絶せりと爲し、三月八日政府は日本政府に對して、速に平和を致し、且つ講和の條件を寛にするを勧め、特に大陸的土地の割譲を要求することが干渉を招くべきを警告せるに拘はらず、日本は之に耳を傾けざりしと爲せり、而して今日の日本の講和條件は苛重に過ぎ、ヨーロッパの利益を害し、假令少々なりとするも、ドイツの利益をも害すと説き、是が爲めに抗議を爲さざるを得ざるに至れりとし、必要な場合には、其抗議を支持する必要な壓力を以てするの覺悟ありと爲し、日本は三強國を對手とする戦闘に於て勝算無きを以て、讓歩を行ひて可なりと説けり。而して日本政府が國際會議を以て讓歩の屈辱的ならざる唯一の形式と思惟する場合には、速かに其旨を打電すべきを命じたり。』ドイツ政府の東京駐劄ドイツ公使に對するホルスタイン起草の訓電中に於て、日本に對する威嚇的の言辭を用ひ、而してドイツ公使も之に關して參酌する所あるを知らずして、訓令の字句の儘の聲明を行ひ、覺書の形式を以て之を日本政府に開示せるが爲め、三國中ドイツが最も強硬の態度を持するものと考へらるるに至り、且つドイツは、代償として後日土地を清國より獲得することあるべきを計り、清國政府の歡心を收めんと欲し、清國の爲めに強國の聯合的措置の企圖を率先してロシアに促せるは、ドイツに外ならざるを清國政府に告げ、此事が清國側より外に漏れたるより、ドイツを以て干渉の張本と爲すの説が行はるるに至れり。

林伯の記する所に依れば、ロシア、フランスの公使の覺書の趣意は、唯友誼上半島還附を勸告すると言ふに在りしも、ドイツの文章中に於ては日本が三國を對手として戦ふも勝算無かるべきが故に、此度の勸告を容れざるべからずと爲せるを以て、林伯はドイツ公使に向つて、ロシア及フランスの公使の所言は、友誼的の勸告を爲すと言ふに在りて、頗る好意的の辭を爲せるも、ドイツ公使の覺書に依れば兵力に訴ふるも提議に従はしむると爲すものの如く解せらるると爲し、果して然らば、理義の如何は姑く措き、國家の面目、人民の感情をも顧みざるべからずとし、然れども、該覺書は日本語にて記されたるを以て、或は

翻譯の誤謬たるやも計られざるを思ひ、特に之をドイツ公使に問ふものなりと述べたりと爲せり。然るにドイツ公使は林伯の上述の陳述を聴きて當惑の色を爲し、覺書に於て述べんとするドイツ政府の意見は、日本を壓迫せんとするの趣意を存するに非ずして、畢竟ロシア、フランス兩國政府の意見と相異なる所無しと爲し、讀了せる覺書中に於て、若し林伯の説ける如き語氣ありとせば、之を行文中の誤謬と解し、意義に於て他の二國の公使の所言と異なる所なきものと了解することを求めたりといふ。

ドイツ公使グットシュミットの本國政府に報道せる所は、細事につきては必ずしも林伯の記録と一致せざるも、宣言に附加せる陳述中に於て、ドイツが必要な場合には其抗議を支持するに必要な壓力を用ふるの覺悟ある旨を述べ、又日本は、三強國を對手とする戦闘が勝算無きを以て、讓歩せざるべからざる旨を述べ、而して此等の文句をも含める宣言附加の陳述の覺書を、林外務次官の求に應じて、之に交付せる旨を認めたり。上述の威嚇的の文句は、グットシュミットの發意を以て加へられたるものに非ずして、已にドイツ外務省の怪物を以て目せられたる政務局の參事官ホルスタインの起草せる訓電（前記の第二の訓電）中に明記せられたる所なり。而して該訓令はクレメットの起草せる前記の第一の訓電を補充し、公使の陳述の準繩たらしむる爲めとして發せられたるものなるを以て、此の訓電に基きてグットシュミットの陳述せる、所謂宣言附加の陳述中に於ける上述の威嚇的の言辭は、獨りグットシュミットの責任に歸するを得ざる所にして、實に訓電を發せる當時のドイツ政府の日本に對する態度を反映するものと見ざる所なり。固よりグットシュミットが他の二公使の態度如何を顧みずして、獨り高壓的態度を示せるは、外交上の手續を缺けるものなること言を須たす。グットシュミットの記する所に依れば、干渉宣言の際、其の三月八日に於てドイツ政府の訓令に基き、日本政府に對して大陸的領土割譲が干渉を招くべきを忠告せるに拘はらず、日本政府が之に耳を傾けざりしことを指摘せるに對し、林外務次官は感慨深かりしが如しとし、又林伯は沈着を缺くの様子を示

し、ドイツ公使館の通譯官ワイベルトが、日本語を以て宣言及び附加の陳述の翻譯を朗讀せる後、附加の陳述は、日本が勸告を拒絶することに因りて生ずべき地位の重大なること及び其結果を日本政府をして悟らしむる爲めにせるものに外ならざるを説明するに及びて、始めて平穩に復せりと爲せり。

ドイツ公使は此際林伯に對して、日本政府が國際會議を以て讓歩を爲すの屈辱的ならざる形式と思惟することあらば、此旨をドイツ政府に打電すべきの訓令を受け居る旨を告げたり。國際會議の開催につき、當時我國に於ても當局者の一部に賛成論者を存せしも、終に行はれずして止めること、本章第五節(ロ)項中に説く所の如し。

ドイツ公使グットシュミットは元來日本に對して好意を有せざる人なりしが如く、干渉に關して非常なる熱心を示し、本國政府の訓令よりも以上に強硬の態度を示せり。ロシアが、清國との休戦の期限盡くる數日前に三國の勸告に對する返答を與ふるか、然らざれば休戦の延期を承認すべき旨を我國政府に告ぐべきの提議を、ドイツ及びフランスに對して爲したる後、ロシア公使ヒトロヴォーが本國政府の訓令を受けざることに藉口して参加せざるに拘はらず、四月二十七日、グットシュミットは、フランス公使と共に、其本國政府が日本政府の迅速なる返答を期待する旨を申し出づるの舉に出でたり。ドイツ公使の此の措置は、ドイツが干渉の張本なりとするの感想を強めたるもの如く、グットシュミットは之に關してドイツ外務大臣の譴責する所となれり。

人をしてドイツが干渉の張本なりとの誤想を抱かしめたるは、一は、東京駐劄のドイツ公使が其人を得ざりしに由るも、又干渉の當初に於けるドイツ政府自身の態度に於ても、日本に對して高壓的の傾向を示せるに由る所あり。而してドイツ政府の此傾向は、上述のホルスタイン起草の第二の訓電に依りても之を知り得べきも、猶干渉の當初に於てドイツ外務大臣の青木公使に對する態度に依りても之を知るを得べきなり。四月二十日の青木公使の電報に依れば、同公使がドイツ外務大臣に面會せ

る際、ドイツ外務大臣は曰く、昨年の秋以來ドイツは日本に對して充分の好意を表し、ヨーロッパ諸國の干渉の企圖を打破し、其他種々の方法を以て日本を助けたるに、日本は何等の報酬をも爲さずして、ドイツの利益を増進するを思はず、加之ドイツ及び其他のヨーロッパ諸國の清國に對する通商上の關係を顧みずして、擅に媾和條件を定めたり。故にドイツは最早ヨーロッパ諸國の聯合的運動以外に立つを得ずと。又日本は元來外交上の慣例に背きて自儘の處置に出でたりと言ひて、大に非難を加へ、世界は決して日本國の希望と命令とに依りて動くものに非ずといふに至れり。然れどもドイツ政府の態度は、干渉問題關係の交渉中、著るしく變更を受くるに至れり。是れ第五節に於て述ぶべき所なり。

第四節 ドイツの干渉問題繼續中日本に對して示せる好意的態度及び

ドイツの態度變更の原因

ドイツが三國干渉に加はれるは、東亞に於ける其の利益を考量せるが爲めなるも、主要なる参加の理由はドイツのヨーロッパ的利益に存すること、本章第三節に於て已に説ける所の如し、而して干渉の當初に當りて日本に對する高壓的態度の顯著なりしこと、本章第四節に於て已に説ける所の如し。然るにドイツは干渉の實行に入りて後幾許も無く、日本に對する態度を改むるに至れり。

ドイツ政府が三國干渉の宣言を爲すことを東京駐劄ドイツ公使に命じたる訓電は四月十七日發せられ、宣言の實行されたるは四月二十三日なりしが、其翌日たる四月二十四日、ドイツ外務大臣マルシャルは、ドイツ帝に扈從してカースルーエに赴けるキデルレンに送れる電報中に於て、日本との以後の談判に際し、日本に對してロシア又はフランスよりも強硬なる風を示す

を避け、二國をしてドイツの目的につき疑惑の念を抱かざらしめ、又ドイツを以て日本に反対する行動の首腦と稱するの機會を二國に與へざるを要すと爲し、若干年の後、或は共同目的の爲に日本と協商するの望まじきこと起り得べきを説けり。此時ドイツ外務大臣は、已に日本に對する干渉當初の態度の弊を悟るに至れるものならざるべからず。

然れどもドイツ帝はドイツの干渉参加を促がせるヨーロッパ的利害を忘るること無く、ロシアを東亞の經營に奨誘せんと欲し、四月二十六日に於て、ドイツ帝は、ロシア帝の爲めに土地併合の問題の解決を助くべき旨をロシア帝に言ひ送り、之と同時、四月二十六日に於て、ドイツ帝は、ロシア帝に不便を與へざる場所に於てドイツの一港を得ることにつきロシア帝が好意を示すを希望する旨を言ひ送れり。ロシア帝はドイツ帝の希望に副ふの意思を表示し、後に同年九月ホーエンローエがロシアの首都に赴ける際、ロシア帝が、此點の約束をドイツ帝に與へたることを確認せりと言ふ。

ドイツ政府は、我國が旅順口を取り止めんとして運動せるに對しては、固より承認を拒めり。五月一日附のドイツ外務大臣の覺書に依れば、其日ベルリン駐劄青木公使は秘密にドイツ政府に對して談判を爲し、下の關係の批准交換に依り、日本の名譽及び威信が全うせられたる後、ドイツの勸告の趣意を汲みて、媾和條件の變更を定むべしとし、日本は旅順口を含める南端の金州を除き、其以外の遼東半島の永久的占領を抛棄すべしとし、之に對して清國と談判して相當の代償を收むることを留保すると爲す。而して日本は清國が其義務を全然履行する時期に至る迄遼東半島を占領し得べきを主張せんとし、ドイツが日本の是等の主張を認むることを求めたりと爲す。ドイツ外務大臣は、日本が三國を離間せんと企つるも、成效の見込無くして、却りて日本の困難を加ふるに終るべきを説き、日本が全半島を抛棄せずして、旅順口を含める金州を領有せんとするも、東亞の平和の不斷の危険を存すること依然たるを以て、日本が全半島を抛棄し、其以外に於ても大陸に土地を求めざるを要すと爲し、清國の島地につきても、日本は已に考慮し得べき限り獲得する所ありたりと爲せり。

一方に於て、ドイツ政府は日本をしてドイツを敵視せしめざらんと欲し、外交の常規に依らずして、ロンドン駐劄のハッツフェルト公使及びロンドン駐劄の加藤公使を経由して、間接に日本政府に告ぐる所あらんとせり。是に依り、一方に於て日本政府に對して遼東半島の確定的領有の抛棄を速に承諾すべきを勸告し、他方に於て日本に對して出來得べき丈け好意を示さんと欲せるもの如し。我國の記録に依れば、加藤公使はハッツフェルトの面晤を求めたるに應じて、四月二十九日之を訪問せしに、ハッツフェルトはロシアの感覺益激昂し、フランスは最早同盟を去らんと欲するも之を爲し能はざるの地位に陥り、ドイツは在來の如く尙ほ日本に對して友情を懐けるを以て、圓滑に當該事件を終結せしめんと欲すると爲せり。加藤公使がドイツの日本に對して友情を抱きながら、干渉に加はれるの理由を問へるに對しては、ハッツフェルトは暗にヨーロッパ關係の略がドイツをして干渉に加はらざるを得ざらしめたるを説き、同時に、ドイツが干渉に加はれる爲め、ロシア及びフランスに説きて其要求を軽減せしめたるを以て、ドイツの参加は日本の爲めに却りて僥倖となれりと言ふ如き詭辯を弄せり。ハッツフェルトは日本が其際兎も角も遼東半島を一時占領することを以て満足し置くべしとし、而して一時の占領は將來永遠の占領に變換するを得べきものなりと言ひ、其の幾多の先例を示し、若し日本が該半島を永久的に占領することをすら斷念せば、其他何等の條件にても、日本が承諾し得べき處置に付て、ハッツフェルトが加藤公使と共に之を結了することに盡力すべき旨を、本國政府に申立つるを得べしと附言せりといふ。

ドイツ政府がロンドン駐劄の公使を経由して我國に進言する所ありしことにつき、ドイツ方面の記録を探るに、五月四日ドイツ政府はハッツフェルトをして林公使に對して、ハッツフェルトの確知する所に依れば、日本政府が事を遷延し、又は事を複雑にするときは、日本に取りて不利なる要求變更を生ずべきを述べしめんとし、日本が直接に清國に對して、償金額を増加するに代へて、旅順口を抛棄することと爲すか、然らざれば、清國が戦敗國として、媾和條約の批准交換後直ちに、償金額を

増加するに代へて、遼東還附を懇請することと爲さば、日本が感情を傷けらるること無かるべしと爲し、此點につきドイツ政府が結局に於て調停を爲すの意あることを、ハツツフェルト公使の心得の爲めに之れに告げたり。ドイツ政府は又旅順口の永久的要塞建築禁止につき努力すべき旨を附言せり。

五月四日、我國に於て、三國の勸告は全然之を聽容し、先づ外交上一方の葛藤を割斷し、他の一方に於ける下の關係約批准交換の事は、毫も猶豫せずして之を斷行せしむることに決し、日本政府が三國の友誼ある勸告に基き、遼東半島の確定的領有を拋棄する旨を三國に對して宣言することとし、五月五日、三國に對する宣言が行はれたり。五月九日東京駐劄ロシア公使は、其政府の訓令を奉じ、ロシア政府は日本の遼東半島の永久的占領を拋棄するの通告を得て、日本政府が此措置に依り重ねて其卓越せる見識を示せることを認めたりとし、世界の平和の爲め祝賀の意を表する旨を述べたり。然れども三國干渉は之に依り局を結べるに非ずして、此後猶數ヶ月に亙りて我國と三國との間に交渉行はれたり。

五月九日、ロシア外務大臣ロバノフは、上述の日本の單純なる拋棄の宣言を以て足れりとせずして、日本に對する新なる交渉の原案を作つてドイツ政府の承認を求めたり。是に依れば、日本政府の拋棄の承認は拘束力ある文書に於て之を記せざるべからずとせり。其意たるや、半島撤兵の時期、條件、並に代償金額の問題をも、我國と三國との間に於て定むべしと爲すものならざるべからず。而して公文交換の形式に依るを以て足れりと爲せり。其意たるや、正式の條約の調印を必要と爲さざるものなりとす。ロバノフは東京駐劄の三國公使にスペイン公使を加へて其事に當らしむべしとし、又清國の代表者をも参加せしむべしと爲せるも、イギリスをして談判に加はらしむるを欲せずして、澎湖島に關する新問題を提起せるに拘はらず、該問題を以て下の關係約の解明又は補充の問題として解すべきものと爲せり。ロシアの新提議に對して、ドイツは日本が三國の清國大陸的領土併合を拋棄すべきの勸告に留保無く聽從し、双方の宣言は已に協定として存し、唯實行の問題あるのみと爲す

の議を唱へ、又會議開催の不必要を唱へ、而して日本政府が遼東半島の拋棄を宣言せる後、澎湖島に關する新要求を提出するを不可と爲せり。ドイツは日本と三國との間に公文交換を行ふことを認めたる後に於ても、澎湖島問題につき異議を唱へたるが、該問題が形を變へて日本の認むる所となれること後述する所の如し。五月十七日ロシアは東京駐劄ロシア公使に與ふる訓令案の形式を以て、半島還付の代償金、半島撤去の條件及時期、澎湖列島の要塞建設禁止及び臺灣海峡の航海自由擔保等に關して日本政府に要求せんとする所を記して、ドイツの同意を求めたるに對して、五月二十日ドイツ外務大臣はロシア首都駐劄ドイツ大使に訓令し、前述の各問題につき、ドイツ政府の意見を述べしめたり。此際ドイツ政府は、日本に對する勸告を容るが爲め、日本の現在の節制ある政府が無分別なる主戰的反動黨に依り倒さるるに至ること無き様に、勸告の體様を定めざるべからずと爲し、若し上述の如きことが起らば、當面の未決定の問題の平和的解決を得べきや否やも疑はしきに至り、從て三強國の協調の主たる目的が達せられざるに至るべしと爲し、我國に對して好意を寄せたる言を爲し、各問題につきて我國の利益とする所を支持せんとせり。其の詳細は之を後述の(ハ)、(ニ)、(ホ)の各項に讓るものとす。

ドイツは當初露清銀行の如き組織に關係せんとしロシア外務省と談判せるも、ロシアの大藏省はドイツに關係なく露清銀行の設立を行ひ、且つ千六百萬磅の清國借款を成立せしめたり。六月十二日ドイツ外務大臣はグッドシュミットに訓令を發し、ロシアがフランスと共に千六百萬磅の借款の計畫を爲し、ドイツを疎外せることは、ドイツ人を憤らしめたりとし、此事件は半島の撤兵問題につきドイツをして慎重の態度を執らざるを得ざらしむると爲し、日本は償金の一部の支拂を受け、且つ少くとも其殘金が擔保するに非れば、占領地を拋棄するを諾せざるべきを説き、ドイツ代表者は、談判に加はるときに於ては、此の見地を維持すべしと爲せり。而して朝鮮が問題となることあらば、三國の元來の計畫は清國の大陸的領土に關するを以て、元來の計畫の外に逸するものなるを説くべしと訓令せり。

七月十九日、日本政府は代償金額を五千萬兩とし、一般債金の第二回支拂と通商條約の批准交換とを待ちて半島を撤兵すべしとし、臺灣海峡の諸國民の公共的大水路として自國の排他的の支配及び領有に屬せざるを認め、且つ臺灣及び澎湖島の不割讓を約するの宣言を爲せるが、ドイツ政府は日本政府の宣言を以て穩當なりとして之を支持せんとせり。七月二十四日の覺書に於て、ドイツ外務次官は、ベルリン駐劄のロシア大使に對して、ドイツの目的とする所は、係争國双方に取りて穩當なる、永續すべき協定を行はしむるに在りて、此目的は、日本の提議を容るるに依りて遂ぐるを得べしと思惟する旨を述べたることを記せり。然れどもドイツ帝がイギリスを訪ひ、ソールズベリと有名なるカウスの會合を爲さんとする以前に於て、七月十日ロシア帝に書翰を送り、ドイツ帝は東亞に於けるロシアの政策を無條件に支持すべきを告げたるの事實あり。ロシアは益、ドイツ政府の東亞問題に關する反對を重要視せざるに至れり。

上述の如くドイツは我國に對して好意的の態度を取り、ロシアの主張に對して我國の利益を支持せり。其願末の各問題に關する詳細は、之を後述の(ハ)、(ニ)、(ホ)の各項に於て詳述すべきなり。ドイツの干渉参加後に於て、是の如き好意的態度を執れる理由も、亦三國干渉参加理由と同しく、主としてドイツのヨーロッパの利害に關係せること、本節終尾に於て論及すべき所なり。然るに是の如き好意的態度は、畢竟主としてヨーロッパの利害の考量に基くものなるを以て、又ヨーロッパの利害の考量に依りて制限せらるることを免かれず。ドイツ帝は當時の東亞問題に關して主として、其ヨーロッパに於ける反動に懸念し、ロシア及びフランスのみが協同して、日本に對して行動するが如きことの起るを避けざるべからずと爲せり。故にフランスがロシアの意見に一致するときは、ドイツは結局ロシアと行動を共にして、調停的且つ慰撫的に、日本を動かすべきものと爲せり。

ドイツが容易にロシアの意見に賛同せざるより、八月九日の頃、ロバノフはドイツ大使ラドリンに對して、日本政府との

談判の停滯せるは、一部分はドイツ政府の責に歸すべきものとする意味の言を爲せり。ドイツ大使はロシアがドイツに告げずして、部分的借款を成立せしめ、其結果日本政府は、清國が將來債金の支拂を爲すこと確實なるやを疑ふに至り、是が爲めに日本政府は、口約に依頼して其の留置せる所を抛棄することを躊躇するに至れるものとし、談判の遅延は是の如き事情に因るものにして、ドイツ政府の責に歸すべき事由を存せざるを説けり。ドイツ大使は又半島還附の代償につき、ロシアがドイツの不足と考ふる類を主張するを以て、代償の問題につき一致を得ること困難なるを説けり。

八月三十日に至り、猶ロシア、ドイツの間に議議まらざるより、此日ロシア政府は已に意見の纏りたる點につき日本政府と談判を始むるの議を發し、日本政府に告ぐるに、遼東半島の代償は三千萬兩を以て充分なりと認むること、及び半島の撤退には通商條約の締結を以て豫備條件と爲すを認め得ざることを以てすべしとす。而して猶三國間に意見の一致を得ざる點、殊に半島還附に對する特別代償仕拂の外に、一般債金の最初の二回の支拂(即ち一億兩の支拂)を了せることを以て完全なる撤退の條件と爲す點につき、日本政府が其要求を依然主張するときは、三國の代表者をして更に訓令を本國政府に請はしむることと爲すべしとす。

九月十一日、ドイツ公使グットシュミットはロシア、フランスの公使と共に、我國の外務大臣に對し、遼東半島の代償を三千万兩に減額し、而して該額の支拂を受くれば直ちに撤退を行ふべきを勸告するの舉に出でたるも、九月十二日、臨時外務大臣の職を行へる外務次官ローテンハンは、グットシュミットに對して簡人的の報道として電報を送り、ドイツ公使の他二國の公使と共に日本政府に對して執れる形式が、日本政府をして、ドイツもロシア、フランスと共に、日本の主張する一億兩支拂の撤退條件を争ふものとするの感想を抱かしむべきも、是れドイツ政府の意思に反すると爲す。

十月七日に至り日本政府は九月十一日の三國公使の申出に答へ、半島還附に對する代償金を三千万兩に減額し、清國との通

商條約の締結を以て半島撤退の條件と爲すこと無く、三千萬兩の代償の完全なる支拂の後三ヶ月内に撤退を行ふべきを宣言せり。而して十月十八日及び十九日の日附の我國との間の公文交換に依り、我國の七月十九日の臺灣海峡、臺灣島及澎湖島に關する宣言と、十月七日の代償金額並に撤退の條件及期限に關する上述の宣言とを確認せり。是に於て四月二十三日の干渉の宣言ありて後約六ヶ月を経て、三國干渉事件は、外交問題としては結了するに至れり。是の如く談判の長引けるは、干渉を行へる三國中ドイツが、干渉の實行に着手して後、日本に對して好意的態度を執るに至り、ロシアとドイツとの間の意見の一致を得ること困難なりしことに職由するものと言はざるべからず。

(以下(イ)條約批准問題、(ロ)遼東半島還附の形式の問題、(ハ)拋棄の代償の問題、(ニ)撤兵期の問題、(ホ)澎湖島及び臺灣海峡問題等に項を分ちて、ドイツの日本に對して示せる好意的態度を細説せんと欲す。

(イ)條約批准問題 清國がロシアの裏面の勸告に依り、下の關條約の批准を行はざらんとするや、ドイツ政府は五月六日北京駐劄のドイツ公使に宛てて、清國政府が批准を行はざるべからざるを説き、批准が行はれざれば、ドイツ政府は清國を其運命に放擲すべきを説き、批准を行ふことを清國政府に勸めしめたり。清國政府は批准交換の期日たる五月八日に於て、猶北京駐劄のドイツ公使に對して、ロシア、フランスの公使と同じく、遼東半島還附問題の決定する迄下の關條約批准交換を延期することに同意するを求めたるも、ドイツ公使は之を聽かず、五月八日午後十一時半に至り、始めて芝罘に於て批准交換が行はれたりと言ふ。

(ロ)遼東半島還附の形式の問題 ドイツ政府は五月四日ロンドン駐劄のドイツ大使を經由して、日本が直接に清國に對して、償金額を増加するに代へて旅順口を拋棄することと爲すか、然らざれば、清國が戦敗國として、講和條約の批准交換後直ちに、償金額を増加するに代へて、遼東還附を懇請することと爲し、以て日本の感情を傷けざる方法に依るを得べきを間接に日本政

府に告げしめ、且つ此點につきドイツ政府が結局に於て調停を爲すの意思あることを日本政府に暗示せしめんとせり。五月五日、青木公使は、ドイツ外務大臣に對して日本政府の三國の勸告を容るることを告ぐるに當り、ドイツが清國政府に忠告して、還附の請求を日本に對して爲さしむることを求めたり。ドイツ政府は此事に關し日清兩國の爲に周旋するの意ありしが如きも、我國政府に於ては、對三國關係と對清國關係とを別個の問題として分割し、彼此相牽連せしめざるの方針を取らんとし、且つ拋棄の宣言に條件を附するの結果を危めるより、終に五月四日、三國に對して單純なる永久的占領拋棄の宣言を爲すことに決せる爲め、清國をして還附の請求を我國に對して爲さしむることは、實益なきに至れり。而してロシアは五月九日の頃、更に我國と三國との間に於て、我國の還附の實行を確むる爲め公文交換を爲すを求むる議を發し、ドイツは、一應、日本が三國の勸告に留保なく聽從し、双方の宣言は已に協定として存し、唯實行の問題あるのみと主張せるが、終にロシアの議に一致するに至り、十月十八、九日の公文交換が我國と三國との間に行はるるに至れり。

半島拋棄の形式の問題につき、ドイツの提議せる列國會議開催問題を附記せざるべからず。四月二十三日の干渉宣言の際、ドイツは已に東京駐劄のドイツ公使をして、日本政府にして國際會議の決定に依りて讓歩することを其體面上好ましきものと思维することあらば、ドイツ政府が之に關して盡力するの意ある旨を、我國政府に告げしめたり。列國會議開催の事が我國當局者の間に於て問題となり、四月二十四日の御前會議に於て廟議粗。列國會議開催に決せるもの如きも、翌日伊藤總理大臣は舞子に陸奥外務大臣を訪ひて其意見を求むるや、陸奥外務大臣は、一度問題を列國會議に附するときは、列國各自己に適切なる利害を主張するに至り、會議の議題が多岐となり、下の關條約全體の破滅を招くの恐ありとし、會議開催を以て、我より好むで更にヨーロッパ強國の新干渉を導くに同じき非計なるべしと爲し、列國會議開催の議爲めに止むに至れり。

(ハ)遼東半島拋棄の代償の問題 五月九日ロシアはドイツに對して、日本の遼東拋棄に對する代償の額に關し、日本は清國

償金皆済の時期まで遼東半島を占領するを計るべきを以て、代償の額大なるときは日本の占領が無限に繼續すべしとし、是點より代償の金額を巨額に上らしめざるを要すと爲せり。而して五月十七日ロバノフはロシア政府の東京駐劄ロシア公使に與へんとする訓令の寫をロシア駐劄ドイツ大使ラドリンに示して、ドイツ政府が之に倣ひて事件の促進を致すべきを求めたるが、該訓令に於て、嚴に法律的なる見地よりすれば、日本政府の讓歩は三國に對して無條件に行はれたるものにして、清國に對して行はれたるものに非ざるを以て、該讓歩の爲めに清國より代償金を要求するの理由無かるべきものとす。此種の代償金は、之を戦勝者の保有せんと欲する征服地の多少に關係せざる軍費賠償取立金と混同すべからずと爲し、若し日本にして此種の代償金の獲得を主張するに於ては、其の額を少からしめざるべからずと爲す。ドイツ政府が五月二十日ロシア駐劄ドイツ大使に與へたる書翰に於て、日本政府が留保無く遼東の抛棄を聲明せる後、三國は日本をして代償を得せしむる爲めに關與するの法律上の義務を有せざることは、ロシア政府と見る所を同うすと爲せるも、同時に衡平の見地よりして、清國が遼東の還附に對して代償金を拂ふの問題が考量に入らざるべからずと爲し、其理由として、日本が媾和談判の際、清國の當時承諾したる土地割讓を考慮して、一般償金の要求を著るしく引き下げたるに、土地の割讓せらるる部分が遼東抛棄後の今日に於て著るしく減少したることを挙げたり。而して三國は償金額増加につき原則的の反對を爲さずして、ロバノフの提議に従ひ、償金の増額をして適當なる範圍を超えしめざることに三強國の努力を向くることを適當と思惟する旨を述べたり。然るにロシア政府が五月二十三日ドイツ大使に示して東京に送るべきを報じたる訓令案に於て、此點に關して改むる所無し。五月二十三日、ドイツ外務大臣が東京駐劄のドイツ公使に對して發したる訓令に於ては、此點に關して、日本の遼東半島を抛棄するに換へて得べき代償金額を適度とする様、日本政府に勸告すべきを訓令するに止めたり。七月十九日、日本政府は此點に關し、清國の差逼れる窮境を思ひ、其の日本の抛棄すべき土地の價値に相當する金額を支拂ふの困難を思ひ、遼東半島の確定的抛棄

に對する代償の金額を五千萬兩と定むるとす。七月二十四日のドイツ外務次官ローテンハンの覺書に依れば、ドイツ政府は日本政府の七月十九日の提議を以て穩當なりと爲し、外務次官はドイツ政府の此意見をロシア大使オステン・ザッケンに談れるが、ロシア外務大臣ロバノフは遼東半島還附の代償として、日本が五千萬兩を要求するは法外なりとし、日本をして該額を半減せしめざるべからずと爲せり、ロシア大使は、アジア諸國の政府と談判の際には、懸け引を爲すことが普通にして且つ必要なりとし、日本自身も、五千萬兩を以て結局の要求と爲せるものに非ざるべしとし、兎も角も、日本をして其要求を減せしむるの試圖を爲すを可なりと爲せり、ドイツ外務次官は、ロシア大使に對して、日本の金圓に關する要求は一般に適當の範圍を逸せざるが、遼東半島の如き廣大にして重要な土地の代償としては、五千萬兩は穩當なるを失はずと思惟する旨を告げたり。而してドイツの目的とする所は、紛争國双方に取りて穩當にして永續すべき協定を行はしむるに在りて、此目的は日本の提議を容るるに依りて遂ぐるを得べしと思惟すと爲せり。然るに八月九日ラドリンがドイツ外務省に報道せる所に依れば、ロバノフは依然日本政府の要求する五千萬兩を以て過多なりと爲し、日本は東洋的慣習に従ひて、試に其期待する額の二倍を要求するものと爲し、日本の宣言に對して時を移さず協同して返答を與へ遼東半島撤去の條件を協定し、且つ其時期を確定すること肝要なりと爲せり。而して金圓の問題は第二義の事なりとし、前問題と同時に之に關しても審議すべきものと爲せり。ラドリンは日本政府の五千萬兩の要求が決して過多に非ざるを説き、清國政府の拂ふべき二三百萬兩の爲に、日本の敵意を招くの愚なるを説けり、ロバノフは清國の財政の窮迫を説き、ドイツ大使は清國が日本に支拂ふべき金圓を得ること容易なりとし、且つ日本は、一般に償金の支拂を清國より受け得べきや否やにつき疑を有するもの如しとし、其充分の償金支拂を受くること確實ならざる際に、其占領せる地點の撤退を爲すを欲せざるは、當然の事なりと爲せり、ロバノフがドイツ大使との談話中に於て、日本政府との談判の停滯せるは、一部分はドイツの責に歸すべき旨の言ありたる際、ドイツ大使はロシアが

ドイツに告げずして、フランスと共に清國の部分的借款に關係せるを尤め、是が爲め將來大規模の借款の成立が却りて困難となり、日本政府をして將來償金の支拂を受け得べきや否やを疑ふに至らしめたりと爲せるが、ドイツ大使は又、ロシアがドイツの不足と考ふる額を半島還附の代償金の問題につき主張するが爲めに、該問題につき一致を得ること困難なるを説けり。八月十二日ドイツ外務次官がロシア政府との意見の一致を致さしむるためとして起草せる覺書中に於ても、半島の代償金を五千萬兩に定めんとせり。『ロバノフは遼東半島の代償として要求する五千萬兩は、之を減額せしめんと欲するも、若し減額せしむるを得ざるときは、清國が之を六回に分納することとし、下の關係約に依る殘餘の一億兩の償金の分納期と同時に仕拂はしむることと爲すべしとす。』然るに八月十九日ドイツ外務大臣のラドリンに與へたる訓電に於て、出來得る丈けロシアの意見を容れんと欲して、ドイツ帝は日本をして遼東半島撤退の代償を三千萬兩に減せしむることに一致すると爲し、而して一億三千萬兩の支拂あるときに於て、日本政府をして遼東の全半島より撤退せしむることと爲すべしとす。『ロバノフは代償金として三千萬兩の額を承認し、代償金を分納せしむるの議を止めしむるも、遼東半島の撤退は一般償金中の一億兩の支拂を待つこと無く、三千萬兩の支拂あるときは直ちに之を行はしむべしと爲せり。』フランスも亦三千萬兩の代償金額を認め、九月十一日三國の公使は日本の外務大臣に對し、遼東半島の代償を三千萬兩に減額し、而して該額の支拂を受ければ直ちに撤退を行ふべきを勸告せり。十月七日、日本政府は半島の代償金額三千萬兩を承認せり。

(二)撤兵期の問題 五月十七日ロシア外務大臣ロバノフが東京駐劄ロシア公使に宛てんとする訓令の寫をドイツ大使ラドリンに示したる中に、遼東半島の撤去につき期限を定めざるべからずとし、出來得べくば償金の第一回の支拂の終れる後、(即ち下の關係約の定むる所に依り、該條約批准交換の日たる五月八日より六ヶ月の間に行ふべき五千萬兩の償金仕拂の終れる後)、直ちに撤去することと爲すべしとす。『ドイツ政府は、出來得る丈け速に遼東半島より撤退を行はしむることが、約束せる行

動計畫の一部を成せるを認めたるも、三國は目下媾和條約に定めたる支拂條件の細目を知り得ずとし、從て如何に其額を分納するや、又何時までの期限内に初の支拂を爲すを定むるやを知らざるを以て、ロシアの提案の如く、單に償金の第一回支拂の後と爲さずして、撤退の爲めに三年、二年又は一年等の一定の期限を定むることとし、而して之を軍費賠償(即ち一般償金)の問題より全然獨立せしむるか、又は其の一定の部分的支拂を終ることを條件として可なりとす。』ロシア政府は五月二十三日、東京駐劄ロシア公使に對して發せんとする訓令をドイツ政府に示して、同様の步調に出づるを求めたるが、ドイツ政府の提言に拘はらず、撤兵期の問題につきて、五月十七日に示せる訓令案を改むる所無し。『ドイツ政府が東京駐劄ドイツ公使に對して、五月二十三日發したる訓電に於ては、單に償金の一部の支拂と共に、成るべく早く撤退することを求むべしとせるのみ。』ロシアがドイツを疎外し獨りフランスと計りて、千六百萬磅の清國借款を成立せしめたる噂あるや、ドイツ政府は、此の如き部分的の借款の成立の爲め、日本に對する償金仕拂の爲めの大借款の成立が却りて疑問となるに至るべしとし、ドイツ外務大臣は六月七日東京駐劄ドイツ公使に宛てたる訓令中に於て、借款問題の明白となる前に、日本政府に對して其占領地を撤退することを勸告するを得ずと爲せり。露清借款の成立が確めらるるや、六月十二日ドイツ外務大臣は東京駐劄ドイツ公使に訓令し、該借款に關する事件は、撤兵問題につき、ドイツをして慎重の態度を執らざらしむると爲し、日本は償金の一部の支拂を受け、且つ少くとも其殘金の支拂が擔保するに非れば、占領地を拋棄するを諾せざるべきを説き、ドイツ代表者が其談判に加はる際には、此見地を維持すべしと爲せり。清國の借款につきて、ドイツはロシアとの意見交換を求めたるに、ウィッテはドイツ大使に對して是の如き事實の全然考量されざるを説けるにも拘はらず、ロシア大藏省はドイツ政府に告げずして部分的の借款を協定せるもの如し。ロバノフは之に關して、フランス政府がドイツの参加する公債に關係するを欲せず、而してロシアが之に當らざれば借款の成立疑はしきに至るを以て、ロシアは止むを得ず之に關係せるものとして辯解を爲せ

り。然るに七月十日ドイツ帝がカウスに赴く以前、七月十日を以て、ロシア帝に送れる書翰中に於て、ドイツ帝は東亞に於けるロシアの政策を無條件的に支持すべしと爲せり。七月十九日の日本政府の提議中、撤兵期に關しては、遼東半島還附の代償として要求する五千萬兩の金額が支拂はれ、且つ償金の第一期の支拂が行はれ、加之通商航海條約の批准交換を了するときは、遼東の全半島より撤退するを諾すべきを宣言せり。七月二十四日附のドイツ外務次官ローテンハンの覺書に依れば、ドイツ政府は日本政府の七月十九日の提議を以て穩當なりと爲し、外務次官はドイツ政府の此の意見をロシア大使オステン・ザッケンと談れりといふ。八月九日、ロシア駐劄ドイツ大使ラドリンのドイツ外務省に報道する所に依れば、ロバノフは代償として日本の要求する五千萬兩を以て過多なりとし、且つ日本の宣言に對して、時を移さず協同して返答を爲し、遼東半島撤去の條件を協定し、且つ撤去の時期を確定すること肝要なりと爲せり。而してロバノフはロシア帝が、通商條約の締結後始めて撤退すべしとする日本政府の主張の、撤退を無期に延期するの口實を假すの恐あるの故を以て、之を認むる能はずと爲す旨を告げたり。ロバノフは撤兵の問題につき概して下の關係約の規定と關係無く之を定めざるべからずと爲せり。是れ一般償金の一部の仕拂と關聯せしめざらんとするものなり。八月十二日ドイツ外務次官は、ドイツ政府とロシア政府との意見を一致せしむる爲め、日本が清國との通商條約の締結を以て遼東半島撤退の豫備條件と爲さんとすることに反對せんとするの意見に賛同すと爲し、又日本は成るべく速に撤兵すべきものと爲し、遼東半島の代償五千萬兩と一般償金の二度の支拂額たる一億兩とを合して、一億五千萬兩の支拂を受けたるときは、全く半島を撤退すべきものとす。ロバノフは清國が急速に一億五千萬兩を拂ふこと能はずと爲し、清國が一億兩を支拂ふときは、日本をして遼東半島を撤退せしむべしとす。而して遼東半島の代償たる五千萬兩は、之を減額せしめんと欲するも、若し減額せしむるを得ざるときは、清國をして、撤退後之を六回に分ちて分納せしむべしと爲す。八月十九日ドイツ外務大臣のラドリンに與へたる訓電に於ては、ドイツ帝が日本をして遼

東半島撤退の代償を三千萬兩に減せしむることに一致するを説き、而して一億三千萬兩の支拂あるときは、日本政府をして遼東の全半島より撤退せしむることと爲すべしとす。ロバノフは遼東半島の代償として三千萬兩を承認し、且つ撤退後の代償分納の議を撤回せしも、遼東半島の撤退は、下の關係約と關係無く定むべしとす。一般償金中の一億兩の支拂を待つことなく三千萬兩の支拂あれば之を行はしむべしと爲す。ドイツは三千萬兩の外に於て、日本が一般償金中の一億兩の支拂を受けざる前に、其最も重要にして又最も有効なる擔保を抛つことを、之に強ふるを得ずと爲し、遼東半島の全然の撤退は、之に依り數ヶ月延期せらるべきも、清國は支拂を速にして半島の占領期を短縮するを得べしと爲す。八月二十七日ベルリンのロシア代理大使はドイツ外務大臣に對して、ロシアの提議に關する返答を迫り、ドイツ外務大臣は依然、三千萬兩の外に一般償金中の一億兩の支拂ありて後、始めて遼東を撤退せしむるの議を唱へたり。代償金額につきてはロシア、ドイツの意見が一致するに至りても、ドイツが撤退の時期及條件に關して容易にロシアの意見に従はざるため、八月三十日に至り、ロシア政府は三國間に一致を得ざる點を留保し、已に意見の一致を見たる點につき日本政府と談判を始むべきを提議し、ドイツ政府は之を容れて、九月四日東京駐劄ドイツ公使に談判開始の訓令を發せるも、若し日本政府が半島還附に對する代償の支拂の外に、一般償金の最初の二回の支拂を了することを以て、完全なる撤退の條件とするの要求を依然主張する場合には、更に訓令を本國政府に請ふべきを命ぜり。然れどもフランスも此點につきロシアと歩調を同するを見て、ヨーロッパ的利益を重しとするドイツ帝の意思に依り、ドイツ政府はロシアの意見に一致せんとするに至り、ロシア首都駐劄のドイツ大使をして、ドイツは日本人よりも日本的たるの考なきを以て、日本が自由意思を以て、半島の撤退に先ちて二回の支拂の行はるることを要するの條件を抛つべしとの、ロシア政府の想像が事實とならば、ドイツ人は之を喜ぶべき旨を、ロバノフに傳へしめたり。九月十一日東京駐劄ドイツ公使グットシュミットは、同日他の二國の公使と共に、我が外務大臣に對して、遼東半島の代償を三千萬

兩に減額し、而して該額の支拂を受ければ直ちに撤退を爲すべきことを勧告せる旨を電報せり。九月十二日に於て、臨時にドイツ外務大臣の職を行へる次官ローテンハンはグットシュミットに對して箇人的の情報を送り、ドイツ公使が他の二國の公使と共に日本國外務大臣に對して執れる措置の形式は、日本政府をしてドイツがロシア、フランスと共に一億兩の撤退條件を争ふものとするの感想を抱かしむべきも、是れドイツ政府の意思に反する所にして、ドイツ政府は元來日本政府の一億兩支拂の撤退條件要求を不當に非ずと思惟し、之に關して未だ終局的の言明を爲さざりしものと爲す。ロシア政府の想像する如く、日本人が將に到らんとする嚴冬及び病患等の爲め此條件を拋棄することあらば、固より可なるも、ドイツが日本政府をして條件を拋棄せしめんと強ふるが如き外觀を避けざるべからずと爲せり。十月七日グットシュミットは、同日日本政府が九月十一日の三國公使の申出に對へたる中に於て、撤兵期の問題に關して、清國との通商條約の締結を以て半島撤退の條件と爲すこと無く、又一般債金中の一億兩の支拂を撤退條件として要求すること無く、三千萬兩の代償の完全なる支拂の後三ヶ月内に撤退を行ふべしと宣言せるを報せり。十月十八日及び十九日の公文交換の際に於て、十月七日の此宣言が確認せられたり。

(ホ)澎湖島及び臺灣海峡問題 日本が遼東半島還附の交渉を受けて後、旅順口を保有せんと試みたるが、其頃フランスが澎湖島の問題を提起せり。該問題はフランス外務大臣アノトーの發案に據る所にして、當初フランスが該問題につき日本に對する要求の衝に當ることと爲さんとせるを以て見るも、主として國內の輿論の爲めに事功を立てんと欲せるに出でたるもの如し。五月四日ドイツ駐劄のフランス大使は、ドイツ外務大臣に對して、ロシアの現在の計畫に依ればロシアは其志す所を遂ぐるを得べきも、フランス及びドイツは何の得る所も無しとし、澎湖島が無制限的に日本の有に歸するを妨げざるべからずとし、ドイツ外務大臣は、今回は已定の計畫を改めて一層日本に不利益なものとすること遲きに過ぐると爲し、フランス大使は、澎湖島の中立及び要塞建設の禁止を定むるか、然らざれば日本の澎湖島を得るに對する代償を求めざるべからずと述べたり。

ドイツ外務大臣は、ドイツが特別の代償を求めずして已定の計畫を追ふの方針に據れるを以て、フランスも亦絶對的なる代償の要求を主張し得ざるに至るべしと爲せり。五月八日ロバノフが半島の撤兵及び代償金額等に關する三國間の協定を提議するに當り、日本が澎湖島を以て第二のジブラルタルと爲し、仍てヨーロッパの航海の不斷の脅威を作るに至ることを妨ぐる爲めに、堅固なる要塞を建設するを禁ぜざるべからずと爲し、又日本をして該列島を何國にも讓與せざるを約せしめざるべからずと爲せり。而して東亞に於ける談判中、フランス又はスペインの代表者が澎湖島の問題を提起すべく、ロシア及びドイツの代表者は、下の關係の條約の解明又は補充の問題として之を支持すべしと爲せり。ドイツは、已に五月四日に於て我國政府が三國の勸告に留保無く聽從し、遼東半島の永久的占領を拋棄する意思を宣言せる後に於て、澎湖島に關する新要求を提出するは、不可なりとし、三國の當初の大陸的併合を禁ぜんとするの計畫にも含まれず、又下の關係の條約の解明にも非ざるを以て日本が之を新たなる要求として認め得べきものと爲し、擴張され變更されたる是の如き基礎に基く第二の行動につきては、理に於て、ロバノフの欲せざるイギリスの参加をも認めざるを得ずと爲し、日本は容易に要塞建設禁止の要求に應ぜざるべきを以て、澎湖島の要塞問題を遼東半島問題と結合するときは、已に遼東半島問題につき收め得たる所を危うするに至るべしと爲せり。五月十七日ロバノフがロシア首都駐劄ドイツ大使に示して、其中に記せる方針に依り事件の促進を致すを求めたる新提議、即ち東京駐劄ロシア公使への訓令案所記に依れば、澎湖島問題に關しては、註を加へて、臺灣海峡航海自由の擔保の要求なりとし、而して擔保は澎湖島に於て新要塞を建築せず、又該島を第三國に割讓せざるの約束と爲すか、止むを得ざれば、一般的約束と爲すべきものとせり。而してフランスの代表者が此問題を提議し、他の同僚が之を支持すべきものと爲す。ドイツ大使は、ロシアの新提議に接するや、直ちに、該提議中殊に澎湖島に關する問題は、明白にドイツ政府の見解と異なることを言明せり。ロバノフは、フランス代表者が要塞建設禁止の問題を提議して、日本政府の反對に遭ふときは、ロシア及びドイツ

ツの代表者は、該問題を維持せずして、自由航行の一般的擔保を以て満足すべきを説けり。ロシアの新提議に關して五月二十日ドイツ政府の答へたる所の中、澎湖島問題に關して、ヨーロッパの利害の爲に主として注意すべきは、臺灣海峡の航海の自由を害せしめず、澎湖島を他の如何なる國にも割譲せしめざることに存すと爲し、第一の點につきては、一般的の約束の方、島地に新要塞を築かざるの約束に比して、一層範圍廣く且つ一層有効なりと爲せり。其理由として、要塞建設の禁止の制限ありとするも、一般的義務を負はざる以上は、ヨーロッパの航海を害するを得ざるに非ずと爲せり。且つ要塞建築禁止は、形式上三國の在來の計畫の外に逸すと爲し、兼ねて實際上に於て、現時臺灣に於て行はるる無政府状態が日本をして講和條約の臺灣に關する規定の實施を自己の手を以て行はざるを得ざるに至らしむるを以て、日本が要塞禁止を承諾することは、該状態と兩立せざるものと、ドイツ政府は依然思惟すと爲せり。澎湖島は戰略上臺灣保有の關鍵たるを以て、澎湖島に於ける軍事的地位を弱むるの讓歩を爲すを得ざるべきものと爲し、現在に於て要塞建設禁止の要求を強ひらるるは、日本に取りて殆ど其生存問題といふべく、此要求は、日本に於て現在政府倒れで他の政府が立つに至らば、三強國の他の要求を拒絶するの口實を之に假すこととなるべしとせり。然れども五月二十三日ロシア政府は、前訓令案と略同じき訓令を東京駐劄ロシア公使に送らんとするを告ぐ。唯澎湖島問題につきては、前にフランスより發議すべきことと爲せるを改めて、三國の代表者が、他の點と同様に、協同的に之を要求すべきことと爲せり。是れフランスが獨り之が提議に當ることを辭するに至れるが爲めなり。五月二十三日ドイツ外務大臣が東京駐劄のドイツ公使に宛てて發せる訓令に於て、澎湖島問題に關しては、該島を占領する當然の結果として、日本が臺灣海峡の航海の完全なる自由を尊重すべきものと思惟すると爲すに過ぎずして、初より要塞建設禁止につき説く所なく、而して該島を如何なる第三國にも讓渡せざるを希望する旨を附言せり。東京駐劄の三國代表者は、澎湖島の要塞建設禁止を求むることの困難なるを認め、日本政府をして臺灣海峡の航海の自由に關する一般的の宣言を行はしめ得べきを認

めたるを報じ、本國政府の訓令を請へり。ドイツ外務大臣は六月八日グットシュミットに對して、澎湖島の要塞建築禁止につき談判するの權限を與へざりしことを説き、此問題は三國の元來の計畫の外に在りて、又太平洋の島嶼に關するスペインの新提議にも關係せずとし、別に訓令するまでは談判に關係せざることを命ぜり。七月十九日の日本政府の提議中、澎湖島及び臺灣海峡問題に關して、日本政府は臺灣海峡を以て諸國民公共の大水路として、其排他的の支配及び領有に屬せざるを認むることを宣言し、又日本政府は臺灣又は澎湖島を他國に割譲せざるを約せり。十月十八日及び十九日の公文交換の際、遼東問題に關する宣言と共に、澎湖島に關する七月十九日の宣言を確認せり。

ドイツが干渉の實行に入りて後幾も無く、日本に對して其態度を改め、著しく好意的なる態度を執るに至れるは、一は日本に對してロシア、フランスよりも強硬なるの疑を受け、三國干渉の張本を以て目せられんとするに至らんことを察し、徒に日本を敵とするの不可なるを見たるが爲めなるべきも、又一はドイツのヨーロッパ的利益に關係する所ありと思惟す。元來ドイツの干渉に参加するに至れる事由も、主としてドイツのヨーロッパ利益の上に在りて、ドイツはロシアをヨーロッパより東亞に引出し、東亞の事に没頭せしむることに依りて、ドイツの東境の負擔を軽減し、ロシア、フランス同盟の壓力のヨーロッパに於てドイツに加はるの害を妨がんとする點に於て、一時成效を收めたるが如きも、日本のロシアに對する抵抗力が微弱に過ぎ、ロシアが東亞に於て容易に其意を逞うするの形勢なるを見て、東亞に於て其手を縛り付けらるること無く、勢力を養ひて、時を移さず再びヨーロッパに歸來するに至ることを恐れたるもの如く、是に於てドイツのヨーロッパ利益の上より、日本をして甚しく微力なるに至らしめざるを得策と考ふるに至り、日本をして成るべく多額の代償金を得て其財力を養はしめ撤兵期に關しても之に餘裕を與へ、ロシアの占領の障害を作らんと計り、其他種々の點につき好意を我に表するに至れるもの如し。ドイツは其ヨーロッパ的利益の上よりロシアと事を共にして、ロシア、フランス間の同盟を中和せんと欲せるものな

るも、ドイツが干渉に参加せるに拘はらず、ロシアはドイツを疎外し、フランスと提携し、且つドイツをして其政策に追従せしめんとするの態度を示せるより、ドイツは此點に於ては成效を收め得ざりしを見、ロシアに對し快からざるの情を抱ける反動として、日本に對する感情を改むるに至れるもの如し。日本に對して好意を表することの深きは、ロシア及び清國の喜ばざる所なるべきこと當然にして、ドイツが東亞に於て土地を獲得するにつきて、清國の承諾とロシアの援助とを確むること困難となるべきを以て、ドイツの日本に對する較著なる好意は、ドイツの東亞に於ける當面の利益を進捗する上に於て却りて障害となる點なきに非ざるべきも、當時ドイツは其のヨーロッパ的利益を重視して、主として該利益の上より、我國をしてロシアに抵抗するの力を養はしめんと計れるもの如し。ドイツが後日我國とイギリスとの間の媒介者となりて、二國間に同盟を結ばしむることを計れるは同様なる考量に基くものと言ふべし。

ドイツが其のヨーロッパ的利益の上より、我國に對して干渉繼續中好意的態度を執れること上述の如くなるが、是の如き好意的態度は、畢竟主としてヨーロッパ的利益の考量に基くものなるを以て、又ヨーロッパ利益の考量に依りて制限せらるるを免かれず。明治二十八年七月三十日ドイツ外務次官ローテンハンの記する所に依れば、ドイツ帝は日清間の講和條約の履行に關するドイツ政府の態度につき、主として其のヨーロッパに於ける反動に懸念せるもの如く、先づ第一に、和戰の孰れるやを問はず、ロシア及びフランスのみ協同して、日本に對して行動する如きことの起るを防ぐべきものと爲せり。ローテンハンはドイツ帝の意思を付度して、制止的態度を執りながら、感情を害するに至るを避け、一方に於てロシアに對して友情を失はざることを方針として、他方に於て日本に對するロシアの要求を、ドイツの協力に依り緩和するに努むるの政策を追はんとするものと爲せり。ローテンハンはドイツ帝が、日本及びロシアの双方の準備成らば、遠からず日本とロシアとの間に戰爭起るべきを信せる旨を記せり。八月末の頃ドイツ帝は、ヨーロッパに於ける關係上、ロシア、フランスの態度を懸念するこ

と深く、フランスがロシアの意見に一致するときは、ドイツも亦之と行動を共にし、調停的且つ慰撫的に日本を動かすべきものと爲せり。ドイツ宰相ホーエンローエは、パリよりの報道に依り、フランスが遼東半島の撤兵期につきロシアと意見を伺うするを知り得たるを以て、ドイツ帝がドイツのロシア、フランスと行動を共にせざるべからずと爲す場合に該當するに至れりとし、談判の重要な點につきロシア、フランスと地歩を異にするを避けん爲め、ドイツ側に於て在來の地歩を變更することを考量せざるを得ずと爲せり。ヨーロッパ利益の考量に職由する對日本の好意的態度は、又是の如くヨーロッパ利益の考量に依り制限を受けたるを見る。但し此點に於て、ドイツの東亞に於ける利益を進捗し、ロシアをしてドイツの東亞に於ける土地の獲得を妨げざらしめんとするの考量も、亦與りて力ありしものなるを疑はず。而してロシアはドイツの終局に於ける態度を洞見せるを以て、上述の(ハ)(ニ)(ホ)の各項に於て説ける如く、ドイツが執拗にロシアの主張に反對せるに拘はらずロシアは頑強に自説を主張し、終に大體に於て自説を貫くを得たり。

第三 日英同盟締結に關するヨーロッパ強國の外交

第一章 ロシヤの東亞に於ける侵勢

日英同盟はロシヤの東亞に於ける侵勢に備ふる爲めに結ばれたるものなるを以て、本章に於て先づ之に關して敘述する所無かるべからず。

明治二十八年（一八九五年）の三國干渉の際に於て、ロシヤ、ドイツ、フランスの三國は、日本の遼東半島領有を以て東亞の永久平和に害ありと稱し、該半島の確定的領有の拋棄を我國に勸告せるものなるが、三國が干渉の宣言を我國の外務省に於て行へる四月二十三日より僅に三日を隔てたる四月二十六日に於て、ドイツ帝は已にロシヤ帝に對して、ロシヤの領土併合の問題の解決につき助力すべしとし、之に對してドイツが東亞に於て一港を得ることに關してロシヤ帝の好意を示すを求め、其後ロシヤ帝がドイツの要求の當然なるを認めたることあり。ロシヤは三國干渉以來清國を籠絡し、之を其手中の物と爲さんとし、而して清國はイギリスの日清戦争の際清國の弱きを見て之を捨てたるを憤れるを以て、ロシヤと結ぶを思ふに至れり。已に明治二十九年（一八九六年）五月李鴻章とロバノフとの間に、十五ヶ年を有効期間とする對日本秘密同盟條約が結ばれ、日本が

ロシアの東亞の領土、清國又は韓國の領土を侵す場合に於て、ロシア及び清國が互に相援助すべきを約し、交戰中に於て必要なる場合には、清國の各港に於てロシア兵船の出入を認許するを約し、軍用の目的の爲め清國政府が黒龍江、吉林地方に於て鐵道を經營し、海參威に達せしめ、鐵道敷設は清國政府之を露清銀行に委囑して經營せしむべきを約せり。此條約に依りロシアは滿洲の北部を通過しウラディウオストックに直通する鐵道の敷設權を取得し、新に露清銀行を設立し、同銀行の附屬として東清鐵道會社を設け、一億五千萬「ルーブル」を資本として工事を開始せり。或は同年九月八日に於て所謂カッシニ條約結ばれ、膠州灣の十五ヶ年間の租借、旅順口、大連灣の戰時に於ける使用、滿洲に於ける鐵道の敷設等につき約する所ありたるを説くものもあるも、所謂カッシニ條約の締結に關しては、確證を存せず。

ロシアが三國干渉につき充分の報酬を清國より收めたるを見て、ドイツも東亞に於て領土獲得を求め、膠州灣の占領を圖れり。ロシアは其の極東艦隊の爲に膠州灣の使用を李鴻章をして認めしめたることあるを以て、明治三十年（一八九七年）八月ロシア帝がドイツ帝とベテルホーフに於て會見の際、ドイツ帝が膠州灣につき談るや、ロシア帝は、ロシアが他に港を有するに至らざる間は、該灣に重きを置かざるを得ずと爲し、ドイツ軍艦の之をロシア軍艦と共に使用することにつき異議無しとし、且つロシアが該灣を撤去せる後に於ては、其の全然ドイツの手に移ることを妨害せざるべしとの言質を與へたり。或はロシア帝の此言質を以て、ロシア帝が他に一港を得べき場合には、ドイツの膠州灣占領を認むべきを豫め約せるものと解せる者あり。同年十一月四日二人のドイツ人の「カトリック」教布教師が山東省の南部地方に於て清國人の暴徒の爲に殺害さるゝや、ドイツ帝は清國人を罰するの口實を以て膠州灣を占領せんとし、電報を以てロシア帝の許諾を求む。ロシア帝は電報を以て之に答へ、ロシアが該灣を使用するも、之を獲得せるに非ざるを以て、ドイツの占領を許諾すること、又之を拒否すること、共に爲し得ざる所となし、ドイツが占領を行はば清國人之が爲に憤激し、騷擾を生ずべきを恐るる旨を附言せり。ドイツ帝は、

假令ロシア政府が膠州灣のドイツの手に落つるを喜ばずとするも、之が占領を決行せんと欲せり、ロシア外務大臣ムラヴィエフは、ロシアが該灣の委讓に關して他國に對し優勝權を有するの故を以て、ドイツ軍艦が該灣に入らば、ロシア軍艦も亦之に入るべき旨を、ドイツ政府に告げたり。ドイツ帝はドイツ艦隊を膠州灣に入らしめ、十一月十四日膠州灣の占領が行はれたり。ムラヴィエフの抗議に對して、ロシア軍艦も膠州灣に碇泊するを得べしと爲し、ドイツの明治二十八年（一八九五年）に於ける行動に依りロシアが東亞に於て其勢力を伸ぶるを得たるを述べ、ロシア帝の電報に依り、ロシアが膠州灣の領有に關して主張する所無かるべしと思惟せるを説き、事已に茲に到りては、ドイツは最早退くこと能はざる旨を告げたり。ドイツ政府は、ロシアが眞に清國より權利を獲得せるものとせば、金圓を以てロシアに補償するの意ありしが如きも、清國側の言ふ所に依れば、特に膠州灣に關してロシア政府と清國政府との間に條約の存するに非ずして、唯李鴻章が其權内の處置として、戰爭の場合に於て該港占領をロシアに認めたるに過ぎずと爲す。ドイツ帝の膠州灣の占領の舉に際して皇弟ハインリッヒ親王を支那に差遣せんとするに當り、明治三十一年（一八九八年）一月四日ロシア帝に書翰を送り、ハインリッヒの使命は、極東に於ける文明即ち耶穌教の發展なるロシア帝の理想を幫助するに在りと爲せり。ロシアはドイツと膠州灣を争ふを欲せずして、明治三十年（一八九七年）十二月に於て自から旅順口を占領するに至り、新事態に關して確定的協定成るに至るまで占領を續行すべきを宣言せり。ドイツ帝はロシアの旅順口占領に對して、直ちに其措置を了解する旨を述べたり。ウィッテの説に依れば、ドイツ帝の膠州灣の租借を計れるは、ロシアを促して旅順口、大連灣を占領せしむる爲めなりと爲し、ドイツ帝がヨーロッパに於てドイツ東境の安全を計る爲めロシアをして極東に於て冒險的政策を採らしめんと欲するに出づると爲せり（回顧録一〇五頁）。ドイツが膠州灣を占領するに當り、其主たる目的とせる所が、ロシアをして旅順口を占領せしむるに在りとするの誤まれるは、今日に於ては明白なりと雖も、ロシアの旅順口占領は日本との衝突を生ぜしめ、ロシアの手を東亞に縛り附くるのドイツの政策

に適するを以て、ドイツの喜ぶ所となれるもの如し。

明治三十年の末、清國政府はロシア艦隊の冬期の旅順口碇泊を承諾せる旨、北京駐劄のイギリス公使に告げたり。此際朝鮮に在るイギリス艦隊に屬するイフィゼニヤ號が旅順口に入港せり。ロシア艦隊司令官は、イギリス軍艦の滞在を拒絶し、ロシア駐劄のロシア大使は、同艦の旅順口碇泊を以てロシアに對する非友誼的行爲と爲し、イギリス政府は條約上其軍艦をして入港せしむるの權利を有するを説けるも、イフィゼニヤ號の入港は本國政府の命令に基くものに非ずと爲し、終に該艦を旅順口より退去せしめ、以てロシアとの衝突を避けたり。此頃イギリスはロシアと一般的の協約を結ばんと欲し、ロシアは之を拒絶せること無く、支那海に於ける一港を得ることにイギリスの反對せざるを求め、イギリスは該港の商業港たるを條件として之を承認したるに、ロシアは旅順口を占領し、之に防備を施して後、イギリスとの協商につきて談判するの意なきを示すに至れりと説く者あり。

同年十二月十九日、ドイツ帝はロシア帝に宛てて電報を送り、ロシア及びドイツが、黄海の入口に於て、サン、ジョルジ及びサン、ミシエルの代表者として、神聖なる十字架を東亞に擁護せざるべからずと爲し、ロシア帝の大計畫に對する充分の援助を約せり。ロシア帝はドイツ帝の援助の提議に乗じ、明治三十一年（一八九八年）一月二日、ロシアが清國に對するドイツの要求を支持するに對して、ドイツが滿洲、支那トルケスタン及び直隸省をロシアの勢力地域として承認するを求め、是等地方にドイツの軍事教官を入れざるを求めたり。軍事教官に關しては、ドイツは明白に許諾の意思を表示せり。

明治三十一年（一八九八年）三月六日の條約に依り、膠州灣は九十九年を期限としてドイツの租借する所となり、而して同月二十七日の條約に依り、旅順口、大連灣も亦二十五年を期限としてロシアの租借する所となれり。ロシアは又東清鐵道より分派して旅順口に至るべき滿洲鐵道の敷設權を確めたり。是に於て曩に日清戰役の際の講和條件として日本が獲得することを以

て、東亞の永久平和の障害たるものとして三國干涉を加へたる所のものは、實際上に於てロシアの手に歸するに至れり。旅順口租借條約の調印されたる翌日、ドイツ帝はロシア帝に對して、陛下と朕とは、主として黄色人に對する直隸灣の入口に於ける一對の番兵たりとの語を爲せり。是より先き一月四日、ドイツ帝は東洋に於て眞理及び光明の福音を宣傳する爲めの黄海に於ける番兵として、ロシア及びドイツの象徴的の畫像を描ける繪畫を、ロシア帝に贈れり。是れドイツ帝の考案に成り、所謂黃禍に關するものなり。

イギリスはロシアの旅順口、大連灣の租借に對して威海衛の租借を企圖し、日本政府の意向を確めて後、日本が清國の債金に對する擔保占領を止むる際、該地の租借を爲すの要求を清國政府に提出し、七月一日租借條約調印さる。ロシアの旅順口を占領する期間を以て威海衛租借の期間と爲す。山東省がドイツの勢力地域として自せらるるを以て、イギリス政府は威海衛の占領に依りドイツ政府の意を損せんことを慮り、ドイツ政府に對して、威海衛の占領がロシアの旅順口占領に促がされ、直隸灣の勢力均衡の維持の必要に基くものと爲し、同港は之を商業港と爲し得ずとし、イギリスが同港の背後地に於て鐵道敷設の企圖を有せざるを告げ、ドイツ政府は、イギリス政府が文書を以て正式に、威海衛の占領に依り、ドイツ人の山東省に於ける權利を害し、又は之を争ふの意圖を有せざることを聲明するに及びて、威海衛租借に反對せざる旨を表白せり。

ドイツが膠州灣を租借し、ロシアが旅順口、大連灣を租借し、又イギリスが威海衛を租借するや、フランスも亦廣東省南部の廣州灣の租借を企圖するに至り、明治三十二年四月二十二日之が占領を行ひ、十一月十六日に至り始めて租借條約の調印が行はれたり。租借期間を九十九年と定む。

清國政府がフランスに對して廣州灣租借を許諾するの意を表するや、イギリス政府は香港の對岸地たる九龍の租借地域を擴張するの要求を提出し、明治三十一年（一八九八年）六月九日の租借條約調印さる。九十九年を以て租借期間とす。斯の如く列

強が清國に向て盛に租借の要求を提出するや、三月初イタリヤ政府も亦三門灣の租借を要求せり。然れども清國政府は此要求を峻拒せり。

ヨーロッパ列強が頻りに清國の諸地を租借し、又鐵道鑛山の讓許を要求するや、人をして清國分割の端緒の開かれたるを思はしめたり。而して諸國は互に他國の清國領土の部分に於て利益を壟斷するに至らんことを恐れたり。是に於て不割讓に關する許多の條約、及び門戶開放に關する協商を見るに至れり。イギリスは已に明治三十一年二月に於て、清國政府をして揚子江沿岸諸省の地を他國に割讓せざることを約せしめたり。四月上旬フランスも東京に隣接せる雲南、貴州及び兩廣地方の不割讓を約せしめ、四月下旬日本も福建省の土地の不割讓を約せしめたり。アメリカ合衆國は、明治三十二年（一八九九年）九月頃より、列強の勢力を有する地域に於て、諸國商工業に對し均等の待遇を保障し、且つ諸國の既得の商業上の利益を保全するの趣意を以て、所謂門戶開放に關する協定を結ぶの談判をロシア、ドイツ、イギリス、フランス及び我國と行ひ、諸國は門戶開放の主義を承認せり。

諸強國の清國に對する高壓的且侵略的態度に依り清國人民の間に排外熱を煽り、且守舊派の首領たる端郡王が勢力を得て、明治三十三年（一九〇〇年）夏所謂義和團事變を生じ、匪徒の勢力猖獗を極め、日本公使館の杉山書記生慘殺され、北京に在る外國人の救援の爲めに進軍せる陸戰隊は官兵の爲めに遮られ、聯合艦隊が太沽砲臺を占領せるの報達するに及び、清國政府は各國公使に對して北京退去を要求し、ドイツ公使ケットレルは亂兵の爲に射殺さる。各國公使館は團匪の攻圍を被むり、イギリスは日本政府に強勢なる救援軍の派遣を依頼し、日本政府之に應じて一師團の兵を出し、他強國も兵員を増派し、七月下旬より行軍を始め、八月十四日聯合軍北京に入り、重圍中の諸國公使及び在留外國人害を免かれたり。清國皇室は其の太原に蒙塵せる後も、猶端郡王及び其黨與を抑制するの力を缺けるが、ドイツのワルデルゼー元帥が聯合軍を統率し、清國皇室が更に

長安に移りて後、和議を開くの廟議始めて決し、義和團撲滅の上諭及び元兇處罰の上諭相次いで出でたり。明治三十三年十二月より翌年九月に互る北京談判の結果として、明治三十四年九月七日和陸に關する最終議定書成れり。清國はドイツ及び日本に對して惋惜の意を表すべき使節を派遣し、事變の元兇を處罰し、四億五千萬兩の償金を支拂ひ、一定の公使館護衛地域を認むる等の諸事項を約せり。

北京談判の際我國、イギリス、アメリカは最も列強の清國領土保全を危うするもの無きを希望し、ドイツも亦當時其元帥ワルデルゼーをして聯合軍の統率に當らしめ、其の中外に對して宣言せる清國膺懲の綱領を實現することに腐心せり。然るにロシアは明治三十三年（一九〇〇年）七月、清國軍兵がロシア領ブラゴヴェスチンスクに砲撃を加へたるを機會として滿洲に兵を入れ、其占領は牛莊に及べり。同年八月二十八日ロシア政府は諸國に通牒を送り、ロシアは清國に於て領土獲得の意思を有せずと爲し、而して他國の行動が之を妨げざる以上は、秩序恢復を待ちて牛莊を撤退すべしと爲せり。而して北京に在る軍隊は已に其任務を果し、其滞在は政府の復舊を困難ならしむるに過ぎざるを以て之を撤退せしむべきを提議せり。諸國はロシアの提議を認めざりしが、ロシアは單獨に行動して、九月及び十月に於て南滿洲の重要部分を占領し、又天津より山海關を経て滿洲に通ずる鐵道線路をも、イギリスの抗議を顧みずして、其權力の下に置きけり。ロシアは一方に於て列強との共同事件たる北京談判に關して成るべく清國に對する要求を輕減し、以て同國政府の歡心を收め、滿洲に於て讓歩せしむるを圖り、他方に於て滿洲に關する問題に付きては、列強と離れて單獨的の行動を執り、北京より撤去したる軍隊を更に滿洲要部に配置し、益該地方の占領を確實にせんと計れり。而して北京に於て和議に關する議定書の談判が行はるる際、アレクシエフは奉天に於て増祺將軍と、滿洲をロシアの實權の下に置き、牛莊以外に外國人を留まらしめざらんとする秘密協約を結ばんとせるが、「ロンドン、タイムス」の通信員モリソンが明治三十四年一月此事實を公にせるより、世の非難を受け、條約は批准を得ずして止めり。

明治三十三年十月に於てイギリス、ドイツ間に結ばれたる普通所謂揚子江協約は、之を提議せるドイツの當初の趣旨と爲せる所、主として揚子江流域に關せるものにして、ドイツは談判の當初に於て特に之に關してロシアとの隔意を避くるに留意せるも、ドイツも終にイギリスの修正を容れ、協約の字句上より見れば、揚子江流域に限らざるは勿論、滿洲にも適用あるものとなれり。該協約は、兩國が其勢力を及ぼし得る限り、總ての清國領土につき、清國の河川及び沿岸の、凡ての國民の貿易其他各種の正當なる經濟的活動に對する自由開放の主義を守るべきを約し、又兩國は當時の紛擾を利用して、清國領土に於て何等領土上の利益をも獲得せざるべく、且つ清國の領土の現状維持の政策を執るべきを約し、而して他國にして清國の當時の紛擾を利用して、形式の如何に係はらず、領土上の利益を獲得せんとするときは、兩國政府は清國に於ける自國の利益を保護する爲め採ることあるべき措置に關して、豫め協定を遂ぐべきことを留保する旨を定めたり。該協約に於て締約國が自ら門戸開放及び領土保全の主義を守るを主とし、他國が門戸開放の主義を守らざる際の協同的行動につき全然規定を缺き、他國が清國の領土保全の主義を守らざるに關しても、協同的行動を行ふことにつき締約國間の相互的義務を存すること無く、單に自國の利益保護を目的とする措置につき豫め協定することを留保するに過ぎざるなり。イギリスは該協約中の一條款に基づき、我國に對して該協約に記載せる門戸開放及び領土保全の主義に賛同するを勧誘し、我國は之に賛同の意を表せり。ロシアも亦同様なる勧誘に接して、該協約の趣意が現行條約に基く状態を變更せざることを條件として、好意を以て該協約を迎ふべき旨を宣言せり。然れどもロシアは實際に於て着々として滿洲經營の歩を進めたり。

ロシアが強力を以て其勢力を滿洲に樹立せば、更に支那の他の部分に其勢力を擴げんと試むるの虞あり、且つロシアの勢力を振ふ範圍内に於ては商工業の利益を壟斷せんとするを以て、我國に於けるのみならず、イギリス及びアメリカに於ても、ロシアの滿洲に於ける行動につき憂慮せり。而して我國に於ては、ロシアが滿洲に占據せば韓國の運命が危険となり、日本の安

全が直接に脅かされるに至るべきを以て、國民の憂慮は極めて深からざるを得ず。

ロシアは滿洲に勢力を樹立するを以て満足するものにあらずして、其野心の朝鮮に及ぶことは、日清戦争の際ロシアの代表者が陸奥外務大臣に談れる所に依りて之を察するを得べきなり。當時ロシアが太平洋沿岸に就き自由通路を得んと欲するの點より、朝鮮に於て利害を感ずることを明言し、此方向に不凍港を得んと欲するの意を明示せり、而して朝鮮が日本の權力の下に立つに至るを防止、後日のロシアの計畫の便宜を圖る爲め、朝鮮につき獨立の維持の主張を爲せり。其後明治二十九年（一八九六年）二月韓國王がロシア公使館に投じて其保護に依頼して以來、ロシアの勢力が頓に増進せり。我國はロシア帝の戴冠式に際し、山縣大使をしてロシア外務大臣ロバノフと會商せしめ、兩國の間に明治二十九年六月九日協定結ばれ、兩國政府は韓國の財政困難を救済する爲め必要なる勸告を與へ、若し韓國が外債を仰がざるを得ざれば、兩國政府は互に協定を行ひて之に關する援助を與ふべく、又兩國政府は韓國内の秩序を保つ爲め、同國人を以て組織する軍隊及び警察を創設せしめ、韓國との通信を容易ならしむる爲め、日本政府は、其現に所有する電信を引續き占有し、又ロシア政府は、京城より其國境に至る電信線を架設するの權利を保有することと定むる等の諸事項を協定せり。尋で明治三十一年（一八九八年）四月二十五日西ローゼン協約を締結し、兩國政府は韓國の主權及び獨立を承認し、共に其内政に對して干渉を加へざるを定め、且つ日本と韓國との間の商工業的關係の發達を妨げざることを約定せり。ロシアは明治二十九年韓國軍隊にロシア人の顧問を入れて、實權を收めんとせるが、明治三十一年に至りて此計畫を止むるに至り、爾後主として滿洲及び其他の北清地方に努力を集中し、韓國の事は之を後日に譲らんとするに至れり。然れどもロシアは全然韓國に關する野心を抛てるに非ずして、明治三十三年（一九〇〇年）三月、朝鮮海峡を制するの地位に在る馬山浦の土地を其權力内に收めんと計り、韓國と協約を結び、軍港を設くる爲めに租借を行ひ、近隣の土地を他國に委讓せざるを約束せしめんとせり。日本がロシアの此計畫を聞き、先んじて土地の借入を

行ひ、僅に其の實際上ロシアの手に落つるに至るを妨げ得たることあり。

我國に於てロシアと協商を試むべしとするの論者と、イギリスと同盟を結ぶべしとするの論者とを存し、政府關係の有力者中にも説分かれたり。第一回日英同盟協約締結前に於てロシアに於ても、ウィットは、韓國を中立とし、ロシアが日本の行政及び財政に關する顧問を入れ、又最高警察官及び其機關を入るるを認め、又日本が滿洲に於けるロシアの優越權を公式に承認するの基礎に依り、日露協商を致さんとするの説を抱けり。然るに日本政府は、ロシアが其提議する所を實行する意あるや否やにつき疑を抱き、且つ韓國は自ら治むるの能力を缺き、仍て之に中立の地位を認むるも實際上之を維持し得ざるべしと爲し、韓國の中立を認むるを欲せず。ロシアの政治家は滿洲を以て初めより全然協商の目的以外に在りと爲し、韓國に關する事項のみにつき協定を行はんとするの態度を執れり。我國は是の如き基礎に依り協商を行ふことを欲せず。伊藤侯がロシアに赴ける際、ウィットと會し、朝鮮の事は舉て日本の自由行動に委し、商工業上は勿論、政治上、軍事上に於ても日本の爲す所に任せ、萬一内亂起るときは、日本より兵を入れて鎮壓するを承諾すべきを求め、ウィットは日本が朝鮮の獨立を傷けず、永く大兵を朝鮮に留めて、事實上占領を行ふ如き行動に出でざることを約するときは、朝鮮に於ける自由行動及び有事の際に於ける出兵を承諾して可なりと爲せるが、ラムズドルフは斯の如くなれば、ロシアは何の得る所も無くして、朝鮮を日本の保護國と爲すこととなるべしとし、直ちに之に關して確答を與へず。ロシアが我國と談判を行はんとするの眞意は、日本をして滿洲に關するロシア、支那間の協商の成立を妨げざらしめんとするに在り。明治三十四年十二月四日ロシア駐劄のドイツ大使アルフエンスレーベンのビュローに宛てたる書翰中に於て、伊藤侯がロシアに赴ける際、ロシアは伊藤侯を歓迎せるも、日本側の希望するが如き、東亞に關する根本的解決を求むるを欲せず。單に現在に於ける東亞の重大なる紛糾を避け、日本、ロシア間の利害衝突の破裂が早きを失するを防がんと計れるに過ぎざるもの如しと爲せり。ドイツ帝はアルフエンスレーベンの書翰を閲讀

の際、此の最後の點に關して躬から記入を爲し、『然り、一九〇四年に至るまで』と爲せしは、明治三十四年の當時に於て已に明治三十七年に至るまでロシアが日本との破裂を避けざるべからずと爲せるものなるを以て、恰もドイツ帝が同年に於ける日露戰爭の開始を豫測せるが如くに解せられ得べく、極めて注意を要するの記入と爲す。

ロシアの東亞政策は、威力と權謀とを併せ用ひ、我國の獲得することを以て、東亞の永久的平和の障害と爲せるものを自ら其手に收め、義和團事變に乗じて滿洲を占領し、其占領地に於て商工業の利益を壟斷し、更に支那の他の部分に勢力を及ぼさんとし、且つ朝鮮にも其勢力を及ぼさんとせり。而してロシアの東亞に於ける侵勢は、ドイツの之を助長せんと試みたるものなること、極めて顯著なりとす。

第二章 ドイツの日英同盟締結に關する政策

ドイツはロシアを助けて三國干渉を實行せしめ、其後干渉の繼續中、日本に對して却て好意的の態度を示すに至れるが、是れ主としてロシアをして東亞の事に没頭せしめ、以てロシア、フランス同盟の壓力のヨーロッパに於てドイツに加はるを防がんと欲するに出でたるものにして、日本に對する好意的態度に至りても、ロシアに對する日本の抵抗力を強め、ロシアの手を東亞に縛り附けんと欲するに職由するものと認むべし。

明治二十八年（一八九五年）七月三十日に於てドイツ外務次官ローテンハンの其覺書中に記する所に依れば、ドイツ帝は此日ロシアを東亞に釘着けにせざるべからざるを説き、是れロシアをしてヨーロッパ及びヨーロッパの東方に關與せしめざるが爲めなりとし、ロシアが東亞に於て經營を爲すに當り、ドイツ帝は相當の報償を得て、ヨーロッパに於てロシアの背後を掩護す

るの覺悟ありと述べ、而してドイツ東境のロシア軍隊の減少は、其報償たり、又其條件たりと述べたりといふ。ドイツ帝は是より以前四月二十六日に於て、ロシア帝に書翰を贈り、ドイツ帝は何人にもロシア帝の極東の方向に於ける行動を妨げしめざる爲めに、必ず力を盡して、ヨーロッパを平穩ならしめ、ロシアの背後を掩護すべしと爲し、アジア大陸を文明に導き、ヨーロッパを黄色人の侵略に對して防護するは、ロシアの向後の大事業なりと爲し、是に關して、ドイツ帝は力を竭して常にロシアを助くべしと爲せり。而して又ドイツ帝は、喜でロシアの土地併合の問題の解決を助くべしとし、之に對して、ドイツも亦ロシア帝に不便ならざる場所に於て一港を得んと欲すと爲し、之に關してロシア帝の好意を示すことを求め、而してロシア帝も之に對して其要求の當然なるを認めたりといふ。ホーエンローエは同年九月十一日ロシア帝と面晤の際に、ロシア帝より、其以前ドイツの東亞に於て足溜又は給炭港を得るに對して反對無きをドイツ帝に書き送れることある旨を聴けりといふ。是に依て觀れば、ドイツはロシアを東亞に縛り附くることを以て其東亞政策の主たる目的と爲すも、一舉兩得の策に出で、主たる目的を達すると同時に、土地の獲得又は東境のロシア兵の減少等の利益を收めんと欲せるものなり。ドイツが一方に於てロシアの東亞に於ける發展政策を支持しながら、他方に於て常に日本の甚しく弱きに至るを防がんとせることにつき、ドイツの外務省關係文書中に於て、或はドイツが他日日本人を其同盟國として要することの有り得べきが爲めなることを説けることあり、或は日本人がロシア、フランスに取りて厄介視すべきに至るときは、ロシアは益々ドイツと協同するを求むべきが爲めなるを説けることあり。此等の考量も固より決定に影響を及ぼせることありしなるべきも、職由する所は、東亞にロシアを縛り附くるの東亞政策の主たる目的を達するには、日本のロシアに對する抵抗力の弱きに失せざるを要することに在りと言はざるべからず。

ヨーロッパ諸國中、東亞に於て日本と接近することに最も早く着眼せるは、イギリスなるが如きも、日英同盟の實現は、ドイツ人の自發的媒介に依れるものなるは一奇といふべし。ロンドンのドイツ大使館參事官エックカルドスタインは、イギリス王エドワード七世が、明治三十五年（一九〇二年）十一月上旬ヴィクトリヤ勳章及び巻烟草函を之に贈與するに當り、日英同盟の眞の作者として忘れ得ずと稱せる所なり。エックカルドスタインが明治三十四年（一九〇一年）三月十八日、始めて日本、イギリス、ドイツ間の問題につき、單に學究的形式を以て林公使に談れるは、全然自己の發意に出でたりと稱する所なり。然るに其以前ドイツ政府部内に於て、日本をイギリスに結ばしめ、又は日本を加へてドイツ、イギリスの同盟を作ることにつき考量せること、全然無しと斷言するを得ざるが如し、同年三月九日、ドイツ外務省政務局の參事官としてドイツ外務省内に於て外交政策につき實權を握れるホルスタインがエックカルドスタインに宛てたる所謂私信的電報に於て、已に暗にイギリスと日本との同盟關係につき言及する所あり（後文參照）又未だエックカルドスタインの林大使との同盟に關する最初の談話の報告を讀まざる前、三月二十日ホルスタインのエックカルドスタインに宛てて發したる所謂私信的電報中に於て、日本をドイツ、イギリス間の同盟に加へて可なりとし、日本がドイツに於て人望ありとし、單純なる安全保證的條約にして、新たな獲得を爲し得せしむるものに非ざるを以て、日本の甚だしく重きを置かざる所なるべきも、日本は良好なる伍伴を得るの利益を享くべしと説けり。是に依りて觀ればドイツ政府部内に於て、已に日本に關係して考量せる者ありしを察し得べきなり。

最近に於て世に公にせられたるドイツの外務省關係文書彙纂に依れば、ドイツが日英同盟の締結に關係せるの形跡は、外務省文書中より全く之を抹殺せんと試みられたるを見る。明治三十四年四月十六日以前の同盟關係の文書は外務省文書中に保存されざりしが如く、四月十六日附のエックカルドスタインの外務大臣に宛てたる暗號電報は外務省文書中に存するも、三箇所に於て改竄を加へられ（後文參照）、該日附より數日以前に於て、エックカルドスタインが始めて林公使より日英同盟に關する談話を聴けるが如く裝はんとせるを見る。是れドイツが日英同盟を媒介せる如きことありとせば、ドイツ帝が曾てロシアの東亞政

策につきロシアを援助すべきを説けるに對して、ロシア人より不信義の謗を受くべきを恐れたるが爲めならざるべからず。

エッカルドスタインが自己の發意に基き急に躬から我國及びイギリスに對して、我國ドイツ、イギリスの三國間の同盟を提議せる理由として述ぶる所に依れば、一は日本が不意にロシアと協商するに至るを恐れたるが爲めなりとし、一はエッカルドスタインの實現を希望せるイギリス、ドイツ間の同盟談判を促進するの機會を求めんとせるが爲めなりとす。エッカルドスタインは三月十八日に於て始めて親しく林公使と同盟に關して談れるもの如きが、同日に於て、イギリスのランズダウンに對しても、東亞に關する三國間の條約につき談話せるもの如し。エッカルドスタインの説けるが如く、日英獨三國同盟の如きドイツに取りて極めて重大なる事件に關する提議を、假令公式に非ずとするも、全然一己の意見にて行へりと爲す如きは、ドイツの如く在外使臣が事の細節に至るまで訓令に待つ國に於ては、極めて想像し難き所なるも、此點につきエッカルドスタインの言を否認すべき確證を存せざるを以て、此點は姑く之を措き、茲にはドイツ政府のエッカルドスタインの提議を知るに至れる後に於て、猶日英同盟の成立を促がさんと試みたることを指摘せんと欲す。ホルスタインが四月十八日に於てエッカルドの唱道する東亞に關する三國間の條約を以て、エッカルドスタインの所期に反し、却てイギリスをしてドイツと一般的同盟をスタイン結ぶの必要を感じざるに至らしめ、イギリスを三國同盟に加盟せしむるの支障となるべしとするの説を述べたる後に於ても、又イギリス、ドイツ間の政治的協定の成立の不可能なることが明白となれる後に於ても、エッカルドスタインが日本の代表者のイギリスと同盟を結ぶを勧誘するの態度を執れるは、之をドイツ政府の承認の下に於て行へるものと認めざるを得ず。エッカルドスタインも其の日英同盟の成立を促進するの行動が、ホルスタイン及びベルリンの外務省の諒知及び明白なる了解の下に行はれたるを明言せり。而して同年五月十一日ビュローがロンドン駐劄ドイツ大使ハッツフェルトに與へたる電報中に於て、イギリスは日本と同盟するを得べく、日本と同盟せば、東亞に於てロシアに對して確實なる優勢を得べく、ロシア

が獨力を以て之に打撃を加ふること殆ど不可能なるに至るべしとし、而して若しロシア、フランスが共にイギリスの敵とならば、イギリスは五國團（イギリス、日本及び三國同盟内の三國）を以て威脅して、ロシア、フランスをして戰意を失はしむるを得べしと爲せり。而して日本が同盟を得て現在の孤立の地位を脱し得るに至らざる時は、ロシアと協商するに至るべしと爲せり。ビュローはハッツフェルトをして、日本に關する此等の意見をイギリスの政府關係者に對して述べしめたるなり。又八月二十三日ドイツ帝がエドワード七世と會せる際、イギリスの日本の容れ得ざる條件を附して、日本に金圓を供給することを拒める如きは、イギリス人が不信義の名を招く所なりとし、日本人の如く激し易く、名譽心に富み、名譽の毀損を忘れざる人民に對して、イギリスの現に行ふ所を瞭解するを得ずと爲し、アメリカも亦極東に迫らんとするの形勢を存するに當り、イギリスは日本を與國とせずして、東亞に於てロシア、アメリカに對抗し得ざるべきを述べたり。此際ドイツ帝は、ドイツが艦隊を有せざるを以て、イギリスを助くるを得ずと辯解せり。ドイツが日英同盟を進捗せしめんとするの態度は、此等の陳述を以ても察するを得べきなり。是より約二ヶ月以前なる三月二十七日、ドイツ外務大臣リヒトホーフエンの東京駐劄のアルコヴァレー公使に宛てて送れる書翰の中に於て、戰爭が東亞に行はるときは、ドイツは日本に對して、正確なるも好意的なる中立を守り、イギリスの長く南アフリカの事に艱める際にドイツが之を苦しめざりしが如く、東亞に戰爭開かるも、日本を苦しむること無かるべき旨を、機會あれば日本政府に宣言するを命ぜり。エッカルドスタインが同盟に關して提議せるの目的につきて、林伯の記録に於ては、其の眞の目的を知り得ずと爲し、エッカルドスタインが政府の訓令に從て同盟を提議せるや、或は他の動機に依れるや、全く不明なりと爲せり。エッカルドスタインが自己の發意に基きて同盟につき談話せるの理由に關して自ら説明せる所は已に述べたり。日英同盟の談判はドイツ、イギリス間の同盟談判と密接の關係あることは、第四章に於て詳説せんと欲する所なるも、今ドイツ人が日本とイギリスとの間に立ちて、双方の間に同盟の成立を媒介せる事實の概要を

記せんと欲す。

明治三十四年（一九〇一年）の初、イギリスのロシヤ、フランスに對する關係良好なるを得ずして、植民大臣チェンバレンは、明治三十二年（一八九九年）以來中止せるイギリス、ドイツ間の同盟問題を更に提起せり。三月九日ドイツ外務省政務局の參事官ホルスタインがエッカルドスタインに宛てたる所謂私信的の暗號電報中に於て、明治三十三年（一九〇〇年）十月のイギリス、ドイツ間の協約（普通所謂揚子江協約）は、ロシヤが東亞に於ける行動の爲めフランスと合してドイツを攻むる際につきて、イギリス、ドイツ間の連帶關係を定むること無きを以て、ドイツは東亞の事に關して好意的中立以上の態度に出づるを得ざるも、若しイギリス、ドイツ間に於て、敵が一國なれば應援義務を存せずして、敵が二國又は其以上なる時に於て始めて應援義務を存すべき防禦的協定成るとせば、事態の異なるに至るべきを説き、而してイギリスが結局日本と共にロシヤに對して戰ふ際には、ドイツは中立を守り、フランスが戰爭に加はるに非ればドイツは戰爭に加はらざること爲すを得べく、是の如き協定はフランスの戰爭参加を妨ぐるを得べしと爲せり。是れ暗にイギリスと我國との間の同盟の成立し得べき場合あることを考量せるものなり。三月十七日イギリス外務大臣ランズダウンがエッカルドスタインと會食の際、將來起ることあるべき日本、ロシヤ間の戰爭の局面を限局する爲め、イギリス及びドイツが協同してフランスに對して行動することの爲し得ざるや否やに關するエッカルドスタインの所見を問ひ、エッカルドスタインは、其私見に依れば、斯の如き行動に加はるときはドイツは將來に對する警戒を加へざるべからざるも、イギリスに依り援助を受くるの保障存せざるを以て、ドイツ政府をして斯の如き行動に加はらしむるの望は絶て無き所なるを述べ、而して例へばイギリス、ドイツ間に於て、場合の如何を問はず適用さるべき防禦的協定が成立するに至るときは、ドイツがフランスに對して行動して、戰爭を日本、ロシヤ兩國の間に限局するを計るの約束を爲し得べきこと勿論なりと述べたるもの如し。三月十八日ランズダウンはエッカルドスタインに對して、イ

ギリス、ドイツ間に長期の防禦的協定を結ぶの見込あるやを問へり。エッカルドスタインはドイツ政府が此種の提議に接するに當りて、如何なる態度に出づべきやを確知せざる旨を答へ、ランズダウンに對して、支那に於ける領土保全及び門戶開放を維持することを目的とするイギリス、ドイツ及び日本間の條約を結ぶの議を發し、其友人たる林公使が贊成する所なるを述べたりと言ふ。三月二十日ビュローが外務省參事官クレメットに命じて、ロンドン駐劄のドイツ公使ハツフルトに對する訓令として、ドイツ、イギリス間の防禦的協定に關して起草せしめたる訓令中に於て、日本はドイツ及びイギリスと異りて侵略的政策を追ふと雖も、其の加盟に關して或る形式を求めて可なりと爲せり。而して同日附の外務省參事官クレメットの覺書に於て、一旦イギリス、ドイツの間に防禦的條約を結びて後に、後日日本、トルコ、ルーマニヤを加へて、防禦的條約より一轉して、獲得的目的の爲めの結合を作るを得べしと爲せり。三月二十日ホルスタインのエッカルドスタインに宛てたる私信的電報中に於て、日本を同盟に加ふること關して説く所あるは、已に之を述べたり。

（註一）エッカルドスタインは其回顧錄に於て十六日と記せるも、ホルスタインに宛てたる報告文を讀むときは、ランズダウンが、防禦的協定につきエッカルドスタインに提議せりと稱せらるる三月十八日の前日たる、十七日に當るもの如し。

林董伯の記録に依れば、明治三十四年（一九〇一年）三月又は四月に於て、エッカルドスタインが屢々林公使を訪問し、其際極東に於ける平和の維持の爲め最も有效なるは、日本、イギリス、及びドイツの間の三國同盟を締結するに如く無き旨の意見を述べ、而してイギリスの有力なる内閣員たるチェンバレン、バルフォール、ランズダウン、デヴォンシャー等が此説を執り、ソールズベリも此説に同意するに至れりと爲し、ドイツに於て最も高貴の地位に在る二人が、上述の三國同盟の思想に反對せざる旨を述べたり。エッカルドスタインは日本が三國同盟を締結するの正式の提議を爲して刺戟を與ふる時は、三國同盟の計畫は成功すべしとし、而して東亞に關してはドイツの利害はイギリスに及ばざるを以て、日本は先づイギリスと協議を爲

すべしとし、同盟の應援義務發生條件に關しても意見を述べ、一國の敵に對しては應援義務を存せず、二國又は其以上の敵に對して始めて應援義務を存することと爲すべきを勧めたり。而して五箇年を有効期限として、漸次繼續することと爲し、其條件の一として、他の條約國が日本の朝鮮に於ける自由行動を認むことと爲すべしとせり。エックカルドスタインが其の回顧録中に記する所に依れば、エックカルドスタインのランズダウンに對して三國同盟につき提議せると同日なる三月十八日に於て、單純なる學究的の形式に依り、林公使に對して、支那の領土保全及び門戶開放の爲めのドイツ、イギリス、日本間の三國同盟の提議を爲したりと稱す。イギリス政府はドイツとの防禦的協定を結ぶことを求めたるも、獨り日本のみと同盟を結ぶの思想は當初甚だ有力ならざりしもの如く、ドイツとの同盟の成る際に於て日本を同盟に加へんと欲するに外ならざりしもの如し。ドイツ政府に於ては、エックカルドスタインの林公使に對する態度及び前述の三月二十日附のホルスタインの所謂私的電信等に徴して、明治三十四年の初の頃、ドイツが自から加はらずして、日本とイギリスとのみを同盟せしめんと當初より計れるものに非ずとするも、イギリス、ドイツの同盟が萬一成るとせば、日本をも之に加ふるを可とするの思想を存せるを察し得べきなり。エックカルドスタインが林公使に談れる應援義務發生條件は、三月九日ホルスタインの已にエックカルドスタインに告げたる所と同じく、之と同様なる條件は三國同盟條約中にも存し、又一八九八年のイギリス、ドイツ間の談判の際チェンバーレンの提議せる所なり。第一回日英同盟協約締結の際、同様なる條件が採らるるに至れり。

エックカルドスタインの日英同盟の談判を始むべしとするの勸誘は、林公使の日英同盟に關する宿論を實行するの機會を與へたるものにして、林公使はエックカルドスタインの談判の趣意を本國政府に報道し、日英同盟に關するイギリス政府の見解を確むるの權能を與へん事を求めたり。然るに四月十六日林公使の受けたる電訓に依れば、林公使はイギリス政府の意向を探ぐるを得べきも、自己の責任を以て、又毫も政府を拘束せざる方法に依り之を行ふべきものと爲せり。而して日本政府は同盟に關

して未だ可否の意見を言明するを得ずと爲せり。然るに日本の外務省は、東京駐割のドイツ代理公使に對して、林公使よりの報道を告げ、該ドイツ代理公使は、林公使がロンドン駐割のドイツ大使より聞ける所として、イギリス、ドイツの間に極東に關する同盟談判が行はれ、該同盟條約締結の後に於て日本をして之に加はらしめんとし、朝鮮につき日本の行動の自由を認めんとすることを、東京の或る筋より内密に漏らされたる旨報告せるより、ベルリン政府よりエックカルドスタインに尋問する所ありたるもの如し。エックカルドスタインの之に答ふる爲め四月十六日に於て本國外務大臣に送れる暗號電報の要旨は左の如し。

エックカルドスタインは、日本政府が東京駐割のドイツ代理公使に告ぐる所不精確(註二参照)なるも、之を告げたるは、豫て日本人の希望せる如くイギリス、ドイツ間の協商を擴張して日本を加ふる事につき、ドイツ政府の態度を探ぐるの前提たるが如しと爲せり。而して已に數日前林公使は、ドイツが支那の門戶開放及び領土保全の維持に關して、既成のイギリス、ドイツ間の協約に基き、更に之より進める協定を、日本及イギリスと結ぶ事が、過去は兎に角今後、結局(註二参照)起り得べきやをエックカルドスタインに問へる旨を述べ、林公使は三國が支那に於ける領土保全及門戶開放の主義を自ら遵守するに止まらずして、一定の場合に於て他國をして之を遵守せしむるの義務を相互間に負ふべきものとし、是の如き協定の結ばるる場合に於て、滿洲につき例外を認め得べく、而して現在の條約上の權利が尊重されるときは、滿洲をロシア人に委するも不可なしと述べたりと爲す。エックカルドスタインは林公使に對して、該問題に關するドイツ政府の現在の意見を熟知せざるを以て、單に箇人的の見解を述べ得るに過ぎざる旨を述べ、林公使の考ふる如き一般的協定は、之を實現することにつき困難を存すと爲し、エックカルドスタインはドイツ政府が此種の協定を結ぶことありとせば、先づ日本より特別の提議を爲さざるべからざるを説けりと爲す。而して林公使に對して、支那に於てイギリスがドイツに比して利害關係を有すること大なるを以て、此問題につき更に

(註二参照) イギリス政府に談判すべきを勸告せりといふ。林公使は此勸告に對して、支那に於ける將來の出來事に關するイギリス政府の態度につき、屢々イギリス政府に問ふ所ありたるも、問を發する毎にイギリス政府の答ふる所は、ドイツが同時に之に加はらざる以上は、イギリスが支那に關して如何なる協定をも結ぶを得ざることに在りたるを告げ、イギリス政府が此際に至る迄は、林公使の述ぶる所に對して冷淡の態度を執れりと爲す。エツカルドスタインは林伯の談話として、日本が現在に於て甚だ困難なる地位に在りて、如何なる政策を將來支那に於て追ふべきやを決定せざるを得ずとし、日本は領土上の冒險を爲すの意思無く、其望む所は支那の領土保全及び門戶開放の主義を維持すること並に朝鮮が他國の占據する所とならざることに外に出でずと爲し、日本が東京に對して野心を挾むの風聞を屢々耳にするも、全然無根なりとし、唯東京が臺灣の對岸に在るを以て、日本は他國が之を占領せざることを計らざるを得ずと爲せりと稱す。

(註二) 以上はエツカルドスタインの著作に係る回顧録に掲げられたる所に依るものなるも、ドイツ外務省文書彙纂第十七冊一三六頁乃至一三七頁に掲げたるものは、三箇所に於て改竄を施するを見る。日本政府が東京駐劄のドイツ代理公使に告ぐる所は不精確 (Inaccurate) なりと爲せる不精確の語の上に全然 (Duchassa) の語を加へて全然不精確と爲し、以て事實不認の語氣を強め、事實の全體に互りて否認が及ぶ如く解し得べからしめんとせり。然れども全然根據無しとは屢々用ひらるる語なるも、全然不精確なりとの語は不自然の調を帶ぶるを免かれず。又既成のイギリス、ドイツ間の協約に基き、更に之よりも進める協定を、日本及びイギリスと共に行ふことが、過去は兎に角、今後結局 (Eventuell doch) 起り得べきやを林公使より問へりと爲すの語の中、過去は兎に角、今後 (doch) の語を削りて、單に結局起り得べきやの問と爲し、林公使が文書の日附なる四月十六日に先立つ數日前に於て始めて同盟談を行へるが如くに見えしめんとせり。又エツカルドスタインが林公使に對して、イギリスが支那に於て利害關係を有することドイツよりも大なるを以て、同盟問題につき更にイギリス政府に談判すべきを勸告せりと爲すの語の中、更に (Weiter) を先づ (Zunächst) に改め、是より以前に林公使とエツカルドスタインとの間に此種の談話が全然交へられざりしが如く裝はんとせるもの如し。

(註三) 林公使は福建につきて談れるものなるも、エツカルドスタインの電報文には本文の如き誤謬を記せり。

四月十七日エツカルドスタインがドイツ外務省に報告する所に依れば、更に林公使と談話を交へたるに、林公使は其本國政府より受けたる訓令が、如何なる提議をもイギリス政府に對して行ふを許さずして、單に將來支那問題に關してイギリスと行動を共にするを得べきやを探るを許せるに止まると爲し、刻下の事情に於て、公使の感想に依れば、ドイツが同時に加盟せざる以上は、イギリスは支那に關して如何なる協定をも結ぶこと無かるべき旨を、本國政府に報告するの外無しとし、而してラズダウンの言ふ所に依りて判斷すれば、ドイツは刻下支那に關して更に協定を結ぶの意思無きもの如しと説けりと爲す。而して林公使の上述の言に對し、エツカルドスタインは、ドイツ政府をして此種の計畫に賛成せしむること容易ならざる旨を告げたるも、林公使が該計畫に關して希望を抛つこと無く、今一回先づイギリス政府に談判すべき旨を答へたりと爲す。而してドイツ政府が果して或る強國と條約を結ぶべきや否やを知らずと爲せるも、一個の意見に依れば、林公使の意見は直ちに抛擲すべきものに非ずと爲し、日本が直接の提議をイギリス政府に對して行ふときは、イギリス政府が直ちにドイツ政府と交渉を開くに至るべきものと思考する旨を述べたりと爲す。林公使はエツカルドスタインの以上の言に對して、數日中に更にラズダウン卿の意向を探り、都合善き感想を得ば、日本政府に對し、直接の提議をロンドンに向て提出すべき旨の意見を述べべしと爲せりといふ。而して林公使が、其の述べたる所を以て、總て單に箇人的にして且つ學究的なるものと考ふることを望むと爲せりとす。

上述する所に依り、ドイツ人が日本とイギリスとの双方に動めて、其間の接近を致さしめんとし、特に林公使を促してイギリスに對する談判を開始せしめたるを知り得べく、又當初ドイツも之に加はることと爲せるも、主として日本とイギリスとの間に談判を行はしめんとせるを知り得べきなり。ドイツ外務省文書彙纂に掲げたるエツカルドスタインの四月十六日の電報は改竄の箇所を存し、同日より數日前に於て、日本、イギリス間の談判につき、林公使より始めてエツカルドスタインに談話す

る所ありたるが如くに見えしめんとせるが、是れロシアに對する關係上、ドイツ側が日英同盟の締結を促したるの事實を隠蔽せんと欲せるに出づるもの如し。又エックカルドスタインの記する所に依れば、林公使は四月十六日以前に於て已にイギリスの政治家と日英同盟又は日英獨三國同盟に關する談話を交へたるもの如くなるも、林伯の記録に依れば、四月十七日に於て始めて極東事件に關する日英間の協定につきて談れりと爲す。此點に付ては姑く疑を存す、エックカルドスタインの上述の四月十六日及び十七日の報告に對して、ホルスタインは四月十八日の電報に依りて答へ、日本人につき用心せざるべからずとし、日本人及びイギリス人の希望する所のドイツ、イギリス及び日本間の東亞に關する特別的協定は、却りてイギリスをして一般的條約に依りドイツ及び三國同盟に合體するの思想を抛たしむるに至るべきを以て、直接にドイツの利益に反すると爲せり。是の如き合體が成らざる間は、イギリス及び日本は、ドイツの中立を以て満足せざるべからずと爲せり。

是に依りて察すれば、エックカルドスタインが、東亞に關する日本、イギリス、ドイツ三國の特別的協定又は特別的同盟の談判を行ふことは、イギリス、ドイツ間の一般的同盟の締結を促進する所以なりとするの意見に對して、ホルスタインは全然正反對の意見を有せることを知り得べきなり。ホルスタインはイギリス、ドイツ間の一般的同盟に關しても、甚だ熱心ならずして、此の根本の點に於てもエックカルドスタインと見る所を異にせるを見る。イギリス、ドイツ間の同盟の談判と日英同盟との關係の詳細は、之を第四章に譲る。

ドイツがイギリスと同盟するを欲せざること明白となりて後に於ても、エックカルドスタインは間接に日英同盟の進捗に努めたり。エックカルドスタインは其著作「ドイツの孤立」(五七頁)に於てホルスタイン及びベルリン外務省の諒知及び明示的の了解の下に之を行へりと爲せり。此説を疑ふものもあるも(例へばオットー、フランケ著「東亞に於ける強國」一八三頁乃至一八五頁)ドイツがイギリス又は日本との同盟を結ばざること決意せる後に於て、エックカルドスタインが、ベルリン政府の意向に反すること

明白なるに拘はらず、猶日英同盟の媒介者たるの役目を勤めたることあり得べしとは想像し得ざるなり。六月二十七日のドイツの中立宣言は、主として日本に對して好意を表せるものなりと同時に、他の一面に於ては、ドイツが中立の地位に立たんとし、日本又はイギリスとも同盟を結ぶの意思の缺けたるを示せるものと言ふを得べきなり。其後八月二十三日のドイツ帝とイギリス王との會見の際、ドイツ帝はイギリスが日本を與國とせざるべからざるをイギリス王に告げたること、已に前に之を述べたり。日英同盟に對するドイツ政府の意向は、是等の事實に依りて明白なりと言ふべし。

ドイツ政府の日英同盟に對して好意を表し、之が進捗を計らしめんとせるの眞意如何につきては、林伯の記録中に述べたる所其要領を得たり。其大意に曰く、ドイツはロシアの銳鋒を極東に轉せしめんと欲し、日本のロシアと協商するに至らんことを恐れ、イギリスをして日本の後援を爲さしめて、日本をして之を頼みてロシアと對抗せしめ、是の如くしてロシアの手を極東に縛り附けんと欲したるものなりと。是れドイツの當時の東亞政策の主たる目的と爲せる所ならざるべからず。而して更に進でドイツの意思を推察するときは、ドイツは、日英同盟成るの後、フランスがロシアとの同盟の關係より日露戰爭に参加するに至り、ドイツの通商上、海權上及び植民上の競争者たるイギリスも戰爭に引入れらるるに至ることを萬一に僥倖し、ロシア、フランス同盟とイギリスとの間の戰爭の機會に於て、兩勢力の中間に立てる地位を利用して、モロッコ問題及び其他の植民地問題につきドイツに有利なる解決を致し、時利なればヨーロッパに於て覇權を振ふの基礎を作らんと意圖せること無しと斷言すべからず。

ドイツは東亞に於て日本をしてロシアと争はしめんと欲せるものにして、其の日英同盟の締結を進捗せしめんとせることも、日本が獨力ロシアと争ふ能はざるを危み、終にロシアと妥協を遂ぐるに至らんことを恐れたるに出づ。ドイツが日本をしてロシアと争はしめんとせるは、其のヨーロッパに於けるロシア、フランス同盟の壓力を避くるが爲め、ロシアの手を東亞に

縛り附けんと欲するに出づ。

ドイツは一方に於てイギリスと日本とを結合せしめ、ロシアに反對せしめんとし、又我國に對して、我國とロシアとの戦争に於て中立的態度を執ることを宣言せるも、他方に於てロシアに對して、其の東亞の經營につきロシアの味方たることを示さんとせり。是より先き明治二十八年（一八九五年）四月二十六日、ドイツ帝はロシア帝に書翰を送り、何人にもロシアの極東の方向に於ける行動を妨げしめざる爲めに、必ず力を盡して、ヨーロッパを平穩ならしめ、ロシアの背後を掩護すべしと爲し、アジヤ大陸に文化を弘め、黄色人種の攻撃に對してヨーロッパを防護することは、ロシアの企つべき將來の大事業たること明白なりと爲し、ロシア帝の此事業を行ふに當り、ドイツ帝は最善の盡力に依りロシア帝を助くるの覺悟を以て、常にロシア帝の側に在るべしと告げたり。明治三十一年（一八九八年）三月二十八日ドイツ帝はロシア帝に對して、陛下と朕とが直隸灣の入口に於ける、主として黄色人に對する一對の番兵なりと稱せり。是の如くドイツ帝はロシア帝に對して、其の東亞政策を支持するの道義上の約束を爲せるものなるを以て、ドイツが、ロシアに對抗せんとする日英同盟の締結を進捗せんとする如きは、ロシア帝に對する不信義の誘を免かるを得ざるべきなり。ドイツが一方に於て間接に日英同盟の締結を促進するの措置を執りながら、毫も日英同盟に關係なきの風を特に示さんとするは、ロシアに對する顧慮より來るものと認めざるを得ず。

ドイツ政府に於て、初めより自からイギリス及び日本と結ぶの思想が絶対に存せざりしことを斷言し得ざるも、ドイツは當時ヨーロッパに於て相對立する兩勢力の中間に立つの地位を便とし、イギリスの同盟を求むるに對しても、イギリス人の容るる能はざる條件を提出して事を破れり。ドイツがイギリス及び日本と結ぶは、ロシアと離るる所以たらざるべからず。ドイツはロシアと敵對の地位に立つを避け、ロシアの銳鋒を東亞に向はしめんと欲するものなるを以て、自からイギリス及び日本と結び、イギリス又は日本に關する事項に因りてロシアの銳鋒の已に加はることを致す如きは、其の最も避けんと欲する所なり。

エックアルドスタインの東亞に關する三國同盟説は、ドイツ政府の眞意に合せざること明白なるも、ドイツは東亞に關する三國同盟説を利用して日英同盟の成立を致さしめんと欲し、而して日本はイギリスとの同盟を好まざるに非ざるも、イギリスの爲めに拒絶に遭ふの結果を恐れ、イギリスも亦日本との同盟を厭ふに非ざるも、獨り東亞の一國の爲に其の因襲的の所謂「光輝ある孤立」の政策を抛つに躊躇せる際、エックアルドスタインのドイツ、イギリス及び日本間の三國同盟説を利用し、ドイツの不加盟を明示せずして、日本をして先づイギリスと談判せしめ、又イギリスに對して日本と結ぶの必要を説き、且つ日本とロシアの協商の成るの虞あることをイギリスに警告し、自己は同盟談判に深入するを避けながら、日英同盟の談判の進捗を促し、終に日英同盟の成立を遂げしむるを得たり。而してドイツはイギリスの承認し得ざる條件を提出して、ドイツ、イギリス間の同盟談判の終止を致せり。

我國政府が日英同盟の談判に關係せる際、ドイツの加盟を望めるも、當初イギリス、ドイツ間の同盟談判につき多く知る所無かりしが如し。林公使は四月十七日始めてランズダウンと極東に於ける日英兩國の恒久的取極につき談れる際にも、又五月十五日のランズダウンとの同盟に關する談話の際にも、ランズダウンより第三國を加ふるの可否を問ふに當りて、常に之を可とするの意見を述べたり。而して其後十月十六日に於て同盟談判を正式に開始せる際、林公使はドイツを同盟に加はらしむることにつきランズダウンの意見を問ひ、ランズダウンは先づ日英間に交渉を遂げ、談判進行するに及びてドイツを招くを良しとせり。イギリスは七月末頃より已にドイツと同盟することの成就し難きを知れるなり（第四章參照）。其後伊藤侯が、イギリスと同盟する以上は、在來の關係上ドイツに知らしめずして協約を結ぶを不可とし、林公使が同盟成立前に於て同盟談判の経過をドイツに告ぐることにつきランズダウンの意見を問ふに至り、ランズダウンは直ちにドイツに告ぐるを不可とし、之に告ぐること早きに失すれば、ドイツは之を利用して自己の利益を進むるを計るの恐ありと爲せり。然るに十二月十六日に於てラン

ズダウンより林公使に對して、ドイツを加盟せしむることにつき問ふ所あるや、林公使は日本政府の訓令に依り、日本政府の考が、協約成立せる後イギリス政府と協議し、ドイツに向て加盟を勸告するに在る旨を答へ、日本政府はドイツの加盟を希望するも、協約の調印が行はれたる後、又は少くとも各箇條の協定を了せる後に至る迄、一切交渉の秘密を保つを必要と思惟すと爲し、然れどもイギリスが日本に比して世界の各方面に於てドイツと重大なる利害關係を有するを以て、ドイツを同盟に誘ふべきや否やに就ては、一にイギリス政府の意思に任すべしとせり。然るに同盟談判略結了して、全權委員に署名調印の權限を附與せんとする頃、我國政府はドイツを同盟に誘ふの利益を認め、林公使に訓電を發し、ドイツを同盟に誘ふことにつき、一にイギリスの希望に任せたるも、成るべく速にドイツに對して加盟の奨誘を爲すを望むと爲し、若し奨誘を行ふとせば、日本、イギリス兩國より同様なる提議を爲すこと必要なりとし、奨誘を爲す場合には、イギリス政府のドイツ駐劄のイギリス大使に送るべき訓令につきイギリス政府に問ひ合すべき旨を命ぜり。然るに當時チェンバーレンの演説が原因となり。イギリス、ドイツ間に感情の衝突を生じたる際なるを以て(第四章参照)、ランズダウンは此際直ちにドイツに通知することの得策ならざるを説き、暫く時機を待つべしと爲せるが、幾も無く、一面には後日ドイツをして自己に知らさずして協約を結べる點につき不平を唱へしめざる爲め、他の一面には同國政府の加盟に關する意向をも試むる爲め、協約の正文は之を示さずして、要點のみをロンドン駐劄のドイツ大使メッテルニヒに内談すべきを説けるより、日本及びイギリスは共に二月三日を以て、同様の方法に依りドイツに通告することとなれり。二月二日の夜に於てランズダウンは日本公使館に急使を送り、ドイツに對する通知を見合はすべきを求む。然るに林公使の發せる此趣意の電報が東京に到着せざる前、小村外務大臣が既にドイツ公使に對して内話を爲せるの報を得て、イギリス政府もドイツ大使に通知するに至れり。通知を見合すべしとするの議はイギリス王エドワード七世の勅諭に出でたりとの説あり。而してイギリスがドイツに通知するに當り、ドイツ帝がイギリスの東亞に於てド

イツと其政策を同うせざるべからずとの言を爲せるに因りて、通知を行ふ旨を述べたりといふ。

ドイツに於てビュローは、イギリスが特に日英同盟の成立を内密にドイツに告げたることを以て、イギリスがドイツの日英同盟に關係あるをロシアに示して、ドイツをロシアより離間せんとするの計に出づるものと爲し、ロシアに對してドイツより此の事實を内報せば、却てイギリスの計に陥るに至ると爲し、ロシアに對して秘密を守るを可なりとす。ドイツ帝は、ロシアに對して全然之を秘密と爲し得ざるを以て、フランスの方面より此事實を世に漏さしむるを可なりとせり。然るにヨーロッパ諸國に於て日英同盟の成立につきドイツが關係ありとするの説の行はるるに至れるより、明治三十五年三月三日帝國議會に於て、ビュローは、ドイツが日英間の談判に協力せりとの件は、自己の毫も知らざる所なりとし、イギリス及び日本が締結の後其内容を通知せることありて、ドイツは協約の誕生の通知を直ちに受けたるも、協約の名附親たること無く、又之に對して父の身分を有することも無しと説けり。

第三章 イギリスの日英同盟締結に關する政策

イギリスはロシアの東亞に於ける優勢に依りイギリスの支那に於ける利益の侵さるるを恐れ、明治三十三年(一九〇〇年)七月の頃、一時北清をロシアに委ねて之と妥協し、揚子江流域に於ける其利益の保全を計らんとせることあり。然れどもロシアの行動の何物にも羈束さるる所なく、其約束の極めて信じ難きを見て、イギリスは警戒の念を加へたり。ドイツの膠州灣占領の際、イギリスは之に反對せずして、明治三十一年(一八九八年)一月十二日ソールズベリはロンドン駐劄のドイツ大使に對して、占領のイギリスの條約上の權利に對する意義は之を研究せざるべからざるも、占領に依りイギリスが大損害を受けたりと

は思惟せずと述べたり。是より先き、明治三十年の末、イギリス軍艦イフィゼニヤ號がロシヤ艦隊の碇泊する旅順口に入り、ロシヤ艦隊司令官の爲め滞留を拒まれ、イギリスは其軍艦を退去せしめたることあり。此頃イギリスは已にロシヤと一般的協定を結ぶの意ありたる如し(第一章参照)。

イギリスは明治三十一年(一八九八年)の頃、實際上孤立の地位に在りて、所謂「光輝ある孤立」の政策の永く維持し得ざるを悟り、同年三月の頃ロシヤと接近を求めたるも、之に成効せず。ロシヤ帝が同年六月三日、ドイツ帝に與へたる書翰に依れば、三ヶ月程以前に、イギリスが書面を以て、總ての爭議につき協定を行ふ爲めに、極めて誘惑的なる提議を、ロシヤに對して爲せりとし、ロシヤ帝は、其の分量多きに過ぐるが爲め、却て疑念を挟み、再思を須たずして拒絶せりと爲せり。イギリスは又明治三十一年、三十二年及び三十四年に於てドイツとの同盟を計畫せるも、ドイツはロシヤ、フランスとイギリスとの中間地位の利益を久しく維持し得べく、終に世界の仲裁者たるの地歩を占め得べしと信ぜるが如く、孰れの一方にも全く附くこと無く、又孰れの一方よりも全く離るること無く、其間に立ちて双方より利益を收めんと欲し、イギリスに與してロシヤを敵とするを危険と爲し、且つロシヤ、フランスとイギリスとの間の利害の必然的の衝突を信じ、イギリスがドイツの同盟を求むるは、之をロシヤ、フランスに對して利用せんと欲するに過ぎずと爲し、加之イギリスの國勢の衰運に向へるを信じ、イギリスは終にドイツに依頼せざるを得ずと爲し、イギリスにしてドイツの援助を求めんとせば多大の犠牲を拂はざるべからずと爲し、イギリスの全然三國同盟に加盟し、ドイツが敵の攻撃を受くる場合のみならず、ドイツが三國同盟上の義務としてオーストリア又はイタリヤに應援すべき場合に於ても、イギリスも亦應援の義務を負はざるべからずと爲し、又植民地の讓與又は其他の利益の提供をイギリスに求むるより、兩國間の同盟談判は成立を得ずして終れり。特に最後に行はれたる明治三十四年(一九〇一年)の談判の際に於ては、イギリスは猶南アフリカの兵を全く解くを得ずして、而して東亞に於てロシヤの侵勢の猖

獗なるに遭ひ、モロッコに於てドイツに獲得せしむる所あるに代へて、東亞の方面に於てドイツの援助を借らんと欲し、モロッコ問題及び東亞問題につきてドイツと協商を遂げんとし、場合に依り之と同盟を結ぶを辭せざらんとせるも、ドイツの要求大にして、全然三國同盟に加盟するを求め、且つ植民地問題及び義和團事件の債金支拂を確むる爲めの支那海關稅率引上問題及び南アフリカに於けるドイツ人の損害賠償の問題等につき讓歩を求め、加之或は同盟につき先づオーストリア政府と談判すべきを求めんとし、然らざるも細節を議するに先ち全然三國同盟に加盟するや否やの問題を決せざるべからずとし、又議會の承認を経べき公然且精詳なる條約を締結するを要求せる等、過大の要求を爲さんとせるを以て、イギリスは終にドイツと結ぶことを斷念するに至れり。此の最後の同盟談判の際、ドイツは自からイギリスと同盟するに熱心ならざりしも、イギリスと日本との間の同盟を成立せしむることを希望し、間接に之が進捗を計り、終に同盟協約の締結を見るに至れり。

日英同盟はドイツの媒介に依りて成れるも、ヨーロッパ諸國中東亞に於て日本と接近するに最も早く着眼せるはイギリス人なるが如く、明治二十八年(一八九五年)の三國干渉の際にも、イギリスは已に日本に對して好意を示し、又明治三十一年(一八九八年)三月の頃、チェンバールンは加藤公使に對して、日本、イギリスの兩國が極東問題に關して談合するの利益あることを語り、加藤公使も之に同意を表せることあり。同年五月三十日ドイツ帝のロシヤ帝に贈れる書翰中に於て、イギリスがドイツに對して同盟の提議を爲せるを説き、三國同盟諸國の外、日本、アメリカをも同盟に加へんと欲すと爲せるは、日本に關しては全然根據無しと言ひ得ざるもの如し。唯ドイツ帝はイギリスが已に日本及其他の諸國と談判を開始せる如く説けるも、是れ根據を缺ける所なり。

明治三十四年(一九〇一年)の初の頃、已にイギリスの政府部内の一部人士の間に於て日本と同盟するの考を抱ける者ありたる如きも、此考は未だ廣く行はるに至らざりき。同年二月二十八日エッカルドスタインがホルスタインに宛てたる所謂私信的

の暗號電報中に於ても、エッカルドスタインの箇人的感想に依れば、デヴォンシャー、チェンバーレン、バルフォール並にランズダウン等が其前日の會議に於て、緊急の場合に於ける事實上の援助を確保して、日本の態度を強硬ならしめんとすることにつき議せるもの如しとし、エッカルドスタインはソールズベリが是の如き意見に賛同することは有り得べからずと思惟すと爲せり。當時イギリスはドイツと同盟を結ぶことに重きを置き、ドイツと同盟するを得ば日本をも同盟に加ふるの説が相當の勢力を有せしもの如きも、單獨に日本のみと同盟する如きは、未だイギリス政府の考量せざりし所の如し。四月十六日に於てエッカルドスタインのドイツ外務大臣に宛てたる電報中に於て、林公使がエッカルドスタインに對して、同公使が支那に於ける將來の出來事に關するイギリス政府の態度につき屢イギリス政府に問ふ所ありたるも、問を發する毎にイギリス政府の答ふる所は、ドイツが同時に之に加はらざる以上は、イギリスが支那に關して如何なる約定をも結ぶを得ざることに在りたるを告げ、イギリス政府が此際に至る迄は林公使の述ぶる所に對して冷淡の態度を執れることを談れりと爲せり。三月二十三日イギリスがドイツとの同盟談判に關して四の具體的問題をドイツに提出せる中、第四の問題は場合に依り東亞に關する限り日本を考量に入るべきや否やに關するが、ロンドン駐割のドイツ大使の私見として、日本の加盟は極めて適當なりとするの答を與へたり。之につきてランズダウンは日本に關しては、二國が之と東亞に限局されたる協定を結び得べしと爲せり。林公使が四月十七日始めて、ランズダウンと極東に於ける日英兩國の恆久的取極につき談れる際に於ても、又ランズダウンより第三國を同盟に極につき他國を參加せしむるも可なるに非ずやと問ひ、五月十五日の會見の際に於ても、又ランズダウンより第三國を同盟に加ふるの可否如何につき問ふ所あり。イギリスは當時猶ドイツと同盟するの考を捨てざりしもの如し。然るにイギリス政府は七月頃に於て、ドイツ政府の態度に依り、ドイツとの同盟の到底不可能なるを思ふに至り、且つ日本と同盟せざるときは、日本がロシアと協商するに至り、イギリスは孤立して不利を受くるに至らんことを恐れ、加之イギリスは漸く日本の實力を認

め、日本の勢力が獨力を以てロシアに當るに足るを認むるに至り、終に單獨に日本と同盟するの決心を堅め、東亞に於て日本と協同してロシアの侵略的行動に對抗し、日本のロシアと戦ふ場合に於て、戦争の局面の擴張を防ぐの政策を追はんとするに至れり。七月十五日及び十六日、歸國中のマクドナルド公使はイギリス王エドワード七世の教旨と首相ソールズベリの意見とを齎して林公使を訪ひ、日英同盟談判は一轉機に會し、終に正式の談判が開始さるるに至れり。

イギリスが日本との同盟に熱心なるに至れる一の動機は、日本が強國の後援を得ざれば、ロシアと協商を行ふに至るべきを恐れたることに在り。日本がロシアと同盟又は協商を行ふときは、東亞方面に於けるイギリスの利益を危うさるるに止まらずして、アフガニスタン、ペルシャ及び近東等の方面に於てもロシアの進勢に備へざるを得ざるに至るべきを以て、イギリスは之を妨げんと欲す。日英同盟談判に一轉機を與へたる七月十五、六日のマクドナルド公使の林公使訪問(後文参照)の際に於て、マクドナルド公使は日本のロシアと協商するの虞につき語る所あり。其後伊藤侯のロシアに赴けるが爲め、日本がロシアと協商するに至るの恐ありとして、イギリス政府をして大に憂慮せしめたり。ドイツ人は、日本がイギリスの後援を得ざるときはロシアと協商するに至るべきをイギリス政府に説き、イギリスをして日本と同盟するの決心を爲さしめんと試みたり。エッカルドスタインが七月十九日ホルスタインに宛てて送れる電報中に於て、エッカルドスタインが屢、ランズダウンに對して、日本とロシアとの接近に依る危害を警告せりと爲す。ビュローは明治三十五年(一九〇二年)三月十三日ロンドン駐割のドイツ大使に宛てたる通信中に於て、日英同盟の成れるは、イギリスが日本のロシアと協商するに至るを恐れたるに依ることを説けり。同一の通信中に於て、ビュローは日英同盟の他日ドイツに對抗するに至ることあり得べきを説けるは、先見の明ありと稱するを得べけん乎。

日英同盟の締結の談判は、イギリス、ドイツ間の同盟談判の派生現象として生じたりと言ひ得べく、而してイギリス、ドイ

ツ間の同盟は成らずして、却りて日英同盟が成立するに至れるものなるが、イギリス、ドイツ間の同盟談判と、日英同盟談判との關係につきては、第四章に於て之を細説し、茲に之を述べず。而して、日英同盟談判の経過は、自からイギリスの同盟に關する政策の一端を示すことなるべきを以て、左に之が概要を記せんとす。

明治三十四年（一九〇一年）の初の頃より、ロンドンのドイツ大使館參事官にして、當時代理大使たりしエッカルドスタインが、我公使館員に對して、日本、ドイツ、イギリス三國の東亞に於ける同盟に關して談る所ありたるもの如く、同年三、四月頃に至りエッカルドスタインは直接に林公使に對して同盟に關する談話を爲し、イギリスの當局者中之に贊成する者ありとし、ドイツの高貴の地位に在る人も、之に反對せずと稱し、同盟の條件につきても説く所ありて（第二章參照）、イギリス政府に對して談判することを林公使に懇懇せり。林公使は四月九日以來日本政府の意見を問ひ四月十六日に至り加藤外務大臣より訓電に接せるが、其要旨は、三國同盟の利不利如何に關しては、更に事情を詳にするに非れば政府の意見を述ぶるを得ざるも、若し林公使が自己の責任を以て、且つ毫も日本政府に繫累を及ぼさざる方法を以て、イギリス政府の意嚮を探るを得ば、之を行ひて可なりといふに在り。是に於て四月十七日ランズダウンとの會見の際、談話が極東問題に觸れたるを機會として、林公使は、北清事變に對する措置が終了し、諸外國が其軍隊の大部分を撤去せしむるときは、ロシアが必ず爪牙を現はすに至るべく、而して清國に於て確固たる人物無く、將來の清國は長き間種々の紛雜なる事件に苦しむべしとし、極東の前途は憂慮に堪へずと爲せり。林公使の意見に於ては、此際日英兩國が協同的の行動を續けて、兩國間に或る恒久的協定を結ぶこと、極東の平和維持の爲めに極めて緊要なりと爲し、之に關するランズダウンの意見を問ひ、ランズダウンは、自己も同様に必要を認むるも、其際首相ソールズベリが外國に旅行して不在なるが爲め、此事は未だ閣議に上れること無しとし、共に之に關して熟考し、得る所あれば之を相傳へて互に談合すべきを説けり。此際ランズダウンは、此種の協定を日英兩國に限るの必要無く、他

を加へて可なるに非ずやと言ひ、林公使も同感なる旨を答へたり。此頃已にイギリス、ドイツ間に同盟談判の行はれたるの消國息は、之を第四章に於て詳にすべきなり。林公使は協定條件に關する私案を立てて、本國政府の意見を問へり。之に依れば、清國の門戶開放及び領土保全の主義を維持し、從來各國が既に發表されたる條約を以て獲得したものの外は、一切清國より土地を獲得するを許さず、日本は朝鮮に於て他國に優勝するの利益を有するを以て、同國に對する日本の自由なる行動を同盟國に於て承認し、同盟中の一國が他國と開戦する場合には、他の同盟國は中立を守り、若し第三國が敵國を助くる場合には、戰爭に加はることと爲し、明治三十三年のイギリス、ドイツ間の協定は、之を繼續することとし、同盟は東亞に於ける事件のみに關係することとし、其行動區域も亦之に準ずることと爲さんとす。林公使の此意見に對して、本國政府は何等の訓令をも與へざりしも、四月十九日發の電報を以て、ランズダウンが協定を兩國に限るの必要無しとせるに依りて察するに、少くともイギリス、ドイツの間に之に關する談話ありしもの如しとし、此點につき林公使が自己の責任を以て事實を確むべきを訓令せり。其後月餘にして五月十日に至り、ソールズベリが歸國せるを以て、同月十五日林公使はランズダウンに會見し、林公使は日本の外交方針が支那の門戶を開放し、其領土を保全し、且朝鮮に於ける自國の利益を保護するに在りて、日英兩國は支那に於て同様なる利益を有するを以て、此利益を攪亂せんとする如き他國の聯合を妨ぐる爲め、兩國互に相提携するの必要あるを説けり。ランズダウンは之に關してソールズベリと相談すべきを約し、更に第三國を同盟に加ふるの可否如何を問ひ、林公使は苟も利益を共にする國が協同する場合には、其國の數が多きに從ひ益、協同の力を強むべきを答へたり。翌十六日エッカルドスタインは日本公使館に林公使を訪ひ、ランズダウンが三國提携につきエッカルドスタインに談れりとし、イギリス政府の意嚮は之に傾けるが如きを以て、益、之に關して研究すべきを勧めたり。此際我國に於て内閣の更迭行はれ、五月十日伊藤内閣總理大臣辭職し、六月二日桂内閣成立し政變の爲め、本國政府より何等の訓令無く、イギリス側よりも何等の談話無く、問題

は殆ど中絶の状態に在りたり。然るに七月十五日に至り、當時賜暇歸國中のマクドナルド公使が林公使を訪ひ、翌日も來訪を重ね、イギリス王が日英兩國間に何等かの協商を行ふの必要を認め、且つ協商が單に一時の談合の類なるときは、將來極東に起る可き事件に應ずるに足らずとするの歎慮なりとし、又首相ソールズベリは日英同盟説を唱へ、同盟の條件は、同盟國の孰れかが、他の一國と戦端を開くときは、他方の締約國は局外中立を守り、若し敵國が二國以上となるときは、同盟國が聯合して之に當ることと爲さんとするの意見を有するを告げたり。マクドナルド公使は、イギリス政府が日本と同盟することは其の希望する所なるも、同盟はイギリスの因襲的の主義と背馳するを以て、之が實行には相當の熟慮を要し、從て時日を要すと爲し、其間に日本がロシアと協商するが如きこと無きやを問ひ、ドイツの代理大使エックカルドスタインも、日本のロシアと協商するの虞あるをイギリス外務省に於て説けりと爲す。林公使は、日本の感情が現にロシアと乖離し、イギリスに歸向せるも感情は末にして、利益は本なりと爲し、若しロシアが日本の爲めに其利益となるべきものを譲るとせば、日本のロシアに對する感情が融和すること無しとも限られずと爲せりといふ。七月三十一日、林公使は更にランズダウンに會せるに、ランズダウンは先づ日本が眞に滿洲に對する利害關係を認むるや否や、及びイギリスとの協商に就て日本の望む所如何の二點を問ひ、林公使は、其意見に於て、滿洲に於ける日本の利益は間接なるものとし、若しロシアが滿洲を奪ひて其國力を増進するときは、更に進で朝鮮をも併呑せんとするに至るべく、是れ日本が極力防禦せざるべからざる所と爲す。此際日本の爲めに必要とする所は、第一、成るべくロシアの滿洲に入るを防ぎ、第二、ロシアと開戦の止むを得ざるに及べば、第三國のロシアを助くるを防ぐに在りと爲せり。ランズダウンはイギリスが朝鮮に於て利益を有すること無きも、朝鮮がロシアの手に落つるは其欲せざる所なりとし、又支那に於けるイギリスの政策は、門戸開放と領土保全との二點に存すると爲す。日英の目的は是等の點に於て全然相一致するを以て、相互防衛の爲に策を講ずるの時期到れりと信ずると爲し、林公使の此事に關する熟考を求めたり。ラン

ズダウンはロシアが朝鮮を永久中立國と爲すを日本に提議せるに當り、日本が之に満足せずして、此議を拒絶せることにつき質問し、林公使は、中立の保證が朝鮮に於ては無効なりとし、朝鮮の治め難く、何時國內に騷擾の起るやも測られざるを説き、騷擾起るときは何人が政權を握るべきやの問題が起り、忽ち該國に利益を有する諸國の間に衝突の起るべきこと必然なりと爲せり。ランズダウンは日本と朝鮮との間の關係が、恰もイギリスとフランスヴァールとの關係の如きものなるべしと説けり。八月八日、林公使は、曾禰外務大臣より、日本政府が東亞事件に關して一定の協商を爲すことにつき、イギリスの提議の趣意を好視する旨の電報を受けた。而して該電報は林公使のイギリス外務大臣に談れる所を全然是認すると爲し、一層協商問題に關するイギリスの意嚮を詳にする爲めに盡力することを希望すと爲し、該協商の成否は林公使の注意及び取扱の如何に依りて決せらるべしと爲せり。茲に於て従前よりも談判の歩を進むるを得たるも、林公使は猶談判の全權の委任を受けざるを以て、依然一個人として應對せるなり。八月十六日、ランズダウンが夏期休暇中アイルランドに赴かんとするに際し、林公使の本國の委任を受けるを求め、九月二十一日、小村外務大臣就任して、十月八日に於て外務大臣の電訓ロンドンに到着し、日本政府が、同盟の件に就て熟考を重ねたる結果、已に林公使に通知し置ける意見を全然確定せるを以て、之に關しイギリス政府と意見を交換するの權限を林公使に與ふると爲し、是に於て林公使は同盟締結につき意見を交換するの權限を得たり。十月十六日より同盟協約締結に關する正式の談判開始されたり。林公使は意見交換の權限を與へられたるを通告すると同時に、訓令は簡單にして詳細なる意見を示さざるを以て、林公使の説く所は總て公使一個の意見と看做し、隨て其意見に對し後日日本政府が修正を加へ、或は取消を行ふことあるを認むるを求め、要するに公使の意見は本國政府を拘束せざるものと認むべきを求めたり。ランズダウンは之を認めて後、日本の希望する所を問へり。林公使は、朝鮮に於ける自國の利益を保持し、他國をして之を妨害せしめざることを以て終始の目的とすと爲し、ランズダウンは支那に對する日本の政策を問ひ、林公使は、日本の政

策がイギリスの政策と一致し、領土保全と門戸開放とを維持するを目的とすと爲せり。ランズダウンは如何なる内容の同盟を結ぶべきやを問ひ、林公使は、同盟國の一方が第三國と開戦するときは他の一方の同盟國は中立を守ることとし、若し第四國が第三國を助くるときは、他の一方の同盟國は、直ちに其同盟國を助くることと爲すべしとす。ランズダウンは林公使の述べたる所の適當なるを認めたるが、イギリスに於ては斯の如き條件のみならず、日英兩國が常に最も親密なる關係を保ち、極東の事件に就ては雙方隔意なく互に意見を通じ、相提携して事に當るを肝要なりと信する旨を述べ。(林伯は其回顧録に於て、イギリスの此主張は、日本が同盟締結後、之を利用し、別國と特別の條約を結ぶを恐れて、之を妨ぐるの趣意に出づるものと爲せり。)林公使は、日本の希望もランズダウンの説ける所と同様にして、在來是の如き方針に依り行動し來れりと爲す。ランズダウンは林公使の意見を首相ソールズベリに傳へ、公使の意見に基きて詳細なる案を作り、重ねて相談を試むべしと爲せり。此際林公使はドイツを加せしむることに關するランズダウンの意見を問ひ、ランズダウンは刻下先づ日本と交渉を遂げ、交渉進捗の後に於て更にドイツを招くを可とせり。十一月六日イギリスより第一協約案を出し、而してランズダウンは、閣議の際二三閣員が日本の朝鮮に於て有する利益は緊切のものにして、イギリスの揚子江流域に於て有する利益は、之に比すれば言ふに足らずと爲し、此點に於て協約の規定は權衡を失すと爲し、協約の區域を一層擴張し、例へばイギリスがインドに於て有する利益をも安全に保護するを認むるを希望せりと爲し、林公使の考量を求む。林公使は、第一協約案の朝鮮に關する規定が、單に韓國の外國の爲に併呑さるるを防ぐを欲すると爲すに過ぎざるを不可とし、條約中に於て、日本が朝鮮に於て卓越的利益を有するをイギリス政府をして確認せしむるの明文を設け、且つイギリスが、日本の朝鮮に關する其利益を保護する爲め執るべき措置を妨害せざるの保障を設くるの必要ありと爲し、此意見を協約案と共に本國政府に電報せり。十三日日本の外務大臣より、伊藤侯に面會して、イギリスの提案の大趣意に就て侯の賛助を得ることを試み、其結果を直ちに報告すべきの訓電が、

林公使に達せり。伊藤侯はアメリカより、フランスを経てロシアに赴かんとし、外務大臣の訓電のロンドンに達せる頃、パリに着せり。林公使は十四日パリに着して伊藤侯に面會し、イギリスとの交渉に關する從來の経過を報告し、且つ種々意見を交換し、十九日ロンドンに歸着せり。伊藤侯が本國を出發せる頃、政府に於ても日英同盟の成就を思ふもの尠く、イギリスとの交渉につきて充分なる評議を行へること無きもの如く、伊藤侯は滿韓に關してロシアと反目するを不利益とし、他の元老及び桂内閣總理大臣、曾根臨時外務大臣等と相談を遂げて後、自からロシアに赴きて交渉を試みんとせるもの如し。然るに伊藤侯はヨーロッパに着して後、日英同盟談判の進行せるを知り、終に林公使の論辯を容れて、大體上日英同盟に同意するに至り、唯ロシア旅行は已にロシア政府に通知せるを以て之を廢するを得ずと爲せり。而してイギリスに對する協約案の回答は、伊藤侯がロシアより通知する所あるの時に至る迄、之を延期すべしとす。林公使がロンドンに歸るや、翌二十日ランズダウンに會し、ランズダウンはイギリス提出の協約案に對する日本政府の返答を催促し、事遷延に及ぶときは外間に漏洩して成功を妨げらるべしと爲せり。而して談伊藤侯のロシア行に及び、ランズダウンは伊藤侯の早くイギリスに來るを希望する旨を述べ、而して日英同盟の談判が斯の如く進捗せる場合に於て、若し日本政府がロシアと何等かの特別の協定を爲す如きことあらば、イギリス政府は深く之を憤るべきの意を漏せり。林公使は之に答へて、他國との同盟は我國に於て未曾有の事なるを以て、大に熟慮を費さざるを得ずして、回答自ら延引すると爲せり。而して伊藤侯のロシア行は他意あるに非ずして、十一月の頃ロンドンに霧深く、時候悪しく、且つ議會も未だ開會せざるを以て、來年一月頃、ロンドンに行くを可なりとする日本駐劄イギリス代理公使の注意ありたる等の爲め、大陸旅行を先にするに至れるもの如しと辯解せり。イギリス外務次官補パーチーは一層露骨なる語を用ひ、若し日英同盟締結談判の開始がロシアの聞く所とならば、同國は日本に向て幾段の讓歩を與へ、以て同盟の成就を妨害せんと計るべきも、讓歩の約束は後日容易に破却さるべきを以て、注意する所無かるべからずと爲せり。當時

イギリス政府の伊藤侯の進退に注目せるの状を見るべし。林公使は即日事情を本國政府に電報し、成るべく速に同盟談判を進行せしめんことを具申し、別に電報の寫を伊藤侯に送り、重ねて其注意を促し、ロシヤに於ては成るべく協商の問題に觸れざるを希望する旨を告げたり。本國政府より、伊藤侯は何等の任務をも帯びざるを以て、此旨をイギリス政府に聲明すべきを訓示せり。十一月三十日に至り、日本政府はイギリスの協約案に對する修正案を電報せり。我國は同盟が記名調印の日より五箇年繼續することとし、締約國の意思に依り更に之を延期するを得べきものと爲さんとし、又韓國に於ける日本の利益に關して別の條文を設け、日本の朝鮮に於て現に有する利益を保護する爲に必要なりとする防禦方法を執ることを、イギリスに於て承認すべきことと爲さんとせり。而して明治天皇陛下の勅旨に依り、伊藤侯の意見を徵せられたり。然るに伊藤侯はロシヤに於て歓迎を受け、日露の關係につきウィットテ、ラムズドルフ等と談話する所ありて、ロシヤと協商の望ありと爲し、直ちに日英同盟を結ぶことを以て大早計と爲せり。然れども、内閣及び元老の意見は、伊藤侯の意見に拘はらず、日英同盟締結に決し、日本政府は十二月十日の電報を以て、修正案をイギリス政府に提出するを命じ、林公使は同月十二日修正案を提出し、明治三十五年一月十五日イギリスより第二協約案を提出し、同月二十四日イギリスより更に第三協約案を提出し、明治三十五年一月二十八日に於て協約の各箇條の協定全く結了し、翌二十九日、本國政府より記名調印の權限を附與するの電報を受取り、翌三十日午後五時、林公使とイギリス外務大臣ランズダウンとの間に協約の締結を了せり。我國は二月十二日に協約を發表し、イギリスは十一日の夜に於て之が發表を爲せり。

日英同盟協約を祕密同盟條約と爲さずして、之を發表するに至れるは、イギリス政府の考に基くに非ずして、却りて我國政府の考に出でたり。イギリス政府は之を發表せずして、唯間接の方法を以て世間に漏らさんと欲せるも、我國政府は、同盟が特に一國を指定して之を敵とせざるのみならず、其目的は從來列國が支那に對して公言せる領土保全、門戶開放の政策と相一

致せるものなるを以て、協約の全文を發表するも何等支障の存すべき理なしとし、又反對に、之を祕密に付するときは、同盟の範圍、目的等につき、種々不利益なる訛傳の起るの恐ありとし、寧ろ公然發表するを可なりと爲せり。イギリス政府も終に日本政府の意見を賛成するに至りて、協約の發表を見るに至れるなり。

第一回日英同盟協約は其前文に於て、兩國政府は偏に極東に於て現状及び全局の平和を維持する事を希望し、且つ清帝國及び韓帝國の獨立と領土保全とを維持すること、及び該二國に於て各國の商工業をして均等の機會を得せしむる事に關し特に利益關係を有するの故を以て、協約を結ぶ旨を述べ、而して協約の本文に於て、イギリスは清國に於て特別利益を有し、日本は清國に於て之を有するのみならず、韓國に於て、政治上並に商工業上格段の利益を有すると爲し、此等利益の列國の侵略的行動又は清韓國內部の騷動の發生に因り侵迫せられたる場合に於て、該利益擁護の爲め必要缺くべからざる措置を執り得べき事を互に承認し、此等利益の防護上、列國と戰端を開くに至りたる場合には、他の一方の締約國は嚴正中立を守り、併せて他國が其同盟國に對して交戦に加はるを妨ぐことを努むべしと爲す。而して、上記の場合に於て、若し他の一國又は數國が該同盟國に對して交戦に加はる時は、他の締約國が該同盟國に援助を與へ、協同戰闘に當るべしとし、講和も亦該同盟國と相互合意の上に於て之を行ふべしとす。該協約は批准の手續を要せずして、双方の政府より正當の委任を受けたる林公使及びランズダウンの調印せる即日たる一月三十日より直ちに實施するものとし、該期日より五箇年間効力を有するものとせり。然れども若し此の効力據置期間たる五箇年の終了に至る十二箇月前の時期に於て、締約國の何れよりも該協約廢止の意思を通告せざるときは、引續き効力を有すべき者とし、該時期後は締約國の一方が何時にても廢棄の意思表示を爲すを得べく、該意思表示の當日より一箇年の終了に至りて、條約が効力を失ふべきものと爲す。

明治三十八年（一九〇五年）八月十二日締結の第二回日英同盟協約は、同盟の擁護すべき利益をインドに擴げ及ぼす事を定め、

且つ東亞及びインドの地域に於ける兩國の領土權又は特殊利益を他國よりの攻撃又は他國の侵略的行動に對して防護せんが爲めに交戦するに至りたるときは、是の如き攻撃又は侵略的行動が何れの地に於て發生するを問はず、他の一方の締盟國は直ちに其同盟國に援助を與ふべきことを定むるに至れり。該協約は、インド國境の安全に繋る一切の事項に關するイギリスの特殊利益を同盟の防護すべき利益として認めたと同時に、日本が韓國に於て政事上軍事上及び經濟上の卓絶利益を有し、該利益を擁護増進せんが爲めに正當且必要と認むる指導、監理及び保護の措置を韓國に於て執ることを明認し、依て我國の韓國に對する保護關係の設定を承認するに至れり。而して協約の効力據置期間を十年と定めたり。同年十一月の日韓協約は、我國の韓國に對する保護關係を確立せしめたり。

第二回日英同盟協約は、ロシアの東亞に於ける計畫を斷念せしむる事に貢獻せるもの如し。ドイツ政府は第二回日英同盟協約を好視せざりしこと、九月三十日ベルリン駐劄ベルギー公使が其本國に報道せる所なり。是れ一はロシアを東亞に縛り附くるの政策の妨害となることに因るべく、又一はドイツの東亞の敵たるイギリスと戦ふ場合に於て、新協約に依れば、戦局が東亞に及び、且つ戦争が、ドイツのイギリスを攻撃し、又は之に侵略的行動を加へたるに因りて生じたるときは、日本は直ちにイギリスを援助するに至るべきを以てならん乎。

明治四十四年（一九一一年）七月十三日締結の第三回日英同盟協約は、大體に於て第二回協約と相同じきも、韓國の併合後に成れるものにして、韓國に關する規定を設けず。第三回協約に於て重要なものは、兩締盟國の一方が第三國と總括的仲裁裁判條約を締結したる場合には、同盟協約は、該仲裁裁判條約の有効に存續する限り、該第三國と交戦するの義務を前記の締盟國に負はしむること無かるべきを定めたる第四條の規定なりとす。該條はイギリスの提議に依り挿入せられたるものにして、イギリスが日英同盟の關係上アメリカ合衆國と交戦關係に立つに至ることを避けんと欲して、挿入を提議せる所なり。同年締結談

判の行はれたるイギリス、アメリカ合衆國間の總括的仲裁裁判條約は、アメリカ合衆國の元老院の反對の爲めに、確定的に成立するに至らざりしが、其後アメリカ合衆國國務長官ブライアンの提議せる所謂ブライアン條約が成るに至り、外交上の手段に依り解決を得ざる締約國間の總ての紛議を常設國際委員會の審査及び報告に附し、該審査が繼續し、未だ報告の行はれざる間は、締約國が戦争を宣言し又は敵對行爲を行ふを得ざるものと爲すの約束のイギリス、アメリカ合衆國間に於て成立するに至れるより、イギリスは、該條約を以て總括的仲裁裁判條約と同視すべきものと爲し、第三回日英同盟協約の第四條に依り、イギリスは日本とアメリカ合衆國との間の戦争に於て應援義務を日本に對して負ふこと無きを主張するに至れり。イギリスはアメリカ合衆國と敵對の地位に立つを欲せず、又日本とアメリカとの間に利害衝突の存するを思へるより、日米戦争に参加する義務を負ふに至らんことを恐れて、此の不合理の主張を爲すに至れるなり。

世界大戦の際、我國は日英同盟の關係よりドイツと交戦關係に立つに至り、ドイツは第一回の日英同盟協約の締結を媒介せるが、却りて日英同盟の關係より日本を敵とするに至れり。

第三回日英同盟協約の十箇年の効力據置期間の盡きんとする大正十年（一九二一年）に於て、一旦國際聯盟規約に抵觸せざる限り有効と爲すべきを定めたるも、イギリスの自治領中日本との同盟を存續する事に反對するものあり、且つアメリカが、イギリスの日本との同盟を維持するを喜ばざるを以て、ワシントン會議の際、大正十年（一九二一年）十二月十三日の太平洋方面に於ける島嶼たる屬地、及び島嶼たる領地に關する四國條約に依り、同條約の批准書寄託と同時に、第三回日英同盟協約が終了するに至れり。

第四章 イギリス、ドイツ間の同盟談判と日英同盟締結との關係

イギリス、ドイツ兩國間の接近に關する事實、特に明治三十四年（一九〇一年）に於ける兩國間の同盟談判は、日英同盟と緊密の關係あるを以て、最近世に出でたる資料に基き、茲に其概要を記せんと欲す。

イギリスはロシア、フランスと世界の諸方面に互りて利害の衝突を有するより、當初三國同盟に傾き、一八八七年二月及び十二月の公文交換に依り、イタリア及びオーストリアと地中海問題及び近東問題に關する協約を結びたるが、同年に於て、ビスマルクがフランスの攻撃に對して防禦同盟を結ぶの議をソールズベリに提出せるに當り、ソールズベリはイギリスの議院政治が他國と同盟條約を締結する事を困難ならしむる旨を述べたり。當時イギリスは猶ほ其の所謂「光輝ある孤立」の政策を追へり。明治二十六年（一八九三年）春ビスマルクの後を襲ぎてドイツ宰相となれるカプリヴィーは、當初ドイツ政策の目的とする所が、漸次イギリスを三國同盟に正式に加盟せしむるに在りと爲せり。然るに明治二十七年（一八九四年）の頃よりアフリカ關係諸問題等に依りイギリス、ドイツの關係に陰翳を加へ、オーストリアのカルノキーがドイツ帝に求むるに、海峽防禦の爲にするイギリス、オーストリア間の協商を支持することを以てするや、ドイツはオーストリアのイギリスと協商するに反對せざりしも、ドイツは、海峽問題の平和的解決を希望すると爲し、イギリスが友邦として依頼するに足らずと爲し、三國同盟の努力は、爾後ロシアをフランスより離れしむるの仕事に向はざるべからずと爲せり。是れドイツ政策の一轉機の宣言なりと言ふを得べし。

明治二十七年（一八九四年）より翌年に互る日清戰爭は、東亞を世界の外交舞臺に加ふるに至れる劃時代的の事件なるが、明治二十八年（一八九五年）に於ける三國干涉に、ドイツが露佛同盟の壓力のヨーロッパに於てドイツが加はることを妨げ、兼ねて東亞に於てドイツの根據地を獲得せんと欲して、ロシアと協力せるに依り成れるものなり。ドイツは東亞問題に依りロシアと接近するを求めたるも、全然ロシア、フランスの結合に合體するを欲せずして、他方に於てイギリスと乖離するに至らざるを求め、ヨーロッパに於て相對立する兩勢力の中間の地位を利用して、雙方より利益を收めんと欲す。ドイツはイギリスをしてドイツに接近を求めしめ、又は或る利益を與へしむるが爲めに、故にロシアに接近するの外觀を示さんとせることあり。又ロシアをしてドイツに接近を求めしめ、又は或る利益を與へしむる爲めに、故にイギリスに接近するの外觀を示さんとせることあり。

イギリスに於て明治二十八年（一八九五年）七月ソールズベリ内閣成り、東亞に於て三國干涉が行はるるに當り、イギリスが獨り埒外に立てるを見て、孤立の地位を危むに至れるもの如く、三國同盟若くはロシア、フランス同盟の孰れかに接近せんと欲するに至れり。イギリスは一旦ロシアと接近するを求めたるもの如きも、志を遂げずして、在來關係淺からざりし三國同盟に接近するを求むるに至れり。

イギリスは明治二十八年（一八九五年）アビシニヤに於て、イタリアを援助するのドイツの要求に應ぜざりしも、トルコ問題を提起してドイツとの接近を求めたり。八月五日のカウスの會見に於て、ドイツ帝は、ソールズベリのトルコ領土分割の場合に關して豫め協議を行ひ置くの必要あるを説けるを却け、其際、ドイツ帝の態度が峻峭に過ぎたるもの如く、一時兩國政府の間に疎隔の情を生ぜり。同年末に於て、ビュローがイタリア人の間にイギリスに對する不平を存するを述べたる書翰に對しドイツ帝が記入を爲し、事態斯の如くなれば、最早大陸諸國が其共同利益を擁護する爲めに、イギリスに對して執るべき措置を協議せざるべからずと爲せり。

明治二十八年の頃、イギリスは最も孤立に苦めり。ソールズベリのアルメニヤ政策はドイツ及びロシアの反對を受け、又アフリカ問題につきフランスと利益の衝突を存し、アメリカ合衆國ともヴェネズエラ境界問題に依り關係の圓滑を缺き、エジプト問題、アフガニスタン問題等につき憂慮せる以外に於て、東亞問題に關して憂慮を加へたり。イギリスは東亞に於て三國干渉に加はらずして、ロシアの勢力の支那に加はるを傍觀せざるを得ざるに至り、自國の揚子江流域に於る利益の侵さるるを恐れたり。同年七月三十一日ドイツ帝は、東亞政策に關係して、イギリスがドイツを要せば、イギリスの方面より歩を運ばざるべからずと爲し、其際、ドイツは援助を與ふるの條件として、例へばザンジバル方面に於て讓與を求むるを得べしと爲し、ヨーロッパの何國も、ドイツの援助を受けざれば何事をも遂行し得ざるを以て、ドイツは靜かに四方を觀望し、待つ有るを得べきの幸福なる地位に在りと爲せり。是れヨーロッパに於て對立する兩勢力の中間の地位の利益を收めんとするものなり。

南アフリカに於て、ジェームソンがセシル、ローツと計つてトランスヴァール共和國に侵入せる事件の起れる際、ドイツは南アフリカの現状維持を主張し、イギリスに對して大陸諸國を聯合するの計畫を立てたり。ジェームソン侵入が失敗するや、明治二十九年（一八九六年）一月三日ドイツ帝のトランスヴァール大統領クルーゲルに送れる所謂クルーゲル電報に依り、イギリス人のドイツ人に對する感情の極めて悪きを致せり。當時ドイツはヨーロッパ大陸強國がイギリスに對してドイツを助くべきを思へり。而してフランスをしてコンゴを併せしめ、其對價として、イタリヤの爲に、明治二十二年（一八八九年）に結ばれたるウッチャリ條約に基くと稱せらるるアビシニヤの保護關係を承認せしめ、ドイツの爲に、アフリカに於て植民地の讓與を爲さしめんとす。又日本が朝鮮の爲に戰はんとするも、イギリスは孤立の状態に在りて、之に援助を與ふるを得ずと爲し、ロシアをして朝鮮を併せしめんとす。而してオーストリアはバルカン半島の現状維持の保障を得べく、ドイツは支那に於ける給炭港及び商業上の讓許を得、南アフリカに於ける現状維持に關して他國の支持を受くべきものと爲す、而してインド、エジ

プト及びベルシヤは協定の外に置くべきものとす。イギリスはインド及び之に達するの道に當るエジプト、ベルシヤを有する間は、戰はずして退くに非れば三國同盟に接近するを求めざるを得ずとし、イギリスは、其の如何なる事情の下に於ても三國同盟の援助を受け得べしと思惟することの誤まれるを経験するに及びて、始めて三國同盟に依頼するの必要を了解するに至るべしと爲し、ドイツのロシア及びフランスを糾合するの計畫が、此必要をイギリスをして悟らしむるを目的と爲すと稱せり。然るにドイツは何國の協力をも受くるを得ずして、明治二十九年（一八九六年）一月の初に於て、全く孤立の地位に立てり。

明治二十九年（一八九六年）三月アドワに於てイタリヤ軍が敗れたる後、ドイツ帝はイギリスをしてイタリヤを助けしめんとし、フランス及びロシアの紅海に於ける計畫の存するを説きて、イギリスの三國同盟に近づくべきを勸奨せるが、此際ソールズベリは、イギリスが三國同盟に接近するを欲せざるに非るも、如何なる場合に於ても、將來戰爭に参加するの義務を負ふべき約束を爲す能はずと爲し、之が理由として、イギリスの輿論が之を許さざること、及びイギリスの島國的地位が、戰爭を行ふの義務を負ふことを自衛上必要ならざるものと思はしむることを擧げたり。明治三十年（一八九七年）の末に至り、ロシアが一時ドイツの膠州灣占領の承認を拒むの色あるや（第一章參照）ビュローはロシアが敢てドイツに反對するの氣勢を示すは、ドイツとイギリスとの間の關係の良好ならざるが爲めなりと爲し、ロンドン駐劄のドイツ大使ハッツフェルトをして、イギリスとの接近の可能なるや否やを檢せしめたり。ドイツは表見上イギリスとの接近を示すべき協定、例へばサモアに關する協定を實現せしめ、之をロシアをしてドイツに接近を求めしむることに利用せんとせるなり。ハッツフェルトはイギリスとの接近を求むるに當り、アメリカ合衆國のハワイ併合に對してイギリスが抗議せんとせば、ドイツは之を支持すべきことをソールズベリに談ることに依り、接近の端緒を開くを可なりとし、而して此點の支持に對する報償として、サモア問題につき讓歩を求むるを得べしと爲す。然るにソールズベリは、イギリスとアメリカ合衆國との關係を害するを欲せずして、ハワイに關して毫も

利害を感ぜずと稱せり。ハッツフェルトは轉じて東亞問題に言及せるが、ソールズベリは、膠州灣にして眞にイギリスの利益地域に屬せずとせば、ドイツの膠州灣占領につき個人的に反對の意思なしと答ふるに止まれり。此際ソールズベリは、クルーゲル電報及びドイツのザンジバルに於ける態度に言及し、ドイツに對する感情の猶解けざるものあるを示せり。ドイツ大使は東亞に於て事件の生ずる際、ドイツがイギリスと特別な協定を結ぶを得ずして、場合に依りイギリスが寧ろロシア、フランスと行動を共にするに至るべきの感想を得たりと爲せり。

東亞に於て膠州灣及び旅順口の占領が行はれ、ドイツ及びロシアが其間に妥協を遂げ、將來の支那分割の事態に處するの恐ありたり。イギリスは又アメリカ方面に於て、西部アフリカのナイジェー地方の勢力地域の劃定につきフランスと協定を遂ぐるを得ず、又イギリスの遠征隊は幾も無くカーツームに達すべく、フランスのマルシアン少佐の遠征隊と相會し、兩國の間にナイル上流地方の主張につき衝突を生ずるの恐ありたり。イギリスは又ボアア人の立てたる二共和國の處置につき、早晚事變の生ずべきを感ぜり。此に於てイギリスは東亞問題及びアフリカ問題に關して、孤立の禍を避くるの必要を感ぜり。

明治三十一年（一八九八年）二月の末より、ソールズベリ内閣に於て勢力を有せる植民大臣チェンバーレンが、ロンドン駐劄ドイツ大使ハッツフェルトとイギリス、ドイツ間の關係に關する談話を交へ、三月に及べり。三月の末チェンバーレンは、イギリスが向後は在來の孤立的地位を守る能はずとし、平和維持の爲に協力すべき同盟を求めんとすと述べたり。而して若しドイツがイギリスを援助するときは、イギリスはドイツの攻撃を受くるに當り之を援助するの覺悟ありとし、是れ三國同盟に加盟せるに等しと爲す。ハッツフェルトがイギリスのドイツをロシアと争はしめんとして、ドイツに近かんとするものに非ずやとの疑を抱くものドイツに多きを説くや、チェンバーレンは旅順口、大連灣及び滿洲一圓をロシアの勢力地域として認むるの覺悟あることを述べ、而してロシアの勢力を、其以上に南下せしめざるを望む旨を述べたり。而して先づ小問題に關してドイ

ツと妥協を行ひ、依て一般的關係を改善し、一般的性質の協定を結ぶに對して、イギリス及びドイツの輿論を準備せしむべしと爲せり。チェンバーレンは、若しイギリスがドイツと同盟すること能はざれば、フランス及びロシアと協定すること不可能事にあらざると爲せり。是れチェンバーレンが、イギリス已に孤立の地位の弊を悟るに至れるを以て、ドイツの困難なる條件を提出することの爲めに、ドイツと結ぶ能はざれば、フランス及びロシアと結ぶべきをドイツに警告せるものなり。

ドイツに於ては、イギリスの如き議院政治の國との條約は、之を議會の協賛を経ざる秘密條約とするときは、政府の更迭あれば行はれざるに至るの恐ありとし、又議會の審議に附せんとせば、協賛を得るにつき難關を存し、而して議會の審議に附して條約が世に知られたる後に於て、協賛を得ざることあれば、ドイツはロシアとの關係に於て其地位の險惡を致し、ロシアがドイツの再びイギリスに近くことあらんを恐れて、フランスと協同してドイツに打撃を加ふるを思ふことあるべしと爲す。而して一朝ドイツがロシアと事有るに際し、イギリスはドイツを助けざるべく、又假令助くるとするも、イギリスの甲鐵艦はドイツ東境のロシア兵に對しては、何等の效用も無かるべしとす。イギリスとの同盟の談判は、ドイツに取りて種々の危險を伴ひ、ドイツは現在に於て是の如き危險を踏むの必要を有せずと爲し、ドイツは、イギリスの爲めにロシアと戦ふに至ることを欲せずと爲す。此際ドイツ帝は、イギリスが當時全然アジア及びアフリカの問題に没頭し、ヨーロッパの事物につき利害を感ぜず、トルコの維持に關してすら利害を感ぜざるに至れるを以て、ドイツより見れば同盟國たるの價値を失へりと爲す。而してドイツがイギリスと緊密の關係を結べば、ロシア、フランス間の同盟は一層緊密のものとなるべしとす。然れどもドイツ帝は、イギリスがドイツに親しまんとするときは、ドイツはロシアに對して有利の地位を占むるに至り、而してイギリスより植民的及び通商的利益を收め得べしと爲し、イギリスの同盟の提議を正面より拒絶せば、イギリス政府が憤慨の餘、フランスに近くに至ることあり得べしと爲せり。

ドイツは、同盟談判に關して自ら提議を爲すを避け、又之に關して書面をイギリス政府に致すことを避けたり。是れイギリスがドイツをロシアより割く爲めに利用するを恐れたるに出づ。ドイツは又イギリスと同盟するに當り特別の利益、特に植民地に關する利益を求めんと欲す。イギリスに於てソールズベリは初よりドイツとの同盟に熱心ならざりしが、ドイツは其友誼を高く賣らんとするものなりと爲して、之を憤れり。ドイツが同盟談判に熱心ならざるは、永くイギリスとロシア、フランス同盟との中間に立ちて、所謂世界の仲裁者たる地位を占め得べしと思惟せるが爲めなり。ドイツ外務省のホルスタインの如きは、ドイツがイギリスと結べば、ドイツの東境の安全を減じ、又ロシアと結べば、植民地獲得の見込を減じ、若くは之を皆無と爲すとし、ドイツは直接にして止むを得ざるの原因起らざる以上は、何國にも自己を縛り附くるべからずと爲せり。

五月中旬チェンバーレンは猶ドイツとの同盟を思ひ、五月十三日のパーミンガムの演說中に於て、イギリスの利益がアメリカとの良好關係の外に、ドイツとの同盟を要するを説けり。支那に於けるイギリスの重要な利益は、同盟國を得ざる時は之をロシアに對して防護するを得ずと爲し、イギリスと利害を同する國と同盟するの思想を却くべからずと爲せり。

イギリスがドイツと同盟談判を行へる際、明治三十一年五月三十日、ドイツ帝は他人に諮らず、獨斷を以てロシア帝に書翰を贈り、イギリスがドイツに對して東洋に關する提議を爲せるに對し、ドイツ帝が其政府に命じて冷淡なる返答を與へしめたるが、イギリスは反覆提議すること三回に及び、ドイツ帝の國に對して、洋洋たる將來を開くべき極めて重大なる提議を爲し短時中に之が返答を求めたりと説き、之に答ふるに先ちて充分なる熱慮を爲すを、ドイツに對する義務と思惟するを述べ、又死活の問題に關するを以て、ロシア帝の友人として、之に告ぐることを無きを得ずと爲し、イギリスの提議は、三國同盟との同盟に關し、日本及びアメリカ合衆國をも加へんとし、已に是等の國と豫備的談判を開けりと爲し、斯の如き同盟が如何なる傾向を有すべきやを察すること難からずと爲す。ドイツ帝は、ロシア帝の故舊、親友として、ドイツ帝がイギリスの提

議を拒むとせば、ロシア帝は何物を提出し、何事を爲すの意あるやを答ふことを求むると爲す。ドイツ帝は又フランスをしてロシア帝の望むべき結合に加はらしむるを得べきを説けり。ドイツ帝はドイツがイギリスと同盟するの危險あるを示して、ヨーロッパ大陸の諸國の結合たる大陸的同盟の問題を提起せんとせるもの如し。ドイツ帝のロシア帝に對して是の如き書翰を發せるは、其のイギリスとの同盟談判に對して不熱心なるを示すものにして、此舉の結果として、何の得る所も無く、後にイギリスがドイツ帝の此舉を聞知するに及び、益、ドイツ帝を信ぜざるに至れり。

ロシア帝は六月三日、ドイツ帝に答へ、ロシア帝はイギリスの提議の何たるやを知り得ざるを以て、ドイツ帝が此の困難なる問題に關して探るべき所を自から撰まざるべからずと爲し、約三箇月以前に於て、イギリスが書面を以て總ての爭議につき協定を行ふ爲め、極めて誘惑的なる提議を爲せりとし、然れども其量多きに過ぐる爲め、却りてロシア帝の疑念を招けりとし、イギリスがフランス、ロシア間の同盟を破壊するの目的を以て提出せるを疑はしむると爲し、イギリスが現にロシアを要することを知り得たるも、ロシア帝は再思を須たずしてイギリスの提議を拒絶せりとし、ロシアは日本及びアメリカ合衆國と良好なる關係を有すと爲し、ロシア帝はドイツと最善の關係を維持せんと欲し、ドイツはロシアの友誼に信賴し得べきも、イギリスの提議に對して如何なる價值を付すべきやは、ドイツ帝の自ら決定せざるべからざる所なりと爲せり。ロシア帝は巧にドイツ帝の利己的なる間接の提議を拒絶せるのみならず、ドイツをしてイギリスに對して疑を挾むに至らしめたり。

チェンバーレンは更にドイツに對して一般的防禦同盟條約締結の談判を爲さしめ、政治的協定成らば、植民地に關して讓歩を爲すも可なりとす。チェンバーレンは、二國の一方が同時に二方より攻撃さるときに於て、救援を行ふことを相互的に約すべしとす。八月十八日ドイツ帝はロシア帝に書翰を贈り、イギリスが同盟談判を行へる眞意は、イギリスの用を爲すべき大陸の軍隊を得んとするに在るもの如しとし、イギリスは之を得ること困難なるべく、少くともドイツ軍隊は、イギリスの用を

爲さざるべしと説けり。然るに僅に三日を隔てたる八月二十二日に於て、ドイツ帝が外務省に送れる書翰中には、上掲のチェンバーレンの述べたる所が公式に提議さるときは、之に關して談判するを拒まずと爲し、斯の如き約を結ぶとするも、東亞に於てロシアに對してイギリスを助くるの義務を負ふこと無く、從てロシア帝をしてドイツを憤るに至らしめざるを得べき一種の再保險的條約たるべしと爲す。ビュロー及びホルスタインはチェンバーレンの提議に應ずるを不可とす。ビュローはイギリスとロシアとの間の戦争は避くべからざるものと爲し、且つ同盟の應援義務發生條件に該當する戦争が起る際に於て、ドイツが戦争の重き負擔に當ることとなるべしとし、ドイツはイギリス又はロシア、フランスより獨立して、世界の仲裁者たるべしとす。ホルスタインは、一般的同盟をイギリスと結べば、ロシアがドイツを敵とするに至るべきを以て、ロシアがアフリカに於けるフランスの主張、例へばボルチュガル植民地に關する主張を支持して戦争を起すに至らしむべしとし、若しアフリカに關するイギリスとの特別的協定を結ぶに過ぎざるときは、是の如き恐を存せずして、ドイツはロシア、フランスと戦ふこと無く、ボルチュガルの植民地を獲得し得べしとす。然るにイギリスは終に同盟に關する公式の提議を行はずして止めり。後にチェンバーレンの説ける所に依れば、イギリスはドイツ帝が再び信義を破りて、談判に關する内報をロシアに傳ふる如きことの起るを恐れて、談判を中止せるものなりとす。イギリスはドイツと一般的協定を結ぶの困難なるを見たるも、アフリカに於てフランスとの衝突の起るべきを思ひ、ドイツの好意を維ぐを求め、ボルチュガル植民地に關する協定を行ふに至れり。

イギリス、フランスの間にファシヨダ事件生ずるや、チェンバーレンは、戦争起らばドイツの好意的中立を求めんとするを説けり。十一月上旬フランスがファシヨダより撤退するに決せる後、十二月上旬チェンバーレンはウエークフィールドに於ける演説中、イギリスがドイツと共同の利益を有し、兩國の間に調和すべからざる衝突を存せずと爲し、兩國は共に世界の平和の維持を必要とすと爲し、海上の最強國と陸上の最強國とが將來屢、相提携して行動するを望む旨を述べたり。

ドイツ側に於て、イギリスの同盟を提議せるの理由につき種々の臆測を加へたり。ドイツ帝は或る時は、イギリスの用を爲すべき大陸の軍隊を得んとするに在りとし、又或る時は、イギリスがドイツの海軍擴張の結果、海上に於けるイギリスの敵となるを恐るるに出づること無きやを疑ひ、ドイツを同盟とするか、然らざれば昔時のオランダの如く之を撃破せんと欲するものに非ざるやを怪しめり。ロンドン駐劄ドイツ大使ハッツフェルトは其六月三日の文書中に於て、イギリスがロシアとフランスとを離間し、以てイギリスに對する聯合を破らんとするに成功せざりしを以て、ドイツとの同盟が、イギリスの利益並に結局イギリスの安全を保障するの唯一の有効なる手段たるを認めたる結果として、同盟をドイツに提議するに至れりと爲せり。

ドイツはサモア島の問題に關して、一時イギリスと争へることありたるが、其際大陸強國聯合につき考慮する所あり。ロシアに於てウィットは大陸強國の聯合の企圖を其宿論とし、之に關してロシアよりドイツに提議せる所あり。然れどもドイツ帝はロシア帝が眞に大陸的結合を實現するの意思を有するや否やにつきて疑を有し、ビュローはフランスが永久的に行動を共にすべきや否やにつきて疑を抱けり。ロシア側の提議は、ドイツのロンドンに於けるサモア問題の談判に於て利用する所となれり。ドイツが結局に於てロシアと協定を結ぶを欲せざるは、イギリスを敵とするを欲せざるのみならず、ロシアと近づくことに依りオーストリアを憤らしむるに至るべきを恐れたるなり。

(明治三十二年(一八九九年)十月、イギリスとポリア人の二共和國との間の南アフリカ戦争が開始するや、ドイツは中立の態度を持せり。然れども同月十八日ドイツ帝はハムブルグに於て、ドイツが痛切に強大なる海軍の必要を感じる旨を説けり。

同年十一月下旬ドイツ帝がイギリスを訪問せる際、十一月二十一日及び二十四日に於て、ドイツ帝はチェンバーレンに謁見を與へ、其同盟談を聴けり。チェンバーレンはドイツのみならず、アメリカをも同盟に加へ、ゼルマン人種の同盟を作るべきを説けり。チェンバーレンにイギリスの同盟を厭ふの因襲的思想及びドイツのロシアの方面を顧慮するの思想が障害を爲すを

説き、箇々の協定を行ふの道に依りて、終に目的を達すべしとす。チェンバーレンはバグダッド鐵道にイギリスの資本を参加せしむべしとし、又モロッコに關して協定を爲し、イギリスはタンジニアを取り、ドイツは大西洋岸の地方を得べしと爲す。ドイツ帝はチェンバーレンの談話に動かされて一時イギリスとの同盟に傾かんとせるが、ドイツの他の當局者は、多くは留保的、觀望的態度が最も利益ありとの説を爲せり。

十一月三十日チェンバーレンはレスタターに於て演説を爲し、ドイツ及びアメリカと同盟又は協定を結ぶべきを説けり。然るにドイツの輿論はトランスヴァールに同情して、チェンバーレンの同盟説に耳を傾けず。同年十二月十一日、ドイツの海軍擴張案の説明に於て、ビュローは假令最も強き海上國たりとも、ドイツが之を敵とするに當りて、其制海權に對する危懼を之に感ぜしむべき程度の強勢たる艦隊を、ドイツが有せざるべからずと爲せり。ビュローは又ドイツとイギリスとの關係につき語るに、冷淡なる語氣を以てせり。是に於てイギリス人はドイツに對して憤激するに至れり。

ビュローはイギリスとの關係を悪くするの不利を思ひ、十二月十六日の訓令に依り、ロンドン駐劄のドイツ大使ハッツフェルトをしてイギリス政府に宣言せしむる所ありたり。曰く、ビュローが其態度の誤解せらるるを恐れ、兩國政府の間に充分なる諒解の行はれんことを切望し、ドイツ大使に命じて、ドイツ帝の政府がイギリスを標的とする如何なる團結にも關係せざるべきの保證を、極めて内密にイギリス政府に對して致さしむ。是れ固よりドイツの利益がイギリスに依り尊重されることを條件とすと。ハッツフェルトはエックアルドスタインをして之をチェンバーレンに傳へしめたり。

然れども翌年一月に至りてイギリス軍艦が戰時禁制品輸送の故を以てドイツの商船を拿捕せるより、兩國民相互の感情益、悪きに至れり。

明治三十三年（一九〇〇年）一月月上旬、ロシヤはドイツに對して、イギリスを標的とするドイツ、ロシヤの聯合につき説き、

特に二國が協同して海上法の違反を匡正すべきことを説き、二月末よりロシヤはフランス及びドイツを聯ねて、イギリスとポリア人の共和國との間に、平和恢復の目的を以て調停を試むるの議を發し、翌年十月に於ても調停に關してドイツの意見を問へるが、ドイツ政府はイギリスに對して行動するを肯せず。

〔明治三十三年（一九〇〇年）夏の義和團事件の際（第一章參照）イギリス、ドイツ間に所謂揚子江協約成れり。是より先き、明治三十年（一八九七年）十二月頃、ロシヤは北支那を其勢力地域と爲さんとし、而して之に近接する地方に於てイギリスが勢力地域を有するを欲せずして、揚子江の中立化を致すをドイツに提議せることあり。エックアルドスタインの説く所（回顧錄第二卷、三一〇、三一二頁）に依れば、明治三十三年七月中旬に於て、ソールズベリは北清をロシヤに委して、之を起點としロシヤと全局に關する協定を結ばんとせるもの如きも、成功せずして止めり。同月の末、ロシヤはフランスと共に、イギリスの勢力増進の形勢が、之に對應する豫防策を要する無きや否やの問題を、ドイツに對して提起せるもの如く、此際ドイツは揚子江口の支那艦隊の監視及び上海の外國人居留地の保護を以て諸國の共同事件と認むべきの提議を爲せり。九月下旬ドイツは、揚子江流域に於ける諸國民の通商の自由を認むること、二國が支那に於て領土上の利益を求めざること、他國の領土上の利益の獲得を爲す際に於て、領土上に關する代償の協定を爲すべきこと等につき協商を行ふべきをイギリスに提議し、揚子江流域の通商の自由及び支那領土保全の兩主義につき、總ての強國に對して之が承認を勸誘すべしと爲す。ソールズベリは、主としてイギリスの其勢力地域と認むる揚子江流域に關する提議なるに拘はらず、直ちに之を拒絶すること無く、而して談判中に於て全然協商の性質を改めしむるに至れり。ソールズベリは揚子江流域に關する商業の自由の規定を變じて、支那の總ての河港及び海港に關する規定と爲さんとし、ビュローは當時イギリスをして兵を直隸省より撤退すること無からしめ、且つ支那に對してドイツの和議の條件を支持せしめんと欲せるより、イギリスの提議を容れ、唯ロシヤに對する關係より、黑龍江の河港及び旅

順口を除外するの條款を挿入するを求め、ソールズベリは北緯三十八度を以て商業上の利益を認むる地域の北境と爲すの案を提出せり。而して協同して、他國が支那に於て、領土上の利益を獲得せんとするに反対すべきを提議せり。然るにビュローは協同して他國の領土上の利益の獲得に反対すべきを定むるは、第三國に對する威脅を以て視らるべしと爲し、之に反対せり。十月五日に至り、イギリスは支那の孰れの部分たるを問はず、現行條約上の權利を認むべきを説き、ドイツも之を是認せり。而してソールズベリは、曩に其提議せる如く北緯三十八度に限ることとせば、其以北の土地に於けるロシアの自由行動を認むる如く解せらるるの恐ありとして、イギリス内閣員中反對者を存するの故を以て、兩國が勢力を行ひ得べき支那の總ての地方につきて、約定すべき主義の維持を定むることと爲すべきを提議するに至れり。然るにビュローはイギリスをして義和團事件の結末につきドイツの主張を支持せしめ、且つ南アフリカの事變の際に於けるドイツの損害賠償の問題の解決を致さんと欲して、支那に關する協約につきイギリスに讓歩し、唯ソールズベリの提案の如く、兩國が「勢力を行ひ得べき支那の地方」と爲すときは、勢力を行ひ得べき地域の範圍如何に關して疑問を生ずべきを以て、「兩國が勢力を及ぼし得る限り」、總ての清國領土に於て、河川及び沿海の諸港を、何國の區別なく總ての國民の貿易及び其他各種の正當の經濟的活動に對し、自由開放し置くの主義を守るべきを約することと爲さんとし、イギリスの同意を得たり。而してドイツは他國の領土上の利益獲得の際に於て代償を得るの問題につき讓歩し、單に其際に於て自國の利益保護の爲め執ることあるべき措置につき豫め協商を遂ぐることを保留する旨の規定を設くることとなれり。該協約はソールズベリと、ハッツフェルトとの間の公文交換の形式を以て行はれ、十月十六日に於て結ばれたり。協約の明文に於て、經濟的活動の自由の主義に關しては、兩國政府の其の勢力を及ぼし得る限り、總ての清國領土の河港及び海港につき之を認むべきを約し、領土保全の主義に關しては、何等の制限を附せずして、之を清國領土に及ぼせり。諸強國は此協約の聲明する主義に同意したるが、アメリカ及びフランスは、他國の領土獲得の場合に於

ける締約國の利益保全の爲めの協商に關する條款が、單に締約兩國の間に於て適用あるべきことを指摘せり。ロシアは此協約に關する照會に對して、ロシアが已に明治二十三年（一九〇〇年）八月二十八日に於て、諸國に對して、清國領土を獲得するの意思無き旨を聲明することを述べ、清國の領土保全の現狀に關して、約束されたる主義の違背が行はるるときは、ロシアも場合に依り其態度を改めざるを得ざることあり得べしと爲せり、ロシアは該協約の主義に對しては同意を表せるも、實際に於て毫も其の滿洲に於ける政策を改めざるなり。

明治三十四年（一九〇一年）三月十五日に於て、ビュローが上述の十月十六日の協約は滿洲に適用無しとするの解釋を、帝國議會に於て言明するや、ランズダウンはドイツが談判中滿洲に關して行へる留保は、經濟的活動の問題に關し、政事上の領土保全を維持するの義務につきては、制限を存せずと爲せり。ビュローが概括的に該協約の滿洲に適用無きを説けるは、協約の明文に適合せざるが如きも、經濟的活動の自由の主義に關する規定は、締約國の勢力の及ぶ方面に於て自制的に、該主義を實行すべきを約束するを趣旨とし、又領土保全主義に關する主たる規定も、締約國が該主義を守るべしとするの自制的方針を約するに外ならずして、第三國の該主義に反する行動を爲せる場合につきては、單に締約國が自國の利益を保護する爲め、追て執ることあるべき措置に關して豫め協商を遂ぐべきことを保留するに過ぎざるを以て、ロシアの滿洲に於ける侵略的行動につきては、ドイツが協約上の當然の義務として、イギリスと協同してロシアに對する積極的行動を爲さざるを得ざること無きものといふべし。

明治三十四年（一九〇一年）に行はれたるイギリス、ドイツ間の同盟談判は、日英同盟の締結と關係すること極めて深しとす。同年の初の頃、イギリスは獨ロシア、フランスに對する關係良好なるを得ずして、チェンバーレンは前々年以來中止せるイギリス、ドイツ同盟問題を提起するに至れり。一月中旬チェンバーレンは、ドイツ大使館參事官エックアルドスタインと會談の際、

イギリスの「光輝ある孤立」の時代は去れりとし、イギリスは三國同盟又はロシア、フランス同盟の孰れかの一方と結ばざるを得ずと爲し、自己はドイツと結ぶを可とし、共に先づモロッコ問題に關する秘密條約を結ばんと欲すと爲し、ドイツと永續的の協定を結び得ると信する間は、イギリスがロシアと協定を行ふことに強く反對すべしと爲せり。然れども若しドイツとの協約が不可能なるときは、最大の犠牲を拂ひ、結局支那及びベルシヤ灣等に於て讓歩を爲すも、フランス、ロシアと協商せざるを得ずと爲せり。而してモロッコ問題以外に關して言ふ所は、之を提議と認めずして、單純なる學究的の言説と看做すべきを求めたり。ホルスタインはチェンパーレンの言を批評し、イギリスとロシア及びフランスとの間の死活的戦争が避くべからずして、イギリスの是等の國との協商につきて云々するは、荒唐の語、欺罔の言に外ならずと爲し、ドイツにしてイギリスと結ばば、戦争の危険に瀕すべきを以て、高き報償を要求せざるべからずと爲し、イギリスがドイツを要することを、一層強く感ずるに至らざれば、イギリスは斯の如き要求に應ぜざるべしと爲せり。ビュローは、イギリスとの接近を欲せざるに非ざるも、事を急にすれば却りてドイツの所得を減すべしと爲し、イギリスをしてドイツと結ぶの希望を失はしめずして、之と確約を結ぶことを避くべしと爲し、イギリスがロシア、フランスと結ぶの風を示すは、ドイツを恐怖せしめんが爲めに案出せる妖怪の類に外ならずと爲す。而してイギリスをしてドイツとロシアとの間の關係の良好なるを思はしむるに注意するを要すと爲せり。ドイツ帝は是等の意見を聞き、同盟談判に深入せざらんとし、イギリス側に於ても亦同盟談判につき提議する所無し。同年二、三月の頃、ロシアはイギリスの揚子江流域の勢力地域を認め、之に代へて北清を以てロシアの勢力地域と認めしめ、以てイギリスとの妥協を計らんと欲せり。イギリス政府は之が諾否につき惑へる如きも、ロシアの滿洲に於ける行動を見て、ロシアと妥協することを斷念するに至れり。我國はロシアが關東州總督アレクシエフと清國の增祺との間に結べる秘密條約の批准を清國政府に強ひんとするを報じ、且つイギリス政府を促して、我國と歩調を同うして清國政府に對し警告を行はしめ、

實際上滿洲をロシアの手に委すべき條約の批准を拒絶せしめんとするや、イギリスは、明治三十三年十月六日の協約の關係上協同的行動に關してドイツの意見を求め、ドイツは協同的行動を採ることを拒めり。三月に於てロシア外務大臣ラムスドルフは、諸國がロシアの明治二十三年八月二十八日の保證を信ぜざるときは、ロシアは自己の利益を確むることを計らざるを得ずと宣言せり。此際ドイツ大使ハッツフェルトは、充分の報償及び安全を得ざるときは、ドイツはロシアとの破裂を生ずるが如き事を行ひ得ずと爲し、ランズダウンは、ドイツ大使の此言に促されて、更にドイツ、イギリス間の同盟を談ずるに至れり。ドイツは日本、イギリスの警告と略時を同うして、清國政府に警告を與へ、一般の和議の條件及び償金に關する決定の行はれざる以前に於て、一國に對して特に利益を與ふること無かるべきを警告せり。ロシアはドイツの此警告を行へることを以て、ドイツ帝がロシア帝に對して與へたる東亞政策支持の約束に違反するものと爲せり。ドイツはロシアをして滿洲に於て其目的を遂げしむるの義務を負へること無しとし、ドイツの利益保全の上より、清國の履行力が一般的義務履行前に滅殺されざることと主張せざるを得ずと爲せり。ホルスタインはロンドンに於ける同盟談判に關して、ハッツフェルトに對して、決して事を急にすることを爲さずして、イギリスより二國の攻撃の場合に對する防禦同盟條約を提議するを待つべく、斯の如き提議の行はるる際に於ては、モロッコに關する特別的協定に比して、遙かに眞面目の審議を行ふを得べしと爲せり。然れども清國の償金の支拂を確實にする爲めの清國の海關稅率引上問題及び南アフリカ事件に關するドイツ人の損害賠償の支拂の問題等につき利益を與へらるるに非ざれば、ドイツの輿論は、同盟談判を喜ばざるべしと爲せり。ドイツは東亞に於ける事變に關して中立的態度を維持せんと欲し、確定的の事實に依りドイツも亦同盟を必要とすることが明瞭となるに非ざれば、同盟を結ばざらんとせり。ホルスタインは東亞に於てイギリスが、ドイツの協力無くして、ロシアに對し強硬なる行動を採ることあらば、ドイツの爲に最も喜ぶべきの事と爲せり。

三月十七日、ホルスタインはエックカルドスタインに所謂私信的電報を與へ、イギリス、ドイツ間の同盟談判につきイギリスより提議する所なきは、同盟に熱心ならざるソールズベリの勢力の爲めなるべしとし、エックカルドスタインより此問題を提起せざるを可と爲せり。而してイギリスがソールズベリ及びチロルの影響を受けて、ロシアと結ばんとせば、之を試みしめて可なりとし、是れ羊と狼との同盟なりと爲せり。然るに此電報のエックカルドスタインの手に達せる際との時の前後を明白にする能はざるも、十八日に於て、イギリス側より防禦的協定に關して談話する所あり、又同日エックカルドスタインより支那に關する三國間の條約につきて發議する所ありたること後述する所の如し。

エックカルドスタインが其回顧録に於て記する所に依れば、三月十七日に於てランズダウンがエックカルドスタインと食卓を共にせる際、將來起ることあるべき日露戦争の局面を制限する爲め、イギリス、ドイツが協同して、フランスに對して行動することを爲し得ざるや否やの問題に關するエックカルドスタインの簡人的意見を内密に尋ね、エックカルドスタインは、其私見に依れば、ドイツにして斯の如き行動に加はるときは、其將來に於て警戒を加へざるべからずして、將來に於て、イギリスに依り援助を受くるの保障を存せざるを以て、ドイツ政府をして如上の行動に加はらしむるの望は絶て無き所なるを述べたり。而して例へばイギリス、ドイツの間に於て、如何なる場合にも適用あるべき防禦的同盟が成立するに至るときは、ドイツがフランスに對して行動して、日露戦争を限局するの約束を爲すを以て、勿論なりと述べたりといふ。然るに三月十八日に至り、ランズダウンはエックカルドスタインに對して、長期の防禦的協定をイギリス、ドイツ兩國間に結ぶの見込あるやを問ひ、エックカルドスタインは政府の意見の在る所を知らずと爲し、若し確定的の提議を受ければ、之をベルリンに報告すべきを説けりといふ。エックカルドスタインはイギリス政府が一般的政策及び特に清國に關する政策につき岐路に立てりと爲せり。同日のランズダウンとの面晤の際、エックカルドスタインは、支那に於ける領土保全及び門戶開放を維持することを目的とするイギリス、ド

イツ及び日本間の條約を結ぶの議を發し、其の友人たる林公使が賛成する所なるを告げたり。

三月二十日ビュローが外務省参事官クレメットをして、ロンドン駐劄のドイツ大使ハッツフェルトに對する訓令として起草せしめたる所に依れば、長期に亙るべきイギリス、ドイツ間の防禦的協定の思想は、ドイツに於て歓迎せらるべきものとし、防禦的協定の性質上、新規の利益を獲得する爲めの組合を作るに非ずして、主として締約國の占有状態の維持及び安全に關すべきものと爲す。而して是の如き協定の結果として、ドイツが第三國と争ふことあらば、三國同盟内の他の二國も亦三國同盟の應援義務に依り紛争に引込まるべきものと爲し、是故に該協定は三國同盟の締約國の政治的地位に緊密の關係を有すると爲し、先づ三國同盟の締約國の同意を得たる後に非ざれば、ドイツは他國と防禦的協定を結ぶを得ざるものと爲せり。而して是が爲めにドイツはイギリスの提議に對して直ちに確定的の返答を與ふるを得ずと爲し、イギリスが先づオーストリア政府と談判するを可なりとせり。又日本はドイツ及びイギリスと異りて、侵略的政策を追ふと雖も、其加盟に關する或形式を求めて可なりとす。

エックカルドスタインが十九日附の所謂私信的電報を以て、ランズダウンとの同盟に關する談判を報道したるに對して、三月二十日ホルスタインの答へたる所謂私信的電報に於て、ドイツも、イギリスも、共に岐路に立てりとし、ドイツ、イギリス間の協商は望ましきものと考ふるも、双方が互に對手國を信用せざるを以て、困難を存すと爲せり。現地の輿論を考量するとき、ドイツ、イギリス間の接近は、之を二國間の同盟と爲さずして、イギリスの三國同盟に加盟するものと爲すことが實際的なりとし、オーストリアのゴルホースキもイギリスと同盟するの政策を賛成するに至るべきを説けり。ホルスタインの豫期する所に反して、ソールズベリが同盟の提議を許すに至るとせば、ウィーンを経由するの迂路を執らしむることを以て、却りて有益にして、有用且永續的な結果を確むるの道と爲せり。而して同時に日本をも防禦同盟に加ふるの不可なる所以を見ずと

爲し、日本はドイツに於て人望あるを以て、日本を加ふることは、種々の關係に於て結合を容易ならしむべしとし、日本自體は之に依り獲得する所無く、單に安全保障條約を結ぶに過ぎざるを以て、特に重きを之に置くこと無かるべきも、日本は良好なる伍伴を得て、其一般的地位を進むることとなるべしと爲せり。而して重ねてウィーンを經由するの道が正路なるを説き、今回は明治二十年（一八八七年）の協商の如くイギリスとオーストリア及びイタリアとの間の接近たるに止まらずして、イギリスが全然三國同盟に加盟することに關するとし、日本の全然三國同盟に加盟する事にも關するに至ることあるべしと爲せり。ドイツがイギリスの全然三國同盟に加盟するを求むるは、西部アジア及びバルカンに於て、ロシアに對してドイツ及びオーストリアの利益を擁護するの義務をイギリスに負はしめんと欲するものなり。

ドイツに於て、ビュロー等の有力者の意見は、イギリスとの防禦的條約が、イギリスの植民地を保護する爲にドイツを戰爭に引き込むの虞を含み、且つイギリスの領土につきては危険を存するも、ドイツの領土は脅かされることなきものとし、是故を以て、領土擔保を目的とする防禦的條約はドイツの爲に不利益なりとし、又イギリスが新たに土地を獲得し、ドイツが得る所無きが如きことあらば、輿論は黙止せざるべしとし、防禦的條約に賛成せざるに傾けり。然れどもビュローもクレメットをして起草せしめたる三月二十日ハッツフェルトに送れる電報に於て、長期に互るべきイギリス、ドイツ間の防禦的協定の思想がドイツに於て歓迎せらるべきものと爲せること、已に前に述べたる所の如し。是れイギリス政府に對して反對の意思を表示するを避けんとするに出でたり。

明治三十四年の同盟談判の際、ドイツはイギリスをして、全然三國同盟に加盟せしむることを終始主張せるが、ウィーン經由の要求に至りては、三月二十日のハッツフェルトに對する訓令及びエックルドスタインに與へたる同日のホルスタインの電報に於て言明され、四月五日ホルスタインのエックルドスタインに與へたる電報に於ても、依然主張されたる所なるも、エッ

カルドスタインは其の實際に適せざること甚しきを思ひ、訓令に拘はらず之をイギリス側に對して言明するに至らず。五月十五日のランズダウンとハッツフェルトとの間の談判に於て、ベルリン政府の此點の主張は、ハッツフェルトも、其のイギリスの到底認め得ざる所なるを思ひて、之を明確に言明するを避けたる所なり。

イギリスに於て、ドイツとの同盟談判につきチェンバーレンが最も熱心を示せるが、ソイルズベリはドイツと防禦同盟を結ぶことに反對せざりしも、一方に於て、一切の場合につき豫め考究するを要すと爲し、他方に於て、イギリスの議院制度の性質上、永續的條約の締結の困難を避くるの方法を講ぜざるべからずと爲せり。

三月二十三日ランズダウンはハッツフェルトに宛てて、四の具體的問題を提出せり。(第一)ドイツ政府は現在の國內の輿論のイギリス反對に流るる状態に拘はらず、猶イギリスと防禦的協定を結び得べしと思惟するや。(第二)肯定的場合に於てドイツは絕對的の防禦同盟を撰むや、又は二國の一が、二又は其以上の國に依り攻撃される場合に於てのみ應援義務の發生することと爲すを可とするや。(第三)秘密條約を撰むや、又は議會の承認を受くる條約を撰むや。(第四)場合に依りて、東亞に關する限り日本を考量に入るべきや否や等の四問題はなり。三月二十四日、ドイツ政府は之に對してハッツフェルトに訓令を與へ、其箇人的意見として答ふる所あらしめたり。第一の問題に對して、完全なる相互主義に基き、特にイギリスが三國同盟に加盟するの形式を有するときは、ドイツ政府は結局に於て防禦的協定を結ぶに反對せざるべしと爲せり。ドイツは、其のオーストリアの攻撃されるを救ふ場合に於ても亦、イギリスが應援を與ふるを認むるに及びて、始めて完全なる相互主義が行はるるものと主張するなり。第二の問題に對して、ドイツ政府は、締約國の一が二又は其以上の國に依り攻撃される場合に於て始めて應援義務の發生することと爲すを可とすべしとす。第三の問題に對して、ドイツ政府は秘密條約よりも、議會の承認を受けたる條約を撰むべしとす。第四の問題に對してドイツ大使の私見として、日本の加盟は極めて適當なりと思惟する旨を述べたる

ものの如し。此點に於て後にビュローがハッツフェルトの報告に關する書類に記入を爲し、「場合に依りて」適當たり得べきものと爲せり。第四の問題に關するドイツ政府の三月二十四日の訓令に於ては、日本に對して甚だ冷淡なる語氣を用ひ、日本は獲得政策に傾き、單純なる防禦同盟につきて直接の利益を見出すこと無かるべきも、日本は之に依り良好なる伍伴を得て、利益を享くべしと爲せり。

ランズダウンは、イギリスが全然三國同盟に加盟し、オーストリア及びイタリヤに對して應援義務を負ふに至ること、竝に議會に於て直ちに審議を行ひ、同盟に關する事實を公開することに關して、之を承認するを難しとするの色を示せるが、日本に關しては、二國が之と東亞に限局されたる協定を結び得べしと爲せり。然るにドイツ帝はイギリスがロシアに對してドイツの軍隊を用ひんと欲して同盟談判を行ふものと爲し、又ワルデルゼー元帥はイギリスが東亞に於てロシアに對する緩衝國としてのドイツを利用せんと欲するものと爲し、且つビュロー及びホルスタインもイギリスと同盟するに熱心ならざるより、イギリスとドイツとの同盟談判の行はるる際、ワルデルゼー元帥の説行はれて、ドイツ政府は、清國の償金の皆済を得る爲め清國海關稅率の引上を行ふの問題及び南アフリカに於ける事變の爲め損害を受けたるドイツ人の損害賠償要求處理の問題を提起し、三月の末植民局長官スチューベルをロンドンに派遣し、強硬なる談判を行はしめんとせり。是等の事情の爲め、三月末に於て同盟談判は一時頓挫するに至れり。

東亞關係の日本、イギリス、及びドイツ間の三國同盟は、エッカルドスタインが三月十八日に於て林公使に提議せりと爲さるる所なるが、エッカルドスタインはイギリス、ドイツ間の一般的同盟を進捗するが爲めに、之に關する談判を日本及びイギリスに勧誘せる所と爲すも、ホルスタイン等の意見に依れば、東亞に關する特別的協定の成立は、却りてイギリスをして三國同盟に加盟せしむることの妨害となり、ドイツの利益に反すと爲し、イギリスが全く三國同盟に合體するに至らざる間は、イ

ギリス及び日本はドイツの中立を以て満足せざるべからずと爲せり。然れども日本とイギリスとの間の同盟に至りては、ドイツ政府が其成立を希望するの形跡を示し、間接に之を促進せることは、已に第二章に於て述べたる所の如し。

四月五日ホルスタインのエッカルドスタインに與へたる電報に依れば、以後の談判に於て後述の二點を確むべきものと爲せり。但(第二)は同盟をイギリスの三國同盟に加盟するの形式と爲すべきこと、及び同盟談判に於ける交渉の任務はオーストリアが之に當ること、相牽聯するも其實別異なる二件を含めることに注意すべきなり。

(第一) 應援義務發生條件は、同盟國(イギリスたりとも、又三國同盟に屬する國たりとも)が二又は其以上の敵に依り攻撃さるる場合に於て存すべきこと。

(第二) 同盟はイギリスが三國同盟に加盟するの形式と爲すべく、同盟談判に於ける交渉の任務は、オーストリアが之に當るべきこと。

ホルスタインはオーストリアをしてイギリスとの交渉の任務に當らしむるときは、ドイツ及びオーストリアに於ける輿論の上に佳良なる影響を及ぼすべきものと爲せり、其後、五月に入り、ホルスタインがエッカルドスタインに與へたる電報中に於て、(第一)の點に關して左の如く説けり。

今日に至るまでイギリスと或る大陸國との間の同盟が實行し得べからずと認められたるは、大陸の政府及び議會が、イギリスの植民地、例へばインドの防禦の爲めに助力するの義務を其國民に負はすの責任を執る能はざると同時に、イギリスに於ては其植民地、特にインドの防禦を考量せざる同盟は之を結ぶの價値なきが爲めなりとす。然るに二年前チェンバーレンが是等の困難を去らんと欲して、次の如き形式を案出したり。イギリス及びドイツが防禦的同盟條約を締結する際には、兩同盟國の一は其敵が單獨なれば自己も單獨に戦ふべく、敵が二國となりたる時に於て、始めて應援義務が発生すると爲すの

形式是なり。是に依りロシヤがインドに攻入れる場合に於てドイツは局外に立つを得べく、イギリスは單獨に、又は日本の援助を受けて、ロシヤと戦ふこととなり、ドイツが戦争に参加することは、フランスがロシヤ人を援助する場合に於て始めて起ることとなり、是と等しく、フランス人がドイツ人又は三國同盟を攻撃する場合に於て、イギリスは局外に立つべく、ロシヤがフランス人を援助するに至りて始めて始めて戦争に参加することとなるべし。此の基礎に依る同盟は、議會に於て之を説明すること容易なり。例へばドイツに於て議會に對して、フランスとロシヤとが相合して第三國と戦ふ場合に於ては、最早一國又は單獨の植民地の問題に非ずして、世界の勢力均衡の問題なりと説明し得べきなり。此見地はドイツに於て了解され得べく、且つイギリス、ドイツ間に、一定の場合に於て、相互的に援助を與ふるの義務を定むる確定的條約の儼存するに至るときは、ドイツ人の意向も根本的に變更すべきなり。今日に至るまでイギリスがドイツに於て不人望なるは、如何なる場合に於ても、イギリスは何人をも助けざるべく、他國の不幸の際に乗じて自己の利益を計るべしと信ぜられたるが爲めなるが如し。

上述のホルスタインの電報中に於て、(第二)の點につき次の如き趣意の言あり。

同盟は之を單にドイツとイギリスとの間に締結するものと爲さずして、イギリスが三國同盟に加盟することと爲すを實際的とす。是の如き形式のものとなすは、同盟は三國同盟を強むるの手段と爲るべきのみならず、ドイツに對して抱くオーストリアの帝室及び政府の疑念を、ドイツの敵が益煽揚せんと計るに當つて、斯の如き疑念を霧散せしむるを得べきなり。上述中、後の點が主要なる理由たりとす。フランス、ロシヤの新聞紙のみならず、イギリスのドイツ排斥傾向の新聞紙に至りても、ドイツがオーストリア帝フランス、ヨゼフの崩御を待ちて、オーストリアの内部の黨争を利用し、オーストリアの一部をドイツに併合せんとするの禍心を包藏するが如く説くを常とせり。然るにドイツに於て、オーストリア、ハンガリヤ王國

に對して、永續的問題につき顯要なる役目を認むることが明白となるときは、疑念が自ら霧散するに至るべし、是故にイギリスがドイツ及び三國同盟との接近に注意するに至れる場合には、之に關する端緒は、先づウィーン政府に對して之を開かんとことを望む。ウィーンは固より直ちにベルリンに通報する所あるべきなり。

是の如くドイツ外務省は、イギリスがドイツに接近せんと欲せば、三國同盟に加盟すべく、而して先づオーストリアと談判を開くべしと爲せるも、イギリスの當面の問題は東亞問題にして、其の協力を求めんとするはドイツに外ならざるを以て、先づ東亞問題に關係なきオーストリアと三國同盟に關する談判を行ひ、且つヨーロッパ問題に關して三國同盟上の義務を負ふを認むる如きは、イギリスの欲せざる所なり。加之ドイツがイギリスの先づウィーンと談判するを求むるの主要なる理由が、ドイツに對するオーストリアの疑念を除くに之を利用せんとするに外ならざるを見るときは、ドイツがイギリスとの同盟談判に熱心ならざるを知り得べきなり。エッカルドスタインの言ふ所に依れば、ランズグダウも、ドイツに關する限りは、イギリスと三國同盟との間の特別的協定が成らざる以上は、東亞に關するイギリス、ドイツ、日本の三國間の特別的協約が成り得ざるべきを認めたりと爲すも、イギリスの欲する所は、ドイツを加へたる東亞關係の特別的協定にして、イギリスは、例へばモロッコに於てドイツと他の特別的協定を結びて、利益交換の主義に依り、ドイツをして東亞に於てイギリスと協定せしめんと欲せるもの如し。イギリスは其の三國同盟に加盟するの問題と、東亞に於けるイギリス、ドイツ、日本間の特別的協定とは、之を區別して取扱はんと欲せるなり。然るにドイツ政府はイギリスは三國同盟に加盟せしむることを主要の目的とし、東亞に於ける三國間の特別的協定又は同盟の成立は、却りてイギリスを三國同盟に加盟せしむることの障害と爲すを以て、ドイツ政府は初より東亞に關する同盟に加盟するの意思無かりしもの如きも、ロシヤの勢力を極東に於て疲らしめんと欲し、日本をイギリスと結ばしめてロシヤに抗争せしめんと欲せり。而してイギリスが單獨に日本と結ぶを欲せざるを見て、エッカルドス

タインの東亞に關する三國同盟説を直ちに取消さしむること無く、却りて日本の使臣を促し、イギリスに向て談判を進めしめ、又イギリスに對して日本がロシヤと協商するに至るの恐あるを説き、日英同盟を結ばしめんとせるなり。

同盟談判は三月に於て一旦頓挫せるが、四月の終ロンドン駐劄ドイツ大使ハッツフェルトが親しく大使館の事務に従事するに至りて後、フランスが雲南及びモロッコに對する計畫を蓄ふるの風説の行はるるに至り、同盟談判が再び開かるるに至れり。此頃フランスは雲南方面の鐵道敷設に關して活動し、又モロッコに於て、五月八日最後通牒をタンジニアに送り、五月末海軍の示威運動を行へり。エッカルドスタインは五月に於てベルリンに報道して、ランズダウン、デヴォンシャー、チェンバールン等が、イギリス、ドイツ接近を實現するの決心を堅めたりとし、ソールズベリも同意を表するに至れりと爲せり。五月九日ランズダウンはフランスの雲南に於ける行動につきハッツフェルトと談れる際、防禦的同盟に言及するに至れり。五月十一日ビュローがハッツフェルトに與へたる電報に於て、同盟談判に關して依然三月頃の立脚地を改めずして、イギリスが全然三國同盟に加盟することを以て前提たる條件とし、イギリスとの談判につきオーストリアが當初より主要なる役目を與へらるべきものと爲し、又敵國が一國なる間は應援義務發生條件は存せざることとし、敵が二國又は其以上なるときに於て始めて應援義務が発生することと爲すべきを説けり。應援義務發生條件に關する後の點につき説明を加へ、例へばイギリスがロシヤ一國を敵とするときは、締約大陸強國(三國同盟諸國)の援助を得ずして、唯日本の確實なる協力を得べきに止まることとすべしとし、フランスが敵に加はるに至りて、始めて締約大陸強國が參加すべきことと爲すべしとす。而してイギリスはロシヤを敵とするに於てフランスを敵とするとを問はず、今日に於ては常に日本の援助を期待し得べしと爲せり。然れども日本が同盟を得て、現在の孤立の地位を脱し得ざるときは、ロシヤと協商するに至るべしと爲せり。イギリスは日本と同盟するを得べく、日本と同盟せば、東亞に於てロシヤに對して確實なる優勢を得べく、ロシヤが獨力を以て之に打撃を加ふること殆ど不可能なるに至るべしと爲せり。而して若しロシヤ、フランスが共にイギリスの敵とならば、イギリスは五國團(イギリス、日本及び三國同盟の三國)を以て威脅し、ロシヤ、フランス同盟をして戰意を失はしむるを得べしと爲し、五國團成るときは、フランスをして雲南條約の利益を抛棄するに至らしめ得べしとす。五月十五日ハッツフェルトの外務省に宛てたる電報は、ランズダウンが更に内密に且つ學究的に同盟問題を提起せるを報じ、ソールズベリはオーストリア及びイタリアに關して負はざるべからざるに至るべき義務につき猶種々述ぶる所あるも、原則として協定を行ふに傾けりと爲す。

同盟に關するランズダウンとハッツフェルトとの間の五月十五日の談判に於て、ランズダウンは、支那の領土保全、門戶開放の主義を基礎とする支那關係の特別條約に依り新に成るべき結合に日本が加はるに至らば、極めて喜ぶべき事なりと爲せり。然るにベルリン政府は、東亞に關するとモロッコに關するとを問はず、特別的協定は之を避くべしとし、特別的協定に依ればロシヤ又はフランスのみに對抗することとなるべしとし、却りて是が爲めに一般的の同盟條約の成立がイギリス人に依り不必要と認めらるるに至るの恐ありと爲せり。ランズダウンはドイツが其小アジアに對する計畫に依り、早晚ロシヤと衝突すべきを説けるも、ドイツは其の經濟上の計畫を有するに過ぎずして、フランスの資本がバグダード鐵道に關係すべきを以て、此方面に於てロシヤ、フランスと衝突するの憂を存せずと爲せり。而してドイツは清國より撤退するを得べく、永久にロシヤと協定するを得べしと爲す。ランズダウンはソールズベリが、オーストリア及びイタリアと同盟するを欲せざるを説き、オーストリア帝の崩御の際、國內の擾亂に乗じロシヤが攻撃を加へ、トルコがボスニヤを要求するが如きことあらば如何と問ひ、イタリアがモロッコ問題又は其他の地中海問題の爲め、フランス、イスパニヤに依り攻撃される場合に於けるイギリスの義務は如何と問へり。

イギリス側に於ては、双方より各提案を爲して議する所あらんとし、而してハッツフェルトはランズダウンを信用してドイツ

ツよりも案を提出すべしとし、又ドイツ、イギリス間の關係が定まりて後に於て、オーストリア、イタリヤと談判すべきものと爲せり。ハッツフェルトは其以前にエツカルドスタインの爲せるが如く、談判をウーロンに於て行ふべしと爲すのベルリン政府の主張は、之をイギリス政府に對して、明白に聲明することを避けたり。ハッツフェルトは、ドイツがイギリスの全然三國同盟に加盟するを求むるは、ドイツが直接に攻撃を受くるときに於てのみ、イギリスに應援義務ありとせば、敵がイギリスを敵とせずしてドイツを攻撃し得る爲めに、先づイタリヤ又はオーストリアを攻撃し、ドイツは三國同盟の義務上戦争に加はらざるを得ざるも、戦争に於てイギリスの援助を求め得ざるに至ることあるべきの點より言ふも、防禦すべきイギリス植民地の廣莫たるの點より言ふも、其理由に乏からずとせるも、オーストリア、イタリヤの爲に義務を負ふはイギリスの困難とする所なりとし、而して主としてオーストリアと談判することをイギリスに求めんとする如きは、イギリスの到底認め得ざること明白なるを以て、ハッツフェルトはイギリスの當局者に對して、之を口にするを躊躇せりと爲す。ベルリン政府は、イギリスがドイツの他の攻撃を受くるオーストリアを助くる場合に於ても應援義務を認むるの主義上の承認を爲して後、始めて細目に關する談判に入るべしと爲す。而して五月二十日の訓令に於て、此趣意をイギリス政府に告げ、イギリス政府が之を容れて談判を續くるに非れば、同盟談判は不調と認むべきを命ぜり。五月二十六日に至りハッツフェルトはドイツ政府の此意見を、ランズダウンに告げたり。ベルリン政府はイギリスが上述の主義上の承認を爲さざる間は、談判に關するドイツ側の文書をイギリス政府に交附すべからざるを命ぜり。但しイギリスより先づ文書を提出し、之に依りイギリスが事を始めたること明白なきは、此限に在らずと爲す。

ビュローは此頃にもイギリスを疑ひ、ロシアがドイツのイギリスと同盟談判を行へるを憤るに乗じて、ドイツに背きてロシアに合し、植民問題につきドイツを苦むるに至るべしと爲す。ドイツに於て、イギリスがドイツをしてロシアと争はしめ

て後、之を棄つるに至るべきを思ふ者甚だ多し。ホルスタインも亦イギリスは、常に自己の爲に、他國をして藥を火中より抽出さしめんとすと爲せり。是より先きロシアは、ドイツが清國に對して他國と共に警告を發せるが爲め、讓歩を爲すの止むを得ざるに至り、アレクシエフの結べる條約を拋棄するに至れりとして、ドイツに向て怨言を爲せるより、ドイツ帝は自國とロシアとの關係を危うせざる爲め、東亞に關して戒慎する所あるべきを思ふに至れるもの如し。而してホルスタインはドイツが猶強く、四顧して他の援助を求むるの必要無しとし、ドイツは、其のオーストリアを助くる際に於て、イギリスが應援義務を負ふに至らざる時は、イギリスと同盟すべからずと爲す。是の如くドイツ側に於ては、種々の考量に依り、イギリスとの同盟に關して熱心ならず。

ドイツが六月末に於て、日本政府に對して、ドイツの中立の宣言を爲せることは、ドイツが東亞に於て戦争の起る際、ロシアに與せざることを宣言するを主たる趣意とするも、又日本と防禦的條約を結ぶの意思なきを表し、又ドイツが戦時日本と行動を共にすべしと爲すイギリスとも、同種の條約を結ぶの意思の殆ど存せざるを間接に表するものなり。六月二十七日ドイツ外務大臣リヒトホフエンが東京駐劄のドイツ公使アルコヴァレーに電訓して、日本人はドイツ人に對して猶疑念を挟み、明治二十八年の春に於ける如く、ロシア及びフランスと共に、東亞に關して三國の聯合を作るに至らんことを恐るるもの如く、ロシアは自ら爲にする所ありて、故に此種の事の起り得べきを説き、日本人を恐怖せしめんとするもの如きも、ドイツは日本人の斯の如き疑念を去らしめざるべからずとし、日本の總理大臣又は外務大臣が、朝鮮に關する利益の毀損を妨ぐる爲め日本の行ふべき戦争に關し、ドイツの態度を問ふことあらば、ドイツが日本に對して、正確なるも好意的なる中立を遵守し、戦争状態を利用して日本を苦しむるが如きことの無きは、猶永く續ける現在の南アフリカの動擾を、イギリスを苦しむるに利用せること無きが如くすべきを告ぐるを命ぜり。

イギリスは先づモロッコにつきドイツと協定を行はんとし、七月に至りフランスがモロッコに使節を派遣するや、イギリスは更にモロッコ問題に依りドイツとの接近を求め、タンジール駐劄のイギリス代表者ニコルソンがエックアルドスタインと交渉し、フランスが保護關係を設定せんとするに對して、現状維持の目的の爲めに、ドイツの協力するを求め、先づ利權の分配の協定を爲し、共にモロッコと通商條約を結び、是に依り協力の基礎を置くを得べしとし、通商上、財政上及び政治上に於ける總ての措置を協同的に行ふを要すと爲せり。『ビュローはイギリス及びドイツの態度が明確なるに至らざれば、フランスは此方面に於て大事を計畫すること無かるべしとし、ドイツはモロッコ問題に關して暫く留保の態度を取り、其舉止を「スフィンクス」の如くせざるべからずとし、假令フランスがモロッコに於て成效を得ることありとするも、イギリスよりして充分なる相互主義の保證を受けずして火中に投ずるは不可なりとし、此保證が與へられ、イギリスも三國同盟に入るに至るときは、三國同盟の命脈も延長さるべしと爲す。ドイツ帝は他國の手をモロッコに觸れしめずして、現状の儘に之を保存せんと欲せるも、假令フランス人が更に進出することあるも、ドイツは其の不動の態度を脱せざらんと欲せり。

イギリスに於てはドイツの態度に依り、同盟に關して熱心ならざるに至り、六月に於て已にチェンバーレンもドイツの態度が眞面目を缺き、イギリスの提議を植民地の利益獲得の爲に利用せんとすると爲し、ベルリンの人々にして、彼の如く短見なるに於ては、施すべきの策なしと言へり。七月二十九日エックアルドスタインのホルスタインに報道せる所に依れば、ランズダウンの政務副官バーリントンは、ランズダウが同年三月に一回、其後更に一回、重ねて同盟談判の進捗を妨げられたるを以て、談判につき意氣稍沮喪せりとし、ソールズベリも、兩度とも談判を結了せしむるの意ありしも、最早同盟を思はざるに至れりとし、今は外部的の必要をも存せざるを以て益、然りと爲せり。而してベルリン駐劄のイギリス大使ラスセレスも其歸國中、エックアルドスタインに對し同盟談判に關して説き、ソールズベリは、目下同盟談判を再び開くの必要を認めずとし、ラス

セレス自身も、イギリスの三國同盟に加入することは、到底實行し得べからずと思惟する旨を述べたり。是に依りイギリス、ドイツ間の同盟談判の兩國の間に中止されたるを知り得べきなり。是より先き、七月十五、七日のマクドナルド公使の林公使訪問に依り日英同盟談判が一轉機を與へられ、七月三十一日、林公使はランズダウと會談し、日英兩國の東亞政策の目的とする所が全然相一致せるを互に承認し、恒久的協定締結の談判の歩を進めたり。

八月二十三日ドイツ帝がイギリス王と會見せる際、イギリスが、三國同盟と舉止を共にすべきや否やの態度を定めざるべからずとし、三國同盟と舉止を共にせんとせば、精詳にして議會の大多數に依り承認されたる條約を、三國同盟全體と共に結ぶべきを要求せり。日本に關して、ドイツ帝はイギリスが東亞に於て日本を其與國と爲さずして、獨力を以てロシア、アメリカと抗争し得ると信するやを問ひ、フランスはイギリスを助けざるべく、ドイツは此種の企圖を行ふに足るべき艦隊を有せずと爲せり。イギリス王に扈從して會見の席に列せるイギリス大使は、イギリスが東亞に於て日本を與國と爲さずして、永く其地位を維持し得ざるを認めたりと言ふ。

イギリス軍の南アフリカに於ける行動に關して、ドイツの新聞紙は絶えず激しき批評を加へたり。明治三十四年（一九〇一年）十月二十五日チェンバーレンは、イギリス人に蠻行ありとして之を非難する國民自身の過去に於ける蠻行は、イギリス人の肯て行ふ能はざる所なりと爲し、過去の蠻行の事例中に於て、一八七〇年に於けるドイツ、フランス間の戦争を挙げたるより、ドイツ新聞紙のチェンバーレン及びイギリスに對する攻撃盛に起り、恰もイギリス大使が本國より歸任せる際、十二月二十七日を以て、ドイツ外務次官ミュールベルヒと會し、ドイツ人がイギリスに對して加ふる批評の爲め、イギリス人の間にドイツに對する反感が廣く行はるに至れりとし、チェンバーレンが前述の演説を爲すに當りてドイツに對する惡意を存せざりしことを保證せり。ドイツ外務次官はイギリス大使の證言を聞くを喜べる旨を述べたるも、チェンバーレンの所言を以てドイツ軍

隊に對する凌辱と爲すのドイツの輿論を改めしむる能はずと爲せり。

イギリス大使は、ドイツ外務次官との間の上述の十二月二十七日の會見の際、イギリス王エドワード七世の、書翰を以てイギリス大使に託して、ドイツ帝に傳へしめたる下記の言明を、ドイツ外務次官に開示せり。エドワード王は今日も猶從前の如く、ドイツとイギリスとが總ての點に於て相協同するを望むと雖も、一の形式的條約を以て協同に關する規定を爲すことは、議會に於て此種の條約に關して意見が分るべきが爲め困難なりとし、然れどもイギリス王は、ドイツと共に世界の福祉の爲めに盡力するを怠らざるべしとするの言明是なり。是れ同盟又は其他の形式の三國の接近に關する一般的條約を締結するの企圖の終了を宣言するものなり。十二月三十日、ドイツ帝はイギリス王に贈れる書翰中に於て、ドイツも亦人種的血縁を共にする人民との永續的交友を欲すと爲せるも、イギリス政府がドイツ帝を危難に陥れ、イギリス王及びドイツ帝に對して不幸を齎すべき新たな道を撰むに至らざることを望む旨を述べたり。此言語たる、稍威脅的の調子を含める如きも、之に依り又ドイツ帝の、イギリスの將來の政策につき疑懼の念を抱くに至れるを觀取し得べし。

ドイツ、イギリス間の明治三十四年に於ける最後の同盟談判に於て、ドイツがイギリスの全然三國同盟に加盟するを求め、又議會の承認すべき精詳なる條約を締結するを求め、時に或は先づオーストリアと同盟談判を行ふべきを求めんとし、或は先づ三國同盟に合體するの主義上の承認を爲さざれば不調と認むべしと宣言せんとし、イギリスに對して極めて重き條件を主張し、又同盟談判を植民地に關する利益獲得の機會として利用せんと試み、又同盟談判を行へるに拘はらず、他の利益を強硬に主張して、例へば清國債金皆済を得る爲めの清國海關稅率の引上問題又は南アフリカに於ける事變の爲め、ドイツ人の受けたる損害の賠償問題につき、其主張を貫かんと試み、一般に同盟に關する不熱心を示せるより、イギリスは終に、自ら進で同盟に關する談判を行ふことを止むるに至れり。ドイツが同盟談判に關して熱心を示さざりしは、種々の理由に依るものなり。ド

イツ人はイギリス人を信用せずして、一旦事變起りて後、イギリスの棄つる所となるを恐れ、甚しきに至りては、イギリスがドイツをロシアと戦はしめて後、ドイツに背き、之を機會としてドイツの植民地を奪ふに至るを恐れ、又はイギリスがロシアに對して用ふべき陸軍軍隊を要する爲めに、ドイツと同盟するを求むるに非ざるやを疑ひ、又はドイツの海軍擴張に憂ふる所ありて、ドイツのイギリスと海上に於て衡を争ふに至ることを制せんが爲めに、之と同盟するを求むるに非ざるやを疑へり。ドイツは又イギリスとの同盟を結ぶ爲めに、ロシアと事端を生ずるに至ることを恐れたり。ドイツは當時ヨーロッパに於てロシア、フランス同盟の壓力のドイツに加はるを避くるの政策を追ひ、遽に此政策を改むるの結果を危めるなり。ドイツ帝は曾てロシア帝に對して、其の東亞に於ける計畫の實行につき援助を約し、特に背後を掩護すべきを明約し、明治二十八年以來ロシアの手を東亞に縛り附くるの政策を追へり。且つトランスヴァール戰爭以後、ドイツ人のボーア人に對する同情の爲めにイギリス人がドイツ人の間に著るしく人望を失へるを以て、ドイツ政府はイギリスとフランス、ロシアとの間の利害の衝突を以て必然的理由の外に於て、最も主要なる理由とすべきは、ドイツ政府がイギリスとフランス、ロシアとの間の利害の衝突を以て必然的となし、其間に接近の成ることを全然不可能と思惟し、ドイツが長くイギリスとロシア、フランス同盟との間の中間的地位を維持し、双方より利益を收め得べく、イギリスも終にはドイツに依頼せざるを得ずして、更にドイツの爲に有利なる條件を以てドイツに同盟を求むるに至るべしと爲せることはなり。ドイツはイギリス及びロシア、フランスが、共にドイツの勢力の壓迫を感ずるに至らば、其間に妥協を遂げて相接近することあり得べきを思はず、又バルカン問題及びアルサス、ローレン問題を輕視し、ドイツ帝とロシア帝との間の個人的友誼を重視し、自國及びオーストリアとロシア及びフランスとの間に於て必然的なる利害の衝突を存するを思はず、又イギリスの終にドイツの敵に與するに至るの結果を思はず、ドイツがヨーロッパに於て相對立する二勢力の孰れにも偏倚せずして、其の中間の地位を利用し、其中立又は友誼に對して高き價值を拂は

しめんとし、是の如くして長く双方より利益を収め得べしと誤想せり。且つドイツは徒に條約の文句及び其の締結の形式に拘泥し、必ずイギリスをして三國同盟全體に加盟せしめんとし、又必ず議會の承認せる條約を結ばんとし、先づ國民相互間の信用を加ふるの必要を悟らざりしなり。ドイツは中間の地位を利用し、何時にても其敵に走るを得べき勢を示して其中立又は友誼につき高價を拂はしめ、種々の利益を収めんとす。是の如きは長く信用を國際に維持する所以に非ず。ドイツは此際イギリスとの同盟につき眞面目なる考量を致さざりしが爲め、イギリスは去りてフランスと協商を結び、後に至り、ロシアとも協商を結ぶに至り、ドイツに對する所謂三國協商を見るに至れり、而して此際ドイツとイギリスとの間の同盟は成らざりしが、當初はイギリス、ドイツ間の同盟談判の派生現象たるに外ならざりし日英同盟談判は充分の結果を収め、日英同盟が成立するに至れり。

日英同盟の結果として、日本は東亞の事件につきイギリスの後援を得るに至り、日露戦争の生ずる際に於て、イギリスをしてフランス又は其他の國の戦争に参加するを防がしめ、戦争を局限するの利益を確め得たり。我國は又在來「光輝ある孤立」を標榜せるイギリスと同盟することに依り、他國人より見れば、威信の高められたるの結果を生ぜり。

日英同盟締結の結果、支那はロシアに對して其態度を強硬にするに至り、滿洲に關してアレクシエフと増祺との間に結ばれたる條約の批准を拒むに至れり。之に反して、ロシアは在來の強硬の態度を改めて、一時妥協的の態度に移り、日英同盟の締結後幾も無く、ロシアは一旦清國と條約を結び、滿洲に於ける清國の主權を認め、滿洲より撤退するを約せり。然れども其後再び脅威政策に復し、滿洲より撤退せざるの方針を決せるより、日本がロシアに對して談判を試むるに至り、平和的解決する能はずして、終に日露戦争を生ずるに至れり。

日英同盟發表せられて後、ロシア、フランス兩國は之に促されて、東亞の政策に關して共同宣言を行ふに至れるも、是に依りロシア、フランス同盟上の應援義務が極東に擴張されたりと認むるを得ず。或はロシアとフランスとの間に特に秘密條約が結ばれ、日露開戦の際イギリスが日本を助くれば、フランスがロシアを助くることが約せられたりと稱するものもあるも（エツカルドスタイン「ドイツの孤立」一八九頁）、未だ是の如き秘密條約の結ばれたる確證を見ざるなり。

日英同盟の結果としてイギリスは日本の國力に頼り、自から戦争の危険に任すること無くして、東亞に於けるロシアの暴威を制し、其支那に於ける商業上の利益を保全し、日本とロシアと相接近することに因りイギリスに對して生ずることあるべき總ての不利を免かるを得たり。而して後に至り、日英同盟及び露佛同盟の關係並に日露戦争開始の虞に依り、戦争の渦中に投ぜらるるを防がんとするの共同利益に基き、イギリス、フランス間の接近が促進せられ、後に成立するに至れる三國協商の基礎が成るに至れり。イギリスは又ドイツに對する關係に於て、日英同盟に依り日本の海軍力に依頼するを得るに至り、東亞の艦隊を移してヨーロッパ方面の警備に宛つるを得るに至れり。而してイギリスは後の世界大戦の際、同盟の誼に依り、日本をしてドイツに對して戦争に参加せしむるを得るに至れり。

ドイツは其のロシアの手を東亞に縛り附くるの政策に基き、日本とロシアとの間の協商を妨げ、日露戦争の開始を致さんと欲し、日英同盟の成立を媒介し、而して日露戦争に依りロシアの敗北を致せるより、一時ロシアのヨーロッパ方面に於ける壓迫を免かれたり。然れどもロシアの東亞に於て侵勢を防止せられたるの反動として、ダルダネルス及びバルカン方面に注意を向くるに至れるより、ポルツマス條約以後に於ては、ドイツの三國干渉以來採用せる東亞政策、即ちロシアをして東亞に於て永く日本と相對峙せしむるか、又はロシアが終に志を東亞に遂ぐるとするも、其全力を東亞に傾けしめ、是の如くしてヨーロッパの事に關係するの餘裕無からしめんとするのドイツの政策は、日本の豫想外の勝利及び之に基くポルツマス條約並に日露戦争の終局の際に結ばれたる第二回日英同盟條約等に依り覆へされ、ドイツは最早ロシアを東亞に縛り附くるの政策を行ふを得

ずして、ロシアはヨーロッパに歸來し、バルカン問題に依りロシア、オーストリア間に葛藤を生じ、終に世界大戰を生ずるに至れり。而してドイツ人は自己の媒介せる日英同盟の關係に依り、世界大戰の際、日本の其敵たるイギリスに與するを見るに至れり。

第四 明治三十七、八年戰役とヨーロッパ及びアメリカ強國の外交

第一章 戰爭前に於けるヨーロッパ及びアメリカ強國の外交

第一節 ドイツの外交

ロシアが首腦となりて行はれたる明治二十八年（一八九五年）の三國干涉に依り、我國が遼東半島を還附するに至りて後、ロシアは支那と秘密同盟條約を結びて、其實權の下に東清鐵道の敷設を計り、ドイツが膠州灣の租借を行ふや、ロシアは、我國の領有を以て東亞の永久平和の障害と爲して之が還附を強ひたる旅順口を、自から租借するに至り、而して義和團事變に乗じて滿洲の占領を行ひ、清國をして占領を認めしめんとし、我國の明治二十七、八年の戰役に於て支那大陸に收めんとせる以上のものを、一擧手、一投足の勞を以て己に收めんと企て、加之終には我國の死活問題たる朝鮮問題につき其志を逞うせんとするの恐あるを以て、我國は自衛上ロシアと争はざるを得ざるに至れり。ロシアは當時野心を東亞方面に向け、バルカン半島に於て現状維持の政策を探り、オーストリアと協商し、又ドイツとの接近を計れり。

日露戰爭の主要なる原因たるロシアの東亞に於ける侵勢につきては、「日英同盟締結に關するヨーロッパ強國の外交」中に於て詳述せるを以て、本篇に於ては之を省略に付し、陪因たるヨーロッパ外交につき詳述せんと欲す。而して陪因中最も重要

なるはドイツの外交に在り。

ヨーロッパに於て、一八八二年以來のドイツ、オーストリア、イタリア間の三國同盟に對して、一八九一年八月ロシア、フランスの間に外交上の協定成り、一八九三年十二月及び一八九四年一月の公文交換に依り、三國同盟、特にドイツに對する應援義務を定めたる所謂軍事協約が成立し、ロシア、フランス間の同盟が完成するに至れるより、ドイツはロシア、フランス同盟の壓力のヨーロッパに於てドイツに加はることを防ぐ爲めに、ロシアをして東亞の經營に力を竭さしめ、ロシアの手を東亞に縛り附くるの政策を追はんと欲せり。ドイツが三國干渉に加はれるは、ドイツの東亞に於ける領土獲得の意圖と關係する所に非ざるも、其主要なる目的は、ロシアの手を東亞に縛り附け、ドイツの東境の安全を計るに在りたり。ドイツが三國干渉の繼續中日本に對して好意を示せることも、亦ロシアの手を東亞に縛りつくるの政策に基くものにして、日本の抵抗力の弱きに過ぎ、ロシアが容易に志を東亞に逞うし、其勢力を加へてヨーロッパに歸來し、ドイツが一層の壓力を東境に於て感ずるに至らんことを恐れ、日本の抵抗力を維持せしめ、其のロシアに屈服するに至るを妨げんとして、日本に對して好意的態度を採るに至れるものと認むべきなり。ドイツはロシアをして、東亞の計畫に没頭せしめんことを計り、三國干渉に關する三國の宣言を日本政府に對して開示せる明治二十八年四月二十三日より僅に二日を隔てたる、四月二十六日に於て、ドイツ帝は已に、何人にもロシア帝の極東の方向に於ける行動を妨げしめざる爲めに、必ず力を盡してヨーロッパを平穩ならしめ、ロシアの背後を掩護すべしと爲し、アジア大陸を文明に導き、ヨーロッパを黄色人の侵略に對して防護するは、ロシアの向後の大事業なりと爲し、是に關して、ドイツ帝は力を竭して常にロシア帝を助くべしと爲せり。而して又喜でロシアの土地併合の問題の解決を助くべきを説けり。但しドイツが東亞に於て一港を得ることにつきロシア帝の好意を示すを求むるを忘れざりしなり。

膠州灣、旅順口の占領の行はれたる頃、明治三十一年一月四日、ドイツ帝は、東洋に於て眞理及び光明の福音を宣傳する爲

めの黃海に於ける番兵として、ロシア及びドイツの象徴的の畫像を描ける繪畫を、ロシア帝に贈れり。是れ所謂黃禍に關するものにして、ドイツ帝の考案に成れる有名なる繪畫なりとす。旅順口租借條約の調印の翌日、ドイツ帝はロシア帝に對し、陛下と朕とは主として黄色人に對する直隸灣の入口に於ける一對の番兵たりとの語を爲せり。是の如く、ドイツはロシアの東亞に於ける活動に關して常に好意を示せるに止まらずして、ドイツ帝は背後の掩護又は援助をロシア帝に對して約束し、以て之を奨勵せんとせるなり。ウィットは、ドイツ帝の膠州灣租借を計れるは、ロシアを促して旅順口、大連灣を占領せしめんが爲なりと爲し、ドイツ帝がヨーロッパに於てドイツ東境の安全を計る爲め、ロシアをして極東に於て冒險的政策を採らしめんと欲せるに出づると爲す。ドイツが膠州灣を占領するに至れる主なる目的が、ロシアをして旅順口を占領せしむるに在らざることは、今日に於ては明白なりと雖も、ロシアの旅順口の占領は、日本との衝突を生ぜしめ、ロシアの手を東亞に縛り附くるのドイツの政策に適するを以て、ドイツの喜ぶ所となれるもの如し。

ドイツは斯の如くロシアをして東亞に力を竭さしめんとすると同時に、日本のロシアに對する抵抗力の弱きに失せず、又日本をしてロシアと協商するに至らしめざるを求め、明治三十四年（一九〇一年）に於てイギリスがドイツと同盟談判を行ふに意ありし際、ドイツはイギリスと同盟するに熱心ならざりしも、イギリスと日本とをして同盟を結ばしむるを計り、ベルリン政府内に於て、東亞に關する特別協定は却りてイギリスとの一般的同盟を致すの妨害となると爲すの説が行はれたるに拘はらず、エッカルドスタインが東亞に關するイギリス、ドイツ、日本間の防禦的協定締結説をイギリス政府及び日本のロンドン駐め、代表者に提示せるに對し、ドイツ政府は明白なる否認を爲すこと無く、却りて日本を促してイギリスと同盟談判を開かし割のイギリスに對して、日本のロシアと協商するに至るの危険を説き、又東亞に於てイギリスが日本の力を借らざるべからざるを説き、終にイギリスをして日本と同盟を結ぶに至らしめたり。明治三十五年一月三十日日英同盟協約締結さる。

ドイツ帝は、三國干渉の頃より、日本とロシアとの間の戦争を以て避くべからざるものと爲し、而してドイツはロシアの手を東亞に縛り附くるの政策の上より、日本とロシアとの戦争を必然的ならしむることに努力し、日本とロシアとの協商を妨げ、又日本がロシアに屈服するに至ることを妨ぐる爲め、イギリスをして、日本の後援を爲さしめんとし、日英同盟を結ばしむることを計れり。而して日本人がドイツの明治二十八年の三國干渉の際の如く、ロシア、フランスと合同して行動することあるべきを疑ふの念を霧散せしめんと欲し、明治三十四年六月二十七日、ドイツ外務大臣リヒトホーフエンが東京駐劄のアルコヴァレー公使に宛てて送れる書翰中に於て、戦争が東亞に行はるときは、ドイツは日本に對して正確なるも好意的なる中立を守り、イギリスの久しく南アフリカの事に艱める際、ドイツがイギリスを苦めざりしが如く、東亞に於て戦争が開かるとするも、ドイツは日本を苦しむること無かるべき旨を、機會あれば日本政府に向つて宣言すべきを命ぜり。

明治三十四年我國及びイギリスが、滿洲をロシアの實權の下に置くべき秘密條約を批准せざるべきことを清國政府に警告せる際、ドイツは其前年の所謂揚子江協約の滿洲に適用なきを主張し、協同的行動に出づることをイギリスに對して拒絶せるも、我國及びイギリスの警告と略時を同うして、清國政府に警告を與へ、義和團事件に關する一般の和議の條件及び償金に關する決定の未だ行はれざる以前に於て、或る一國に對して特に利益を與ふること無かるべきを警告せり。ロシアはドイツの此警告を以て、ドイツ帝が曾てロシア帝に對して與へたる東亞政策支持の約束に違反するものと爲せり。ドイツはロシアをして滿洲に於て其目的を遂げしむるの義務を負へること無しとし、ドイツの利益保全の上より、清國の履行力が、一般的義務履行前に於て、滅殺するに至ること無かるべき旨を主張せざるを得ずと爲せり。然れども其後に至り、ロシアが、ドイツの清國に對して他國と共に警告を發せるが爲め、讓歩を爲すの止むを得ざるに至り、アレグシエフの結べる滿洲秘密條約を拋棄するに至れりとして、ドイツに向つて怨言を爲せるより、ドイツ帝は、自國とロシアとの關係を危うせざる爲めに、東亞に於ける行動に

關して戒愼を加ふる所なかるべからざるを思ふに至れるもの如し。

ドイツは、日露戦争がロシアの手を東亞に縛り附くるの政策に便宜を與へ、ロシアの東境に於ける壓迫を減じ、且つフランスをして、ロシアの援助を受け得ざるが爲め、ドイツに對し復讐戦争を行ふを得ざらしむべきを以て、ドイツは當初日露戦争を以て、ドイツの利益を致すものと思惟せり。ドイツは、日露戦争起るも中立の態度を脱すること無からんと欲せるも、日露戦争を必要的ならしむることを冀ひ、ロシア帝を激勵して、之をして日本に對して讓歩を行はしめざるを計り、明治三十七年一月三日の書翰中に於て、ドイツ帝はロシア帝に對して、ロシアが膨脹の原則に従ひ、其商業の爲めに不凍港を求めざるを得ざることは、ドイツに於て何人も理解する所と爲し、公平なる人に取りては、朝鮮がロシアに屬せざるべからずして、又ロシアに屬するに至るべきこと明白なりとし、何時又は如何にしてロシアの有に歸すべきことも、滿洲の占領と等しく、必然的獨りロシア帝及びロシアに關係する事項なりとし、結局に於て朝鮮がロシアに歸すべきことも、滿洲の占領と等しく、必然的の事實にして、ドイツに於て何人も之に關し異を立つるもの無しと言へり。ドイツ帝はロシアをして日本と戦はしむることに熱心なるの餘り、ロシア帝の態度を視て軟弱なりとし、之を憤るの風を示し、ロシア帝がモスコの舊都より、ロシア人民に對して、黃禍に對する神聖戦争を宣言せざるべからずと爲し、ロシア帝の軟弱は君主主義に累を及ぼすと稱するに至れり。ピュローはドイツ帝に忠告するに、ロシア帝に迫ること急なれば、却りてロシア帝をしてドイツ帝の心事に對して疑を挾ましむるに至り、ロシアが更に日本に讓歩するに至るか、然らざれば、ドイツに對して、共に日本と戦ふことを促すに至るべしとし、此二者は共にドイツの避けざるべからざる所と爲せり。ドイツ帝は上述の明治三十七年一月三日の書翰のみならず、明治三十六年十二月四日の書翰及び明治三十七年一月九日の書翰等に於て、或は日本人が支那人を武装して勢を張るに至るべきを説き、或は白人種に對する日本人の嫌惡につき説き、或は日本に於ける所謂破廉耻の主戦論者の意見につき説けり。日露戦争の終了

の頃、媾和の使節としてアメリカに赴く航海中に於て、ウィットは、ドイツ帝がロシアを弱めんと欲して、ロシアを推して極東の沼澤に陥れたりと言けること、ディロン（ディロン著『ロシアの蝕』三四七頁参照）の記述せる所なり。

未だ日露戦争の開始せざるに先ち、ドイツ政府は、兩交戦國に對するドイツの態度につきて研究せり。ビュローはロシアがドイツの援助を求むる場合に於ては、強ちに其要求を却くべきに非ずと爲し、實際にドイツが如何なる條件を附すべきやを豫め研究し置かざるべからずと爲す。ホルスタインは、海峽問題の展開の際までは、ドイツが依然中立の態度を維持するを可なりとす。海峽問題の展開の場合に於ては、イギリス、フランス、イタリア、オーストリア及びルーマニアがロシアに反對すべく、實際ドイツがロシアの背後を掩護することは、非常なる價値を有するに至るべしと爲し、實際に至れば、ロシアはフランスを顧慮すること無く、領土の保障をドイツに與ふるに至るべしと爲せり。而して日本に關して、之を友誼的に取扱はざるべからずとし、之をしてドイツの敵の手中の國たらしむべからずと爲せり。而して最近の形式に於ける黃禍は、黄色人種が同盟締結に堪ふることに存すと爲せり。

ロシア帝は日本との關係の切迫するの形勢あるや、ドイツ帝の夙にロシアの東亞の經營につき背後を掩護すべきを約せるに依頼せるもの如く、ロシア、オーストリア間の明治三十六年九月のミュルツステッヒ協商の締結につきても、ドイツ帝の其間に周旋する所ありしを想像し得べきなり。九月三十日に於て行はれたるロシア帝及びラムスドルフとオーストリア帝及びゴルホースキとの會合に於て、バルカンの現状維持の基礎に依り協商成れり。而して同年十一月四、五日ドイツ帝はウイスバーデンに於てロシア帝に會せるが、此際に於ても、東亞の戦争につき談れる所あるもの如し。ロシアはドイツ、オーストリアの好意的態度に依り後顧の憂を去るを得て、専ら東亞の戦争に國力を傾注するを得たり。

第二節 イギリスの外交

イギリスはロシア、フランスの二國とアジア及びアフリカに於て利害の衝突を有し、一時三國同盟内のイタリア、オーストリアと協商し、ドイツに近けるが、ドイツの植民的利益を主張するに及び、漸く利害の衝突を感じるに至り、クルーゲル電報事件は、イギリス人をしてドイツを憤るに至らしめたり。然るにイギリスに於て一部の政治家は、所謂「光輝ある孤立」の維持の困難なるを思ひ、ドイツと同盟するを計るに至り、明治三十一年（一八九八年）、三十二年（一八九九年）及び三十四年（一九〇一年）等に於て、同盟につきイギリスより提議せる所ありたり。最後の明治三十四年に於ける同盟談判の際に於て、三月十七日ランズダウンがエッカルドスタインに對して、ドイツ、イギリス相協同し、日露戦争の局面を制限する爲め、フランスに對して行動することを爲し得ざるやの問題を提出し、エッカルドスタインは、ドイツの將來の安全を保障する協定を存せざる以上は、ドイツがフランスに對して行動するが如き事を期待し得ざる旨を答へ、翌日ランズダウンより、長期の防禦的協定に關してエッカルドスタインに談る所ありたり。此際イギリス、ドイツ間の同盟談判は、將來の日露戦争に關係する所深きを見るべきなり。イギリスがドイツの同盟を求むるに對して、ドイツは熱心を示さず、是れドイツがイギリスとロシア、フランスとの間の利害衝突は避くべからざるものと爲し、自からヨーロッパに於て相對峙する二大勢力の中間の地位を長く占め得べしと爲せるに職由せり。イギリスはドイツと同盟し得ざるを見て、先づ東亞に於て我國と同盟し、仍て孤立の地位を脱し、日本（日本）のロシアと協商してイギリスの不利を致すを防ぎ、日本の國力を借りて東亞に於けるロシアの侵略を制せんとせり。日英同盟協約に於て、清國及び韓國の獨立及び領土保全の維持、並に二國に於ける各國商工業の機會均等主義に關して、同盟二國が利害關係を有し、又イギリスは清國に於て、日本は清國及び韓國に於て、特殊なる利益を有すると爲し、是等利益を防護する

上に於て、締約國の一方が別國と戦端を開くに至るときは、他の締約國は嚴正中立を守り、併せて其同盟國に對して他國が交戦に加はるを妨ぐこととし、而して是等利益防護の爲め交戦する場合に於て、他の一國又は數國が敵を助けて交戦に加はるときは、他の締約國に取りて應援の義務を生ずることと爲せり。是の如くして、日露戦争起るときは、イギリスは直ちに交戦に加はるの義務無く、自から中立の地位に立ちて、フランスの交戦に加はるを妨ぐることを以て、其の同盟上の義務と爲し、而してフランスがロシアを助くるに及びて、始めてイギリスは我國に應援するの義務を負ふべきこととなり、日英同盟は、明治二十八年の三國干渉の如き事の起るを防ぎ、日露戦争起るときは主としてフランスの参戦を妨げ、戦争の局面を制限するの作用を爲すこととなれり。

イギリスは、ロシアの滿洲に占據し、支那に勢力を專にし、終にイギリスの揚子江流域の利益を脅かすに至らんことを恐れ、滿洲占領を排除せんとするにつき我國と共同の利害を有し、且つ已に我國と同盟關係を有するを以て、我國のロシアに對する行動に對して便宜を與へんとせるも、イギリスは、自から戦争に加はるを避けんと欲し、又同盟條約上フランスが戦争に参加するときは、自から戦争に加はらざるを得ざるを以て、フランスのロシアとの同盟關係の情誼より参戦するに至るを妨げんと欲せり。イギリスは已に明治二十四年に於てドイツと最後の同盟談判を試み、到底之と接近し得ざるを知り、轉じてフランスの方面に接近せんと欲せるが、東亞の形勢が日露戦争を生ぜしめんとするを見て、速にフランスと協商して、相共に戦争に引き入れらるるを防がんと欲し、フランスと接近するに益、急なり。或はイギリスが自から戦争に加はるを欲せざる一の理由として、ドイツの海軍擴張に對する警戒の必要を擧ぐる者あり。

第三節 フランスの外交

フランスはロシアの同盟國として、ロシアに對して好意的の態度を執れるも、ロシアが東亞の經營に没頭することは、ヨーロッパに於てドイツに對抗する爲めにロシアを與國とせんとするの、フランス側の同盟の目的を達し得ざるに至らしめ、フランスのヨーロッパ諸國に對する外交上の威信を減殺するの虞あるを以て、固よりフランスの喜ばざる所にして、特にロシアが東亞に於てドイツと提携せんとするの傾向あるを見て、大に憂へたりと雖も、當時フランスは、勢ひロシアと離るる能はざるを以て、止むを得ずしてロシアの東亞の經營に關する後援を爲せり。然れどもロシアが東亞に於て戦争に従事するに至ることは、フランスの極めて憂ふる所なり。而してフランスが東亞の事に關してロシアを助けて戦争に参加する如きは、フランスの極力避けんと欲せる所なり。

フランスは一八九一年ロシアと所謂外交上の協定を結び、普通此協定の成れる日を以て同盟が成れりと稱するも、該外交上の協定の内容は、兩政府が一般平和を危うすべき性質の總ての問題につき協議すべきを定め、平和が實際上危殆に瀕する場合、特に二國の一方が攻撃の威脅を受くる場合には、戦争又は攻撃の實現が、兩國政府をして即時且つ同時に執らざるを得ざらしむるに至るべき處置につき豫め協定すべきを、公文交換を以て相約せるものに外ならずして、未だ應援義務の發生すべき條件につき明確なる規定を設けざるを以て、學理上之を同盟條約と稱し得べきや否やにつき問題を生ずるを免かれざるなり。然るにロシア、フランスの間に於て、應援義務發生條件を明確に定むるに至れる所謂軍事協約は、一旦一八九二年八月に於て、兩國の參謀總長たるオブルチェフ將軍及びボアツツフル將軍の署名に依り軍事協約案として成立せるものを、一八九三年十二月及び一八九四年一月に於ける兩國の公文交換に依りて、始めて確定的に、兩國間の約束として成立せしむるに至り、同盟の應援義務發生條件が、此に至りて始めて明確に定めらるるに至れり。是に依れば、同盟の應援義務は、三國同盟の兵力の攻撃に依り起るべき防禦的戦争の場合に於てのみ發生するものにして、實際に於て三國同盟、特にドイツに對する同盟と稱するを得

べきなり。

日英同盟が締結せられ、明治三十五年二月十一日、及び十二日に於て發表せらるるや、三月中旬に於て、東亞に關するロシア、フランス二國協同宣言を見るに至れり。該宣言に於て、日英協約は極東に於てロシア、フランス兩國政府の政策の基礎と爲す所の、東洋の現状及び平和を維持し、清韓兩國の獨立を維持し、及び兩國に對する門戶開放の主義の實行を期することを目的とするものに外ならずと雖も、ロシア、フランス兩國政府は、極東に於ける事變の爲め自己の特別利益を保護するの必要あるときは、相當の手段を考量することを留保すと爲せり。此協同宣言は、ロシア、フランス同盟を極東に擴張せるものの如く解する者あるも、該同盟の應援義務は、三國同盟に對する關係に於てのみ存し、之を上述の如き宣言に依り東亞に擴張するを得べきに非ず。又一八九一年の所謂外交上の協定は、初めより適用極めて廣く、ヨーロッパに適用範圍を限ること無きも、實際に於て義務として應援を行ふべき場合を確定せざるを以て、此點に於ても、上述の如き宣言に依り、東亞に關して同盟の應援義務を發生せしむるを得ざること明白なり。或は日露戰爭に關して、特にロシアがフランスをして秘密條約を結ばしめ、第三國が日本を援助する場合には、フランスがロシアを援助すべきを約せしめたりと稱するものあるも（エッカルドスタイン「ドイツの孤立」一九八頁）、是の如き秘密條約の存在は、猶未だ確證されざる所なり。

フランスはロシアとの同盟上の義務として參戰するの必要なきも、同盟の友誼の上より參戰を餘儀無くせらるるの虞全く存せざるに非ず。フランスはヨーロッパに於てドイツに當る爲めにロシアと同盟を結べるものにして、ロシアの東亞政策の爲にロシアの手を東亞に縛り附けらるるに至るときは、ヨーロッパに於てドイツに對する同盟國としてのロシアの價値を減すべきを以て、フランスは之を欲せずして、已に明治三十四年（一九〇二年）九月のコムピエーニュの會見の際、大統領ルーベはロシア帝に對して、ロシア、フランス同盟の爲め、平和を維持するの必要を切論したりといふ。而してフランス自身が東亞の戰爭

に参加することは、ドイツに對する關係上、固よりフランスの極力避けんと欲する所なり。

明治三十六年五月、エドワード七世がパリを訪問せる際、戰爭に参加せざることをフランス人に勧め、若しフランスにして戰爭に加はらざれば、イギリスも中立を維持するを得べしとし、イギリスは其中立を維持し得ることを切望すと爲せり。或は此際又は其後に於て、イギリス、フランス間に、日露戰爭中共に戰爭に参加せざるべきを約するの約定が結ばれたりとの説を爲す者あり。同年十月十四日、永久仲裁裁判條約結ばれ、又兩國の利害衝突を去る爲めに、モロッコ問題の解決を急がんとせり。同年八月の頃、モロッコに關するフランスの要求は、ランスダウンの拒絶する所となりし如きも、其後協定成り、九月ピュローはウイーンに於て、イスパニヤ女王より、モロッコに關するフランス、イスパニヤ間の勢力地域限界の協定が、其大綱に於て已に決定を見たる旨を聞けり。其際ピュローはドイツに對する代償の問題につき尋問する所ありしも、明答を得る能はざりしといふ。十一月に於てランスダウンは、フランスが隣接國としてモロッコに於て勢力を占むるを妨害するべきに非ざる旨を説けりといふ。モロッコに關する談判は明治三十七年二月に於て已に事實上結了せるが如し。イギリスとフランスとの間に於て、モロッコ問題が早く協定せらるるを得たるは、兩國が相接近し、相援けて日露戰爭の渦中に投ぜらるるを防がんと欲するに因る所あり。

フランスが戰爭前に於て戰爭開始を妨げんと欲して、干涉の計畫を爲せるの説あり。エッカルドスタインの説く所に依れば、明治三十七年一月末に於て、デルカッセは、若し日本にしてイギリスの平和維持の意見を聽かざるときは、諸國は、日本をして道理の聲に聽かしむる爲めに、協同して干涉を行ふべきを唱へたりとし、フランスはイギリスが日本に對して強制を加ふるを拒まざるべしと考へたるも、イギリスは之を拒めるを以て、干涉が終に成らざりしと爲せり。フランスはロシアが我國との戰爭に關係せんとするの形勢を見て、ヨーロッパに於てロシアの勢力を利用し得ざるを知り、益々イギリスに接近するの必要

を感じ、フランス、イギリスの接近は日露戦争に依りて促進されたり。

第四節 アメリカの外交

アメリカ合衆國は、明治三十二年（一八九九年）九月頃より、支那に關して門戶開放の主義を主張し、諸國をして之を承認せしめたり。ロシアが滿洲を占領し、北支那に於て勢力を振はんとするに至り、其の他國の商業を壓迫するの結果、アメリカの商業が打撃を受くべく、且つ支那分割の端を開くべしと爲し、支那に於ける門戶開放の主義の主張を維持し、清國に對して滿洲に開市及び開港を設置するの要求を爲し、遂に明治三十六年十月八日の條約に依り、清國政府をして奉天及び安東縣を開くを約せしむるに至れり。然れどもアメリカは支那に於ける門戶開放主義を主張せるに拘はらず、自から強力を以て、該主義を侵蝕する國と争ふの覺悟を有せざりしなり。又ロシアの北清に於ける特別地位を争ふこと無く、從て支那に關する領土保全主義につき、自から強く主張せりと云ふを得ざりし所なり。アメリカが支那に關する領土保全の主義につき強く主張するに至れるは、日露戦争開始以後の事なりとす。我國が支那領土保全を主張し、ロシアの勢力を滿洲より追はんとすることは、アメリカ人の利益に適するを以て、アメリカ人は固より之に關して滿腔の同情を我國に注げり。

當時のアメリカの外交の東亞に於ける活動の著るしきは、日露戦争前に在らずして、日露戦争中、特に其終局の際に在りたるを以て、戦争前のアメリカ外交に關しては茲に詳述を避くるものとす。

第五節 ロシアの外交及び我國との戦前の談判

ロシアは我國、イギリス、及びアメリカの抗議並に日英同盟の締結に鑑み、明治三十五年（一九〇二年）四月八日を以て一旦清國と約し、同年十月八日以後、翌年十月八日に至る迄の間に於て、三回に分ちて漸次滿洲より撤兵すべしと爲し、明治三十五年十月八日ロシアは東清鐵道の引渡を行ひ、且つ盛京省の一部の撤兵を實行せり。然るにロシアの宮廷に於て、ベゾブラゾフ、アバザ、アレクシエフ等の一派の滿洲占領論者の議論が勢力を有するに至り、ウィットの言に依れば、閣議は一旦撤兵を實行するに決せるに、鴨綠江上流の森林採計畫の利害を挟み、日本の攻撃に對する關門を鴨綠江に設けんとするベゾブラゾフ等の議論がロシア帝を動かし、ロシア政府の態度一變するに至り、明治三十六年（一九〇三年）四月八日の第二撤兵期の際より、ロシアは滿洲の永久占領の計畫を實行するに至り、七月二十日、日本政府の抗議に關せず、鴨綠江に於けるロシア森林會社の權利を確むるの條約を韓國をして結ばしめ、八月十三日の勅令に依り、ロシアの官吏が總督等の官名を有するを得ずと爲すの明治三十五年四月八日の清國との條約の精神に違反して、アレクシエフを以て極東太守と爲し、授くるに軍事上及び外交上の重權を以てせり。是れ滿洲を永久的に占領せんとするのロシアの意思を示すものなり。而して清國をして滿洲占領を承認するの秘密條約を結ばしめんと試みたり。ロシアは、又明治二十九年（一八九六年）二月韓國王がロシア公使館に投じて其保護に依頼して以來、韓國に於て勢力を加へ、明治二十九年の山縣、ロバノフ協商及び明治三十一年の西、ローゼン協約が結ばれたるも、ロシアは猶韓國に對して計畫を爲し、明治三十三年には、馬山浦を軍港として朝鮮海峽を制せんと計り、而して明治三十六年に於て、鴨綠江の森林事業に關聯して、韓國内の一部に勢力を扶植せんとせり。

我國政府は明治三十六年（一九〇三年）七月二十三日の會議に依り、ロシアと交渉を開始するに決定し、栗野公使は七月二十八日訓電を受けた。該訓電に於て、我國は韓國に於て政治上並に商工業上優越的なる利益及び勢力を有すると爲し、韓國の獨立は帝國の康寧と安全との爲めに絶對的に必要なりとし、ロシアが韓國の側面に占據するときは、韓國の獨立は絶えず侵迫を被むるべく、或は少くともロシアをして韓半島に於ける優勢國たらしむべく、是れ我國の到底肯諾する能はざる所なりと爲

せり。而してロシアは其行動に依り滿洲撤退の意思を抛棄せるものと認めざるを得ずして、ロシアをして滿洲を無制限且つ永久に占領せしむるときは、其結果、帝國の安固と利益とに有害なる状態を惹起すべく、所謂機會均等の主義は、之に依り破壊せらるべく、清國の領土保全亦之が爲めに毀損せらるべしと爲せり。而して帝國は我が憂慮の原因たる問題を解決すべき一の協商をロシアと締結するを期し、和衷坦懐を以てロシア政府に謀るに決せりと爲せり。而してロシア政府に對して、日本及びロシア兩國の關係上將來誤解の原因たるべきものを一掃するを希望し、東亞に於ける兩國各自の特殊利益を劃定するを期し、共に兩國の利益の觸接する方面に於ける事態を査定せんことを提議せり。日本政府の提出せる協定案に於て、(一)清韓兩帝國の獨立及び領土保全の尊重並に該兩國に於ける各國の商工業の機會均等主義の保持を相互的に約し、(二)ロシアは韓國に於ける日本の優越的利益を承認し、日本は滿洲に於ける鐵道經營に就き、ロシアの特殊利益を承認し、併せて(一)に擧げたる主義に關する各自の利益を保護するが爲めに必要な措置を、日本は韓國に於て、ロシアは滿洲に於て、執るの權利を相互的に承認し、(三)兩國は(一)に擧ぐる所と背馳せざる限り、韓國に於ける日本及び滿洲に於けるロシアの商業的及び工業的活動の發達を阻礙せざるべきを相互的に約し、又今後韓國鐵道を滿洲南部に延長し、以て東清鐵道及び山海關、牛莊線に接續せしむることあるも、之を阻礙せざるべきことを、ロシアに於て約し、(四)、又(二)に擧げたる利益を保護する目的、又は國際紛争を起すべき叛亂若くは騷擾を鎮定するの目的を以て、日本より韓國に、或はロシアより滿洲に、軍隊派遣の必要ある時、其派遣の軍隊は、如何なる場合に於ても、實際必要な員數を超ゆべからざること、且軍隊は其任務を果すや否や、直ちに之を召還すべきことを相互的に約し、(五)韓國に於ける改革及び善政の爲め、助言及び援助(但し必要な軍事上の援助を包含す)を與ふるは日本の專權に屬することを、ロシアに於て承認し、(六)當該協約を以て、從來韓國に關して日本及びロシアの間に結ばれたる總ての協定に代るべきものとして認むる等を定むべきを提議せり。

日本政府は、談判を東京に於て行ふときは、滿洲占領論者たるアレクシエフがロシア側に於て之に關して決定權を有し、談判の圓滑に行はれざるを恐れて、談判をロシアの首都に於て、我公使とロシア外務大臣との間に行はしめんことを主張せるも、ロシア政府は之に應ぜず。九月九日に至り、日本政府も終に東京に於て談判を行ふことを諾するに至れり。ロシア公使ローゼンは旅順に赴きてアレクシエフと會商を遂げて後、十月三日東京に歸來し、下記の如き對案を提出せり。(一)韓國の獨立並に領土保全を尊重するを相互的に約し、(二)ロシアは韓國に於ける日本の優越的利益を承認し、且つ(一)に擧ぐる主義に背反すること無くして、韓國の民政を改良すべき助言及び援助を同國に與ふるは、日本の權利なることを承認し、(三)韓國に於ける日本の商業的及び工業的企業を阻礙せざるべきこと、及び(一)に擧げたる主義に背反せざる限り、右企業を保護するが爲に採らるる總ての措置に反對せざるべきを、ロシアに於て約し、(四)ロシアに知照して後、上述の目的を以て韓國に軍隊を送遣するは、日本の權利たることをロシアに於て承認し、而して此等の軍隊の員數は、實際必要なものを超過せざるべく、且つ其任務を果すや否や直ちに召還すべきを、日本に於て約し、(五)韓國領土の一部たりとも、軍略上の目的に使用せず、且朝鮮海峽の自由航行を迫害し得べき軍事上の建設物を韓國沿岸に設けざるべきを相互的に約し、(六)韓國領土にして北緯三十九度以北に在る部分中は立地帯と看做し、兩締約國孰れも之に軍隊を引入れざるべきことを相互的に約し、(七)滿洲及び其沿岸は、全然日本の利益地域外なることを日本に於て承認し、(八)當該協約を以て、從來韓國に關して、日本及びロシア間に結ばれたる總ての協定に代るべきものとして認むる等を定むべきを提議せり。ロシアの此案は、韓國の領土保全につき定めんとするも、滿洲につきては領土保全又は其他の制限を認めざらんとし、結局に於て、滿洲を以て全然ロシアの有に歸せしむるを得べきものと爲さんとせるも、韓國は之を我國の有に歸せしむるを認めざらんとするものなり。

茲に於て小村外務大臣は、ロシアの對案に對する修正として、ロシアの對案(二)に於ける「韓國の民政を改良すべき助言及

び援助」を「韓國の内政を改良すべき助言及び援助（但し軍事上の援助を含む）」と改め、（四）を「前に掲げたる目的又は國際紛争を起すべき叛亂若しくは騒亂を鎮定するの目的を以て、韓國に軍隊を送遣するは、日本の権利たることを、ロシアに於て承認すること」に改め、對案（六）に於ける中立地帯に關し、韓國と滿洲との境界に於て、其兩側五十「キロメートル」に互り、一の中立地帯を設定することを提議し、而してロシアの對案（七）を削除し、之に換へて、（甲）滿洲に於ける清國の主權及び領土保全を尊重し、並に滿洲に於ける日本の商業の自由を妨害せざるべきことをロシアに於て約し、（乙）日本は滿洲に於けるロシアの特殊利益を承認し、且つ前に掲ぐる所に背馳せざる限り、該利益の保護に必要なべき措置をロシアに於て採るの權利あるを認め、（丙）今後韓國鐵道及び東清鐵道にして鴨綠江まで延長せらるるに至らば、該兩鐵道の連絡を阻礙せざるべきを相互に約すべきを提議せり。日本の修正中特に重要なものは、ロシアの滿洲に關し領土保全及び其他の制限を認めざらんとするに對して、滿洲に於ける清國の主權及び領土保全の尊重並に我國の商業の自由の尊重を、ロシアをして約束せしめんとせる點に在り。

小村外務大臣の修正案に關し、ローゼンは其の私見として同意を表したる點あり、又更に商議を重ねべきを言明したる點あるも、修正中最も重要な（七）に關する修正に就きては、ロシアは滿洲問題を以てロシアと清國とに專屬せる案件とし、第三國の干渉を許さざるを主義とするの故を以て、之を承認し得ざる旨を回答せり。是れ滿洲問題を以て全然日本との談判の範圍外に置き、是に依り間接に滿洲に於ける自由行動を我國をして承認せしめ、而して協商の規定は、韓國に於ける我國の行動を拘束する爲めに設くるものと爲さんとするものなり。然れども我國がロシアと協商を開始せるは、ロシアの滿洲に於ける行動に原因し、栗野公使に對する日本政府の訓令中に説く如く、ロシアの滿洲を無制限に且つ永久に占領するの結果は、韓國の獨立が絶えず侵迫を被むる等、帝國の安全と利益とに有害なる状態を惹起すべきが爲めなるを以て、滿洲を以て全然談判の範圍

外に置く如きは、之を承認し得ざるや言を須たす。

小村外務大臣は、日本も亦滿洲に於て、條約上の權利及び商業上の利益を有するのみならず、ロシアが滿洲を確然占領することは、韓國の獨立を壓迫すべきを以て、之に關して保障を得ざるべからずと爲し、十月三十日左の條項を日本の確定修正案として、ロシア公使に提出せり。（一）清韓兩國の獨立及び領土保全を尊重することを相互的に約し、（二）ロシアが、韓國に於ける日本の優越的利益を承認し、並に韓國の行政を改良すべき助言及び援助（但し軍事上の援助を含む）を同國に與ふるは、日本の權利たるを承認し、（三）韓國に於ける日本の商業的及び工業的活動の發達を阻礙せざるべきこと及び此等利益を保護する爲に採らるべき總ての措置に反對せざることを、ロシアに於て約し、（四）前に掲げたる目的又は國際紛争を起すべき叛亂若しくは騒擾を鎮定するの目的を以て、韓國に軍隊を送遣することは、日本の權利たることを、ロシアに於て承認し、（五）朝鮮海峽の自由航行を迫害し得べき軍事建設物を韓國沿岸に設けざるべきことを、日本に於て約し、（六）韓國と滿洲との境界に於て、其兩側各五十「キロメートル」に互り、一の中立地帯を設定し、右地帯内には兩國が孰れも相互の承諾なくして軍隊を入れざるべきことを相互的に約し、（七）滿洲は日本の特殊利益地域外に在ることを日本に於て承認し、韓國はロシアの特殊利益地域外に在ることをロシアに於て承認し、（八）日本は滿洲に於けるロシアの特殊利益を承認し、並に是等利益を保護するが爲めに必要な措置を採るは、ロシアの權利たることを承認し、（九）韓國との條約に因りロシアの有する商業上及び居住上の權利及び免除を妨礙せざるべきことを、日本に於て約し、（十）今後韓國鐵道及び東清鐵道にして鴨綠江まで延長せらるるに至らば、該兩鐵道の連絡を阻礙せざるべきことを相互的に約し、（十一）當該協約を以て、従前韓國に關して兩國間に結ばれたる總ての協定に代るべきものと認むる等を定めんとせり。

此の日本の確定修正案に於ては、最初の日本提案の如く、清韓兩國の主權及び領土保全の尊重に關する一般的规定を設く

ることとしたるも、日本が概括的に滿洲に於けるロシアの特殊利益を承認し、並に此等利益を保護するが爲めに必要な措置を採ることのロシアの権利なるを承認するの規定を設けたり。又ロシアの十月三日の對案(七)の如く、滿洲が日本の利益地域外に在ることを日本に於て承認するの規定を設けたるも、之に追加して、韓國がロシアの特殊利益地域外に在るを、ロシアに於て承認することを定むべきを主張せるなり。又ロシアの對案(五)の一部分たる、朝鮮海峡の自由航行を迫害し得べき軍事上の建設物を韓國沿岸に設けざるべきを約するの規定を認めたるも、ロシア對案(五)の他の部分たる、韓國領土の一部を軍略上の目的に使用せざることをの規定を認めざらんとせり。而してロシアの十月三日の對案に於ては、韓國領土にして北緯三十九度以北に在る部分を中立地帯と爲せるも、日本の確定修正案は、韓國と滿洲との境界に於て其兩側各五十「キロメートル」を中立地帯と爲さんとせり。確定修正案は、ロシアに對して滿洲に於て其利益保護の爲めに必要とする措置を執るの権利を認むるものなるも、該修正案(一)に擧ぐる領土保全尊重の主義に反せざるの制限が、此場合に適用あるものと解すべく、此主義に反せざる範圍内に於て、ロシアは滿洲に於ける行動の自由を認められ、日本は韓國に於ける行動の自由を認めらるべきものと爲せるものと解すべきなり。而して朝鮮海峡に於て、軍事建設物を設くるを得ざるを以て、ロシアは旅順口とウラディヴォストクとの聯絡を脅かされざるの一保障を得たるなり。

十月に於てロシア帝がウイスマーデン及びウォルフスガルテンに於てドイツ帝に會合せる際、ロシア帝は、日本との戦争の準備は未だ其期待せる如く進捗せざるを以て、戦争を延期せりと爲し、豫ねて企圖せる如く一九〇四年(明治三十七年)に開戦を行ふ能はざるべしと談れりといふ(ドイツ帝著比較歴史綱要第二篇五頁参照)。ロシアが當時果して必ず戦争を行はんとして計畫を爲せるものなりや、將又日本が屈服すべきを計りて強硬の態度を示さんとせるものなるやの問題につき斷定的の答を與ふること困難なるも、此點に關聯して興味ある一事實が著者に依りて發見されたるを以て、茲に之を附記すべし、日英同盟締結の

前、當時の伊藤侯のロシアに於ける旅行に關聯して、明治三十四年十二月四日ロシア駐劄のドイツ大使アルフンスレーベンがビュローに報告を爲せる書翰中に於て、ロシアは伊藤侯を歓迎せるも、日本側の希望するが如き、東亞に關する根本的解決を試むるを欲せず、單に現在に於て東亞の重大なる紛糾の起るを避け、日本、ロシア間の利害の衝突の破裂が早きに失するを防がんと計れるに過ぎざるもの如しと報道せる點に、ドイツ帝自から記入を爲し、「然り一九〇四年に至るまで」と爲せり。是れ明治三十七年に至るまではロシアが破裂を避けざるべからずと爲すものにして、此記入はドイツ帝の習慣より見れば、後日之を行へりと考へ得ざるを以て、已に日英同盟締結以前より、ロシアが明治三十七年に於て開戦を爲すの意圖を有するを、ドイツ帝に於て知れるもの如くに解し得ざるに非ざるなり。上述の明治三十六年十月に於けるドイツ帝との會合の際のロシア帝の談話の旨意が誤謬無しとせば、其以前に於て、明治三十七年頃、日本に對して事を起すの企圖を存せるものと解し得べきが如し。然れども上掲の記入は固より此點の斷定的の論結を爲すの資料とするに足らざることを認めざるを得ず。

明治三十六年十一月二十二日ラムスドルフは栗野公使に向て、ロシアは征服の權利に依り滿洲の占領を爲すに至れるものなるを以て、之が還附の條件の確定は全然ロシアと清國の間に於て決すべき事件にして、之に關して何等の責任を日本に對して有すべきに非すと爲し、之に反して、韓國に關する日本の要求の承認はロシアの讓歩に外ならずとし、滿洲につきては、何等の讓歩をも、之を爲すことを肯ぜざるの意を表示せり。而して十二月六日クロバトキンは東清鐵道のロシアの守備兵を増員せる旨を報ぜり。十月三十日、日本の確定修正案が提出されて後、約四十日間、ロシアより何等の返答を與へずして、其間にロシアは戦争の準備を行へるもの如し。

ロシア公使は十二月十一日に至り、日本の確定修正案に對して、更に對案を提出せり。(一)に於て、單に韓國の獨立及び領土保全の尊重を相互的に約するを定め、支那又は其一部たる滿洲に關しては、領土保全につき一言する所無く、此點に於て依

然十月三日の對案の主張を繰り返せり。(二)に於て、ロシアは韓國に於ける日本の優越的利益を承認せるも、單に民政を改正すべき助言を以て韓國を援助するの權利を承認せるのみにして、日本案の如く、韓國に對する軍事上の援助を與ふるの權利を認むること無からんとせり。(三)及び(四)につき、日本の確定修正案の定むる所を認めたるも、(五)に於て、韓國領土たりとも軍略上の目的に使用せざることを依然要求し、又(六)につき、依然北緯三十九度以北に在る韓國の部分を以て中立地帯と爲すの主張を固執せり。

日本の提案の基礎とする所は、清韓兩國の獨立及び領土保全の尊重主義を條件として、日本が滿洲に於けるロシアの特殊利益を承認するに代へて、ロシアをして韓國に於ける日本の特殊利益を承認せしめんとするに在り。然るにロシアは、ロシアの初の對案中の滿洲に關する事項は全く之を除き、滿洲に關する事項は、談判の範圍外に置かんとするの意思を一層明白にし、而して單に韓國に關する日本の行動につきて、日本の承認し得ざる制限を設けんとし、此點に於て、實際上初の對案の地歩を改むること無きものなるを以て、兩國談判は協定に達するを得ざること明白となれり。

小村外務大臣は十二月二十一日栗野公使に電訓し、下記の趣意の覺書をラムスドルフに提出し、ロシア政府の反省を促さしめたり。ロシア政府が協商の範圍を、日本の親から必要缺くべからずと爲すの地域(滿洲)に及ぼすことに同意せざりしは、日本政府の遺憾とする所なりとし、日本政府の希望は、極東に於て兩國の利益相接觸する地域は、悉く之を協商範圍に加へ、以て兩國の關係上將來誤解を生ずべき一切の原因を除去せんとするに在ることは、當初より日本政府の之を明瞭にせんと努めたる所なりとし、該協商より地域の一大要部を全然除去する如きは、上述の希望の達成を致す能はざらしむるものなりと爲せり。日本政府は此主要なる點につき、ロシア政府の再考を促すと爲し、且つ他の點につき、ロシアの新對案に對して、下記の修正を求めたり。ロシアの新對案(二)が、日本に對して、單に韓國の民政を改正すべき助言を以て韓國を援助するの權利を認

めたるに止まるを改めて、日本が韓國の行政を改良すべき助言及び援助を與ふるの權利の承認せらるべきことと爲し、十月三日のロシアの對案と同様のものと爲さんとし、而して十月末の我國の確定修正案に於て、援助に關して、「但し軍事上の援助を含む」の文字を挿入せるを改めて、是等の文字を削ることを諾せり。又(五)に於て、ロシアの對案の「韓國の領土の一部たりとも、軍略上の目的に使用せざること」の制限を削除し、單に朝鮮海峽の自由航行を迫害し得べき軍事上の建設物を韓國の沿岸に於て設けざるの約束と爲さんとせり。又中立地帯に關する規定を全然削除せんとせり。

右の覺書に對し、ロシア公使ローゼンは、明治三十七年(一九〇四年)一月六日、小村外務大臣にロシア政府の返答を交附せるも、韓國に關しては、尙ほ日本が同國領土を軍事上に使用し能はざること、及び北緯三十九度以北を以て中立地帯と爲すことを主張せり。而してロシアの通牒に於て、上記の條件が一致を得る場合には、協約中に次の文句の一條を挿入するの意ありとせり。即ち日本の方面に於て、滿洲及び其沿岸が其利益地域外に在るを承認し、ロシアは、該地方に於て日本又は其他の強國が、清國との現行條約に依り取得せる權利特權中、商業的居留地の設置に關するものを除外し、其他のものもの享有を妨げらるること無きを承認する旨の規定即ち是なり。然れども滿洲に關する清國の領土保全につきは一言する所無し。日本は滿洲の領土保全の約束を含まざる協約の價値なきを認め、一月十三日重ねてロシアの再考を求め、滿洲に於ける領土保全の尊重を認むべきを主張し、韓國領土を軍事上に使用し得ずと爲すの制限を認めざらんとし、中立地帯を認むるを拒み、又商業的居留地の設置の禁止は日清間の新通商條約と矛盾するの故を以て之を認め得ずと爲せり。是れ實際上全然十月八日及び同月三十日の我國案の地歩を維持するものなり。

日露間の談判は長きに互れるも、兩國の當時の主張が、到底調和し得ざること明にせるに過ぎず。ロシアは常に清國の領土保全を認めて、滿洲の占領を撤することを拒めるのみならず、韓國に於ける日本の行動に對して、日本の容るるを欲せざる

制限を加へんとす。我國は韓國に於ける自由行動を認めしむるのみならず、滿洲につき清國の領土保全を認めしめんと欲す。是の如く日露の主張は、到底調和し得ざること明白となれるを以て、戦争の必ず起るべきを唱ふる者多きに至れり。明治三十年十二月六日クロバトキンがロシア帝に上れる報告書に於て、不定の状態の爲め戦争が何時破裂するやも測られざるの形勢なりと爲し、支那人の移住し來るの虞存するの故を以て、出來得る丈け速かに北部滿洲をロシアに併合すべきものと爲せり。日本の一月十三日の提議に對して、ロシアは何等の回答を與へずして、談判の遷延する間に軍隊、艦隊を東洋に送り、其軍隊は滿洲より韓國の北境に迫らんとし、危機切迫せり。栗野公使が危機を去る爲め切に陳述する所あるに對して、ラムスドルフはアレクシエフの意見を聞かざるを得ず等の口實を以て、時日を遷延せり。而してロシアが自から軍備を爲せるに拘はらず、ラムスドルフは日本が軍隊を韓國に送れりと稱して、劇しく抗議を爲せり。然るに日本の提議に對する返答に關して、一月三十一日に至りても、ラムスドルフは猶何時に之を與へ得べきやの確答を爲さず。日本政府は、ロシアの返答に對して時日を借すも、ロシアの地歩は毫も變ずるの見込無く、唯其間にロシアが軍備を整へて日本を威壓せんとするに過ぎざるを思ひ、二月五日午後二時、栗野公使に宛てて訓電を發し、刻下の時局を更に遷延せしむることは許すべからざるを以て、日本政府は懸案の談判を斷絶し、ロシアの爲に侵迫せられたる我が地位を防衛し、並に我が権利及び利益を保護せんが爲に必要と認むべき獨立行動を採るに決せるを告げ、ラムスドルフに交附すべき公文に於て、日本政府が韓國の獨立及び領土保全を以て自國の康寧と安全との爲に緊要缺くべからざるものなりと思惟するを説き、ロシア政府は、日本政府の韓國の存立を確實にし、並に該半島に於ける日本の優越的利益を擁護する爲めに必要なりと思惟する提案に對し、到底妥協の望なき修正を提出して執拗に之を拒絶し、又ロシアが滿洲の占領を繼續し、之に依り侵迫を蒙むれる滿洲領土保全の尊重を約するを執拗に拒絶し、日本政府の穩當なる提案も到底ロシア政府の同意を得るの見込無きを以て、日本政府は談判を斷絶し、自衛の爲め採るべき手段を慎重に

考量するの已むを得ざるに至れりと爲せり。日本政府は、談判を斷絶せしむると同時に、自から其の侵迫を受けたる地位を鞏固にし、且つ之を防衛する爲め、並に日本の既得權及び正當利益を擁護する爲め、最良と思惟する獨立の行動を採ることの權利を留保すと爲せり。

二月六日國交斷絶の通知がロシアに達すべきを計り、直ちに戦闘準備に着手し、東郷司令官は全艦隊を率ゐて出動し、同月八日午前旅順港口に奇襲を試み、ロシア艦隊を襲撃せり。又九日午前仁川港外に於て、瓜生艦隊が、ワリヤグ、コレーツの二隻のロシア軍艦を撃沈せり。二月十日宣戦の詔勅發せられたり。宣戦の詔勅に於て、韓國の存亡は帝國の安危の繫る所と爲し、ロシアが滿洲に占據し、終に之を併せんとすと爲し、若し滿洲がロシアの領有に歸せば、韓國の保全は支持するに由なく、極東の平和又素より望むべからずと爲し、ロシアと半歳の久しきに亙りて屢次折衝を重ねしめたるも、ロシアは一も交讓の精神を以て迎へず、曠日彌久、徒に時局の解決を遷延せしめ、其間に陰に海陸の軍備を増大して、我國を屈服せしめんとすと爲せり。ロシアは既に日本の提議を容れず、韓國の安全は方に危殆に瀕し、日本の福利は將に侵迫せられんとすと爲し、事既に茲に至れる以上は、日本が平和の交渉に因り求めんとしたる將來の保障は、今日之を旗鼓の間に求むるの外無しと爲せり。ロシア帝の宣戦の詔勅中に於て、平和の目的を以てする商議の未だ終了せざるに先ち、日本はロシア政府の最近に於て爲したる提議に接するを待たずして、ロシアとの談判及び外交關係の斷絶を知照せるを説き、又外交關係の斷絶は軍事行動の開始を意味するとの豫告を與ふること無くして、日本政府は其水雷艇をして、旅順口に在りたるロシア艦隊を突然襲撃せしめたるを説けり。

ロシア政府が日本を威壓するの政策を採らんとするに當り、ウィットは、之に依り戦争を必然的ならしむべく、ロシアが戦争の準備を缺くと爲して、平和的浸潤の政策に依りロシアの勢力を東亞に樹立するを主張せり。滿洲占領論者たりしクロバト

キンも、明治三十六年（一九〇三年）に入りて、略、ウィットと意見を同うするに至り、威壓政策に對して、概して反對の地位に立てり。然るにロシア帝はベゾブラゾフ等の一派に擁せられて、威壓的政策を採らんとせり。是の如くロシア帝は威壓的政策を採らんとせるも、斷然日本に對して戦争を行はんと欲せるものなるや否やにつき疑を存せざるを得ず。ロシア帝がドイツ帝に談れる所に依りて察すれば、明治三十七年に於て、斷然戦争を行はんとするの意思を示せることあるが如く思はるも、ロシア帝は、必ずしも常に戦争斷行の決心を有せるにあらずして、威壓政策を用ひ、戦争を行はずして日本を屈服し得べきを計れるもの如し。我國に於ては、ロシアの態度に依り戦争の避くべからざるを唱ふる論者多く、又シベリヤ鐵道に關する諸計畫工事後に於ては、戦争が日本に取りて危険の度を加ふべきを思へる者多し。ロシア帝は戦争の迫るを見るに及び、一時イギリスの調停を求め、日本の要求を容るるの覺悟あることを宣言せるも、時機已に過ぎに過ぐるのみならず、ロシア帝の言の將來に向て深く信用し得べきや否やに關しても疑を容るべきものありて、イギリス政府も、之に關して何等の處置を執らざりしなり。

明治三十七、八年の日露戦争は、朝鮮及び支那の獨立及領土保全の主義、並に門戶開放主義の爲めの戦争と稱すべきや、或は寧ろ朝鮮及び滿洲に對する日露の支配權の爲めの戦争と稱すべきや、等に關して議論を爲す者あるも、我國の宣戰の理由は詔勅に明掲されて存せり。韓國の存亡は我國安危の繫る所にして、ロシアが永く滿洲に占據せば韓國の保全は支持するに由なく、極東の平和は望むべからざるに至るべきこと、及びロシアが談判に於て交讓の精神を示さず、荏苒時局の解決を遷延せしめ、其間に陰に海陸の軍備を増大して、日本を屈從せしめんと計り、帝國の安全は危急に瀕し、帝國の國利は將に侵迫せられんとせることは是なり。是に依れば我國の宣戰の理由の最も主要なる點は、韓國の地位に關係し、韓國がロシアの勢力の下に立つことを以て我國の自衛上許す能はざる所となし、而してロシアが永久的に滿洲に占據することは、韓國が必然的にロシアの

勢力の下に立つを致すべきを以て、我國が之を認むる能はずと爲せるものなり。我が宣戰の理由とする所は、滿韓に於ける支配權の爭奪に關するものに非ず、又支那、朝鮮に關する領土保全又は門戶開放等の主義上の議論に關すること少なくして、實に我國の自衛上の必要の觀念に基けるものなり。

第二章 戦争中に於けるヨーロッパ及びアメリカの強國の外交

第一節 イギリスの外交

日露戦争開始するや、イギリスは日本の同盟國として、戦争の限局を計り、其のフランスとの協商に至りても、フランスと相接近して、互に相援けて戦争の渦中に引入れらるるを防がんとするの念慮に依り促進せられたるもの如し。日露戦争開始後、四月八日に至り、イギリス、フランス間の協商が締結さるるに至れり。

明治三十七年三月エドワード七世がキールに於てドイツ帝に會せる際、ロシアは戦勝の見込無きを説き、ロシアの爲に賢明なる策は、滿洲及び朝鮮を抛棄するに在りとし、自己が喜で調停に當るべしとし、日本は公平なるべく、所謂黃禍は幻影に過ぎずとし、日本人は賢く、勇氣あり、又義侠的にして、ヨーロッパ人の如く文明的なりと爲せり。而してイギリス、フランス間の協商につきて、其尖端がドイツに向ふこと無きを説き、又ロシアとも、フランスと同様に、利益衝突に關する妥協を試み、之と協商を結ぶの意ありと爲せり。

イギリスは其の中立の地位と矛盾せざる範圍内に於て日本に援助を與へ、開戦前に日本が日進、春日の二艦を購入するや、イギリスは是等軍艦の日本に到着するの便宜を計れり。又ロシアがバルチック艦隊の東航に際し、黒海艦隊を地中海に出航せ

しめんとするの虞あるや、イギリス政府はトルコの海峡條約勵行を促し、ロシアの計畫を妨げたり。又ドイツ及びフランスの中立違反の問題につき屢々日本の主張を支持し、ドイツ船がバルチック艦隊の軍艦に石炭を供給するに對しても、日本の抗議がドイツ政府の拒絶する所となるやランズグウンはドイツ政府に對して、ドイツが是の如く中立を破るときは、日本政府が、イギリス政府に對して、同盟の應援義務の發生すべき場合に該當するを認めざるやを問ふに至るべしと爲せり。日本政府が更に激しく抗議するや、ドイツ政府も讓歩につき考量するに至れり。

明治三十七年七月、黒海に在る義勇艦隊所屬のスマーレンスク號及びペテルブルグ號の二船が、商船旗を掲げて海峡を通過し、紅海に於て軍艦として行動し、イギリス及びドイツの商船を停船し、且つ拿捕を行へるより、イギリスは強く抗議し、ロシアは義勇艦隊に屬せる船舶の公海に於て軍艦となれるものが、向後捕獲權を行はざるべきを認め、且つ其の已に拿捕せる船舶を解放することと爲せり。

バルチック艦隊の東航の途次、之に屬するカムチャッカ號が、イギリスのハル近海のドッガー・バンクに於て、十月二十一日より二十二日に至るの夜、漁船を我海軍の水雷艇と誤認し、之に砲撃を加へ、死傷を生ぜしめたるより、イギリスに於て輿論沸騰せるが、デルカッセは、イギリスが戦争に加はらば、フランスも同盟の情誼上、戦争に引入れらるるの虞を有すると爲し、兩國の間に立ちて極力調停を試み、十一月二十五日の條約成り、兩國政府が事實の審査を國際審査委員會の審査に附し、有罪者を處罰し、不當の損害を賠償すべきを協定するに至りて、危機始めて去るを得たり。國際審査委員會の報告に於て、ロシア側の主張の維持し得ざるを認め、漁船は敵對行爲を行はず、日本の水雷艇も附近に在らざりしを以て、ロシアの軍艦が誤解を爲せるものとし、發砲を以て不正と爲し、而して酌量すべき情狀あるを認めたり。イギリスに於ては、ドイツがロシアとイギリスとを争はしめんと欲して、ロシアに對してイギリスの惡意を誣告せるの結果なりと稱し、ドイツに對する感情の惡し

きを致せり。

イギリスは又我國の爲に財政上の便宜を與へ、我國は軍費の爲に必要な外債を募るの便宜を得たり。

イギリスは日露戦争以前より、チベット方面に於てロシアの勢力の加はるを防がんとし、明治三十六年（一九〇三年）一月インド政府よりラッサに遠征隊を送るの議を發せることありしが、戦争開始後、ロシアが此方面の行動を妨害し得ざるの機會に乘じ、ヤングハスパンドの使節一行はチベットに進入し、明治三十七年八月三日ラッサに入れり、九月七日のチベット政府との條約に依り、イギリス政府の豫め承認すること無くして、チベットの土地の如何なる部分をも、讓與、賣買、貸與、抵當等、名義の如何を問はず、他國をして之を占領せしむること無かるべきを約せしめ、他國がチベットの内治に干渉するを得ざるを約せしめ、鐵道、道路、電信、鑛山等につき、同様な權利がイギリスにも許與するに非ざれば、他國に許與する所無かるべきを約せしめたり。是れロシアの勢力のチベットに入るを防がんとするに出づ。其他償金及びチャンピ谿谷の占領を約せるも、イギリスが豫てロシアに對して長期に互る占領を行はざるを宣言せるを以て、三ヶ年賦に該當する償金額を支拂へるときは、チャンピ谿谷の占領を撤することと爲せり。後清國が、チベットの條約締結權を有せざるを理由として抗議せるに因り、チベットに關して、イギリスと清國との間に談判が行はれ、明治三十九年（一九〇六年）四月二十七日に至り、イギリスと清國との間に條約が結ばれたり。

イギリスは日露戦争に依り、自から力を費やすを要せずして、ロシアの東亞に勢力を振ふことを妨ぐるを得たるのみならず、又一時ロシアの中東方面及び近東方面の活動に依り煩累を受くることを免かるを得たり。而して却りてチベットの方面に於て、他日のロシアの南下の計を妨ぐるの措置を執るを得たり。イギリスはデルカッセ又はルーズヴェルトの講和を致さんとして盡力せる頃、講和を致すにつき熱心の態度を示さざりしなり。明治三十八年（一九〇五年）六月二十二日ロンドン駐劄のアメ

リカ大使、ホワイトロー、リードがエドワード王と談れる際、王はロシア軍が再び破られ、日本人はウラディウオストックを取るなるべしといひ、王はルーズヴェルトの斯の如き事の起るを妨げんとするに賛成せずして、日本にして一旦ウラディウオストックを取り、媾和會議の際之をロシアに返却して寛大の徳を示すも可なるに非ずやと言ひ、是の如くなれば、最後の決定の道を滑にするに非ずやと述べたり。是より先き、ルーズヴェルトは、イギリスをして日本に對し、條件を寛大にするを説かしめんと欲せるも、イギリスの動かざるを見て、六月十五日に於て、ロシア駐劄のアメリカ大使に命じて、イギリス政府が眞に媾和を望むや否やを探らしめたり。ランズダウンは之に關して質問を受けて、イギリスは平和克復を欲せざるに非ざるも、媾和條件につき壓力を加ふることは全く別事にして、媾和條件の何たるやをも知らざるの際に於ては、特に之を行ひ難しと爲す。ルーズヴェルトが双方の交戦者を會合せしめんとして努力する際、ワシントン駐劄のイギリス大使デューランドが急に避暑地の別荘に移れるは、イギリス政府が談判に關係するを欲せざるが爲めなるべしとのアメリカ政府の感想は、ランズダウンの言ふ所に依り、其真相を得たる事が確められたりと稱せらる。ルーズヴェルトが上述の如き事實を基礎として、イギリスは媾和を欲せざるものと説けるを聽きて、ルーズヴェルトの友人たるイギリス人、スプリング、ライスは、イギリス外務大臣の眞の意見をルーズヴェルトに傳へんと欲して、ランズダウンに會して其言ふ所を聞き、之に依りて明治三十八年（一九〇五年）の夏に於けるイギリスの政策につき記録を作り、其中に謂て曰く、イギリスの目的は、平和の確立、特に永續的平和の確立を望むものにして、是の如き平和はロシア及び日本の双方に満足を與へ、東方たると、南方たると、西方たるとを問はず、アジアに於て他の戦争の起ること無からしむべき事態を作る所の平和ならざるべからずとし、平和が安定の擔保を有するとき、即ち復讐を要する如き忍ぶべからざる不正を殘さざるものなる時は、平和の克復が早ければ早き程イギリス人に取りて益、可なりと爲せり。スプリング、ライスは更に記して、イギリスが日本の同盟國として、日本に對する敵對的結合の成るを妨ぐる

の義務を有すと爲し、而してイギリスは同盟條約を文字通りに遵守することを以て足れりとせずして、其精神をも遵守せざるべからずとし、イギリスの一時的又は實際的利益如何を問はず、イギリスの義務（及び義務に伴ふイギリスの主要利益）は、絶對的且つ決定的に約束を守る事に在りと爲せり。而してイギリスは、日本が其國家の福祉の上より必要なりと認むる所のものを拋棄することを之に求むるを得ずと爲し、ランズダウンは、ルーズヴェルトが事實に關する報道を與へ、イギリスが、平和を致すにつき直接の援助を與へ得べきの時期至らば、腹藏なく此旨を告げんことを求むと爲せり。スプリング、ライスの記する所に依れば、ランズダウンはイギリスと日本との關係につき一般的なる説明を與へ、アジアに於て大損害を受くるの危険にイギリスを暴露するのみならず、現時イギリスに於て最も人望あるフランスとの懇誠協商を危殆に瀕せしむべき戦争を妨ぐることが、當初よりイギリスの政治的利益に適せりと爲し、然るにイギリス政府は此事實を充分に知りながら、日本に對して勸告を爲し、又は之に壓力を加ふることを爲さざりし所以のものは、日本がアジアに於て其利益と考ふる所のものを、其の世界の他部分に於けるイギリスの利益と抵觸するの故を以て、日本をして之を拋棄せしめんとする如きは、正當ならずと信じたるが爲めなりとせり。是の如き事を行はしめんとするの壓迫がイギリス政府に對して加へられたるも、恰もアメリカ政府の如く、イギリス政府は、日本が他強國に於けると同じく、イギリスの約束に信賴して、其重大利益に關する判断を自由に行ひ、其の爲し能ふ限り、視て重大利益と爲せるものを衛らんとするに當り、イギリス政府は、之を妨ぐべきに非ずと思惟せりと爲せり。而して其の結果として、イギリス政府は殆どフランスとの協約を失はんとするに至れるも、若しイギリスとの協定の價值を低下せしむべき約束違反を、日本に對して行ふことありたらんには、イギリスの失ふ所更に大なるものありしなるべしと説けり。日露戦争の繼續中、南アフリカの戦争の瘡痕を癒やす爲め安靜及び休養が極めて必要なる際に於て、イギリス政府は常に、ロシアと葛藤を生じ、又はフランスと爭議を生ずるの危険に瀕せりとし、現時に於て總ての種類の利害は、イギリ

ス政府の平和進捗の爲に盡力すべきを命ずるとし、若しロシアが太平洋より排除せらるるときは、ベルシャ、アフガニスタン又は近東等、他方に其活力の出口を求むるに至るべしとし、而してロシアの覆滅を以てイギリスの利益と爲す如きは、狹隘の政策たるに過ぎずと爲せり。』スプリング、ライスに依り傳へられたるランズダウンの所言は一理ありて、イギリスが日本の同盟國として、日本に對して媾和條件に關して壓迫を加ふる如きは固より避くべき所なるも、日本が當時媾和を要すること大なりしは、炯眼なるイギリスの政治家の注意を逸せざりし所なるべきに拘はらず、ルーズヴェルトが平和を致すに努力せる際、イギリス政府は實際上平和克復に關して不熱心の態度を示せることを否認し得ず。是れ單にイギリス政府が、ルーズヴェルトのモロッコ問題につきドイツ帝の發議に應じて、アルジェラス會議の開催を認むべきをフランスに勸めて、ドイツの外交上の勝利を收めしめたる如きことに依り、ルーズヴェルトのヨーロッパの事態に暗きを思ひ、東亞に於て永續的平和を致すの伎倆あるを疑へるが爲めなりとし、又はルーズヴェルトの失敗を豫想し、其の失敗の後を承けてフランスと共に調停を行はんとするの底意を有せる爲めなりとして説明し去るを得ざるべく（デンネット著「ルーズヴェルトと日露戦争」二一四頁参照）、イギリスは單に東亞方面の日本、ロシア間の永續的平和を求むるに止まらずして、中東及び近東の方面に於ける自己とロシアとの間の平和を致し、ロシアと協商してドイツに當らんとするの更に切實なる希望を有し、是を致す爲めにロシアをして全く膨脹政策、冒險政策を止めしむるに至るには、日本をして更に打撃をロシアに加へしめ、例へばウラディウオストックを占領せしむるか、又はロシア内の革命的運動を發展せしめて、民主主義の制度を行はしむるを要すると爲し、此點よりして平和は尙早なりと認めたるに因るものに非ざるなきやを疑はざるを得ず。

第二節 フランスの外交

フランスはロシアの同盟國として、戦争に参加するの義務を有せず（第一章参照）、又戦争に加はることを極力避けんと欲せらるも、同盟國の情誼として、ロシアに對して好意的態度を持せざるを得ざるを以て、中立國の權利義務の問題、特にバルチック艦隊に對して石炭を供給し、又は其他の便宜を與ふるの問題に關して、我國と論争を重ねたり。日本政府は、バルチック艦隊のマダガスカルを艦隊の集合地點として利用せんとするの報告に接して、フランスが之を禁せざるときは、現實の作戦計畫實行の爲めに中立港の濫用を許すものなるを以て、中立違反なりとして之に抗議し、又バルチック艦隊の一部分がマダガスカルに於て、修繕の爲めフランスの工場を利用するの報に接し、中立港を作戦行動の根據地たらしむるものとして抗議せり。フランス政府は中立に關する規則を勵行せるを説き、ロシア艦隊がマダガスカル島の諸港を艦隊集合地と爲すを許さざるべしと説き、且つロシア艦隊がマダガスカル島の港津に到着せるの報知に接せずと稱せり。バルチック艦隊がマダガスカルに於て其分艦隊と合し、四月十七日印度支那のカムラン灣に碇泊し、戰備を整へんとするや、我國は本野公使をしてフランスの領水よりロシア艦隊を退去せしむるを求めしめ、フランス政府は之に答へ、ロシア政府をして、ロゼストウエンスキ提督に對し、速にフランスの領水を退去すべきの訓令を發せしめたりと稱せり。然るにロシア艦隊は更にオヌコーエに入港し、作戦の準備を爲すの虞ありたるより、我政府は之に關してフランス政府に談判せるも、同政府の回答は要領を得ず。五月十一日小村外務大臣は、バルチック艦隊がオヌコーエを作戦の根據地及び偵察、集合の地點として利用せることに對して、強硬なる抗議を提出せしめ、フランス政府はロシア艦隊が已に五月九日オヌコーエ灣より出航し、是等地方に艦影を止めざる旨を回答せり。

ロシアが東亞の事に没頭して、其のヨーロッパに於て行動を爲すの力を有せざるに至れるは、フランスの同盟國としての價値を減ずる所以なるを以て、フランスは日露戦争の速に終結するを望めり。已に明治三十七年七、八月の頃、所謂「オート・フィナンス」なるフランスの金融界の有力者中の或る者の發意に依り、當時フランスに滞在せるウィッチと、ロンドン駐劄の

林公使との間の、媾和に關する談話の媒介が行はれたりといふ。而して此際エッカルドスタインが仲介者となり、或るロシア人が林公使に觸接せりと言ふ。林公使は、媾和を歓迎すべきも、媾和に關する最初の提議はロシアが之を行はざるべからずとし、而して媾和成りて後に於ては、ロシアとの友誼を篤くすべきを説けりといふ。此際エッカルドスタインは、此事實をドイツ政府に報道し、且つ九月二日に於て、媾和を致すにつきて、事態が未だ成熟するに至らざるを説き、媾和成るとせば、イギリスの調停に依りて成るよりも、寧ろ日本とロシアとの間の直接談判に依るを可なりとする旨説けり。而してフランス、イギリスが調停を爲すときは、是が動機となりて、イギリス、フランス、ロシアの間に協商の成るの虞ありと爲せり。フランス人の關係せる上述の媾和の計畫は、結果なきに終れるもの如し。翌年二月に於て、ウイッテが林公使に對して、再び提議する所ありたること傳へらるるも、ウイッテは當時ロシアの當路者に非ざりしを以て、我國は之と談判するを欲せざりしものと思はる。

明治三十八年一月五日、ドイツ帝が其のワシントン駐劄の大使をして、ルーズヴェルトに告げしめたる所に依れば、フランスが首腦となり、支那の領土保全及び門戶開放を危うせんとする強力なる聯合を作らんとすと爲し、該聯合の目的とする所は、交戦國に對して、中立國に代償を與へざる媾和の不可能なるを悟らしむるに在りと爲せり。而して同年二月四日ドイツ帝の、ベルリン駐劄アメリカ大使タワーに談れる所に依れば、ドイツ帝がフランスの手を経て、フランス及びイギリスと相協力して、支那の土地に於て共に永久的支配を樹立せんとする趣意の公式の談判を受けたりと稱せり。フランスが果して支那の土地分割の計畫を有したるや否や、斯の如き計畫の實行の爲めに、日露戦争を機會として、實際の實施を企てたりや否やにつきては、孰れとも斷定を爲すべき確證を知らざるも、ドイツが當時フランスとアメリカとを離間せんと欲せることは較著なる事實なりとす。フランスはモロッコ事件の起れる際速に日露戦争を終結せしめんと欲し、日本に對して媾和に關する提議を爲し、

日本はフランスの周旋を求めざりしも、フランスの提議を機會としてルーズヴェルトの周旋を促すに至り、終にポルツマス條約の成るを致せり。此際のフランスの提議につきては、後文に於て更に之に關して記する所あるべきなり。

第三節 ドイツの外交

ドイツはロシアを促して東亞に於て經營を行はしめ、日本との戦争を必然的ならしめんと企て、又日本をしてロシアと抗争せしむる爲めに、間接に日英同盟の締結を媒介し、又日露戦争の際に於ける中立的態度を豫め宣言し、以てロシアを東亞に縛り附け、ドイツの東境の壓迫を減せんとするの政策を追へることは、第一章に於て已に説ける所の如し。開戦前、明治三十七年一月三日に於て、ドイツ帝はロシア帝に對して、滿洲の占領と朝鮮の獲得とが必然的の事實なるを説けるが、戦争起りて後に於ても、ドイツ帝はロシア帝に對して、ロシアが勝たざるべからずして、又實際勝つべきものと爲し、朝鮮はロシアの有に歸せざるべからずして、又實際其有に歸すべきものと爲せり。ロシアは、ドイツが後顧の憂無からしむべきを約せるに依りて、ドイツ國境の軍隊及び兵器を極東に送るを得たり。

ドイツは戦争の際中立の態度を維持せんとせるも、ドイツ帝の同情は、自からロシアに向へり。東京駐劄のドイツ公使アルコヴァレーの東京よりの報告に關聯して、明治三十七年九月九日、ドイツ帝がビュローに宛て、外交官の考慮の爲めとして書き送れる文書中に於て、日本は黄白兩人種間の避くべからざる存亡決定戦争に於て、ドイツが前障を爲すを知るならんと言ひ、ヨーロッパ諸國がドイツの覆權の下に合衆國を組織して、相扶持せざるべからずとし、今日はロシアが白人の味方を代表するを以て、ドイツの同情は自からロシアに向はざるべからずと爲せり。此文書は、ドイツの覇權につきて説けるに依りて見れば、之をロシア人又は其他のヨーロッパ人に示すが爲めに故に作れるものに非ずして、直にドイツ帝の胸臆を披瀝せるものと認め

ざるべからず。ドイツ帝のロシアに對する同情は、ドイツの國家的利益の觀念と合して、戰爭中ドイツは、許多の點に於て、ロシアの爲に便宜を計り、ロシアに對して所謂好意的中立の態度に出でたり。ドイツのロシアの爲めに不當に便宜を計ることが、我國及びイギリスに於て盛に唱へられ、ドイツ船のバルチック艦隊に對する石炭供給に關しても、我國が之に抗議し、ドイツは我國の抗議を却けたるも、イギリスが我が抗議を支持し、ドイツもマダガスカル以東に於ては、之を戰場と稱し得べきの故を以て、ロシア軍艦に石炭供給を爲すをハムブルグ・アメリカ線會社に禁することを考量するに至れり。ドイツは裏面に於てロシアに便宜を與へたるも、表面上中立的態度を脱するを避け、旅順口より脱出して青島に達せるロシア軍艦に對しては、滞在時限に關する規則を勵行し、入港後四十八時間内に通航し得ざる軍艦は、武装解除を行はしめ、之を抑留せり。

明治三十七年七月、ロンドンのドイツ大使館参事官エックルドスタインは、イギリスとフランスとが、日本とロシアとの戰爭につき調停者となることあらば、其間の協商を強め、且つイギリス、ロシア間の接近を致すの虞ありとして、林公使とウィットとの間に、媾和談判の仲介を爲さんと欲するや、ビュローはイギリス、フランス兩國の調停の喜ぶべきにあらざるを認めたるも、ドイツは猶平和を致すに熱心ならずと爲し、エックルドスタインの媾和談判につき周旋を行はんとするを奨励せざりしなり。ドイツはロシアを東亞に縛り附くるの政策上、ロシアが其力を東亞に於て傾注するを求め、媾和の早きに失するを欲せざるなり。同年九月十九日、ドイツ帝はロシア帝に勸むるに、更に軍隊を滿洲に送るべきことを以てせり。

バルチック艦隊は、明治三十七年十月十五日レヴァルを出航せるが、其出航の少しく以前十月十日に於て、ドイツ帝はロシア帝に勸告して、黒海艦隊をも、ダルダネルスを経て地中海に出でしむべしと爲せり。ドイツ帝は、トルコ帝も之に反対せざるべしとし、他國も既成事實を黙過するに至るべしと説けり。ロシア帝も一時黒海艦隊を地中海に出だすことを考量せる如きも、海峽問題の惹起を恐れて、ドイツ帝の勸告を聴かずして止めり。或はドイツ帝の此勸告を以て、ロシアとイギリスとを相

争はしめ、ヨーロッパに於て對立する二大勢力間の鵝蚌の争に依り、漁夫の利を占めんと計れるものと爲す。

ドイツはロシア帝が、ドゥガー・バンク事件及びバルチック艦隊石炭供給事件につきイギリスに對して憤る所あるに乗じて、ロシアをしてイギリスに對する同盟條約を結ばしめんとせり。十月二十七日ドイツ帝はロシア帝に對して電報を送り、イギリスの新聞紙が、ドイツのバルチック艦隊に石炭を供給することの許すべからざるを説けるに依りて察すれば、日本政府及びイギリス政府が、ドイツのロシア軍艦に石炭を供給することにつき、聯合的の抗議を爲すことあり得べしとし、是の如き戰爭の脅威の結果として、ロシア艦隊が燃料の缺乏の爲めに進航するを得ざるに至るべしとし、此の新たなる危険に對して、ロシアとドイツとは、相提携して之に當らざるべからずとし、ロシアは先づドイツとの同盟を結びて後、ロシアの同盟國たるフランスをして、其のロシアと結べる同盟條約上の義務を想起せしめざるべからずと爲し、ヨーロッパ大陸の三強國間の結合成らば、アングロ・サクソン集團が之に攻撃を加ふることを躊躇するに至るべしと爲せり。而してフランスの加盟に關して、ロシアよりフランスに對し、イギリスが戰爭に参加する場合に於て、同盟義務を履行すべきや否やを問ふべしとし、斯の如くしてフランスは其進退を決せざるを得ざるに至り、デルカッセもイギリス艦隊が遂にパリを保護し得ざるを知るべきを以て、ドイツと共にロシアに與するに至るべしと爲す。ラムズドルフはロシアがドイツと緊密關係を結ぶは可なりとせるも、ドイツの提議せる所は、單にフランスをして憤慨せしめ、ロシア、フランス間の同盟の弛緩を生ぜしむるに過ぎずと爲す。然るにロシア帝は、大陸的聯合を以て、イギリスの破廉耻の行爲を控制すべき最良策と爲し、十二月二十九日に於て、電報を以てドイツ帝に答へ、北海事件に關するイギリスの行動に對し、ロシア帝の抱く憤怒の情を表するに足るべき言辭を存せずと爲し、ロシア帝は、ドイツの汽船がロシア軍艦に石炭を供給することに關するイギリスの行動に對し、ドイツ帝の唱ふる不平に全然同感なりと爲し、イギリスは中立規則を自己流儀に解するものと爲し、今や是の如き事の行はるるを止めしむべき時期なりとし、之を

成就するの唯一の道は、ドイツ帝の説く所の如く、ドイツ、ロシア及びフランスが、イギリス及び日本の驕慢無禮を止めしむる爲めに、直ちに協定を結ぶに在りとし、ドイツ帝の條約の要領を立案して、之をロシア帝に示すべきを求めたり。而してドイツ、ロシアが協定に一致するときは、フランスは其同盟國と行動を共にするの義務ありと爲し、三國の聯合は、世界に平和及び安息を與ふべしと爲す。

十月三十日ドイツ帝はビュローと計りて三箇條の條約案を作り、之をロシア帝に送れり。前文に於て戦争の限局を目的とする防禦的同盟なるを説き、條約第一條に於て、若し兩同盟國中の一國がヨーロッパの一強國に依り攻撃されるときは、他の同盟國は援助を與ふべく、必要の場合には、兩同盟國は協同して、フランスに對して、ロシア、フランス間の條約に基く其義務を想起せしむる爲めに行動すべしとし、其第二條に於て、單獨に敵と媾和を行ふことを得ずと爲し、其第三條に於て、援助の約束は、交戦國に對する石炭供給の如き行爲に對し、戦争終了後、中立規則の違反として第三國より責任問題を提出せる場合にも及ぶものと爲す。ドイツ帝は該案が恰も相互大災保險の如きものなりとし、ヨーロッパの侵略國に對する全然防禦的なる同盟條約なりとす。ヨーロッパの侵略國に對するに限れるの理由につき説明して、アメリカをして該條約に依り脅威を感じしめざるを要するが爲めなりとす。又ロシアとドイツとが、相提携するときは、フランスは公然二國の同盟に加はらざるを得ざるべしと爲す。而して是事が實現せば、中立違反の苦情も自から止むべく、平和の維持も可能となるべく、而してロシアは自由を日本を處分するを得べしと爲す。十月三十一日ドイツ宰相の官邸に於て、同盟問題に關する會議が開かれ、ホルスタインはロシア、ドイツ相合してフランスに壓力を加へ、大陸的結合を作るべきを説き、外務大臣リヒトホーフェン及びチルビッツ將軍は之に反對し、威力を以て強制してフランスとの同盟を作るとするも同盟として價値無しとし、チルビッツは、ロシアと同盟することにつきても、反對の意を表せり。

ロシア帝はドイツ帝の送れる條約案に加ふるに、ロシアが我國との戦争の結果として期待する勝利の獲物を擁護する義務を、ドイツに負はしむべき規定を以てして、條約案をドイツ帝に返送せり。ドイツ帝は是の如き規定を加ふるときは、人をして、兩國が防禦的同盟を結ぶに非ずして、土地併合の目的の爲めの特許會社の一種を作らんとするを疑はしめ、ドイツの利益の爲めに、別に何等かの秘密條款を存せざるを疑はしむるに至るべしとし、若し單にロシアの勝利の結果を奪ふべき提議を支持せざるの約束と爲さば、不可無しとせり。ドイツ帝は修正案をロシアに提出し、該修正案に於て、ヨーロッパに於ける平和の維持を以て條約の目的と爲し、又第一案に於て、必要の場合にロシア、ドイツが相協同して、フランスに向ひ、ロシアに對する其同盟義務を想起せしむべきことを定めたるを改めて、修正案に於て、ロシアが條約の條項をフランスに通知し、フランスを招きて、同盟國として之に署名せしむべしとするの稍穩和的なる規定と爲せり。而して修正案にしてロシア帝の容るる所とならば、ドイツ帝は直ちに之に署名すべしと爲す。同書翰中に於て、ロシアがベルシャ、アフガニスタン境上に於て軍事示威運動を行ふことを勧め、ベルシャよりインド境上に壓迫を加ふることは、ロンドンの狂熱的なる主戰論者に對する清涼劑たるべしとし、北海事件に於てイギリス艦隊が動かざりしは、ロシアがトルケスタンよりインドに入り、又はベルシャよりアフガニスタンに入るを恐れたるが爲めなりと爲せり。ドイツ帝が機會あればロシアとイギリスとを相争はしめんと計れるの状を見るべきなり。

十一月二十三日ロシア帝は修正案の受領を認むると同時に、ラムスドルフの説を容れて、兩帝の署名前に、フランスをして之を披閱せしむるを可とすべき旨を打電せり。然るにドイツ帝は、署名前にフランスをして之を知らしむるは危険なりとし、ロシア、ドイツが條約上に於て相互的援助の義務を有することを、絶對的事實として知るに及びて、始めてフランスをして其地位の危きに瀕するを恐るるに因り、平和維持をイギリスに迫るに至らしむるを得べしとし、フランスにして、ロシア、ドイ

ツ間の條約が猶草案に過ぎざるを知らば、直ちに之をイギリスに報道すべく、其結果として、イギリス及び日本はヨーロッパ及びアジアに於て、ドイツに對して直ちに攻撃を加ふるに至るべしとし、豫めフランスに告ぐるは、災禍を誘致すべしとし、之を爲すよりは寧ろ全然條約を結ばざるを以て安全とすと爲せり。『ドイツ帝の目的とせる所が、單にロシア、フランス同盟の破壊に在りたるや、又は其の聲明せる如く、眞にフランスを加へたる大陸的結合を作るに在りたるやの點を明白にするを得ざるも、ロシア帝がフランスに知らさずして署名を行ふことは、是れ其のフランスとの同盟の信義に背く所以にして、又ドイツ及びロシアがフランスを強制して同盟に入らしむる如きは、眞に忠實なる同盟國を得る所以に非ざること、初めより明白なり。』

ドイツ帝は十二月の初に至り、更に間接的に同盟に關する計畫の進捗を試みたり。イギリスに於て、ロシア艦隊に石炭を供給すると認めらるるドイツ船に對して、石炭の積込を禁じ、已に積込を行へる此種のドイツ船の、イギリス港津を出航するを禁じたるより、ドイツ帝は、其のイギリスに對して執るべき態度を決せざるを得ずと爲し、ドイツ帝はイギリス及び日本が、ロシア艦隊に石炭を供給せるの故を以てドイツに對して戦争を宣言する場合に於て、ロシア帝の援助を期待し得ざるや否やに關して、確たる擔保を求むると爲し、ロシア帝にして是の如き戦争の際、協同して戦ふの擔保を與ふるを得ざる時は、ロシア艦隊がマダガスカルを通過する後に於て、ドイツ船の之に石炭を供給するを禁せざるを得ずと爲す。而してロシアの援助の義務は、現在の戦争の終了後、所謂中立違反の問題の爲めに起るべき總ての紛争に及ぶべきものと爲す。而して後に至りフランスをも盟約に加はらしめ得べしと爲す。』十二月十一日に至り、ロシアは、ドイツが其好意的態度を維持するの義務を負はば、石炭供給の總ての結果につきドイツと事を共にするの宣言を爲すに至れり。然れどもロシアの援助の約束は狭く制限されたるを以て、ドイツ帝は更に一般的防禦同盟の締結を致さんと欲す。ビュローは、ロシア帝の在來の態度に依り、之をして一般的條約を結ばしむる能はざること明白なるの故を以て、上述の制限的なる約束の領承を爲すことを以て暫く満足すべしと説けり。

一般的同盟に關する談判は、ドイツ帝が十二月二十一日ロシア帝に對して、若しロシア帝にして、フランスに豫告せずして是の如き同盟の締結を行ひ得ずと爲さば、今は之を抛棄するを可なりとする旨を述べたるに依りて、一時中止されることとなれり。

明治三十八年二月二日、ホルスタインの記する所に依れば、ドイツが前年の秋に於てロシアとの同盟を求めたるは、フランスが東亞に於て分割計畫を提案し、之に依りロシアとイギリスとを接近せしむることに努力するに至るを恐れ、ロシアとの同盟を計ることに依り、斯の如き結合の成るを最も確實に妨げ得べしと爲せるが爲めなりとす。然るにルーズヴェルト及び其他の中立國人が支那分割に反對するを見るに至り、是が爲め土地の獲得は行はれざるに至り、又ルーズヴェルトは旅順口のロシアの手に存するを許さざるべく、ドイツがロシアと條約を結びたりとせば、旅順口をロシアの手に復するを約せざるを得ざりしなるべきを以て、ドイツとアメリカとの關係を危うするに至りしなるべしとし、一般的の同盟條約の前年秋に於て成らざりしを喜ぶが如き口調を爲せり。

日露戦争の際、ドイツは更に將來の重要問題につきロシアを拘束すべき約束を、之をして結ばしめんとせるが、不成功に終れり。明治三十八年二月ビュローはロシア政府に對して、ロシア、ドイツの間に一の協約を結び、オーストリアの内治事情の推移如何に關せず、土地に關する利益を求めざるべきの義務を相互的に負ふべきを提議せり。是れオーストリアの瓦解の際に於て、ドイツがドイツ人種の住するオーストリアの部分と併合し、ロシアがスラヴ人種の住するオーストリアの部分と併合することを、豫め相互的に禁止せんとせるものなり。ラムズドルフは此提議に對して熱心を示さざりしも、ドイツの一定の提議を爲すを要求し、且つオーストリアに對して談判を秘密にすべきを要求せり。ビュローはロシア側より一定の提議を爲さしめんとせる爲め、談判は四月中旬頃には中止するに至れり。

其後ドイツ帝は終にロシア帝を操りて、同盟條約の締結を行はしむるに至れり。明治三十八年七月十九日、バルチック海を

巡航してスウェーデンの一港に在りたるドイツ帝は、ロシア帝に電報を送り、ロシア帝にして會見に意あらば、之を行ふべきを告げ、ロシア帝はプエルケ（又はプエルコ）に於て會合することを提議し、七月二十三日及び二十四日、兩帝の間の會合がプエルケに於て行はれたり。此際ドイツ及びロシアの二國の擔保を以てデンマルクを中立化し、イギリスがバルチック海に於て攻撃を加へんとする場合には、戦争の際、ドイツ及びロシアがデンマルクの一部を占領して、海峡に關する自己の利益保全の策を行ふべきを、兩帝の間に約せるものの如し。二十四日の會合の際、ドイツ帝は、フランスがロシアに秘して、イギリスと東亞に關する協定を結べりと稱し、前年の秋のドイツ、ロシア間の同盟に關する提議に言及し、ロシア帝はフランスが其のドイツに對する關係より、共に行動するを欲せざるが爲めに、同盟を締結することを得ざりしものと爲し、ドイツ帝はドイツとフランスとがモロッコ問題に關して全然一致し、刻下に於て毫も障害を存せずと爲し、ロシア帝が前年の條約案を記憶せずと述ぶるや、ドイツ帝は直ちに其豫め準備せる同盟條約案を出して之をロシア帝に示せり。ロシア帝は之を一讀して異議なき旨を言明せるが如し。ドイツ帝は直ちに條約に署名することを提議し、是に於て二帝は署名を行へり。ドイツ帝はロシア帝に提議する前に、電報を以てビュローはホルスタインの説を容れ、ヨーロッパの一強國の攻撃の場合に限り應援義務が発生すると爲せるを改めて、ヨーロッパの内外を問はず、二國を敵とする場合に於て應援義務が発生することと爲さんとするの意見を出せり。ホルスタインは又別に、フランスに告げずして條約を結ぶことを不可とするの意見を出せり。ホルスタインの此意見はビュロー之を採らず、又ビュロー及びホルスタインの前述の意見も、ドイツ帝の顧る所とならず。署名されたる同盟條約に於ては、ヨーロッパに於て海陸軍の兵力を盡して互に相援助すべきを定め、義務とする所が、ヨーロッパに於ける援助に限らるるに至れり。又同盟條約は日露戦争の講和成立後に於て始めて効力を發生することと爲せり。ドイツ帝は其後ロシア帝に宛てたる通信中に於て、兩帝の條約に署名せる七月二十四日を以てヨーロッパの政治に於ける礎と爲し、世界の歴史に於て新

時期を劃すると爲す。ドイツ帝は、ヨーロッパの小國のみならず、當時ロシアの敵國たりし日本をも同盟に加へんと欲せることありたり。七月二十七日ドイツ帝は、日本もロシア、ドイツの同盟に加入することを欲することあるべしと言へり。ドイツ帝はモロッコ事件（後述）以來、ドイツに對して、イギリス、フランス、ロシア及び日本の聯合の成るを恐れたるもの如く、日露戦争の際、ロシアとプエルケ同盟條約を結ぶを計れるは、斯の如き聯合の成るを妨げんと欲するに出でたるもの如し。唯ドイツの聲明せる如く、眞にフランスを加へたる大陸的結合を作るの確定計畫を追へるや否やにつき疑を存せざるを得ず。ビュローは、ロシアに接近し、フランスをして動く能はざらしめんとすることにつきては、毫も反對の念無きも、ドイツ帝が國家の重大事につき閣臣と深く謀ること無く、專擅的に決定を爲すときは、自己は宰相たるの責に任ずるを得ずと爲し、辭職を許さんことを迫り、ドイツ帝が極力之を慰諭して、其職に留まらしめたり。此頃ドイツ帝が東亞の方面に於てロシアと日本との協商を致さしめ、日本をも結合に羅致するの考を抱けることありたるは、既に之を述べたり。

日露講和成りて後、ボルツマスより歸國の途次、ウィットはロミンテンに於てドイツ帝に會し、ドイツ帝はプエルケ條約に關してウィットと談り、ウィットは其宿論たる大陸的聯合の成れるを喜べり。此際ウィットは條文の詳細に關して説明を受けざりしが如し。九月二十六日ドイツ帝はロシア帝に向て、大陸的聯合がアメリカに依り側面を擁護せらるるときに於て、始めて全世界が「ジョン、ブル」の財産となることを妨げ得べしと爲せり。而してボルツマス條約已に締結され、將にプエルケ條約の實施期に入らんとする際なるを以て、外國に在るドイツ及びロシアの使臣に訓令して、一般的政策に關する總ての問題につき、協同的行動を執るべきを命ずるを可とすと爲せり。

十月中旬ボルツマス講和條約の批准交換ありて、プエルケ條約に定めたる該條約實施の時期至れり。是より先きロシア帝は、プエルケ條約とロシア、フランス同盟との關係につき憂慮し、ドイツ帝に書翰を送り、プエルケ條約がロシア、フランス間の

同盟と牴觸するの疑につきて説き、實施の困難を存することを述べたり。ドイツ帝は九月二十九日、ロシア、フランス同盟が直接にドイツを標的と爲さざる以上は、之と牴觸せざるべきを説けり。而してロシアのフランスに對する義務は、フランスのロシアに對して盡せる所以上に出でざるべく、戰爭中フランスは充分の援助をロシアに與へざりしと爲し、互に手を握り神明の前に宣誓して署名せりとし、署名せるものは動かすべからずと爲せり。ウィッテはロミンテンの會合の際、プエルケ條約の正文を讀まざりしもの如く、其のロシア、フランス同盟に牴觸することを思はざりしが如きも、ラムスドルフの説明に依り、實際に於て牴觸を生じ得べきを知り、條約が外務大臣の副署を経ざりしことの理由を以て、其拘束力を認め得ざる旨をドイツ政府に書き送れり。然るにビュローは已に署名せる所を動かす能はざる旨をウィッテに答へたり。十月七日に於て、ロシア帝はフランスをして敵に走らしむべからざるを以て、フランスが承諾せざる時は、プエルケ條約を修正して、ロシア、フランス間の同盟と牴觸無からしむるを要すと爲せり。ドイツ帝の十月十二日の書翰に於て、プエルケ條約を變更することを拒絶せざりしも、新たに變更の協定が成らざる以上は、既成の條約に據るべきものと爲せり。

十月二十日ウィッテが首相に任ぜられて後、ロシア帝に勸めて、普通の外交手續を経て、該條約に關する書翰をドイツ帝に送らしめ、ベルリン駐劄のロシア大使をして、フランスの加盟が其當時不可能にして、條約がロシア、フランス間の同盟と兩立し得ざるの故を以て、ロシア、ドイツ、フランス三國の一致し得べき時期に至るまでは、該條約は實施し得ざることを説かしめたり。十一月二十三日に至り、ロシア帝は、フランス政府をして直ちにプエルケ同盟條約に加盟せしむるの困難を思ひ、若し或るヨーロッパ國にして二國の一を攻撃することあらば、他の一國は、ヨーロッパに於て海陸軍の兵力を盡して之を援助すべしと爲せる第一條の規定は、ドイツ、フランス間の戰爭の場合には適用無きものとし、三國の協定が成るの日に至る迄、ロシア、フランス間の同盟條約上の義務が、完全に存するものとするの一條を、プエルケ條約に追加するの提議を爲せり。十

一月二十八日ドイツ帝はロシア帝に答へて、ロシア、フランス間の同盟條約が防禦的條約たるときは、プエルケ條約は之と矛盾するを得ざるべきを説けり。ロシア帝は更に之に答へて、ロシア、フランス間の同盟を以て防禦的なりとし、從てフランスの加盟する時に至る迄、ロシア帝の提議せる條項をプエルケ條約に加ふるも不可なるべしと説けり。アルジェジラス會議に於けるロシアの代表者に對してラムスドルフの與へたる訓令が發表されるに及び、ドイツ帝は、ロシア帝が已に自己の勢力を脱し、プエルケ條約が故紙に等しきを悟るに至れり。ドイツ帝がロシア帝を操りて署名せしめたるプエルケ條約は、却りてロシアの政策の轉回するの機會を作り、該條約廢棄以後、ロシア帝とドイツ帝との關係は疎遠となり、ロシアはフランスを介して漸次イギリスに近くに至れり。

日露戰爭に依りロシアが東亞に於て其力を疲らし、ヨーロッパに於てフランスを助くる能はざるに乘じ、ドイツはモロッコ問題を提起せり。明治三十八年の初に於て旅順口陥落せる後、ロシア國內に於て内訌が起り、而して滿洲に於てロシア軍が敗られ滿洲の大部分より撤退するに及び、モロッコ問題の提起の事あり。フランスがモロッコの「サルタン」に對して改革の一般的計畫を呈示し、之に關する談判を迫るや、ドイツはフランスが恰もヨーロッパ諸國を代表するが如くに行動すると爲し、其使節をフェッズに遣りて、ドイツがフランスの行動を承認せざることを「サルタン」に告げしめ、「サルタン」をして、フランスに對して強硬ならしめ、一八八二年のマドリッド條約の定むる諸國民の均等の原則を維持すべしとす。ホルスタインがドイツ帝の地中海巡航を機として、タンジリアに上陸すべきを提議し、ビュロー之に賛成し、三月三十一日に於てドイツ帝のタンジリア上陸を見るに至れり。ドイツ帝は「サルタン」の代表者に對して、獨立君主の資格に於ける「サルタン」に向て訪問を爲すものとし、「サルタン」の主權の下に、自由なるモロッコが、獨占無く、併合無く、絶對的均等の政策に依り、總ての國民の自由なる競争に對して開放されて存するを望むと爲せり。是れドイツがモロッコに關して、門戶開放主義と共に領土

保全主義を聲明せるものにして、當初に於てもモロッコ分割の利益に與かることを目的と爲さざりしもの如し。ドイツは當時フランスのドイツを疎外して、モロッコに於て勢力を樹立することを妨げ、フランスをして、ドイツを無視するの非を悟らしめ、フランスとイギリスとの協商をして、未だ成熟せざる前に萎靡せしめんと欲したるもの如し。ドイツ帝は支那の中立及領土保全の問題に依りルーズヴェルトの信用を得たるを奇貨居く可しとし、モロッコ問題につきルーズヴェルトの勢力を利用せんとし、三月六日ワシントン駐劄大使をして、アメリカに對して、ドイツと共に、モロッコの「サルタン」に向つて政治上の改革を行ふの必要を説き、「サルタン」が之を行はば、ドイツ及びアメリカがフランスに對する關係に於て「サルタン」を助くべき旨を之に告ぐることを求め、其後、ドイツ帝はアメリカ政府が、イギリスのフランスを助けずして、ドイツを助くるを欲する旨をイギリスに告ぐることを求むるに至れるも、ルーズヴェルトは悉く此等の要求を拒絶せり。四月末より五月初に互りてルーズヴェルトは、ドイツ、フランス間の植民問題を、恰もイギリス、フランス間の一九〇四年の協約の如くに處理するの提議を爲せる如きも、ドイツ政府の顧る所とならず。デルカッセは列國會議開催の議に反對して終に外務大臣の職を辭するに至り、ルーヴィエ外務大臣となり、ドイツとの協商を求めたるも、ビュローは先づ列國會議の開催を認むるに非ざれば、其議題につき審議するを得ずと爲せり。ルーズヴェルトもドイツ帝の依頼に依り、列國會議開催を承認することをフランス政府に勧め、六月下旬フランスも之を承認するに至れり。七月八日の公文交換に依り、モロッコに對する方針に關して兩國の間に一致を得たる點を明かにし、日露戦争の終了後、九月二十八日會議の議題に關する協定成れり。アルジェジラス會議は明治三十九年一月十六日開會し、此會議に於てモロッコ開港の警察の問題に關して、ドイツは殆ど孤立の地位に立つに至れり。ドイツはモロッコ問題に依り、イギリス、フランス間の協商に對して打撃を與へ得ざりしのみならず、却りて是等兩國の關係を一層緊密ならしめ、又イギリス、ロシアの接近を促し、三國協商の成立を致せり。

明治三十八年五月二十七、八日の日本海海戦に於て、ロシア艦隊が帝國艦隊の爲めに全滅せられ、ロシアの最後の勝利を収むるの希望は瓦餅に歸せり。アメリカ大統領ルーズヴェルトが調停を行はんとするや、ドイツはルーズヴェルトの共に調停に關係することを求めたるに應ぜざりしも、アメリカの調停の爲に便宜を與へんとせり。六月三日ドイツ帝は、ロシア帝に書翰を送り、ロシア人が戦争の繼續を欲せざることを明白となれるに拘はらず、戦争の爲に多く人を殺すは不可なりと爲し、國家の名譽は全國民が極力之を支持せんと欲する場合に於て、始めて之を重要視すべきものとし、國家の名譽の爲めと稱して不人望の戦争を繼續する如きは不可と爲し、強て繼續せんとせば、人民が起て其所信を貫ぬかんとするに至るべきを警告し、苦痛を忍びて媾和を行ふべきを勧めたり。而して日本人はアメリカを尊敬するを以て、ルーズヴェルト大統領が日本の不合理の要求を抑制するに最も適任なる人と爲せり。同日ドイツ帝はルーズヴェルトに打電し、アメリカの努力をロシア側につき支持すべしと爲せり。ドイツがアメリカの努力を支持せんとするは、一は、若しイギリス、フランスが相共に媾和に關する調停を爲すことあらば、日露戦争の終局の際、イギリス、フランスが各其同盟關係より相乖離するに至るべしと爲せる豫ての期望が空しからんとするのみならず、イギリス、フランスの協商が却りて鞏固となり、或はイギリス、フランス、ロシア及び日本の間、に協商成るに至ることの起り得べきを恐れたるが爲めなるべきも、又ロシアに於て革命運動の漸く激しからんとするを見て、革命がドイツに波及するを恐れ、速かに平和克復を致さしめんと欲せるに多少因る所なきを得べき乎。是より先き、アメリカ駐劄のロシア大使は、媾和に關する調停がルーズヴェルトより提議されることあらば、調停を拒絶すべき命令を受け居りたるもの如きも、ドイツ帝の書翰を受けたる後、ロシア帝は談判開始を承諾する旨をアメリカ大使に言明するに至れり。但し日本が承諾するに至る迄は嚴に交渉を秘密にすること、及び日本が不合理なる要求を提出せば、直ちに談判を破るべきことの二條件を附せり。ルーズヴェルトはドイツ帝の盡力に對して、アメリカの使臣をして謝辭を致さしめたり。

九月五日ポルツマス條約が締結されたる際、ドイツ帝はロシア帝に勧め、議會を開きて、之に媾和問題を議せしむるを勧めたり。ドイツ帝は議會をして媾和に關する責任を分擔せしむるを可なりとせるも、ロシア帝は議會に對して、當初より重大なる權力を附與するを欲せず。ドイツ帝の此勸告を爲せるの眞意は、ロシア帝の爲め、及び君主主義の爲めに、ロマノフ家の將來の安全を計るに在りたる乎、ロシアの當時の專制的制度を以てドイツの爲に危険なりと爲すに在りたる乎、若くはロシア國內に於て政府、議會の間に紛争の生じ、ロシアの國外に注意を向くるに餘裕なきに至るべきを計り、之を以てドイツの利益と思惟せるに在りたる乎、眞意の孰れに在りたるやを明にするを得ざるなり。

ドイツの日露戦役に關する態度は、他國の態度に比して複雑を極め、日露戦争を自己の利益の爲に利用せんとするの念慮が最も著しかりしなり。ドイツは日露戦争に於て我が連戦連捷を爲すべきを計る能はずして、戦争に於て兩交戦國が共に疲弊し、戦争後も相對峙するの勢を爲すべきを慮り、媾和條約に於て北清を兩交戦國の間に分たらしむるを可とし、ドイツは支那に於て膠州灣を保持し、漸次山東省に勢力を擴ぐることを以て満足せんとし、イギリス、フランスの支那に於て勢力を加ふるを妨げんと欲し、又支那を以てロシアに對する餌として、ドイツ東境の壓力を去らんと欲し、是に於て滿洲以外の支那領土の保全を求め、而してロシアが戦争に依り疲弊し、且つ東亞に於て我國と相對峙して力をヨーロッパに用ふる能はざる間に於て、ドイツはアフリカに勢力を擴げ、且つイギリス、フランスの協商に打撃を加へんと欲せるもの如し。而してドイツは後述する所の如く、アメリカのルーズヴェルトを利用し、支那の中立及び領土保全に關して、表面に立ちてイギリス及びフランスを控制せしめ、又之に依りアメリカとイギリス及びフランスとの關係を割かんとせるもの如し。明治三十七年のフランス、イギリス間の協商成るや、ドイツはフランスをロシアより割かんと欲し、イギリス、フランス間の協商が、フランスのロシアを助くるを妨ぐるの結果を生ずべきことをロシア帝に告げたり。ドイツは、又ロシアと同盟條約を結びて、之をイギリスより割き、

且つロシアをしてフランスに告げずして同盟條約を結ばしめ、ロシアをフランスより割き、露佛同盟の破綻を生ぜしめんとせるもの如し。而してロシア軍の破るるを見て、モロッコ問題を提起し、イギリス、フランス間の協商を破らんと試みたり。而して支那の中立問題に依りアメリカに近き、之を利用して、モロッコ問題につきフランスを壓せんとし、又是等の諸問題に依りアメリカをイギリス及びフランスより離れしむるの機會を求めたり。ドイツは強國が相結んでドイツに反對するときは、ドイツが其志を行ふ能はざるを思ひて、強國間の關係を割くに苦心せるもの如し。

ドイツは一方に於てロシアの侵略的行動を獎勵しながら、他方に於てアメリカに對して、支那の中立及び領土保全の維持につき、共に努力せんとするの態度を示せり。戦争起りて後幾も無く、ドイツ帝はルーズヴェルトに勧め、軍事行動地域以外に於て支那の中立を尊重すべき旨を、支那に利害關係を有する諸國より交戦國に勸告すべきを提議せんとせり。ルーズヴェルトはドイツ帝の提言に基き、二月二十日兩交戦國及び支那に對して、戦争中凡ての實際的方法に依り支那の中立及び行政的統一を尊重し、抗敵行爲の行はるる範圍を地方的に限局し、支那人の不相當なる激昂及び動搖を防ぎ、又世界の通商及び平和的交通をして、出來得る丈け損害を被むらざらしむることを熱望する旨を聲明し、而して支那に於て利害關係を有する諸國に對して、其協力を求めたり。アメリカの提議は、ドイツのアメリカに對する提言と異りて、軍事行動地域を中立尊重地域より明白に除外するに至らざりしが、ドイツ帝はロシア帝に勧め、軍事行動の行はるる地域を明白に中立尊重地域より除外し、其以外の地域に就きアメリカの提議を承認する旨を答へしめたり。當時ロシアは、支那が我國と同盟を結び、我軍が交戦區域以外の支那の土地を軍事上に利用すべきを恐れたるを以て、アメリカの提議につき利益を認めたるもの如し。後ドイツ帝は、人をして、イギリス及びフランスが支那分割に關する計畫を蓄ふる旨をルーズヴェルトに告げしめ、其結果とし後述すべき、明治三十八年一月十三日のアメリカ政府の宣言、即ち支那分割に關して諸中立國の自制を促す趣意の宣言を見るに至れり。

イツが支那の中立及び其の領土保全に關して、裏面よりルーズヴェルトに勸奨して、アメリカをして前後二回の宣言を爲さしめたるは、フランス、イギリスをして支那に於て土地を獲得せしめざらんとし、又ロシアに對する餌として支那を保存せんとするの考量にも因る所あるべきも、又ルーズヴェルトをして自己を信用せしめ、フランス、イギリスに對して疑念を抱かしめて、アメリカとイギリス、フランスとの間を割かんとするの企圖にも關係ありと言ひ得べきなり。ドイツはルーズヴェルトをして一時フランスを疑はしむるに至り、モロッコ事件の當初に於て、列國會議開催問題につき、ルーズヴェルトをしてフランスに對して勸告する所あらしめたり。然れども其後ドイツ帝は、モロッコ問題につき其豫期せるルーズヴェルトの支持を受くる能はずして止めり。

第四節 アメリカの外交及び日本ロシア間の媾和談判

アメリカに於て、ロシアが滿洲に暴威を振ひ、外國人の居留を禁ぜんとし、外國の商工業を壓せんとせるより、アメリカの利害上より、ロシアに對して反感を有せり。且つルーズヴェルトは、ロシアの政府を以て、殘酷にして、言行に表裏あり、中世的蠻行を取てするの政府なりとし、現在の制度の下に在るロシア人の如く虚偽、不誠實、驕慢にして、徹頭徹尾信用し難き者は未だ曾て無き所と爲せり。我國はアメリカの主張する門戶開放の主義及び領土保全の主義を承認せるを以て、アメリカ人が同情を寄せたるのみならず、ルーズヴェルトは我國の勝利を見て、我國人の武勇の風を慕へり。然れども我國人に對して滿腔の信用を置けるに非ずして、我國の將來の態度につき、當時已に幾分の疑念を挾めり。

我國が旅順口の襲撃を行へる略四週間前、明治三十七年一月十二日、日本政府は、戦争起らば、アメリカ政府が好意的中立を遵守すべきの保證を受けたりといふの説あり。ルーズヴェルトが明治三十八年七月二十四日に於て、其友人たるイギリス人

セシル、スプリング、ライスに與へたる書翰中に於て説く所に依れば、戦争が開始さるるや否や、ルーズヴェルトは極めて丁寧且つ慎重に、ドイツ及びフランスに向て、曾て一八九四年（原文は然るも、蓋し一八九五年の誤ならん）に於て、ロシア、ドイツ、フランスの行へる如き事を行はんとして、日本に反對して聯合を作る場合には、ルーズヴェルトは速かに日本に與みし、日本の爲めに必要な如何なる措置をも執るべきを警告せりと稱す。ルーズヴェルトはスプリング、ライスに對して、イギリス政府も同様に行動すべきを豫め知れりとし、自身の志す所を聲明する前に、イギリス人と協議せざることを、却りて良策と考へたりと爲せり。ルーズヴェルトの上述の警告的宣言は、ドイツ及びフランスに對して、干渉を行はざるべきことを警告するに止まらずして、干渉が行はるれば、アメリカが反對干渉を行ひて、ドイツ、フランスに抗敵するに至るべきを言明するものにして、極めて重要な宣言と爲す。干渉の實現すべき際、ルーズヴェルトが其宣言を實行せんとせば、アメリカの會議の問題と爲さざるを得ざるべきも、當時のルーズヴェルトの如き有力なる大統領より出でたる警告として、極めて重要視せざるべからず。ルーズヴェルトはヨーロッパの干渉の行はることあるべきを思ひ、而して干渉が我國に對して行はるときは、滿洲をロシアに委し、アメリカの利害が是が爲めに害せらるるを恐れ、且つ聯合干渉の結果として、支那分割の行はるに至ることあるべきを恐れたるもの如し。明治三十八年一月一日の日記に於て、國務長官ジョン・ヘーは、ルーズヴェルトが我國の再び勝利の結果を奪はるるに至ることを、決して許す能はざるの意見を有したるを記せり。

是より先き、日露戦争起りて後幾も無く、明治三十七年二月二十日ルーズヴェルトは兩交戰國及び支那に對して、戦争中支那の中立及び行政的統一が尊重さるべく、抗敵行爲の行はるる範圍が地方的に限屬さるべく、支那人の不相當なる激昂及び動搖を防ぎ、又世界の通商及び平和的交通をして、出來得る丈け損害を被むらざらしむることを熱望する旨を聲明し、而して支那に於て利害關係を有する諸國に對して、其協力を求めたり。ルーズヴェルトが此措置を行へるは、ドイツの提言に基く所あ

ること、已に之を述べたり。而してロシアがアメリカの提議に答ふるを躊躇せるに當りて、ドイツ帝はロシア帝に勸めて、承認の意思を表示せしめたり。『明治三十八年一月十三日に至り、アメリカ合衆國は又諸國に對して、ロシア及び日本の間の結局の談判の際、中立國中、支那の領土割譲の主張を爲すものあるべき事が、或る強國の杞憂となれるを耳にしたりとし、支那に關するアメリカの因襲的政策を述べ、領土獲得の意思なきを宣言し、他強國の同様なる宣言を行ふを求めたり。イギリス、フランスは之に對して賛意を表せるが、ドイツは全然其以前行へる宣言に依るべきを説き、暗に明治三十三年の所謂揚子江協約の趣意に依るの意を表せり。而して該協約の解釋に關してドイツの主張する所は、滿洲を該協約適用の地域より除外することに在り。ドイツの宣言は、一方に於てアメリカ合衆國の提議の趣意に賛成するの外觀を示すも、他方に於てロシアの滿洲占領を認むるは不可なしと議論するの餘地を残さんと欲せるに出でたるものとも解し得ざるに非ず。是より先き、ドイツ帝は、デルカッセがロシアとイギリスとの間に協商を行はしめ、媾和の後、支那の領土保全及び門戶開放を害せんとするの意圖を抱くの虞ありと稱し、明治三十八年（一九〇五年）一月五日其大使ステルンベルヒをしてルーズヴェルトに告げしむるに、ドイツ帝が深く時局を察して、フランスを首腦とし、支那の領土保全及び門戶開放を害せんとする強力なる聯合が將來に成らんとするを確信すと爲し、聯合の目的は、交戦者に對して、中立國に代償を與へざる媾和の不可能なるを悟らしめんとするに在りと爲し、斯の如き聯合の計畫を挫く爲めには、アメリカ合衆國が、國の大小を問はず、苟も極東に於て利害關係を有する總ての國に向ひて、媾和の爲め又は其他の理由に依り、交戦國の爲に盡せる所に對して、支那又は其他の地方に於て、土地又は其以外の代償等、如何なる形式に依るを問はず、自己の爲に代償を求めざるべきを約するの意あるや否やを問ふべきものと爲し、而してドイツ帝の意見に依れば、結局に於て、双方の交戦國に對して北清に於て領土の一部分を與へざるを得ずと爲し、該地域に於て、條約に依り門戶開放を維持し得べしと爲せり。而してドイツは固より劈頭第一に、自己の利益を求めざるの上述の

政策を守るべき約束を爲すの覺悟あるを述べたり。ルーズヴェルトの上述の一月十三日の措置は、ドイツ帝の此言に基く所ありと言はざるべからず。『ルーズヴェルトの上述の措置行はれたる後、二月四日に至り、ベルリン駐劄のアメリカ大使タワーは、ドイツ帝との談話をルーズヴェルトに報せり。該談話に依れば、ドイツ帝は、ヨーロッパに於て、日露戦争の終了の際の談判を利用して、相互的協約に依り、支那の一部分を永久的に占領し、依りて支那を侵略せんとするの計畫が構へられたりと爲し、ドイツ帝はフランスの手を経て、ドイツがフランス及びイギリスと相協力して、支那の土地に於て共に永久的支配を樹立せんとする趣意の公式の談判を受けたりと稱し、當時フランスの代議院長たりしゾーメが、パリ駐劄のドイツ大使ラドリンを訪ひて、此計畫を告げ、フランス及びドイツが一致せば、イギリスは協同的行動に加はらんとすと爲し、ドイツ帝にして之を欲せば、イギリスをして、支那に於ける其の領土取得の計畫を實行せしめ、フランスは東京より北方に其境界線を進むべく、ドイツは山東省の發展に關して自由行動を執るべきものと爲せりと言ふ。ドイツ帝はラドリンの報告を受けて、斯の如き計畫に對する反對の意思を表示せりと爲し、アメリカの措置の爲めに計畫が遂に成らざりしものと爲し、アメリカの措置を稱揚せり。ルーズヴェルトは二月十六日、タワー大使の上述の書翰に對して答へ、イギリスが支那の分割に關係するの意思を有せることを信ぜざるも、フランスに關して嫌疑を存すと爲し、ドイツ帝の爲せる所は世を裨益せりと爲せり。

明治三十八年七月二十九日、ルーズヴェルトの個人的代表者と桂内閣總理大臣兼外務大臣との間の談話に於て、桂伯が日本のフィリッピンに對する侵略的企圖を有せざるを言明し、東亞に於ける一般的平和の維持が日本の國際政策の根本主義なるを説き、此主義を遂行すべき最良にして唯一なる手段は、日本、イギリス、アメリカ三國の政府の間に協商を結ぶに存すと爲し、而して之に對して、ルーズヴェルトの代表者は、アメリカ大統領が、元老院の承認を経ずして、秘密なる協約を結ぶ能はざるを説き、然れども協約を存せんとするも、合衆國人は東亞の平和の維持に關して日本人及びイギリス人と一致せる意見を有す

るを以て、東亞の平和維持の目的の爲めに必要ある場合には、合衆國政府の適宜の行動が日本及びイギリスと協同して行はるることを期待し得べきこと、恰も合衆國が斯の如き行動を執るの條約上の義務を有する場合の如くなるべしと爲せり。而して朝鮮問題に關して、桂伯は朝鮮が戦争の直接原因なりとし、戦争の論理上の結果として、半島問題の徹底的解決が行はれざるべからずとし、若し戦争後朝鮮を其の爲す所に委せば、舊の如く濫りに外國と關係を作り、其結果戦争前の如く國際紛擾を招くべしとし、ルーズヴェルトの代表者も、桂伯の朝鮮問題に關して言ふ所の正當なるを認め、其個人的意見として、日本の軍隊に依り韓國に宗主權を設定し、韓國をして、日本の承認なくして條約を外國と結ぶを得ざらしむることは、戦争の論理的結果にして、且つ東亞に於ける永久平和に直接に貢献すべきものと爲せり。上述の桂伯とルーズヴェルトの代表者との間の談話は、明治三十八年九月二十一日の電報に依りルーズヴェルトの確認する所となわり。『是れ或人の日、英、米同盟の成立と稱せる所にして、公式の同盟條約といふべからざるも、アメリカ合衆國大統領が、東洋の平和維持の目的の爲に、日本及びイギリスと協同して適宜の行動を爲すの道義上の約束を爲せるものなるを以て、極めて重要視すべきものなり。該談話中に於て、アメリカは日本の朝鮮に於ける自由行動を認め、日本はフィリッピンに對して侵略的の企圖を有せざるを言明し、而して東亞の平和の維持に關して、必要あれば日本及びアメリカの協同的行動を考量すべきを約せるものなり。』

兩交戰國は共に列國會議の干渉又は他國の干渉を欲せずして、直接談判に依り媾和を行はんと欲せり。是れロシヤは一八七八年のベルリン會議の經驗を有し、我國は明治二十八年の三國干渉の經驗を有するを以てなり。フランスがイギリスと提携して調停を行ふの企圖に對しては、其のドイツの勢力を疎外するものなるを以てドイツが之に反對し、又列國會議に至りても、其の中立國に對する代償の問題を生ぜしめて、支那分割の勢を生ぜしむる虞ありて、ロシヤに對して支那を餌とし、ドイツ東境の壓力を去らんとするのドイツの政策が行ひ得ざるべきを以て、ドイツ帝は之に反對せり。『アメリカも、ヨーロッパに於

て計畫する所は、日本に對して不利を醸すべきを思ひ、列國會議、調停又は干渉の孰れなるを問はず、皆之を欲せざるなり。是の如く、兩交戰國も、中立國たるアメリカ、ドイツも、兩交戰國間の直接の談判に依り媾和の行はるるを欲せり。フランスのゾーメがドイツを誘うて、イギリスと共に調停を爲すの計畫を立てたりと稱せられたる際に於て、アメリカはドイツの發意を容れて、諸國に對して、中立國が支那の領土保全を認むべきことを主張するの宣言を爲せること、已に前に之を述べたり。明治三十七年夏、媾和に關してイギリス政府及びフランス政府が考慮せる所ありたるが如く、ウィットは林公使に面會を求めたるのみならず、當時に於てウィット以上の權力を有せるロシヤ人が、ロンドンに於てエッカルドスタインの仲介を以て林公使と交通し、林公使は當初非公式の談話を行へるが、終に媾和の基礎につき談判する爲め本國政府の委任を受けたりと稱せらる。然るに七月二十八日ブレイヴェが暗殺されたるが爲め、ウィットはロシヤに歸り、談判一時中止せるも、交信は猶一箇月も續行されたりと稱せらる。此談判は何の結果も無かりしも、此際直接談判に依りて媾和を行ふことにつき、双方の意見の一致せることが明白となれりと稱せらる。『明治三十八年（一九〇五年）ウィットはフランスの手を経て、媾和につき林公使に提言する所ありしが如きも、旅順口が已に陥れる後の事にして、林公使は先づロシヤより媾和の提議を爲さざるべからずと爲し、我國は媾和を歓迎すべく、媾和後ロシヤと親交を篤うすべき旨を述べたりといふ。』四月に至り更にフランスの方面より媾和の提議を見たり。フランスはモロッコ問題に當面して、ロシヤが日本と媾和を行ふを切望せり。我國は談判の意無きに非ざるも、敵國の同盟國たるフランスの周旋に依るよりは、寧ろ日本に對して同情を有するアメリカの周旋に依るを欲せり。是より先き、我國に於て外交當局者は、媾和談判を行ふに至らば、アメリカを仲介とするの便宜なるを思ひ、非公式的外交に依り、豫め暗に之が準備を爲せり。

ドイツ帝がタンジニアに上陸せる三月三十一日より四日を隔てたる四月五日に於て、デルカッセの本野公使に告げたる所に

依れば、我國にしてロシアの承認し得ざる割地及び償金の條件を提出せざれば、媾和の談判を行ふを得べしと爲し、而してデルカッセ自身は我國の媾和條件を知るを求めずして、條件は交戦國間の直接談判に於て審議するに委するを可なりと思惟する旨を告げたり。『本野公使は本國政府の訓令に基き、デルカッセに問ふに、ロシアが眞面目に媾和を希望せるものなりとの自己の所信を確かめべきや否やを以てせり。』デルカッセは、我國にしてロシアに取りて屈辱的なる割地、償金の條件を提出せざれば、ロシアは衷心より媾和を望むものなりと確信する旨を述べたり。本野公使は、フランスが直接談判を賛成するを聞いて喜ぶも、デルカッセの言に依れば、日本は直接談判に先ちて一定の條件を承認するを求めらるるものにして、ロシアは何等の拘束をも受けずして談判に入らんとしながら、我國の豫め拘束を受くるを求むるものなることを指摘せり。我國政府は本野、デルカッセ間の上述の談話ありし後、ワシントン駐劄高平公使に訓令する所あり。四月十八日高平公使はルーズヴェルトの不在の間、外交事務を攝理せる陸軍大臣タフトを見て、上述の経過を旅行中のルーズヴェルトに傳ふるを求め、且つ日本政府が大統領の單に兩交戦國をして談判せしむる爲めに行ふことあるべき友誼的周旋を拒絶するの意思無く、媾和は直接談判に依らざるべからざるも、直接談判を開かんとするに際し、或る國の友誼的周旋の必要なることあるべきを思ふ旨をルーズヴェルトに傳ふるを求めたり。

ルーズヴェルトは四月二十日タフトに對して、日本とロシアとの間に直接談判を行ふを可とするの意見を電報し、且つ我國が滿洲に於て門戶開放を維持し、且つ滿洲の土地を支那に復するの條件を守るべきの希望を表白せり。ルーズヴェルトの返答は二十一日東京に達し、四日後小村外務大臣は高平公使に打電し、其電報文をルーズヴェルトに示すを求めたり。該電報文中に於て、小村外務大臣は、滿洲に於ける門戶開放を維持し、且つ滿洲の土地を支那に復するの我國の方針を宣言し、而して談判開始を致す爲めに我國の執るべき措置に關して、ルーズヴェルトの意見を求めたり。是れルーズヴェルトが、婉曲に其周旋

を求むるの處置として解せる所なり。

四月二十七日ルーズヴェルトはコロラドに於ける旅行先よりタフトに書を與へて、小村男の通信を傳へたるタフトの最後の電報を見て當惑せりと爲し、然れども、其休暇を一週間短縮して、五月八日ワシントンに歸るべしとし、双方に於て留保する所無きを要すとし、先づカッシニ、高平の兩公使をして、腹藏なく談判せしむる爲めに會見せしむべしと爲し、タフトが此計畫を高平公使に提議し、高平が賛成せば、之を實行すべしとし、高平が賛成せざるときは、タフトより其旨をルーズヴェルトに打電すべく、又日本に對して、大統領が約十日後ワシントンに歸りて後、出來得る丈け速に事件に關係すべきを告ぐべしと爲せり。我國の方面に於て、カッシニの如き意見及び性格の人物と談判するも利益なきを説き、ルーズヴェルトがワシントンに歸る頃、日本が如何なる談判開始の方法を是認するやを大統領に告ぐるを得べしと爲せり。五月二日高平公使はタフトと會見し、上述の趣意の本國政府の電報を之に開示し、且つ自己の意見を述べたり。

日本が國力を傾けて、滿洲を席卷せんとするロシアの勢力を覆さんと計り、而して該地を支那に復し、門戶開放の主義を該地につきて認めんとするを以て、ルーズヴェルトより見れば、自己の主張する領土保全及び門戶開放の主義の爲に日本が戦ふものと思惟し、且つルーズヴェルトは日本人の武勇を愛好し、ロシア政府の腐敗を嫌惡せるを以て、ルーズヴェルトは日本人對して多大の同情を有し、日本が他國の干渉に依り再び戦勝の利益を奪はるるを傍觀せざらんとするに至れり。而して日本人の媾和を欲するを見るに及び、媾和の爲に努力するを辭せざらんとせり。且つルーズヴェルトは、當時已にアメリカ合衆國が事實上全世界の勢力均衡の中樞たるを信じ、又特に東亞に於ける合衆國の勢力及び利害を重要視し、又世界の政局に於ける自己の地位の重要なことを自任し、自己の日露戦争の終局に關係することを以て、當然の事と爲せり。且つルーズヴェルトはヨーロッパ強國の干渉が行はるれば、或は支那分割の問題を誘致すべきを慮れるもの如し。加之當時ルーズヴェルトをして

媾和に熱心ならしめたる他の理由を存するが如し。ルーズヴェルトは當時日本の猶餘力を有し、假令財政上の困難あるも、戦争が繼續せば、結局に於てはロシアの東部シベリヤの他を獲得するを得べきものと思惟し、而して日本をして獨り東亞に勢力を逞うせしむるを不可と爲し、ロシアをして東亞に於て日本と對峙せしむるには、媾和を早からしむるを可なりと爲せるもの如し。明治三十八年六月十六日ルーズヴェルトは、ロシアが戦争を續けて終に東亞より追はるるに至るよりも、直ちに日本と媾和するを良策と爲し、アメリカ人より言へば、ロシアの勝利は文明の打撃なるも、ロシアの東亞に於ける勢力として覆滅するに至ることも、ルーズヴェルトの意見に依れば、アメリカ人の爲に喜ぶべきに非ずと爲し、ロシアをして東亞に於て日本と相對峙せしめ、互に相牽制するに依りて穩當なるに至らしむるに如かずと説けり。

是より先き、明治三十八年一月中旬の頃に於ては、ルーズヴェルトは滿洲を支那に復するも、之を諸強國の指導の下に置くの説を爲し、高平公使に此説を告げたることあり。然れども媾和の頃に於ては、ルーズヴェルトは滿洲に關して、之を支那に復し、門戸開放の主義を該地に適用するを要求するに止め、而して滿洲に於て日本が此の二條件の下に優越權を有するを認むるに至れり。

上述の五月二日の高平、タフトの會見の時より六月三日に至るまで、媾和談判の開始は進捗を見ざりしが、其間にモロッコ事件が進轉し、ロシア國內の革命運動が盛なるを致し、且つ日本海海戦が行はれたり。日本海海戦及びロシアの革命運動は、兩交戰國の地位に著しき影響を及ぼせり。四月五日パリに於てデルカッセの提言せる媾和交渉は我國が全然之を斷絶せしむること無く、五月中も之に關する通信が行はれたる如きも、五月三十一日に至り、我國は公式に且つ確定的に、ルーズヴェルトに求むるに、直接に且つルーズヴェルトの動議及び發意に依り、兩交戰國に對して、直接談判を行ふ爲め相會合すべきの招請を行ふことを以てせり。

六月三日に於て、ドイツ帝はロシア帝に對して、ルーズヴェルトが我國をして其媾和條件を溫和にせしめ得べく、媾和の調停者として適當なるを説き、同日ワシントン駐劄のドイツ大使ステルンベルヒは、戦争の愚了が、總ての關係者の利益とする所なりとのドイツ帝の意見をルーズヴェルトに告げ、且つドイツ帝がルーズヴェルトの平和の爲に行ふべき努力を裏面より支持せんと欲する旨を告げしめたり。翌日ドイツ帝は、ベルリン駐劄のアメリカ大使タワーを経てルーズヴェルトに告ぐるに、ペトログラードの形勢危殆に陥り、最近の敗北に關する事實が人民間に知らるるに至れば、ロシア帝の生命も危かるべきことを以てし、ドイツ帝がロシア帝に對して、ルーズヴェルトの媾和に關する適當なる提議を爲すことを日本に勸むるに適任の人なるを指示せることを告げたり。ルーズヴェルトが六月五日ロッキンに與へたる書翰中に於て、日本に迫りてロシアに有利なる條件を容れしむるを欲せざるを以て、ドイツ帝の説く所は未だ全然自己の意見に合するに至らずと爲せり。

ルーズヴェルトは其のロシア駐劄大使マイヤーに訓電して、直接にロシア帝に謁見を求めしめ、ロシア帝に告げしむるに、大統領が現に行はるる闘争を以てロシアの爲めに全然勝利の望無きものと思惟し、之を繼續するは、東亞に於けるロシアの總ての領土の損失を致すべしと思惟することを以てし、若しロシア帝にして之を欲せば、大統領が單に自己の發意に依り行動して、談判開始に關し日本の承諾を求むべき旨を提議し、若しロシア帝にして承諾するときは、日本も亦之を承諾するに至るまでは、ロシア帝の承諾を絶対に秘密にすべしと爲し、双方が賛成の内意を漏らせるときに於て、始めて公然兩國に對して會合を承認するを求むるの手續を爲すべしとせり。ルーズヴェルトは哈拉賓と奉天との間の地點に會合地を撰むべきものと爲せり。マイエルは六月六日ロシア帝に謁見して、終に其承諾を得たり。ロシア帝は日本人が猶未だロシアの領土に入らざるも、樺太を攻撃するに至るべきを以て、其行はれざるに先ちて會合を爲すを必要とせり。マイエルの此事を報ずる電報は六月七日ワシントンに於て接受されたり。

ルーズヴェルトは六月八日公式に兩交戦國に對して、媾和談判を行ふ爲めに會合する爲めの招請を爲せり。我國は媾和の條件を談判し、媾和を締結するの目的を以て、全權委員を任命することを承諾せるも、六月十二日附のラムズドルフの返詞に於ては、二國が媾和の條件を協定し得ざるや否やを検する爲めに兩交戦國の全權委員の會合することに關して、日本政府が同様なる希望を表白する場合には、ロシア政府に於て主義上異議無しと爲せるに過ぎざるを以て、日本政府はロシア政府が媾和を締結するの充分なる権限を有する全權委員を任命すべきや否やに關するロシア政府の確答を得ることをルーズヴェルトに求め、ロシアにして是の如き全權委員を任命するの意あるに非れば、會合を爲すを欲せざる旨を述べたり。ルーズヴェルトはロシアの通牒の字句に拘泥し、又は之に關する問題を起すの愚なるを説き、日本人は其の腹藏無く、直截的なる行動に依りアメリカの輿論の同情を得たるに、今末節に拘泥して無用の論辯を行はば、忽ち同情を失ふに至るべしとし、一度双方の全權委員が會合せば、其事態が媾和を促すに至るべきを説けり。而して會合の地點に關し、ロシアはパリを提議し、日本は芝罘を提議し、双方共に他の提議を容れざりしより、ルーズヴェルトは更にヘーグを提議せるに、ロシアは其報に接するに先ちて、パリが採用されざれば、ワシントンに會議を開くの議を提出し、日本はヘーグを開會地とするの提議を拒みて、合衆國內の土地を撰むと爲せり。是に於てルーズヴェルトはワシントンを以て會合地とすべきを兩國に告げたり。然るにロシアは更にヘーグを主張するに至れるも、アメリカ政府は、已に決定を爲して世に公にせる所なるを以て、ワシントンを以て會合地と爲すことを強く主張し、ロシアも終に讓歩するに至れり。然るにワシントンは夏期の談判地に適せざるを以て、ポルツマスに於て談判が行はるるに至れり。ロシアはウィッテを正使とし、ローゼンを副使とせり。日本は實際に於て小村外務大臣を正使とし、高平公使を副使とせり。

ルーズヴェルトは、日本が過大なる要求を爲さば、媾和談判が破裂するに至るべしと爲し、高平公使に向て、旅順口及び朝鮮を得、又滿洲に於て優越的地位を有する以上には、要求する所少なければ少なきだけ益可なりと信ずる旨を説けり。又ロシアに對しては、若し戰爭が繼續せば、ロシアは東亞に於ける總ての領土を失ふこととなるべく、今日は戦局を回復すること困難なるを以て、媾和を爲すに如かざるを説けり。

兩交戦國間の媾和會議は、八月九日ポルツマスに於て開始されたり。ウィッテは朝鮮滿洲のみならず、支那本土につきても、日本、ロシアが同盟して相互の利益を保障するの目的を以て、兩國の間に同盟を結ぶの議を提出せるも、ウィッテの個人的意見に過ぎずして、小村全權の願する所とならず。日本全權委員は、戦中損害を被りたるが爲め中立港に避難して抑留せられたるロシア軍艦を、正當捕獲物として日本國に交附すべきを求め、又ロシアが極東の水上に於ける其海軍力を制限すべきを約するを求めたるも、ロシア全權委員は此等の要求を拒絶し、其後讓地及び償金に關する問題が重要となり、ロシアは此點に關しても、日本の要求を容れず。八月十八日ドイツ方面より、イギリス及びフランスが、ポルツマス會議の成功を得ざる場合に、相共に周旋を爲す爲めに意見の交換を爲せるの報道が傳へられ、而して同日ロシア駐割のアメリカ大使より、ロシア帝が領土及び償金の要求が抛棄されざる以上は、媾和を欲せざる旨の報道を爲せるより、ルーズヴェルトはウィッテをして其信用する人を自己の許に送らしめ、八月十九日ローゼンに對して、ルーズヴェルトの個人的意見として、樺太を二分し、其一部は之を讓與し、他の一部に對しては相當の金額を支拂ひて之が返還を求むることとし、金額は中立國人の委員會をして審査せしめて後、之を定むべしと爲し、此意見をロシア帝に傳ふべきを求めたり。然るに其前日たる八月十八日のウィッテ、小村兩全權の懇談的會合に於て、略同様なる趣意の折衷案が提議され、小村全權は妥協の結果如何の明白となる時に至るまで、大統領が決定的措置をロシアに向て執ることを猶豫すべきを求めたるも、時已に遅かりしと言ふ。

八月二十一日ルーズヴェルトは其の上述の意見がロシア帝の許に通ぜられたるや否やに關して疑念を抱き、アメリカ大使に

對して、直接にロシア帝に謁見を請ひ、ルーズヴェルトの個人的通信を親しくロシア帝に傳ふべきを訓令せり。該通信中に於てルーズヴェルトは、戦争繼續せば、日本の財政上の困難甚大なるに拘はらず、結局に於てロシアは東部シベリヤ地方を奪はるべしとし、現在の條件は、更に三十年前は日本に屬せし樺太の一部を日本に與ふるに過ぎずして、而して其北部を保有せば、以てウラディウオストック及び東部シベリヤ地方の安全の保障と爲すに足ると爲し、講和を爲すを勸めたり。而して八月二十三日に於て更に電訓を發し、樺太の一半の返還を得るにつき、金額は委員會の査定を経べき所と爲すを以て、ロシアが莫大なる金額の支拂を強ひらるること無かるべき旨を、ロシア帝に傳ふべきを訓令せり。二十三日に至りてアメリカ大使はロシア帝に謁見を許され、ロシア帝は讓地、償金の孰れをも承認せざるを説き、アメリカ大使の言ふ所に依れば、二時間の辯論の後、結局に於て、ロシア帝が樺太の北半の返還を償ふ爲めに纏まりたる金額を支拂ふべきも、其以外の讓歩を爲さざる旨を説くに至れりといふ。

八月二十二日ルーズヴェルトは我國に對して、金子男爵に宛てたる書翰の形式を以て、巨額の償金の爲に戦争を繼續せんとすることに關し、日本に對する友誼を感じる人々の間にも不滿の念を抱く者ありとし、是の如きことを行はば、輿論の非難が決定に影響を與ふべしと爲せり。ルーズヴェルトは其翌日更に金子男爵に宛てたる書翰に依り、我國政府に對して勸告を爲し、已に韓國及び滿洲を支配し得、ロシア艦隊を全滅せしめ、我艦隊を二倍にし、旅順口、大連灣、滿洲鐵道を得、之に加ふるに、樺太を得べしと爲し、日本は宜しく樺太を取りて償金に對する要求を抛つべく、金錢の爲めに戦争を繼續すべきにあらずとし、文明社會が、日本の、軍事上に於ける如く、道義上に於ても頭角を見はすことを期待すると爲せり。

八月二十三日小村全權委員は樺太の北半をロシアに復し、ロシアが樺太北半の返還を得るに對して、一定の金額を拂ふべきを公式に提議し、ウィットは日本が樺太の全部を保有せば、償金の要求を全然抛つべきやを小村全權に問ひ、小村全權は償金

の要求を抛棄するに同意せず。償金問題の爲め談判破裂の恐ありたり。二十六日に至り、小村全權委員とウィットとの間の懇談會が開かれ、ウィットは樺太を分割し、償金を拂はざるの案を提出し、小村全權にして償金の主張を爲さば、談判を破裂せしむべきの命令を受けたりと稱せり。八月二十五日に至り、八月十二日に於て第二回日英同盟協約の締結せられたる事實が新聞紙上に於て公にせられ、同日ルーズヴェルトはロシア帝に對して第二の勸告を發し、日本は已に樺太を占領せるを以て、ロシアが樺太を抛棄するも、實際上講和に依り領地を敵に取らるるものと言ふべからずと爲し、日本が其占領せる樺太の北半をロシアに復するに對して、ロシアが拂ふべき金額は、向後の談判にて決することとして可なるべく、仲裁的方法に依りて決するも可なりと爲せり。若しロシア帝が此條件を聴かざるときは、日本は戦争を再開すべく、東部シベリヤはロシアが之を有するを得ざるべしと爲せり。然れどもロシア帝はルーズヴェルトの勸告を考量せるの形跡無く、ロシア帝は一旦樺太の北半に代へて、纏まりたる金額を支拂ふべきを、アメリカ大使に對して述べたることあるも、後に至りウィットは、日本が依然金圓の支拂を要求せば、八月二十八日を以て談判破裂を致すべきの命令を受けたりと稱せり。ルーズヴェルト及び金子男爵とアメリカ聯合通信社長ストーンとの關係に依り、ストーンがドイツ帝をしてロシア帝に對して忠告せしむるの議を發し、二十七日附のルーズヴェルトの電報が翌日ドイツ帝に送られたり。該通信に於て、ルーズヴェルトはドイツ帝に對して、ロシアが樺太の北半を回復するに對して、中立國人が査定に與かるべき委員會の決定に従ひて金額を拂ふことを諾せば、講和が得らるべしとせり。而してロシアは別に償金を拂ふの必要無しとす。ロシア帝に對してドイツ帝は書翰を送り、ルーズヴェルトの提議は合理的且つ實際的なりとし、ロシア帝の期待に副へるを望む旨を述べたりといふ。ドイツ帝の考ふる所に依れば、名譽的の講和の總ての利益を確保するもの如しと爲せるも、固よりロシア帝のみが、獨り之に關する決定を爲すべきものなること言を須たすと附言せり。ロシア帝はドイツ帝の此勸告をも顧みざりしもの如し。

此頃ロシアに於て、日本の當時の状態に關して、日本の爲めに極めて悲觀的なる觀察が行はれ、我國が財政の困難の爲め媾和を爲さざるを得ざるものと爲し、一旦ロシア帝がアメリカ大使に對して承諾の意を表せる纏まりたる金額の支拂をも、之を約するを欲せざるに至れり。アメリカ大使の八月二十八日の書翰に於て、ロシアは絶対に償金を支拂はざるに決意せりと爲し、日本はロシアが内部の動搖の爲め、償金を拂ふも戦争を終せんと思ふべしと思へる如きも、ロシアに於ては、和戰の別るる所が金錢の問題となれりと解せられ、ロシアの新聞紙、人民、農民等、皆政府の措置を是認するに至り、ロシア内の主戰論者は其勢力を加へんとすと爲せり。八月二十九日ウィットは我國の要求せる十二億圓の支拂を拒絶し、單に樺太の南半を日本に讓渡すべきを提議し、小村全權は終に之を承諾するに至れり。而して五十度を以て兩國領土の分界線と爲すに至れり。

日露媾和條約に於て、ロシアは日本が韓國に於て政事上、軍事上及び經濟上の卓絶的利益を有するを承認し、日本政府が韓國に於て必要と認むる指導、保護及び監理の措置を執るに方り、之を阻礙し、又は之に干渉せざることを約せり。又兩國は滿洲より全然且つ同時に撤兵するを約し、兩國の占領地を全然清國專屬の行政に還附すべきを約せり。而してロシア政府は清國の主權を侵害し、又は機會均等主義と相容れざる何等の領土上の利益又は優先的若くは專屬的特權を滿洲に於て有せざることを聲明せり。而してロシア政府は清國政府の承諾を以て、旅順口、大連灣並に其附近の領土及び領水の租借權及び之に關聯する權利及讓與を日本政府に移轉讓渡するを定めたり。ロシアは又長春(寬城子)旅順口間の鐵道及び其一切の支線並に之に附屬する一切の權利及び財産を鐵道に關係ある一切の炭坑と共に、清國政府の承諾を以て、日本政府に移轉讓渡すべきを約せり。ロシアは又北緯五十度以南の樺太の南部、及其附近の一切の島嶼を日本に讓渡せり。ロシアは又日本海、オコック海及びベーリング海に瀕するロシアの領地の沿岸の漁業權を日本國民に許與する爲めに、協定を爲すを約せり。又俘虜に關し双方に於て其の保護給養の爲め費したる金額の差額を、ロシアより日本に支拂ふべきものと爲せり。

第三章 日露戦争の結果

最後に日露戦争の結果に關して一言すべし。日本は日露戦争の結果としてロシアの東亞に於ける侵勢を挫き、朝鮮に於ける其卓越的利益を完うし、滿洲に勢力を樹て、樺太の南半を獲得し、世界強國の一たるの地位を認めらるるに至り、第二回日英同盟協約結ばれて、日本は益イギリスと結束を堅うするに至れり。又日本の白人を撃破せることは、世界の各部分に於て、白人以外の人種の奮勵心を促すの結果を生ぜり。

イギリス及びフランスは日露戦争の開始に依り、各其同盟國の爲に戦争に引入れらるるを防がんとする爲め、日露戦争を機會として、其間の接近の歩を促進せり。而して日露戦争と、一部分は該戦争の結果たる第二回日英同盟協約の締結とに依り、ロシアは東亞に於ける膨脹政策を斷念するに至りたるを以て、此方面に於て我國及びイギリスとの利害の衝突を生ずるの虞無きに至り、フランスを介して、イギリスと協商して三國協商を作り、我國とも東亞に於て協商するに至れり。

ロシアは、東亞に於ける侵勢の停止の反動として、バルカン方面に注意を向くるに至り、間接の結果としてバルカン戦争を生ずるに至り、又セルビアの事に關してロシアとオーストリアとの間の衝突を促し、終に世界大戦の一原因を作るに至れり。

元來ロシアは東亞(極東)、中央アジア及びベルシャ(中東)又はバルカン(近東)の孰れか一の方面の進出を塞がるるときは、反動として他方面に進出するを常とせり。日露戦争の後東亞の進出を塞がれたる反動の勢に加ふるに、戦敗後の政府の威信回復の考慮を以てして、ロシアはバルカン方面に注意を向くるに至れり。是に於て三國干渉

以來のドイツの東亞政策、即ちヨーロッパに於けるロシア、フランス同盟のドイツに對する壓力を減する爲め、ロシアの手を東亞に縛り附くるの政策を實行し得ざるに至れり。日露戦争の際、ドイツは日本が連戦連捷の勢を以てロシア軍を破るべきを豫期せずして、ロシアが日本との戦争に於て、其力を疲らして後に日本を壓するに至り、戦後に於ても、ロシアと日本との對峙の状態が維持されるか、然らずとするも、戦後猶ロシアが東亞に於て其全力を用ひざるを得ざるべしと考へたり。故にドイツはロシア、日本をして相協商せしめずして、相戦ふに至らしむることを計れり。然るに日本の連戦連捷の勢と、其結果たるポルツマス條約とは、ドイツ人の意表に出で、ロシアの手を東亞に縛り附くるの政策は覆へされ、ポルツマス條約以後、ロシアはドイツの所謂背後掩護を必要とせざるに至れり。且つロシア人は、ロシアを東亞に誘ひ出して、其手を東亞に縛り附けんとせるドイツの政策の犠牲となれるを思ひ、日露戦争の失敗の怨をドイツに嫁せんとするに至れり。加之日露戦争中ドイツ帝が一旦ロシア帝をして結ばしめたるプエルケ條約の廢棄後の兩國政府間の隔意を以てして、ドイツ、ロシアは相乖離するの勢を加ふるに至れり。

日露戦争の間接の結果として、ドイツはロシアが戦争に全力を竭し、同盟國を助くるの餘裕なきに乗じ、モロッコ問題を提起し、以てフランスのドイツを疎外してモロッコに勢力を樹立するに至るを妨げ、又イギリスのモロッコに關して充分の援助をフランスに與へざるべきを計り、モロッコ問題に依りイギリス、フランスの協商に打撃を加へんと企てたるものの如きも、イギリスは斷然フランスを助くるの態度を示し、而してドイツのモロッコ問題に關して示せる高壓的態度と其權謀術數とは、フランス人のみならずイギリス人をも憤激せしめ、ドイツはモロッコ問題の提起に依り、啻にイギリス、フランス間の協商を打破するを得ざりしに止まらず、又ロシア、フランス間の同盟の弛廢を致すを得ざりしに止まらずして、却て共同の敵を有するの觀念を強めしめて、イギリス、フランス間の關係を緊密ならしめ、且つイギリスがフランスを介してロシアと結ぶに至る

の動機を作れり。三國協商は、日露戦争の際のロシアの東亞に於ける敗北を以て道を開かれ、アルジェラス會議に於て準備せられ、一九〇七年のイギリス、ロシア協商に依り成立するに至れり。日露戦争中、ロシアが戦敗を受け、殆ど外援なきの狀態に在るに乘じ、ドイツ帝がロシア帝を誘ひて結ばしめたるプエルケ條約は、其以後ロシア帝をしてドイツ帝の行動に對して警戒するの念を生ぜしめ、却りてロシア、ドイツ間の疎隔の情を生ぜしむるに至れり。

日露戦争はドイツが其のロシアの手を東亞に縛り附くるの政策の爲め、之を促進せる所なるも、該戦争の結果として、並に該戦争を機會としてドイツの提起せるモロッコ問題並にプエルケ條約問題の間接の結果として、ドイツとロシアとは相乖離するの關係を生じ、ロシア、フランス間の同盟は依然として變動なく、イギリス、フランス間の協商は益鞏固を加へ、イギリス、ロシアも相接近せんとす。是に於てドイツは包圍を受くるの感を抱くに至り、三國同盟は、其勢力の比較的減殺せることを感ずるに至れり。

第五 三國同盟の真相

世界大戦に至るまで三國協商と對立して歐洲の勢力均衡を構成せる三國同盟の真相は、久しく秘密裡に包まれ、其締結の事情も其條約の正文も、共に外交史家の暗中摸索に勞せる所たりしに、世界大戦以後オーストリア及びドイツに於て許多の秘密文書の公にせられたる結果として、真相の一斑を窺ひ知るを得るに至つた。オーストリアの一八七九年（ドイツ、オーストリア間の同盟條約の結ばれたる年）以後の外交文書は、ブリブラム教授が、外務省の許可を経て已に其一部分を公にし、且同教授が種々の文書及び著書を涉獵して條約締結等の事情の精確なる記述を試みたことは、外交史家に對して貴重なる研究材料を供給した。^(一)而してドイツに於ても、一八七一年以後一九一四年に至る外交文書を公にせんとするの計畫が實行の緒に就き、已に一八九〇年五月（ビスマルクの没落）に至るまでの外交文書が公にせられて、益三國同盟に關する研究に關して精確なる材料を得るに至つた。^(二)吾輩は曩に本誌上に於て（第二十卷第八、九號）露佛同盟の真相に關して一篇の記述を爲せる因縁あるを以て、茲に三國同盟の真相を諸君に紹介するの筆を執らんと欲するのである。

- (1) Die politische Geheimverträge Oesterreich-Ungarns 1879-1914.
(11) Die grosse Politik der europäischen Kabinette 1871-1914.

所謂三國同盟はドイツ、オーストリア、イタリア三國の同盟であるが、此等三國の同盟關係は一箇の條約に規定されたのではない。三國同盟の樞軸を成せるドイツ、オーストリアの同盟は東方問題に關するベルリン會議の翌年たる一八七九年に結ばれ、一八八二年に至りドイツ、オーストリア、イタリアの三國の間に所謂三國同盟條約が締結されるに及びても、ドイツ、オーストリア間の條約は依然として兩國間に有效なるものと認められ、特にロシヤに對する兩國の同盟關係を規定して居つたのである。故に三國同盟の同盟關係の全體を知らんとせば、單に所謂三國同盟條約なるものを檢するを以て足れりとせずして、別にドイツ、オーストリア間の同盟條約を檢するの必要を存するのである。

一八七九年のドイツ、オーストリア間の同盟條約の成立に至れる事情は、從來の外交史に於て已に論述され居る所であつて茲に之を詳述するは徒勞に過ぎざるべきを以て、簡單に事情の要領を擧ぐれば、左の如くである。

ビスマルクは、一八七〇年及七一年に於けるフランスとの戰役に於てドイツが戰勝を收めたる後、其完成せるドイツの統一を擁護し、ヨーロッパに於ける勢力を維持する爲め、オーストリアをしてフランスと結ぶに至らざらしめんと欲し、又ロシヤの東方に於て冒險的政策を執るに至らんことを憂へて、寧ろオーストリアに近くことを安全なりと認めたるより、ベルリン會議以後オーストリアに近き、漸くロシヤと離るるの勢を生じた。是に於てビスマルクはオーストリアと同盟してフランス、ロシヤに當らんとするの志を抱くに至つた。オーストリアはフランスを敵とすることを欲せざるより、遂に主としてロシヤを標的とするドイツ、オーストリア間の同盟が成るに至つたのである。ドイツ、オーストリア間の同盟條約の本文(原文はドイツ語)は在來マルテンス條約集に掲げられたる所と差異あるを以て、茲に本文の全部を譯載するのである。該條約の前文に於て、

該同盟條約は純粹なる防禦的同盟に關するものにして、如何なる方向に於ても之に攻撃的傾向を付することなかるべきを明言して居るのである。

(第一條) 兩締盟者の期望及誠實なる願望に背きて、萬一兩國の一方がロシヤより攻撃されることあらば、兩締盟者は其國の全兵力を以て互に相助くべく、此場合に於て協同一致を以てするに非れば、敵と媾和すること無かるべし。

(第二條) 締盟者の一方が他國に依り攻撃される場合には、他方の締盟者は、同盟者に對して攻撃者を援助せざるのみならず、少くとも同盟者に對して好意的中立の態度 (eine wohlwollende neutrale Haltung) を守るべし。
然れども此場合に於て攻撃國が、或は能動的協力の形式に依り (sei es in Form einer aktiven Cooperation) 或は攻撃を受くる者を脅すべき軍事的措置に依り (sei es durch militärische Massnahmen, welche den Angegriffenen bedrohen) ロシヤの支持する所となるときは、全兵力を以て相互的に應援すべきの第一條所定の義務が、此場合に於ても直ちに活動すべく、兩締盟者の作戰は協同の媾和締結に至るまで協同的たるべし。

(第三條) 本條約の存續期間は假りに批准の日より五箇年と定む。此期限の盡くる一年前に兩締盟者は本條約の基礎となれる事態が依然存續するや否やに關して談判すべく、其延期又は其或規定の結局に於ける變更につきて協議すべし。若し最後の年の最初の月の間に於て、孰れの締盟者よりも上述の談判を開くことを發議せざるに於ては、條約は更に三年の期間有効として更新せられたるものと看做すべし。

(第四條) 本條約は其平和的性質を有するに因り、且總ての誤解を防がん爲めに、兩締盟者に依り秘密に付せらるべく、之を第三者に告ぐることは、兩締盟者の一致に依り且特別な協定を経て、始めて之を行ふべきものとす。
兩締盟者はアレクサンドロヴオーの會見に於てアレクサンドル皇帝の意思として言明されたる所を聽きて、ロシヤの軍備は

實際に於て兩締盟者を脅すに至らざることを希望を抱き、之が爲め現在に於て本條約をロシヤ帝に通知するの理由を認めずと雖も、若し豫期に反して此希望の虚妄なるを知るに至らば、兩締盟者は、少くとも内密にアレクサンドル皇帝に通告するに、兩締盟者の一に對する攻撃が、兩締盟者に對して行はれたるものと看做さるべきを以てすること、誠實の義務の命ずる所と思惟す。

(第五條) 本條約は兩君主の承認 (Genehmigung) に依り其效力 (Giltigkeit) を發生すべく、兩君主の承認の後十四日の期間内に於て批准が行はるべし。

右證據として全權委員は本條約に自署し其紋章を捺せり。

千八百七十九年十月七日ウィーンに於て之を作成す。

アンドラッシー

ハインリッヒ七世、フォン、ロイツス

ドイツ、オーストリア間の同盟は、世界大戦の終了に至るまで兩國間に有效として認められたのであるが、特にロシヤを標的とする約束は、三國同盟成立以後に於ても、所謂三國同盟條約中に存せずして、ドイツ、オーストリア同盟條約中に存したのである。一八七九年九月該同盟條約は五年を有効期間として結ばれ、一八八三年三月に於て有効期間を一八八九年十月廿一日迄延長し、且該期限より前二箇年目の初の月に於て孰れよりも條約の基礎たる事情が存續せざるや否やにつき協議すべきを申出さざれば、更に三年間當然有効期限を延長すべきものと定めたが、其の後一九〇二年六月に至る迄は、該同盟條約の有効期間の延長に關して何等の公の協定を存せざる如きは極めて奇異の現象と言はねばならぬ。畢竟一方に所謂三國同盟條約存するを以て、其間三國同盟の存續につき何等の疑を生じなかつた爲めでもあらうが、ロシヤを標的とするドイツ、オーストリア

間の同盟關係は上述の兩國間の同盟條約を基礎とし、而して一八九二年十月より一九〇二年六月に至る迄の間は二國間に該兩國同盟關係につきては條約上の基礎を有せざるが如き状態に在つたのであるから、奇異の現象と稱すべきである。一九〇二年六月に至り始めて一の議定書に依り一八八三年三月の議定書の解釋論を定むるの形式を以て、若し三箇年の盡くる前二年目の初の月に於て孰れよりも、何等の提議を爲さざるときは、當然次の三箇年間有効期限が延長され、是の如くして、孰れよりも何等の提議なければ、同盟條約が自然的に三箇年毎に更新されるものと看做すことを定むるに至つた。是に於てドイツ、オーストリア同盟條約は、實際上永久的なる條約として認めらるるに至つたのである。

イタリアがドイツ、オーストリアの同盟に加入して所謂三國同盟を成すに至れるは、ビスマルクの畫策に依ると爲すこと、外交史論の常套であつたが、其真相を探るときは、當初に於てビスマルクはイタリアを同盟に加ふることに熱心ならずして却てオーストリア政府部内に於てイタリアを同盟に引くの説を爲すものありし形勢であつたが、其後に至りビスマルクはオーストリアに勸めて、讓歩を爲してもイタリアを同盟に引くべきを説くに至つた。而して三國同盟成立に終始最も熱心なりしはビスマルクに非ずして、イタリア人自身であつたことが明白となつたのである。

イタリアが三國同盟に加はるに至つたのは、フランスが其イタリア統一に於ける恩義を誇張し、動もすれば新興國を輕侮するの風を示せるより、却てイタリア人の憤る所となり、又イタリアはローマ問題につき舊教國たるフランスがローマ法王を助けんことを懼れ、而してフランスの北アフリカに於ける植民政策はイタリアの植民政策と衝突し、殊にフランスのチュニス占領はイタリア人の熱望の地を奪ひ、イタリア王朝をして人望を失はしめた等の事情に基づくのである。要するにイタリアは其所領の安固を求め、アフリカに於けるフランスの慾を抑へ、イタリア内の共和黨を制する爲め、ドイツ、及オーストリアとの同盟を求むるに至つたのである。

ビスマルクはイタリアの政治家の同盟に關する忠誠心につき疑ふ所ありしが如く、又同盟國としてのイタリアの兵力に信用を置かざりしもの如くである。オーストリアの政治家に至つても、イタリアを信用すること深からぬのであつた。ビスマルクは一八七九年のドイツ、オーストリア同盟成立の後ロシアとの良好關係を復するに腐心し、之が爲めにはロシア、オーストリア間の紛議を解決するの必要あるを説き、イタリアに對する關係は重要視せざりしが如くである。ビスマルクは一時「イルレデンチズム」(イタリアの土地恢復主義)の運動に對して、ローマに干渉を行ふをオーストリアに勸告するに至つた。然るにハイメレン等のオーストリアの政治家は、東方に於て利害の衝突を感じるロシアをして外援なきの地位に立たしむるを熱望し、イタリアをしてフランスに走らしめずして、オーストリアが一朝ロシアと事を生ずる際にイタリアの其背後を襲ふ如きこと無からしめんと欲した。是に於て當初はオーストリアが却てイタリアを同盟に引くことを思ふたのであつた。フランスの未だチュニス占領を行はざる以前、一八八〇年に於て、イタリアが三國同盟に關してドイツ、オーストリアの意見を探らんとするに當つて、ビスマルクはイタリアとの同盟の依頼し難きを説き、イタリアとの同盟に依り、フランスを不安ならしむることを不可と爲した。オーストリアのハイメレルはビスマルクの言を是認したが、イタリアの接近を求むるを素氣無く拒絶するを不可と爲し、イタリアと談判せんと欲するの意を示した。是に於て一八八一年の初イタリアより先づオーストリア政府に中立維持條約案——外國の攻撃の場合に相互的に中立を維持するの案——を提出した。此協定案の基調は一八七八年のベルリン條約に基く東方現狀維持の尊重である。オーストリア政府も之に對して答ふる所があつたが、結局に於て談判結果なきに終つた。

ドイツは勿論であるが、オーストリアと雖も、自ら進んでイタリアの同盟を求むるの意思なく、イタリアの方より接近するを待つ態度を執つた。一八八一年六月十一日ロシアと協商が行はれて後は、イタリアと接近することが、中央ヨーロッパの二國に取りて、一層必要の程度を減じた。

一八八一年五月フランスがチュニス占領を行ひ、之を保護國と爲すに及び、イタリア人は烈しくフランスの處置を憤り、且其反響としてイタリア國內に於て王家反對の運動が盛に行はるに至つた。是に於て一はフランスの慾を制する爲め、一はイタリア王家の安定を計る爲め、中央ヨーロッパの二國に依らんと欲するの念がイタリアの政府部内に於て盛なるを致した。一八八一年十月イタリア王がウィーンに於てオーストリア帝と會見を行つた。イタリアはビスマルクを仲立者として、擔保條約又は中立條約を結ぶことをウィーンに提議せんと欲したが、當時ビスマルクは猶仲立者の任に當るを欲せずして、イタリア自身を保護を求むるの國として自ら談判を中央ヨーロッパ二國と開始せざるべからずと爲した。ビスマルクは人をしてオーストリアのカルノキーに告げしむるに、如何なる條約をイタリアと結ぶも、獨りイタリアの利益に歸すべきことを以てしたが、同時にイタリア王室の地位を鞏固ならしむべきものなるを以て、無下に拒絶するも亦宜しからぬことを以てした。一八八一年十月以來オーストリアの政局に當れるカルノキーも亦君權主義を抱けるを以て、イタリア王の地位の鞏固を求むることビスマルクと同じかりしも、カルノキーも亦イタリアとの同盟を視ること甚だ重からずして、イタリアと同盟するが爲めにフランスと隙を生ずる如きことは斷じて之を避けんと欲した。

ドイツ、オーストリアが共に觀望の態度を取れるを見て、イタリア王は一八八二年一月より自ら進で中央ヨーロッパと接近する談判をドイツ、オーストリアに對して開始するに至つた。併しドイツ及びオーストリアは共に談判に關して充分なる熱心を示さずして、ビスマルクはイタリアの委員に對して議院政治の國と秘密條約を結ぶの困難を説き、ドイツ人に達する戸の鍵はウィーンに在りと稱し、イタリアが先づオーストリアと協定するの必要あるを説いたが、オーストリア、イタリアの間に立ちて仲立を爲すことを辭退した。二月二十日イタリアは止むを得ずウィーン駐劄のイタリア大使ロピラントをして、オーストリアのカルノキーに對し領土擔保條約締結の談判を行はしめた。イタリアが現在領土を相互的に擔保することを目的とする條

約をオーストリアと結ぶことは、一方に於て「イルレデンチズム」(伊太利の土地恢復主義)の主張を拋棄するを意味するのであるが、他方に於てローマの領有をオーストリアをして確認せしめ、ローマ問題の確定的解決を爲すの利益を收めんと欲したものであらう。然るにカルノキーは現在領土を擔保するの義務を負はずべき秘密條約は、議院政治の國に於ける大臣の結ぶ能はざる所なりとして、斷然之に關する談判を拒絶した。カルノキーは中立條約を結び、締約國の一つが他國に依り攻撃された場合に於て他の締約國が中立の地位を守るを約することと爲さんと欲したが、イタリアの全權委員たるロビラントは、中立條約がイタリアに取りて何等の利益をも齎すこと無きの故を以て、締結談判を拒絶した。蓋し中立條約に於ては、イタリアがフランスと戦ふ場合に於てドイツ、オーストリアがイタリアの背後を襲はぬといふ丈の利益をイタリアに對して認むるに過ぎないのであるが、是は中立條約を結ばずと雖も、ドイツ、フランスの敵視關係とドイツ、オーストリアの同盟關係との上より當然起るべきことであつて、之が爲めに中立條約を爲すの必要を、イタリアに於て認めないのである。然るに此頃よりビスマルクはイタリアを中央ヨーロッパに引き寄せるの利益を思ふに至つた。是れ當時のヨーロッパの不穩状態、殊にエジプト事件に關係する所があると見るべきである。ビスマルクは却てカルノキーに勸告するに、其中立條約説を固執すること無く、イタリアの要求につきて考量を與ふべきことを以てした。ビスマルクはイタリアがローマ問題につきフランスの確認を受くるを報酬として、フランスと接近するに至らんことを防ぎ、且イタリア、フランスの急進主義者が相助けて王朝を危殆に陥れんとするを妨ぐる爲めにはイタリアが挑發する所なくしてフランスの爲に攻撃を受けた場合に於て中央ヨーロッパ二國の援助を受け得るの希望をイタリアをして抱かしむるの必要なやを考量せねばならぬと説くに至つた。是に至りビスマルクは其當初の態度を變じて、イタリアと接近するにつきオーストリア政治家に比して著るしき熱心を示すに至つたのである。當時イタリアはフランスとの關係が緊張せるを以て、益中央ヨーロッパ諸國と結ぶの必要を感じた。而してビスマルクがイタリアと接近す

るに當り若干の讓歩を爲すに意あるを示し、又私かに同盟條約を結ぶの意あるを漏せるが爲め、イタリアに於て中央ヨーロッパと結ばんとするの論者が勢力を得るに至つた。然るにイタリアの内閣の首班たるデプレテイスは中央ヨーロッパと接近するに熱心ならずして、イタリア政府部内に於て議容易に纏まらざりしが如きも、終に同盟條約を結ぶを提議するに決した。

三月初にビスマルクはオーストリア政府に勸告するに、イタリアと防禦同盟を結び、挑發せずしてフランスに依り攻撃を受くる場合に於て相應援すべきを約することを以てした。蓋しビスマルクは同様の趣旨の勸告をイタリアの政治家に對しても爲したものであらう。オーストリアのカルノキーはオーストリア皇帝と計りて後ビスマルクに次の如く答へた。オーストリアは防禦同盟を結ぶことに異議なきも、特にフランスを標的とせずして、オーストリアの戦争を開くの虞ある唯一の國たるロシアに依る攻撃の場合にも適用されるべき一般的性質の同盟をイタリアと結ばんと欲するといふのである。イタリアは領土の相互的擔保を約するを欲して居つたがカルノキーは之を欲しなかつた。ローマ問題の關係のみより見るも領土擔保を約するはオーストリアに取りて好ましくならずと爲したのである。

三月二十二日に至りイタリア政府より次の如き提案を爲した。

原因の如何を問はず、フランスが挑發なきにイタリアを攻撃する場合に於ては、ドイツ、オーストリア二國は攻撃を受けたる者(イタリア)に對して全兵力を以て應援を爲すべく、フランスが挑發なきにドイツを攻撃する場合には、イタリアに同様の應援義務を生ずるものとす。

ドイツ、オーストリア二國がロシアと戦争する場合には、イタリアは好意的中立を守るべく、結局に於て武装的中立の態度を取るべし。此場合にフランスが敵ロシアを助くるに至れば同盟の應援義務發生條件に該當するに至るべし(イタリアが中央ヨーロッパ二國に應援するの義務生ずるの意)。

締約國の一又は多數が戦争を行ふも、上述の場合に該當せざるときは、他締約國は如何なる場合にも好意的中立を守るべく結局に於て應援を與ふることにつき協議すべし。

イタリアの提出せる此の同盟條約案は、當初カルノキーがビスマルクに結ばんと説ける如き一般的のものではないが、オーストリアをしてドイツとフランスとの間の戦争に加はるの義務を負はしめざる點に於てカルノキーの喜ぶ所であつた。然れどもイタリアがフランスの攻撃に因りて戦争を行ふ場合にはオーストリアがドイツと共に之に應援せねばならぬこととなれるに拘はらずオーストリアがロシアの攻撃に因りて戦争を行ふ場合にはイタリアは應援の義務を有せざることとなつて居るのであつて、是れオーストリアに取りて義務が偏重なるの嫌があるが、カルノキーは此點につき多く思念する所なかりしもの如くなるは極めて不可思議の事に屬すと言はねばならぬ。大體に於てイタリアの提案の條件が確定條約に於て採用されたのであるから、カルノキーは此點に於て其後繼者の厳しき批難を受けたのである。

カルノキーはイタリアの提案に接する前に、別に自ら一般的の意味を有せる同盟條約案を作成して之を懐にして居つたが、イタリアの提案を参照して案文に修正を加へ、之をビスマルクに計り、三たび案を改めて後、四月十二日之をウィーン駐劄のイタリア大使ロビラントに示した。然るにイタリア政府は四月二十七日ロビラントをして對案を提出せしめた。ビスマルクはカルノキーに勸むるにイタリアの修正を容るべきことを以てし、折衷的の修正を施したる點あるも大體に於てイタリアの修正を容れて條約案が確定し、一八八二年五月二十日カルノキー、フォンロイツス、及びロビラントが之に調印した。而して同月三十日に於て批准交換が行はれた。

イタリアはイギリスをして將來三國同盟に加はらしむることにつき協定せんと欲したが、ドイツ、オーストリアの賛成する所とならなかつた。唯三國同盟條約調印後幾も無く（イタリアの宣言は五月二十二日附又ドイツ及オーストリアの宣言は五月

二十八日附）如何なる場合に於ても三國同盟の規定がイギリスを標的とするものに非ざることを宣明する趣意の宣言を互に交換するに止めた。

第一回の所謂三國同盟條約の本文（原文フランス文）を譯すれば左の如くである。

（第一條） 締盟者は相互の間に平和及友交の維持を約し、締盟者の一の國家を標的とする同盟又は約束を結ぶこと無かるべし。

締盟者は將來起ることあるべき一般的の政治上、經濟上の問題に關して意見の交換を行ふべきを約し、且自己の利益の範圍内に於て相互的に援助を爲すべきことを約す。

（第二條） イタリアが如何なる原因に因るを問はず、自己の直接の挑發なくしてフランスに依り攻撃さるる場合に於て、他の二締盟者は全力を以て、攻撃されたる締盟者に應援を與ふべきものとす。

ドイツに對するフランスの直接に挑發されざる攻撃の場合に於て、イタリアが同様の義務を負ふものとす。

（第三條） 若し締盟者の一又は二が其直接の挑發なくして攻撃を受け、本條約調印國以外の二又は其以上の強國と戦争に従事するに至るときは、應援義務發生條件は同時に總ての締盟者に取りて存するに至るものとす。

（第四條） 本條約の調印國以外の一強國が締盟者の一の國家の安全を脅かし、脅かされたる者が是に依り止むを得ず該強國と戦争を爲すに至る場合には、他の二締盟者は其同盟者に對して好意的中立を守るの義務を負ふ。各締盟者は此場合に於て、若し適當と認めれば、戦争に参加し其同盟者と協同して戦ふの權能を保留す。

（第五條） 締盟者の一の平和が前數條に於て豫見せる事情の下に脅かさるときは、締盟者は、適當の時期に於て、結局に於ける協力の爲に執るべき軍事上の處置につき協議すべし。

締盟者は同一の戦争に協同従事する總ての場合に於て、其間の協同的一致を以てするに非れば、休戦、媾和、條約を結ばざるべきを豫め約束す。

(第六條) 締盟者は相互に本條約の内容及び存在につき秘密を保つべきことを約す。

(第七條) 本條約は批准交換の日より五個年有効に存続すべし。

(第八條) 本條約の批准は三週間内又は出來得れば之より短き期間に於てウィーンに於て交換さるべし。右證據として全權委員は各自本條約に署名し、其紋章を捺せり。

千八百八十二年五月二十日ウィーンに於て之を作成す。

カルノキー

ハインリッヒ七世、フォン、ロイス

ロピラント

上述の第一回の三國同盟條約中最も重要なものは、イタリヤが直接の挑發なくしてフランスに依り攻撃を受くる場合に於て、オーストリア及びドイツをして其全力を以て直ちにイタリヤに應援するの義務を負はしめた規定である(第一條)。ドイツがフランスに依り攻撃を受くる場合に於てはイタリヤは直ちに同様の義務を負ふも、オーストリアがフランスの攻撃を受くる場合に於ては、イタリヤが直ちに同様の義務を負ふことと爲して居ないことは注意すべきである(同條)。オーストリアに關しては他の強國がオーストリアと交戦中のフランスを助けて戦争に加はるに至つて始めてイタリヤに應援の義務を發生するのである(第二條)。オーストリアがロシアに依り攻撃さるる場合に於ても、イタリヤに應援の義務が直ちに發生することなく、唯オーストリアがロシアに依り其安全を脅かされたる爲めに戦争起りたる場合に於て、イタリヤが好意的中立を守るの義務を存する

に過ぎない(第四條)。又直接の挑發なくしてロシアに依りオーストリアが攻撃されたるに因り戦争起り、且他強國がロシアを助くる場合に於て、始めて、イタリヤの應援の義務が發生するに過ぎない(第三條)。

所謂三國同盟條約中には、ドイツ又はオーストリアがロシア一國と戦争する場合に於て、直ちに應援の義務あるを定むるの規定存せずして、ドイツ及びオーストリア間のロシアを標的とする同盟關係は、一八七九年に於て兩國間に結ばれたる同盟條約中に規定して居るのである。該條約は所謂三國同盟條約と相併行して有效なりしものである。此條約の存在は當時イタリヤ政府も之を熟知せざりし所の如く、イタリヤ政府は唯ドイツ、オーストリアの關係は兩君主の誓約を基礎とし、別に條約の正文を存せざるものと考へて居つた様である。

此條約に於て領土の擔保につき相約する所なきに注意せねばならぬ。イタリヤは領土擔保の約束を爲し、殊にローマの領有の擔保を求むるの希望を持つて居つたが此希望は容れられなかつたのである。又此條約に於てイタリヤは其植民政策の擁護に關する規定を挿入することも爲し得なかつたのである。

第一回三國同盟條約は防禦的の性質を逸しないのである。其目的は内外の擾亂に對して同盟君主及其國家を保護するに在るといひ得るのである。三國の領土擔保が存せざるも、三國は相互に他の攻撃又は其安全の脅威に對して相援助することと爲して居るのである。

防禦的の性質に關聯して看過すべからざるは、條約の前文に於て「一般平和の擔保を加へ、君主主義(Principe monarchique)を鞏固にし、之に依り相互の國家に於ける社會的及政治的秩序の金甌無缺の維持を確保する」の趣意を以て三國君主が本條約を結ばんと欲するに至つたと説明して居ることである。君權を強めて之を社會主義的又は無政府主義的破壊運動に對して擁護することが、當時の三國の政治家の條約締結に關する目的の一であつた。イタリヤの王室が、此條約締結に依り中央ヨーロッパ

パの君權主義の國と近づくを得て、其鞏固を加へたことは争ふべからざるの事實である。

三國同盟條約の締結に依りイタリア王室が利益を受けたのみならず、イタリアの國家は僅少の犠牲を以て孤立の地位より脱して、強國の伍班に列し、フランスに對する危惧の念を解くを得た。而してイタリアが同盟條約に依り負ふ所の義務のオーストリアに比して輕きこと前述の如くである。

オーストリアは此條約に依り其ロシアと事ある際に、イタリアが其背後を襲ふの虞を解くを得た。但しイタリアがフランスに襲はるる場合に於ては、イタリアに應援の義務あるも、オーストリアがロシアに襲はるる場合に於ては、イタリアに此義務なきは權衡を得ずして、オーストリアの側の締約の任に當れるカルノキーの大失態なりとして批難さるる所である。當時カルノキーはドイツがフランスと戦争する場合に於て、オーストリアの此の如き戦争に引入らるるに至るを避くに急にして、イタリアの提案の趣意に基ける第二條の規定が、オーストリアに此義務を負はすることなきを喜で、イタリアとオーストリアとの負擔の割合の不權衡に深く思を致さざりしもの如くである。

ドイツの三國同盟條約締結に依り受くる所の利益は、一は其フランスを敵とする際又はオーストリアと共にロシア、フランス兩國を敵とする際に於て、イタリアをして敵に加はらざらしむる點である。又一は其フランスに對する防禦的戦争に於てイタリアを味方に加はらしむるの期望である。ビスマルクはイタリアの兵力的援助に多大の期待を懸くること無かりし如きも、オーストリアはドイツがフランスと戦争する際に應援の義務を負ふを欲せざりしを以て、ドイツの防禦組織に於て缺陷あるを免かれなかつたが、是に至りイタリアをして應援せしむべきを定めて、ドイツの防禦組織の缺陷を多少補ふことを得たのである。

二

第一回の三國同盟條約がウィーンに於て締結された以後、オーストリア、イタリアの間の關係は、政府としては良好なりし外觀ありて、イタリアの當局者も機會ある毎に盛に三國同盟を謳歌し、同盟に對する誠實の意を言明することを怠らなかつたが、民間に於てはオーストリア人とイタリア人との間に互に惡聲を放つを見ること屢であつて、兩國の新聞紙上に於て事に觸れて激論を闘はすこと稀でなかつた。イタリアに於て「イルレデンチズム」(イタリア恢復主義)の議論屢唱道され、又イタリア王が一八八一年十月ウィーンを訪問せるに對し、オーストリア帝が早く禮を返してローマを訪問することを得ざる事情ありしより、イタリア人の感情を害したのである。ドイツ及びオーストリアに於て、中央ヨーロッパの二國が一旦ロシア又はフランスと戦ふ際に於て、深くイタリアに信頼し得ざることを考ふる者が少くなかつた。

イタリアが一八八五年以後西ヨーロッパ諸國の掣に倣ひ、植民政策に熱衷するに至り、同盟二國に豫告を與へずして突然マツサウアの軍事占領を行へることは、中央ヨーロッパの二國政府の、見て以て三國同盟の精神に矛盾すると爲した所であつた。此際(一八八五年四月)オーストリアのカルノキー伯はビスマルクに計るに、此點に關してイタリアの注意を惹くべきや否やを以てしたが、ビスマルクはイタリアの措置を批難せるも、イタリア人をして改悛せしむる爲めに之に時日を借すべきを答へた。

イタリアに於て曾てウィーン駐劄のイタリア大使として第一回三國同盟條約の調印に與つたロピラント伯が一八八五年六月外務大臣となり、カルノキーに對して三國同盟の更新を説くに至つた。第一回三國同盟は五年を有効期間として結ばれたもの

であるから、一八八七年五月二十日を以て有効期間が盡くるのであるが、ロビラントは第一回の條約の期限が盡くるに先つて第一回の條約に比して一層有利なる條件をイタリヤの爲に獲得せんと欲したのである。ロビラントはカルノキーに對して、在來イタリヤが其利益に關して同盟國に依り充分の支持を受け得ざりしことを説けるに對して、カルノキーは却てイタリヤが、條約締結當時の精神たる保守主義の爲に何等盡す所無く、イタリヤの内閣大臣にして往々革命的「イルレデンチズム」的運動を奨励する如き態度の示せることを諷め、イタリヤがオーストリアの支持を求めたる問題は全然オーストリアの利害に關係なき所にして、之が爲にオーストリアの熱衷するを得ざるは寧ろ當然の事であると辨じた。談判が是の如き調子となりしを以て、オーストリアとイタリヤとの間に三國同盟繼續の談判を進行せしむるを得なかつた。當時ビスマルクはカルノキーに依り談判の模様を報道せられて、ウィーン政府の態度を是認した。

一八八六年七月中ベルリン駐劄のイタリヤ大使ローネーが、ドイツの三國同盟更新につき發議を爲すべきを求めたる際、ビスマルクはドイツの是の如き措置に出づることはウィーンの見て以て高壓的と爲すべき所なるを説き、同盟の繼續はドイツに取りて第二位の重要な程度を有するに過ぎずと唱へ、イタリヤの求に應じなかつた。是が爲めイタリヤ人は同盟繼續につきオーストリアと直接に交渉せざるを得ざるに至つた。ビスマルクはウィーン政府に對して、イタリヤ人が一方に於てフランスとも談判を開き、其同盟を出來得る丈け高價に賣らんと試むるを以て戒心する所無かるべからざるを説いた程であつた。當時ビスマルクはイタリヤの地中海及アドリア海の現状維持を基礎として三國同盟の更新を求むるを容るべきや否やにつき意を決する能はずして、イタリヤがアルバニヤに垂涎すること衆人の知る所なるを以て、アドリア海の現状維持につきイタリヤが其約する所を誠實に行ふの意あるべきや否やにつき疑を容るるの余地ありと爲したのである。ビスマルク及びカルノキーは一八八六年七月キッシンゲンに會し、八月ガスタインに會し、兩首相は三國同盟に關して、地中海の現状維持擔保の義務を負ふ如き、

第一回同盟條約の定むる以上の義務を負ふ能はざるを以て、現存條件を變更すること無くして同盟を存續せしむるを要するとの意見に一致したのである。然るに主としてヨーロッパの形勢の變化に依り、ビスマルクは意見を改め、イタリヤに對して讓歩を爲し、之を同盟より脱せざらしむるを計るに至ることは後述する所の如くである。

一八八五年九月頃東部ルミリヤがブルガリヤに併合せられ、所謂ブルガリヤ問題が突發するや、ビスマルクの調停政策の結果として生じたるロシア、オーストリアの接近が破れんとし、而して次でブルガリヤ、セルビア間の戰爭を生ずるや、オーストリアが戰敗のセルビア王の爲に干涉し、而してロシアがブルガリヤに君臨せるバツテンブルグのアレクサンドルをして退位の止むを得ざるに立至らしむる等バルカン半島に於ける勢力の偏重の勢を制せるに對して、オーストリアが決然反對の態度を執れるより、ロシア、オーストリアの關係が益緊張を加へ、人をして二國間に戰爭の起るを慮れしむるに至つた。當時フランスに於てブーランゼーの率ある主戰論者がロシアの主戰論者と相應してフランス、ロシアの同盟を作り、中央ヨーロッパに當らんとする企圖を爲せるより、ビスマルクはロシアとフランスとの二強敵をドイツの腹背に受くるに至るを恐れ、全然オーストリアのバルカン政策に追從して、其結果ロシアをドイツの敵とするに至るを欲せず。寧ろオーストリアのロシアに讓歩を爲すを求めんとした。是の如きヨーロッパの形勢の變化に依りオーストリアはイタリヤとの同盟を繼續するの利益を思ふに至つたが、特にビスマルクに至つては、東西、前後に敵を受くるに至らんことを慮り、條件につき多少の讓歩を爲すも、依然イタリヤを同盟内に止まらしむるを熱望するに至つたのである。

ビスマルクはローマに於て同盟更新の宣傳を爲さしめ、而してイタリヤ政府をして、更新に關する其提議の冷淡なる拒絶に遭ふこと無きを信ぜしむるの手段を執つた。是より先きロビラントは一時ドイツ及びオーストリアの當局者の同盟更新に關する不熱心の態度に憤慨せるも、ビスマルクの間接の暗示を得て、九月の終に於て、三國同盟の更新に關聯して地中海問題を、

ルリンに提議するに至つた。ロビラントは一八八二年の三國同盟を其儘繼續せしむることに反対し、地中海問題の審議、特にトリボリの現状維持の審議を要求し、同盟國がトリボリのフランスに依り占領することなきを擔保するに非れば、イタリアの輿論は、寧ろ地中海の霸制問題に關してフランスと妥協的の解決を試み、之と接近するを可とすべきを説いた。ビスマルクはイタリアとドイツとの間の鍵はウィーンに存すると爲して、ロビラントの此提議をウィーンに移牒したが、イタリアを同盟外に逸せしむるの危険をウィーン當局者に指示するを忘れなかつた。而して又別にローマ駐劄のドイツ大使コイデルをしてロビラントと屢會合せしめて、同盟繼續に關する談判を爲さしめた。ビスマルクが當時フランスと開戦することあるべきを慮り、萬一東西より敵を受くることあらば、イタリアの援助の必要なるを思ひ、イタリアを同盟中に止まらしむるに熱心なりしを見るべきである。ビスマルクが當初の意見を改め、イタリアとの同盟を重するに至れる理由は、上述の如く主としてヨーロッパの形勢の變化に存すべきも、亦イタリアが爾來兵力を加へ、同盟を結べる當時に比して與國として依頼し得るに至れることをも考量せるものであらう。元來オーストリアとの關係に於て、ドイツが單獨にフランスと戰爭する場合にはオーストリアの力を借るを得ざることとなつて居るのであるから、フランスと事あらんを慮れたる當時に於てイタリアとの同盟を重するに至れるは當然の事であらうが、ビスマルクは當時イタリアとイギリスとの關係をも眼中に置いたものであらう。イギリスは地中海の利害に關してイタリアと協商せんとするのであるから、イタリアを同盟中に留まらしむることに依り、間接にイギリスを同盟系統に近かしむるを得るに至るのである。

イタリアの當局は中央ヨーロッパの二國がイタリアの同盟を必要とするを知り、機に乗じて有利なる條件を獲得せんと欲して、上述の地中海現状維持問題の外に於て、バルカン問題をも提議するに至つた。トルコのバルカン方面の土地、島嶼がロシアとオーストリアとの間に分割さるる場合に於て、イタリアも袖手傍觀するを得ざるを以て、適當の時期に於て之に關する通

知を受け、其利益を擁護するの機會を與へられねばならぬと爲すのである。

ビスマルクがイタリアの同盟更新に關する提議及び之に附帶する上述の地中海及バルカンに關する要求をウィーンに移牒するに當つて、若しオーストリアにして直接にイタリアと交渉して、協定に達するを得ば、ドイツは當然に之を賛同すべきを告げた。カルノキーはオーストリアをしてイタリア人のトリボリの占領と言ふ如き地中海計畫を支持せしむるの義務を負はしむるを欲せず、又バルカン問題にイタリアの直接に干渉するに至るを認むるを欲せざりしも、イタリアの提議を斷然拒絶するの不可なるを認めた。地中海問題につきては援助を外交手段に止め、軍事上の援助に及ぼさざらんと欲した。又バルカン問題につきては、トルコ分割はオーストリア及ドイツの政策とする所に異なるも、萬一此の如き事起る場合に於て同盟國たるイタリアを疎外することなきは當然の事であると爲したが、若しイタリアにして、フランスとの關係に没頭せる舊態を改めて東方問題に容喙するを求むるに至らば、恰もイタリアがフランスの攻撃を受くる際にオーストリアに應援義務を存するが如く、オーストリアが東方に於てロシアの攻撃を受くる際イタリアに應援の義務を負はしむべきや否やの問題の審議を要求せざるを得ぬと爲した。

ビスマルクはカルノキーの意見をイタリアに傳ふれば、イタリアをして三國同盟を離れしむるに至らんことを慮れたるもの如く、ドイツ皇帝ウイヘルム一世の意見として、イタリアを同盟中に留まらしむるの必要をカルノキーに對して力説した。而して地中海問題につきては、イタリアがフランスのトリボリ占領に對して抗議せる爲めにフランスに依り其ヨーロッパの所領に於て襲はるとき、他の二同盟國がイタリアを援助すると爲さば可なるべしとし、又バルカン問題につきては、イタリアをして不意に意外の變動に接することを免かれしむるを以て足るべしと爲した。カルノキーはイタリアの要求に對して妥協的の解決を求むるの必要を悟り、大體に於てビスマルクの意見に反対せざるもイタリアが、更に新なる要求、例へばアドリア海

問題を提起する如きことなきやを慮ると述べた。

然るにイタリアは一八八六年十一月の終に於てベルリン駐劄大使ローネーをして第一回の三國同盟條約に附加し之を完成すべき條約案なるものをドイツ政府に提出せしめた。該條約案の第一條に依り第一回同盟條約を確保し、批准交換の日より更に五ヶ年間其效力を延長するを定めんとするのである。其第二條を以て東方問題に關する規定を設け、三國がトルコ帝國に屬するアドリヤ海及エーゲ海の海岸及島嶼に關する領土の現状維持を目的として締盟國の一に有害となるべき領土の變更を妨ぐるに努むべきも、現状維持が不可能となれる場合に於て、オーストリア及イタリアの二國は他國の爲に脅かされる領土を一時的又は永久的に占領することあるべく、而して此の如き行動を始むる前に兩國は相互的代償の主義を基礎とし、双方の根據ある主張を満足せしむべき事前の協商を爲すべしとするのである。該條約案第三條に於て、各同盟國は外交政策に關する一定の問題につき、行動の自由を保留すべきものと爲すのである。ロビラントの言に依れば、イタリアはエジプト問題及びイギリスとの關係に關して行動の自由を保留せんと欲するものである。當時イタリアは已に地中海に於ける相互の利益擁護を目的として、イギリスと談判を開始したのである。該案の第四條はトリポリ及びモロッコに關するものであつて、ロビラントの最も重を置ける所である。ロビラントはフランスがトリポリに對して侵略を爲す場合に於て、イタリアが兵力に依り之を撃退せんとする時、又はフランスのモロッコに於ける行動の爲にイタリアがトリポリに對して攻撃を爲す場合に於て、フランスが之に對し兵力に依り争ふとき、又は上述の場合に於て、方式を踏める宣戰の後、フランスとイタリアとの間に敵對行爲が或はトリポリに於て、或はヨーロッパのフランス領土の一部に於て開始さるゝに至れるとき、イタリアが先づフランスに對して軍事的行動を執ると決せる後、兩國の應援を求めんと欲するのである。是れ他の攻撃を受くる場合に於て應援義務を認めんとする單純なる防禦同盟の性質を逸したるものであつて、從來防禦的なりし三國同盟の性質を變更せんとするものである。而して是れカル

ノキーの最も喜ばざる所の條款である。

ビスマルクはイタリアの同盟がオーストリアのロシアと戰爭する場合に於て極めて必要なるをカルノキーに説き、イタリアの要求を容れざる時は、イタリアをしてフランス及びロシアに走らしむるに至るべきを説き、ロビラントの要求を出來得る丈け多く、又出來得る丈け速に容るゝことをカルノキーに勸告するの擧に出でた。然るにカルノキーはイタリアの要求がオーストリアの利害の上より承認し得ざる所であるとし、フランスの直接の挑發なくして起るべきフランス、イタリア間の戰爭にもオーストリアが参加せざるべからざることと爲さば、オーストリアは特にイタリアの利益の爲に過重の負擔を負ふこととなり、到底オーストリアの承諾するを得ざる所であると爲した。又バルカン地方に於てイタリアは新に對等の地位を要求せんとするに、之に對して同等の負擔に任ずるの意なきが如きを怪まざるを得ぬと爲した。カルノキーは獨りイタリアの利益が重要視せらるゝ不權衡の條約を締結するを欲せずと爲し、之に關する熟慮の餘裕を與ふるを求め、又、イタリアの義務を加ふべき規定を設くるを求めた。

ドイツに於てフランスとの關係が緊張の度を加へ、加之ならず別にロシアとの紛議を醸さんとするの虞ありて、イタリアをロシア及びフランスに與せざらしむるを欲すること切なるより、カルノキーの態度に嫌焉たらずして、ビスマルクは遂にベルリン駐劄のオーストリア大使に告ぐるに、三國同盟條約の更新が實現困難とならば、ドイツは單獨にイタリアと談判すべき旨を以てするに至つた。ビスマルクの此の囑喝に依りカルノキーはイタリア人の要求に對する原則的の反對を爲すを止めたるも、ロビラントの提案に對する修正の名義の下にオーストリアの利益を擁護せんと試みた。其主張の重なるものは二あるのである。其一は同盟國が現状維持を約する區域(イタリア案第二條)をトルコ帝國の領土及島嶼に止めずして、バルカン諸國を含ましめんとすることである。其二はオーストリアがロシアに依り攻撃さるる場合に於てイタリアをして單に好意的中立の態度を守ら

しむるに止めずして、オーストリアに應援するの義務を負はしめんとすることはである。ビスマルクはカルノキーの主張の第一点につきても賛意を表しなかつた。是れビスマルクがオーストリアとロシアとをして相接せしめ、ロシアのフランスと結ぶの機会を少なからしめんと欲し、此目的の爲めにオーストリア、ロシア間にバルカンに於ける勢力範囲の分割を約せしめ、ブルガリヤをロシアの勢力範囲内に置かんと欲したるに、カルノキーの主張の如く、三國同盟條約に於て總てのバルカン國の現状維持を約することとせば、ビスマルクのロシアとオーストリアとの間に勢力範囲を分たしめ、以て兩國の接近を計るの企圖は行ひ得ざるに至るべきが爲めである。

又カルノキーの主張の第二点につきても、ビスマルクは之を喜ばなかつたのである。是れカルノキーの主張の如くオーストリアがロシアに依り襲はるゝときイタリアに應援の義務あることとせば、オーストリアは已に一八八一年及一八八二年の條約に依りセルビア及ルーマニアの應援を得べきを以て、オーストリアが其兵力と同盟の援助とを過信してロシアとの戦争を激成するに至ることあるべきを慮れたのである。且つビスマルクはカルノキーの此等の主張に依り三國同盟の更新が成立せざるべからば、イタリアが去りてフランス及びロシアと同盟するに至らんことを慮れたのである。

ロビラントはカルノキーの主張を以て單純なる修正に非ずして現存條約の基礎に對し根本的の變更を加へんとするものと爲し、之を承認し得ずと宣言した。而してオーストリアがロシアの攻撃を受くる際にイタリアに應援の義務を負はしむるが如きことを約するは、イタリアの當局をして歴史上絶大の責任を負はしむるものにして、之を約するを欲せずと雖も、假りに是の如き條款を設けるとせば、開戦前適當の時期に於て特別の協定を結び、協同的戦争より結局生じ得べき領土の變更を、衡平なる代償の基礎に於て處理せざるべからずと爲した。

ビスマルクはイタリアの主張を以て正當なりとし、オーストリアがイタリアを満足せしむべき返答を與へて、早く三國同盟

條約更新を行ひ得せしむるに至ることの希望を表白した。一方に於てビスマルクは一八八七年一月十二日の帝國議會に於ける演説に於て、東方に關する諸問題はドイツ人に取りては戦争の問題に非ず。ドイツ人をロシアと争はしむる爲めにドイツ人の頸に首輪を掛ける如きは何人に對しても之を許さぬと述べた。是は一はカルノキーをして反省せしめイタリアの要求を容れしめんと欲したものであらう。

ビスマルクのオーストリアに對する高壓的態度は却てオーストリア人を憤らしめ、カルノキーは一月十六日ウィーン駐劄のドイツ大使ロイスとの會見に於て、ロビラントの新要求を容るゝことを拒絶せるのみならず、其以前に爲せる讓歩をも撤回し、一八八二年の條約を何等の變更なく更新することを主張するに至つた。イタリアの東方問題に關する新要求たる、特別の協定を以て事前に代償を約するの要求につきては、カルノキーはイタリアがチロルを要求するに至らんことを慮れた如くである。又カルノキーはビスマルクの演説等の影響に依りオーストリアの威信の害されたるを憤れるのみならず、是等の影響として、又敵味方共にオーストリアが其東北境に於て外援なく、獨力を以て其利益を擁護せざるを得ざるを知悉するに至れる爲め、敵人は侮り味方は恐るゝに至り、是が爲めオーストリアは自己の利益範圍たるバルカン方面以外に力を分つべき約束を結ぶこと全然不可能なるに至つたと爲した。是れイタリアの提議せる地中海、特にトリポリ、モロッコに關する問題の審議を拒絶せんとするものである。

ドイツ政府はカルノキーに對して、イタリアが到底第一回同盟條約を其儘更新することに應ぜざるべきを説き、一方に於てカルノキーの杞憂を除かんと欲して、イタリアがチロルに於て領土の擴張を企圖すること無きを説き、又ドイツがフランスと戦争に従事する際、オーストリアに對し西方に於ける行動を要求すること無きを説き、以てカルノキーの讓歩を促せるも、カルノキーは固く執てイタリアの要求を容るゝを拒み、結局に於てトリポリに關するイタリア、フランス間の戦争にオーストリ

ヤを参加せしむるに至る如き約束を爲すを肯じなかつた。一方に於てイタリアは舊條約を其儘更新するを肯じなかつたから、談判は一時停止せらるゝに至つた。

ビスマルクは先づイタリア政府と交渉したる後、遂に一八八七年一月二十七日オーストリアに對して新たなる提案を爲すに至つた。此案に於ては、イタリアの提出せる初の案の如く、三國の共に調印すべき所謂附加條約中に於て、地中海、殊にトリポリ並に東方、殊にバルカンに關するイタリアの要求につき規定を設くるを止めて、三國の共に調印すべき附加條約を以て、一八八二年の第一回同盟條約は舊のまゝ之を更新するを定め、而して同時に二個の條約を結び、其一是ドイツ、イタリア之に調印し、其二是オーストリア、イタリア之に調印すること、爲したのである。ドイツ、イタリア間の條約に於ては、イタリアのトリポリ、モロッコに關する要求につき規定を設けたるも、オーストリア、イタリア間の條約に於ては、之に關する規定を設けざることとし、オーストリア、イタリア間に於ては、單にバルカン政策に關して新なる拘束を生ずるに止まること、爲した。而してバルカン政策に關しては、ロビラントは若し舊約の如くオーストリアがロシアに攻撃されるときイタリアの參戰を求めずして、イタリアの好意的中立の態度を守ること、を以て満足するに於ては、オーストリアがバルカンの土地の永久的又は一時的の占領の場合に於てイタリアに對し代償を與ふるを約するを求むるに止め、而して若しオーストリアにしてロシアの攻撃を受けたるとき、強てイタリアの參戰を求むるに至らば、更に上述の約束に加へて、イタリアの參戰前に於てイタリアの參戰に對する代償の問題を處理すべきこと、爲すを求めた。而してビスマルクはカルノキーにしてイタリアの提議を容れざるに於ては、ロビラントがドイツとイタリアの二國の間に於て條約を締結するの決意を有することをカルノキーに告げしめた。

カルノキーはビスマルクの三箇の條約を結ぶの案につきて大體に於て賛意を表し、唯イタリアのバルカンに於ける領土の變更につき代償を求むることに關聯して二點の主張を爲した。其第一點はボスニヤ、ヘルツェゴヴィナに關するものであつて、

同地の當時の永久的占領は當然決定的併合に終るべきものなるを以て、イタリアがボスニヤ、ヘルツェゴヴィナの併合の故を以て代償を求めざるべきを確めんと欲することはである。其第二點はトレンチノに關するものであつて、該地はイタリアがロシアに對してオーストリアを助ける場合に於ても、代償として之を要求せざるべきを確めんと欲することはである。

ベルリンに於てはカルノキーの妥協的態度を喜び、直ちに條約の調印を行ひ得べしと思へるに、更にイタリア政府の方面より而倒が生じた。イタリア政府は、オーストリアがトリポリ又はモロッコの事に因りイタリア、フランス間の戰爭を生じたる場合に於て參戰するの義務を負はざる以上は、オーストリア、ロシア間の戰爭に参加するの義務を負ふ意思なきを説くに至つた。是れ一はイタリア軍がマッサウア方面のドガリの敗北を受けたる報道が達したるが爲めでもあらう。ローネーはオーストリア、イタリア間の條約の新草案を提出した。該案に於てイタリアのオーストリア、ロシア間の戰爭に参加するの義務を認めざる代りに、イタリアの參戰の代償に關する規定をも除いたのである。ビスマルクはロビラントに説きて意見を改めしめんせらるも其效無く、止むを得ずウィーンに對して更に讓歩を求むるに至つた。

ビスマルクはオーストリアがロシアと戦へる間にイタリアをして好意的中立の態度を守らしめ得るときは、オーストリアは南方より襲撃を受くるの虞を解くを得べきを以て、強てイタリアが參戰の義務を負ふを要求して、三國同盟の更新を不可能ならしむるの必要なかるべきを説き、又新提案に依れば、トリポリに關してはドイツがイタリアを應援するの義務を負へるもオーストリアは毫も是の如き義務を負ふこと無く、而してバルカン方面の代償に關する規定を存するも、代償の實際問題を決するには特別の協定を結ぶを要し、オーストリアは場合に依り無期に協定を結ぶことを延期し得べきを以て、代償に關する規定は重要視するに足らずと爲した。ビスマルクはイタリアが新たドガリの戰敗を受け其自負心を傷けられたるを以て、若し中央ヨーロッパ兩國が之を疎外する形跡を示さば、フランス及びロシアと接近するに至るの虞ありと爲した。ドイツはオーストリ

ヤをしてイタリアに譲歩せしめ、以て三國同盟の更新を行はんと欲した。カルノキーのボスニヤ、ヘルツェゴヴィナ及びトルチノに關して主張せる所はビスマルクがイタリア政府をして之を承認せしめて、其旨をカルノキーに報道する所があつた。而して二月十八日ビスマルクはカルノキーに對して新條約案はオーストリア皇帝及びカルノキーの希望に副へるものなるを以て、之に變更を加へずして承認すべきことを勸告した。一方に於てカルノキーはロシアとの戦争の危険が迫れるを以てイタリアの好意的中立のオーストリアに利あるを思ひ、ロシア、オーストリア間の戦争にイタリアをして参加せしむることを強て主張せざるに至つた。

オーストリアが反對を撤するや二月二十日第二回三國同盟條約が締結され、三の條約及び一の手續書が調印された。三國同盟更新の事實は世に發表されたるも、其條文は輓近に至るまで秘密に付せられ居たのである。

一八八七年二月二十日調印されたる文書は總て四である。第一は附加條約と稱するものであつて、三國間の條約である。之に依り一八八二年五月二十日の同盟條約を確保し、該條約の有効期間の延長を定めた。第二はオーストリア、イタリア間の條約であつて、四條を有し其中最も重要な第一條に於て東方問題に關する二國の態度につき規定を設け、出來得べき丈け長く近東に於ける領土上の現狀を維持するの希望を有するを説き、是等地方に於て締盟者に取り有害なる領土の變更の發生するを妨ぐる爲めに其勢力を用ふべきを約し、自己の意向又は他國の意向に關して相互的に知識を與ふべき性質の總ての報知を互に相傳達すべしと爲した。但し事件の發展に依りアドリア海及びエーゲ海に於けるトルコの沿岸島嶼又はバルカン地方に於ける現狀維持が不可能となり、第三國の行動の結果又は其他に因りオーストリア、又はイタリアが自ら一時的又は永久的占領を爲し領土の現狀を變更せざるを得ざる場合には、是の如き占領を行ふ前に、豫め二國間に於て現狀以上に一國が得べき領土上又は其他の利益に對する相互代償の主義を基礎とし、二國の根據ある利益及び主張を満足せしむべき協定を結ばざるべから

ずと爲したのである。此條款中に於てバルカン地方の語を挿入したるは、オーストリアの要求に基づくのである。

第三は、ドイツとイタリアとの間の條約であつて、七條より成り、第一條は東方に於ける現狀維持に關し、唯オーストリアとの條約の如く、占領及び之が代償に關する規定を設けず、又バルカン地方の語を挿入しなかつたのである。第二條に於て第一條の規定がエジプト問題に適用無しとし、二國はエジプト問題に關して行動の自由を保留したのである。第三條及び第四條は、フランスに對するイタリアの攻撃的戦争にもドイツが一定の條件の下に參戰すべきを定めたものであつて、イタリアに取りて極めて重要な規定である。フランスが北アフリカに於けるトリポリ又はモロッコに於て、如何なる形式を以てするに拘はらず、其占領、保護又は主權を擴張するに至り、從てイタリアが地中海に於ける其地位を擁護するため自ら北アフリカの土地に於て行動を試むるか又はヨーロッパに於けるフランスの領土に於て非常手段を執るに至る場合に於て、其結果として生ずるイタリア、フランス間の戦争状態は、イタリアの要求あれば、當然にドイツに對して同盟の應援義務の發生原因と看做すべしとするのである。第四條は、フランスに對してドイツ、イタリアが協同して戦争を行へるに當り、イタリアがフランスに對し王國の境界の安全及其海國としての地位の爲め、並に平和の安定の爲め、領土上の擔保を求む場合には、ドイツは之を妨害せざるべく、必要あれば事情の許す程度に於て、イタリアの上述の目的を達するの手段を容易にするに努むべしと爲した。是れイタリアを同盟に引く爲めに、フランスに勝つ際に於ける土地の獲得を豫め承認したものであつて、ニス、コルシカ及北アフリカ沿岸地方等に關するものであらう。

第四の文書は手續書 (process-verbal) であつて、三國の全權委員が他の文書と同日に署名した所である。三國間の附加條約 (第一文書) 並に二國間の二の特別條約 (第二及第三の文書) が一體を成し、平和維持の目的の爲に存することを、三國全權委員の名を以て言明するものである。

左に第二回三國同盟條約（第一回の更新の條約）の本文を掲げんと欲する。其四の文書より成ること上述の如くである。

第一 所謂附加條約（三國間の調印）

前文に於ては三國君主が一八八二年五月二十日ウィーンに於て締結されたる條約に依り、其國家及政府の相互の間に成れる緊密關係を維持するの希望を抱き、附加條約に依り其有効期間を延長するに決意し、其爲めに全權委員を任命したことを述べて居る。

第一條

本附加條約の調印國の間に、千八百八十二年五月二十日ウィーンに於て締結されたる同盟條約は確保され、且千八百九十二年五月三十日に至るまで其全範圍に於て有効として存續せしめらる。

第二條

本條約は批准せらるべく、而して批准はベルリンに於て今より十五日又は出來得れば其以前の期間内に交換さるべし。右證據として全權委員は各自本附加條約に調印し、其紋章を捺せり。
千八百八十七年二月二十日ベルリンに於て之を作成す。

スツェケニー

ビスマルク

ローネー

第二 オーストリア、イタリヤ間の特別條約

前文に於ては兩國君主が同日附の附加條約を以て有効期間の延長を定めたる千八百八十二年五月二十日のウィーン調印の同

盟條約に對し、或る發展を與ふることを時宜に適すると認め、兩國家及び兩政府の相互利益を能く多酌せる特別條約を結ぶに決意し、其爲めに全權委員を任命したと爲して居る。

第一條

兩締盟者は出來得るだけ東方に於ける領土上の現状維持を欲するのを以て、本條約の調印國の孰れかに有害なる領土上の變更を防止する爲め其勢力を使用するを約す。兩締盟者は自己の意向並に他國の意向に關し相互的に知識を與ふべき性質の總ての報知を互に相傳達すべきものとす。

然れども事件の發展に依りバルカン地方又はアドリヤ海及エーゲ海に於けるトルコ領の沿岸及島嶼の現状維持が不可能となり、而して第三國の行動の結果として又は其他に因りオーストリア、ハンガリヤ又はイタリヤが自ら一時的又は永久的占領を行ひて現状を變更するを必要とするに至りたる場合には、二國中の一國が現状以上に收むべき領土上又は其他の利益に對する相互的代償の主義を基礎とし、兩國の根據ある利益及主張に對し満足を與ふべき協約を豫め兩國間に結びたる後に於て、始めて上述の占領を行ひ得べきものとす。

第二條

兩締盟者は相互的に本條約の内容に關して秘密を約す。

第三條

本條約は批准交換の日より有効なるべく、千八百九十二年五月三十日まで有効に存續すべし。

第四條

批准は今より十五日又は出來得れば其以前の期間内にベルリンに於て交換さるべし。

右證據として全權委員は各自本條約に調印し、其紋章を捺せり。
千八百八十七年二月二十日ベルリンに於て之を作成す。

スツエケニー
ローネー

第三 ドイツ、イタリヤ間の特別條約

前文に於て兩君主は相互的良好了解の精神を體し、同日附を以て有効期間の延長を定めたる千八百八十二年五月二十日のウーロン締結の同盟條約に依り兩國家及兩政府の間に成れる緊密關係を益鞏固にすることを欲するに因り、現在の事情に一層適應する特別條約を結ぶに決意し、其爲め全權委員を任命したと説いて居る。

第一條

兩締盟者は出來得る丈け東方に於ける領土上の現状維持を欲するを以て、アドリヤ海及エーゲ海に於けるトルコ領の沿岸及島嶼に於て、本條約の調印國の孰れかに有害なる領土上の變更を妨止する爲め其の勢力を使用するを約す。兩締盟者は自己の意向並に他國の意向に關し相互的に知識を與ふべき性質の總ての報知を互に相傳達すべきものとす。

第二條

第一條の規定は、如何なる方法に於ても、エジプト問題に適用なきものとす。該問題に關して本條約及び千八百八十二年五月二十日の條約の基礎となれる主義に反せざる以上は、兩締盟者は相互的に行動の自由を保留するものとす。

第三條

若しフランスがトリポリ州又はモロッコ帝國の北アフリカ領土に於て其の占領、又は保護、又は主權を擴張することあり

て、此事實に因り、イタリヤが地中海に於ける其地位を擁護する爲め、自ら北アフリカに於ける上述の領土上に於て行動を試みざるを得ずと信じ、又はヨーロッパに於けるフランスの領土上に於て非常手段を執らざるを得ずと信するに至る場合に於て、其結果として生ずるイタリヤ、フランス間の戦争状態は、イタリヤの要求に依り兩同盟者の共同の負擔に於て、當然に千八百八十二年五月二十日の條約第二條及第五條の豫見せる總ての結果を有する同盟の應援義務の發生條件を成すものと看做すべく、上述の場合が前記條款中に明記されたと同様なりと看做すべし。

第四條

若しフランスに對して協同して行へる戦争の結果として、イタリヤが其王國の境界の安全及び其海國としての地位の爲め並に平和の安定の爲めに、フランスに關する領土上の擔保を求むるに至るときは、ドイツは之に妨害を加へざるべく、必要あれば、事情の許す程度に於て、イタリヤの上述の目的を達する手段を容易にするに努むべし。

第五條

兩締盟者は相互的に本條約の内容に關し秘密を保つことを約す。

第六條

本條約は批准交換の日より有効なるべく、千八百九十二年五月三十日に至るまで有効に存續すべし。

第七條

批准は今より十五日又は出來得れば其以前の期間内に於て、ベルリンに於て交換せらるべし。
右證據として全權委員は本條約に調印し、其紋章を捺せり。
千八百八十七年二月二十日ベルリンに於て之を作成す。